

会 議 録

会議の名称		第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会		
開催日時		令和5年(2023年)5月25日 開会13:00 閉会15:00		
開催場所		つくば市役所 本庁舎2階 職員研修室		
事務局(担当課)		政策イノベーション部 科学技術戦略課		
出席者	委員	坂下座長、落合座員、鯉沼座員、鈴木座員、橋本座員、平山座員、藤光座員、水町座員		
	事務局	政策イノベーション部 稲葉次長、中山戦略監 政策イノベーション部 科学技術戦略課 前島課長、大垣課長補佐、高橋課長補佐、中村係長、東泉係長、岡崎研修員		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	3名
非公開の場合はその理由		-		
議題		(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について (2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について (2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて 3 その他 4 閉会			

1 開会

事務局（前島課長）：ただいまから第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を開会いたします。開会に当たりまして橋本座員が今回初めての御出席ですので、一言御挨拶をお願いいたします。

橋本座員：橋本と申します。前回仕事の都合で参加できず、本日初めての参加となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局（前島課長）：事務局の体制について、組織改編に伴いPIAを担当しておりました「スマートシティ戦略課」と「科学技術振興課」が統合し、4月から「科学技術戦略課」と課名が変更になりました。つきましては、つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項につきましても、担当課の記載が変更となりますので、資料をお配りしております。

続きまして事務局の職員を御紹介いたします。

[事務局紹介]

ここからつくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項の規定に基づき、座長に進行をお願いしたいと思います。坂下座長、よろしくをお願いいたします。

坂下座長：本日、皆さん御参集いただきましてありがとうございます。本日の議事は2件ございますので、よろしく申し上げます。また、会議の公開・非公開についてですが、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例によって、法令又は条例で定めがある場合を除いて原則公開になります。本日の懇話会は、非公開事由に該当しませんので、公開で進めて参りたいと思います。また、会議記録のために事務局において写真を撮影しますので御了承ください。次に本日配付資料の確認です。本日の配付資料一覧がありますので、御確認いただき、過不足がある場合には事務局までお知らせください。

2 議事

(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について

坂下座長：それでは本日の議事に入ります。最初に、(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について進めてまいります。水町座員は姫路市、西宮市のPIAの取組に関わってこられた御経験をお持ちですので、水町座員から姫路市・西宮市の事例について、まず御説明をお願いできればと思います。

水町座員：今日は10分程度で姫路市と西宮市のPIAについてお話しします。PIAという言葉だけ聞いたことはあるが、実際の評価のイメージが持ちにくいという方が、結構いらっしゃるのではないかと考えております。また、自治体におかれましては、特定個人情報保護評価を既に長年実施済みではありますが、特定個人情報保護評価の趣旨の理解が難しく、理解が浸透していない部分もありますので、特定個人情報保護評価書とはまた違う観点からPIAをご紹介します。今画面表示いただいているのが姫路で実施したPIAです。マイナンバーに関しては、法律上の義務で、全自治体が特定個人情報保護評価というマイナンバーのPIAを実施していますが、マイナンバー以外については特に法律上実施義務がないので、任意でやりたい自治体が行う形で進められていますが、事例は非常に限られています。姫路で平成30年に先進的なICTの取組を総務省の実証事業で行った時があり、それに対して私の方でPIAを実施したものが今映っているものになります。PIAは、個人情報を取り扱う何らかの取組に対して、プライバシーへのリスクがどんなものがあり、それを防止したり、軽減したりするためにどういう措置をとるのかという説明がPIAになります。姫路では分析基盤を作っていて、自治体は例えば住民基本台帳データ、子育てデータ、学校情報、健診情報と様々な業務上のデータを持っています。それを分析することで、根拠に基づく政策立案(EBPM)を実現するための分析基盤を総務省実証事業で構築しました。分析基盤というプロジェクトに対して、どういう効果を狙って何の目的で行って、それに

伴うリスクはどのようなものがあって、それにはどういう対策をしているのかということをしてPIAでやっています。その要約がこのページでして、分析基盤に取り込むデータは、個人情報が多量に多い。そこで個人情報に対するリスクを軽減するために、いろいろな措置を講じていて、主なポイントを5点まとめられています。姫路の場合は、個人情報から名前等を削除して、ぱっと見ても誰かわからない状態に加工したものを分析基盤に格納しています。また、市役所職員が自身の業務に必要な範囲に限り、その加工した情報をもとに統計処理して、生情報は見られない状態になっている。目的としては、分析結果をもとに政策立案・課題解決・住民サービス向上等を検討して、より良い行政を目指す。さらにこれを行うのは、地方公務員法上、守秘義務を負う市役所職員であって、守秘義務違反等には刑罰や懲戒処分が課されます。⑤がセキュリティ対策の話で、インターネット分離環境やその他セキュリティ対策を講じているというポイントをまとめています。要は、根拠に基づいて、エビデンスに基づく政策立案をしたいが、そのために元となるデータが必要である。ただ、個人情報をそのまま使う必要はないので、名前等を削除し、かつ、生の情報でなく統計処理した情報を扱い、かつ、統計情報を扱うのも市役所職員で、法的に守秘義務を負っており、セキュリティ対策も庁内の他の取組に準じて厳重な対策を行っているというものです。分析基盤のイメージとして、例えば、住民基本台帳データという住民票の元となるデータがあり、それを基にして例えば次のような分析ができます。市内の総人口ももちろん把握しており、出生数・転入転出・死亡者数、その推移、どこから引っ越してきたか、どこへ引っ越していくかという情報ももちろん持っています。それを統計分析することで、5年前に比べて今どうか、1年前に比べてどうか、5年後はどうなるのか等の様々な検討ができる基礎データをもとに政策を検討したいというものです。個人情報の取扱いというよりは「何かをやりたいからこういうプロジェクトを進める」という前提がわからないとなかな

か理解が難しい。このPIAでは、こういう分析基盤であり、期待される効果としてはこのようなことがあるということをまとめています。17ページからPIAの本質的な部分になりまして、「7 個人情報を不正に外部提供等されないか」とかいうのがプライバシーリスクです。要は、分析基盤でEBPMが実現されるというのはわかるけれども、個人情報が元なのできちんと扱ってほしい、個人情報に対して何かリスクはないのか、どんなリスクが考えられるかという観点から見出しに書いています。まず、個人情報が不正に覗かれ外部提供されないということに対して市が講じている措置というのを下に書いています。例えば、「個人情報が漏洩しないのか」に対して措置が書いてあります。統計という名のもとに個人情報が出まったり、加工が不適切だったりということはないかというのがこのスライドになっています。FAQに近いような形で、プライバシーリスクと対策をまとめています。

次に、西宮を御紹介します。西宮が同じような取組でJ-Storageを実施しています。姫路の場合は私の方でPIAを実施しましたが、西宮市自身で、個人情報保護評価とマイナンバーのPIAを基にした評価を実施いただいていたので、それに加えて私の方で意見を出したというものになります。取組概要、全体像、個人情報のポイント、私のコメント等をまとめています。西宮のものが、マイナンバーPIAを基にしているので、つくば市の職員の方におかれましてはそちらの方がイメージしやすいかと思います。ただ、私が作っている西宮のコメントも姫路のPIAも基本的にはマイナンバーPIA 特定個人情報保護評価書と項目や内容はほぼ一緒です。マイナンバーPIAの評価書の項目は私が内閣官房にいた時に作っていて、マイナンバーPIAは少し字が多すぎるといった問題があったので、それをビジュアル化した資料がこちらです。市の職員の方におかれましては西宮の全項目評価書を見ていただいた後に姫路のPIAを見ていただくと、対応関係がわかりやすいかなと思います。私からは以上です。

坂下座長：御説明ありがとうございました。またその他の自治体の取組につきましても、資料1の他市の事例、加賀市・加古川市に、まとめられておりますので、御参考までに御覧ください。今の水町座員からの説明や資料1の事例を踏まえて、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。平山さん
お願いいたします。

平山座員：市民目線で質問させていただければと思います。先ほど匿名化した状態でデータ分析をされているとお話があったかと思います。そもそも論として、何人ぐらいが住んでいて、どういうところに転出したかという先ほどの分析結果の情報であれば、究極的にはその市の内部で議論するのであれば個人情報そのまま匿名加工化しないで使っても普通の業務ではないかと一般的に考えてしまいそうなのですが、あえてそこはそういうふうにしなないといけないというのは何かあるのでしょうか。

水町座員：別にPIAをしなきゃいけないものでもないですし、匿名加工化や仮名加工化する法律上の義務はないですが、対策としてより良いということですよ。また、もう1つ要素を挙げるとすると、例えば子育て・健康支援など、市役所職員の方の自分の業務範囲内のデータであれば、元々生情報は見られるのでよいのですが、自分の業務範囲のデータではない関連データを横串で刺して、その方を取り巻く状況を踏まえて政策を考えたいという時に、自身の業務データ以外も分析した方がよいことがある。その時に自分の業務のデータ以外の生情報が見られてしまうと、統計分析の場合は生情報はいらないので、リスクを取ってまで生情報に触れる必要はないと市の方でそういう御判断をされたということですよ。

平山座員：ありがとうございます。今回のように匿名加工化した情報であれば、例えば西宮市や姫路市が、民間の企業と一緒に情報分析しようとした時に基本的には外に出しても差し支えないようなデータになっているという理解でよろしいでしょうか。

水町座員：外部提供はまた別に問題がありまして、やはり仮名加工情報の外部提供は結構リスクがありますし、匿名加工情報であってもいわゆる行政機関等匿名加工情報制度に則るかどうかもあります。統計情報であればそういうリスクはどんどん落ちていくのですが、例えばこの地域の方は健康リスクが高い、地域差別に繋がりがねないセンシティブな統計情報を外部提供すると、個人情報リスクとはまた違うリスクが出てきますので、市の中と外では検討の重みと要素が違うかとは思いますが。

平山座員：ありがとうございます。

坂下座長：他の方はいかがでしょうか、落合座員。

落合座員：具体例を見ていくのは参考になる部分があると思っておりました。

2つの事例を担当された中で、何かこの辺は難しいなと思った部分や悩まれた部分がありましたら、ぜひ御共有いただくと参考になるかと思いました。

水町座員：ありがとうございます。2点ありまして、1点目がPIAの前に条例等の法令解釈が難しい場合があります。つくばにおかれても、スーパーシティの検討に当たってPIAももちろん大事ですが、PIAの前に法令適合が求められますので、その検討をやった上でという話になると思います。その法令適合性の確認に当たって、姫路の場合も悩ましい部分や国との調整もあり、つくばにおかれても法令適合性を確認する十分な時間をもって御検討いただいた方がいいかと思えます。2点目は、市民委員の方にぜひお願いしたいと思うのですが、さっき私が示したPIAの例では、見出しがプライバシーリスクで、下の方に対策が書いてあると申し上げましたが、そのプライバシーリスクを考えつのが、我々では結構難しい場合があります。やはり様々な方の素朴なこのプロジェクトに対して、私の個人情報は大丈夫だろうかというその素朴な観点で見ていただきたいと思えます。

坂下座長：他に御意見ある方はおられますか。鈴木座員お願いします。

鈴木座員：御説明ありがとうございます。ホームページも見たのですが、こう

いった個人情報リスクのPIAが行われて、それを市民が知る方法として、ウェブやオンラインでどのように公開されていて、「市民が知りたいな」と思った時はどのように知る方法が準備されているのでしょうか。

水町座員：ホームページで公表されておりますので、内閣府の外局である個人情報保護委員会のホームページ上で、マイナンバーPIAについては全評価書が国のサイトですべて見られて、検索もできるようになっています。その他自治体におかれては自治体ホームページで公開されていたり、自治体によってパブコメにかけたりしますので、広報紙や市民センター等に掲示があるなど自治体によっていろいろやっていると同っています。

鈴木座員：ありがとうございます。やはり個人情報保護委員会のサイトでみるということですね。

水町座員：そうですね。姫路や西宮はそれぞれのサイトでも公開されています。

鈴木座員：わかりました。これはここに書いてある項目が大事かと思ったのですが、水町座員がおっしゃる市民目線というのは、公開されている情報のリスク対策を考えるのが難しいという話なののでしょうか。

水町座員：リスクさえわかればこういうリスク対策をすればよいというのは、専門家や技術者や市の方で考えられますが、我々はその業務につかりすぎてしまって何がリスクかが少し一般感覚と乖離している可能性があるのも、そういう意味で素朴な意見が出づらいついていところがあります。

鈴木座員：なるほど。一般的にありそうなリスクが何となく網羅されているように見えますが、私もこういう書類を見るのに慣れているので、そうかなという感じですが、おそらく市民が ppc.go.jp にアクセスして、私は「日本国民に対する生活保護に準じた外国人保護事務に関するPIA」を見ていますが、なかなか難しいというのを感じたところでした。試しに「マイナンバー 姫路 プライバシー」と検索してもなかなか出てこないのも、このPIAをやるとともに、どうやってそのPIAの結果を住民の皆さんに説明して、それをわ

かりやすくするかということも、システム的にはこの個人情報保護委員会のサイトが良いと思いますが、何かその点についても考えたいなと思いました。

水町座員：一点補足させていただくと、マイナンバーPIA は個人情報保護委員会のサイトで公開されていますが、スーパーシティや姫路の例のように、自治体が義務でなく任意で行うものは個人情報保護委員会のサイトでは基本は公開されないと思います。マイナンバーPIA の検索サイトには出ない。市から国に交渉いただいて「いい取組をやっているので国のホームページに掲載してもらえませんか」と言わないと難しいかもしれません。マイナンバーのPIA と普通の個人情報の形とは少し位置付けが違ってしまうというところがあります。

鈴木座員：なるほど。その辺も市民目線からするともうわからない。当然で言えば個人情報保護委員会のサイトに行ったら、僕がつくば市民でつくば市のプライバシー評価書を見に行った時に個人情報保護委員会のサイトにいったら、何か違うことのように見えてしまう気がします。どうやって伝えればいいのでしょうか。

水町座員：そうですね。ただ評価実施者がつくば市となっていれば、つくば市ホームページでも公開されればよいと思います。また、国の入口が多くあった方が様々なアクセスがある。つくば市のホームページしか見ない方ももちろんいらっしゃいますが、国のサイトしか見ない方もいらっしゃいますし、検索しからない方もいる。つくば市のホームページだけでなく国のホームページや様々なページからリンクが貼ってあった方がアクセスはしやすいかと思います。

坂下座長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。今のところ一つ目の議題の水町座員の話は、自治体や国というのは、私たち市民に有無を言わず個人情報を取っていく。その中で、マイナンバーは一生変わらない番号になりました。その取扱いの透明性を高めるために法律で決めて、この評価書

を書いて、個人情報保護委員会が責任を持って公開をするとしていて、その評価書は上がってきています。今回西宮の事例を水町座員に御解説いただきましたが、この統計データで使うというのは、予防のためにデータを使うという観点です。予防のために使うデータなので、部局横断してデータを使っていくこととなりますが、その時に市民の方々の知られたくない部分、「これは私のプライバシーだ」と言われる部分の最低限は守りますということで評価を行ったので、それは個人情報保護委員会の方では見るものではないので、市のホームページで公開をしている。ただ、鈴木座員がおっしゃったように、このリーチする距離は、市民はとても遠いところにある。ただ今回水町座員がおっしゃったように、法令の整合性を見るのと同時に、どうやって市民に伝えていくかも、スーパーシティの中では考えていただくことになるのではないかと思います。では時間も迫っておりますので、次の議題に進みたいと思います。

(2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて

坂下座長：続いて「(2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的・用語の定義・適用範囲のイメージについて」に移ります。まず考え方がないと議論ができませんので、世界経済フォーラムが事務局を務めているG20 Global Smart Cities AllianceでPIAに関する海外の先行都市の事例をもとにモデルポリシーを作成されていますので、内容について平山座員から説明お願いいたします。

平山座員：はい、ありがとうございます。モデルポリシーのデータを御覧ください。モデルポリシーとは何かについて前回の会議でも私どものメンバーから少しお話をさせていただきましたが、本日はもう少し細かく実際のモデルポリシーはどうなっているのか、眺めていただければと思います。最初に、最

後のページを見ていただければと思います。そもそもこのモデルポリシーが
どういうものかを簡単に御説明させていただきます。執筆者代表に Kelsey
Finch と Michael Mattmiller という 2 人の名前が載っています。Michael さ
んについては肩書きが Microsoft の Director of Government Affairs となっ
ていますが、実はこの方が元々シアトル市の CTO (Chief Technical Officer)
で、いわゆる自治体出身でシアトル市の PIA を主に作られた方です。Kelsey
さんは、Future of Privacy Forum というアメリカのプライバシー保護を進
めるような団体の当時のトップです。当時この 2 人が中心になってこのモデ
ルポリシーを書き上げられました。Task Force Members と下にありますがこ
こが非常にユニークな構成になっていて、例えばアメリカのいわゆる標準化
団体の NIST (National Institute of Standards and Technology) という組
織のプライバシーポリシーのアドバイザーの方、また、この後つくば市さん
の資料にも出てきますがトロント市でプライバシーやセキュリティの問題が
顕著に有名になり、Sidewalk Labs という Google の傘下の子会社のプロジェ
クトに参加されていた Eugene さん、その上に Helpful Places と記載のある
当時 Sidewalk Labs にいた Jacqueline さん、ウェリントン市の市議会の方々
など、いわゆる自治体の職員だけでなく、大学の専門家、政府機関等の方々
と一緒に作ったものとお考えいただければと思います。最初のページに戻り
まして、背景としてなぜ PIA ポリシーをやるのかといったことが書いており
ます。ここから読んでいくと長くなってしまいますので次のモデルポリシーの
objectives/目的から少し内容を読んでいければと思います。「市は必要なサ
ービスを提供するために情報収集することと、特に革新的なスマートシティ
技術を導入する場合には、市民のプライバシーを保護することとの間に公正
なバランスを目指すように努めなければなりません。プライバシー影響評価
(PIA) は不可欠なプライバシー評価ツールです。PIA は収集から廃棄に至る
までのデータライフサイクル全体を通して、プライバシーリスクを特定し管

理するための一連のプロセスで構成されています。」とあります。今朝のニュースで御覧になった方がいらっしゃるかもしれませんが、自治体に限らずですが、コロナが増えてきた時に体温を測るカメラが様々な入口に置いてあり、今回5類に変更されたことでほとんど入口からなくなって撤去されている。実はそのカメラが今オークションに数多く出回っているそうなのですが、オークションで購入した人たちから中にデータが入っていますという問合せが増えている。要は、おそらく設置者も知らなかった機能で、ピッと体温が出た時に、実は写真を撮られていて、その写真が2021年ぐらいからずっと何千件の撮られたデータが入ったままオークションに並んでいるという状況です。これはある意味ではプライバシー侵害に当たる可能性が出てきますが、そもそも設置者もそれを知らないという状況になります。もし仮に企業や自治体がPIAをやっていたら、まさにここに書いてあるデータのライフサイクル全体を通して、つまり使い終わったらどう廃棄するのかまで含めて事前チェックできていれば、そういった事故が防げたわけです。そういったことを行っていないとまさにリスクが顕在化してしまうということで、もちろん適切にそれが管理されていれば、そういうふうにならないわけですが、そういったリスクがこれからどんどん出てくる。昔であれば、デジタルのカメラで撮るということがなかったので、設置者も悪意があってやっているわけではないのですが、そういった事故をなくすためにもPIAをしっかりやっていくべきだということで書かれています。「スマートシティにおける技術の取得や使用に先立ってPIAを実施することは、透明性と説明責任を高め、市民の信頼を支え、潜在的なプライバシー侵害を回避し、コンプライアンスを改善して法的リスクを軽減します。PIAの実施によってデータや技術に関し、市職員、そのパートナー、市民による、より確かで一貫した意思決定を可能にすることができます。」と書いていまして、まさにここの透明性（transparency）と説明責任（accountability）です。様々な取組を自治体

や企業が行おうとするわけですが、結局何がわからないかというところ、まずそこに透明性がない。先ほど鈴木座員がこれを調べるかという話をされていましたが、どんなにPIAをやっても、結局それが見られていなければあまり意味がないといっっては少し語弊がありますが、なかなかそれは市民に対して伝わりません。どうやったら見ていただけるかというところが非常に肝になってくる。例えばこの「目的」の最後の具体的な事例の2番目にある assets.publishing.service.gov.uk のアドレスをクリックいただくと「Consultation Principles 2018（大原則）」とあります。2018年に作られたこういったペーパーに関する原則ということで書かれており、Consultations should be clear and concise、つまり非常にわかりやすくなければいけないとあります。先ほど先生方がおっしゃったように小さな字でいっぱい書いてあるものを人々が読むかというところ、専門用語を羅列しているとそれだけで読まなくなってしまう。そういったことはある程度大事ですが、いかにより簡潔にしていくかも含めて、しっかり作り込む必要があると書かれています。また、「PIAの基本要件」で書かれているのは、組織の価値観とリスクです。「都市はPIAプロセスにおいて、特定の技術やサービスが評価される際の公共の価値、優先順位、プライバシーの原則を明示的に示すべきである」と書かれています。これはまさに、自治体において「何のためにやるのか」ということです。例えば、今すでに日本は比較的便利な社会で、電車時間を調べることなく、駅に行けば数分に1回電車が来るという状態なので、それ以上の利便性というともうあまりないのではないかと思います。車で駅の近くまで行こうと思った方は、駐車場の空き状況は非常に気になるのではないかなと思います。その駐車場の空き状況をオープンにしていくようなことは便利なサービスとして広がるのではないかと思います。これをやるたびに、何かプライバシーのリスクがあるわけでもおそれないのではないかと思います。何の目的のために何をやるのかというのは結構

価値観が変わってきます。例えば、前回も少しお話しましたが、仮に洪水等で1週間程度道路がふさがってしまうとしたら、病気の方は1週間薬がないという厳しい状況になるという状況がある際に、薬を備蓄しようという議論があった時には自治体の取り組みとしてやっていいことだと思いますが、その病気を理解した上で薬を備蓄するということになりますと、当然それはプライバシーリスクをはらんでいきます。一方でこれが人口5,000人程度の高齢化率の高い村であると、そもそもその情報がオープンでなくても、村中の人みんな知っている状況は起こりうると思います。こういった状況においてそのプライバシーを守るべきかどうか、その情報を自治体が持つべきかどうかという部分について反対する人も少ないと思います。一方で人口が20万人、30万人という都市になった時、そのすべての方の病気の状況を自治体が先に知っておくのは非常に難易度が高いと思います。このような状況においては、当然その何をやるべきかと価値が変わりますので、その価値を地域ごとにしっかりと認識しておくとか、こういうように決めておこうということが大事になる。その際に、大原則があって、その下にそういった価値が決められていると良いということで具体的な事例として、ニューヨークのIoT Guidelines やシアトルの Privacy Principles 等が出ていて、こういったようなものをやるとよいだろうと書かれています。その下にあるより成熟度の高いオプション、具体的事例にウェリントン市のレポートがあります。これはウェリントン市が実際にやっている Digital Contact Tracing Privacy Impact Assessment Report で、市議会が出しているものです。コロナのときに接触確認アプリのようなものが世界の様々なところでできたのですが、実現するにあたって、どういうリスクがあるのか、リスク評価をした上で、これはやるべきであるというレポートになっています。これは参考ですが、こういった具体的なものを見ながら進めていくと、今回つくば市で作っていくモデルポリシーも非常に参考になるのではないかとということで御紹介を差し

上げました。範囲とタイミングやツールと構成要素については、読んでいただけると理想論と具体的なアプローチ、自治体のアプローチが書かれています。究極的にはこういったものを見ながらつくればできるのではないかと考えています。13 ページに Fundamentals of a Privacy Impact Assessment/PIA の構成要素とありますが、実際につくば市が PIA をやるにあたって、こういった内容がそこに含まれていれば、漏れや抜けがないミッシェーな状態かという、これらの 12 項目について網羅的に書かれていれば、概ね抜け漏れなく議論ができるということでもとめたものになります。特につくば市の中で考えねばならないと思っていますのが、「テクノロジーの使用や説明責任を負う対象である、市の部局やプログラム、パートナーやサービス提供者を特定すること」とあります。これは、8 ページの「4. 役割と責任」のところに、チーフ/シティ・プライバシー・オフィサー (CTO) という言葉が出てきます。プライバシーだけでなく、セキュリティとセットで考えることは極めて重要だと思うのですが、総務省のガイドラインで Chief Information Security Officer (CISO) という肩書きがあり、市の様々なセキュリティの最高責任者ということで、多くの自治体で副市長が任命されています。私は G20 Global Smart Cities Alliance という都市の集まりをずっと見てきたわけですが、その中で実際に副市長にお会いして、「副市長が実際 CISO であることを認識されていますか」と質問すると、少なくとも日本の自治体においては、ほとんどの方が「何それ」という由々しき状況です。CISO という役割あるにも関わらず、その役があることを知らない状況で、これではなかなか市民のセキュリティも守れないなという状況です。おそらくこれからスーパーシティを作っていく上で、このチーフ・プライバシー・オフィサーという役職の方を新しく作るのか、副市長や市長などどなたかが役割を担っていくことになると思いますが、その時に重要なのが、誰の責任でどこまで何をやるのかということがしっかりと定義されている状態でないとなかなか先に進まない

と思います。これがまさに冒頭にお話した、透明性と説明責任というところに繋がってくるのかなと思っています。透明性というのは、先ほど議論もありましたウェブサイトを出すことや見やすい文書を作ること、ワークショップをやっていくこと等、いかに多くの市民に届けるかという部分が重要です。それとともにしっかりと責任の所在を明らかにした上で、こういったものを作っていくというところが重要だということで、このモデルポリシーを作っています。繰り返しになりますが、先ほどここが大事ですと言った13ページの構成要素について、網羅的に記載されてPIAを実施できれば、概ね批判的なものにはある程度耐えられるような内容になるのではないかとこのところが一応グローバルなスタンダードではないかということで御紹介をさせていただきました。以上です。

坂下座長：ありがとうございます。今の平山さんの話をまとめると、最後のこのPIAの構成要素の1から12までの項目に準じたものをつくばの取組の中でもプライバシーポリシーの中に入れていかないといけないという御提案でよろしいですね。ありがとうございます。続けて、事務局の資料2の説明をお願いいたします。

〔資料2、3について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございました。それでは私から少し補足をさせていただきます。そのあと事務局から論点が出ているので、意見交換をしたいと思えます。私の方で作った紙は事前に事務局の方から資料を送っていただいている、市民委員の方もおられるので、なかなかこれは理解するのが難しいと思いい作ったものになります。

最初のページになぜ取り組むのかについて書いてあります。スーパーシティは住民目線で2030年頃の実現する未来社会を作ることです。なぜ2030年かという、2030年になると8割の都道府県でお客さんが減るからです。病院が倒産しますし、映画館もなくなりますし、それからコンビニエンスス

トアもなくなります。人口 30 万人都市が今 60 ぐらいあると思いますがそれが 10 程度に落ちてしまいますので、集積が経済力だったものを、集積ではなく、デジタルの力を使って経済力を元に戻すというのが、このスーパシティの元々の考え方で、それをやるために政府では、国家戦略特別区域法という法律を作って、その法律に基づいてつくば市が指定されて今取り組んでいるものです。観点として、今資料で、事務局資料で出てきたプラットフォームがありますが、プラットフォームは、これを使うと真ん中にデータ連携基盤、上に行政と移動と物流と医療介護と防犯・防災・インフラとあります。今私たちは個別にみんな伺っています。これが一個の土管で繋がるとデータが相互利用できるようになります。これは良い点と悪い点があります。良い点は、住民の他の課題を他の主体が把握できるようになりますから、サービスのパーソナライズ化ができるわけです。例えば食べているものがわかって、あなたお菓子食べ過ぎですよと言うなどして、是正をするということができるといい面があります。ただ悪い面もあります。この医療データをサービス事業者が活用して生活摂取サービスの広告が送られてくる。例えばあなたはお菓子食べ過ぎだからこれ飲みなさいみたいなものが広告できてしまった時に「うるさいな」と思うのが一般的な消費者ではないかと私は思います。これが悪い面です。

本日水町座員から取り組まれている PIA の話や、平山座員からこういう観点でポリシー考えないといけませんよという助言があって、つくば市からはこういう考え方で取り組もうと思いますという回答があったと思います。この事前の評価が必要なわけは、法令遵守のもとでサービスを行うことはできても、パーソナルデータを利用するサービスにおいては、利用者が「勝手に自身が判断された」という状態は回避しなければなりません。JIPDEC の資料を引用されていましたが、「処理」という言葉が出てきます。「処理」というのは、そのデータを使って、「あなたは算数が苦手です」、「国語が苦手で

す」と判定するということですが、その判定が妥当なものかということですが、この右側にあるのが一般的な場合です。通常のアプリを使う時に利用目的が通知されて同意をしますが、前回の会議で鈴木座員もおっしゃっていましたが、みんな約款を読まずに OK を押すクリックトレーニングをしてしまうのです。データに基づく判断がどうなっているかを私達はわからないままサービスを受けている。様々な広告が来るとは思います、あの広告は皆さんが何かのプロファイルに入っていて広告が来ているはずですから、自分がどのプロファイルに入っているかわかっていないと思います。これが左側です。右側の場合には、利用目的の通知をして同意をしてサービス提供しますが、「サービス提供者が法令遵守をしているか」、「セキュリティを守っているか」、「データを渡している人がセキュリティを遵守して法令順守をしているか」、「不当な判断はしていないのか」ということを評価していくのが PIA の中に含まれてくるということです。倫理規定というのはあくまでも理念です。理念ではなくて実定法を作らなければならない。実定法がここの部分になるわけです。最後に、PIA の範囲の試案を作ってみました。この後論点ペーパーがあるので、論点ペーパーで皆さんから御意見いただきたいので、誰かが何か弓を引かないと意見が出ませんから、たたかれ台として作ったものです。先ほどの事務局の資料でプラットフォームがあります。プラットフォームは非常に平易な言い方をすると「土管」です。土管の中はデータが通るだけです。法令が遵守されていてセキュリティが担保されていれば、基本的には大丈夫というのが土管の役割です。一方、その土管を使う人たちである基盤に乗る事業者は、個々のサービスに対して、リスクアセスメントをしなくてはなりませんから、「セキュリティがちゃんとできているか」、「法令をちゃんと守る体制ができているか」、「不当な判断はしていないか」、「わかりやすい通知をしているか」、「苦情相談を受ける窓口はあるか」というのを最低限チェックする必要がある。PIA の範囲というのは、それぞれ

ファクターは違いますけれども、この赤枠の範囲と青枠の範囲でやっていくということになるのではないのかというのが、今日私の方でお出したペーパーになります。おそらく皆さん言いたいことがたくさん出てきたように感じますので、この後は意見交換をしていきたいと思います。事務局の方から机上資料で論点の紙があると思います。事務局で何か御説明はありますか。

事務局（高橋補佐）：今日の御説明を踏まえまして、このような論点で御議論いただければと思ひ用意したのがこのペーパーになります。率直な御意見を賜ればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

坂下座長：挙手でも構いませんし、挙手がなければ、リストの上からどんどん意見を聞いていこうと思ひますがいかがですか。はい、では藤光さんお願ひします。

藤光座員：まずPIAの目的の整理ですけれども、何を我々一番大事にしないといけないのかをセットするべきだと思ひていて、色々とお話伺ってある意味明確かと個人的に思ひていて、住民目線で、住民の方の安心をしっかり担保するというところの理解をちゃんと促して、住民の方が勝手に取られているというわけではなく、理解した上でちゃんと納得して安心をするというところをすごく大事にするというのはいかがかなと思ひました。モデルポリシーもしみじみ目的を読んで、難しいなと思ひたのが、公正なバランスを見いだすように努めないといけないとなっていた。これは難しい表現をしていると私は思ひていて、完全に守るとは書いてない。おそらく100%守るのは、もしかしたら難しい、何事にもおそらく100%はないけれども、それを可能な限りどういうふうにするのかというところの手段の一つとしてしっかりと我々明示して、PIAだけが免罪符になるわけではないと思ひますが、少しのその安心に資するようなものの一つの要素としてしっかりと我々取り組むというのが、目的としてあるといいのかなと思ひました。ぜひこのあたり橋本座員や鯉沼座員にプライバシーを守るという点やプライバシー影響評価におい

て、市に何に気をつけてもらいたいかというところを聞きたいと思います。水町座員もおっしゃったように、どうしてもそれぞれ立場があると、何か素朴な疑問などなかなか言わなかったり、言いにくくなっちゃったりする時もあるかと思います。私はなるべくその素朴にお話をしようと思っていますが、ぜひ市民の立場からもどんどん御意見や思ったこととお話いただけると嬉しいなと思いました。私の意見は以上です。

坂下座長：鯉沼座員、御意見ありますか。

鯉沼座員：最近マイナンバーの個人情報流出のところで少し気になったのですが、データ連携基盤は、どこか国内のメーカーにデータを外注するような管理方法なのか、つくば市内でこういうのをやっていくのかというのが気になりました。

坂下座長：市に対する質問ということでよろしいですね。事務局どうでしょうか。どこかのメーカーがやっているのでしょうか。

事務局（中村係長）：国内では様々なメーカーがデータ連携基盤を運用してまして、デジタル庁でデータを仲介するブローカーと呼ばれる機能が提供されており、それを用いて組み込んだ形でサービスを提供している事業者はいくつかいらっしゃいます。実際に自治体がそういうところを利用する場合は、提供されているクラウドサービスの利用契約、あるいは委託契約といった形になりますし、あくまで事業者にお問い合わせする形になると思いますが、自前で構築することもあるかと思います。

鯉沼座員：様々な業者さんがある中で、もちろんコストの面等もありますが、市民の安心という観点から適切な業者を選定していくというステップを踏んでいくということですか。

事務局（中村係長）：はい、そうなるかと思います。

坂下座長：ありがとうございます。大丈夫ですか、こんなことがあると安心というのはありませんか。

鯉沼座員：誰がどう決めるのかというプロセスが明確になっていると市民として安心かなと思います。

坂下座長：評価というものが入ってくるということですね。オンラインの橋本座員、何か御意見ありますか。

橋本座員：今のところは大丈夫です。ありがとうございます。

坂下座長：こんなことがあると安心というのはありませんか。

橋本座員：今の議論のポイントになっていますが、目的のところは、はっきりどういう目的で使うのかというのを明示してもらいたいなというところと、個人情報やプライバシー情報と扱っていますが、個人情報はイメージがつきますが、プライバシー情報は本当にどこまでを指すのかというところは、あらかじめ明示していただけると安心だと思います。

坂下座長：重要な視点です。鈴木座員お願いします。

鈴木座員：市民目線なのですが、今日の話聞いていて、聞けば聞くほど怖くなるという。要するに、何かやらないほうがいいのではないかといいになる。マイナンバーは漏洩する、私のデータを使われて広告は届く、気がついたら言われたくもないのに病院に行けと言われる。でも、逆に本当はいいことというのたくさんあるので、何かこのいいことだったらこれを我慢するというのをみんなやっているのではないかと思う。高いけど物を買うというのはそういったことだと思うので、リスクばかりではなく目的の中に、許諾を得る方としては自由に今後使えるというとおそらく嬉しい。でも嬉しいことというのが、前回言ったその怖さレベルと逆になっている。要するに怖さレベル4のものは、相当良いことがないとやっぱり嫌だなと思うのですが、相当良いことがあったらレベル4の情報でも開示しようかなとなるのではないかと思う。市民が安心するというのとあわせて、こういういいことがあるから協力して欲しいというリスクの反対側のベネフィットのモチベーションも結構大きいのではないかと思います。保護する目的は安心のためと

いうのもありますが、例えば、私のこのデータがあると糖尿病の人が一人助かる可能性が出るとなったら、そのリスクはあなた病院行きなさいとメールが来るぐらいであればOKしようかなと。この意義というか、なぜそのデータを使うといいのかについても一緒に伝えられると、本当の意味で判断になる。いいことは書いてなくて、悪いことは我慢してという書類だと考えると、PIAの中でどうやってそのいいことを伝えていくのか、一緒にできたら良いなと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。非常に重要な指摘だと思います。他の座員の皆様、御意見いかがでしょうか。

水町座員：コメントを3点させていただければと思います。1点目が個人関連情報です。どこまでの範囲を対象とすべきかと論点ペーパーにありますが、先ほどの御説明だと全部対象にするかのようにも受け取れました。これは、私としては個人関連情報すべてを義務づけ対象とすることはやめた方がいいと思います。理由としては、個人関連情報のすべてを対象範囲とすることが、物理的に不可能な場合が多いというかほとんど不可能ではないかと思うためです。個人関連情報について、書いていただいたようなCookieとか、端末識別子や位置情報、閲覧履歴、いわゆる個人情報に該当する場合もあるけれども個人情報に該当しない場合もあると整理されているものを評価対象に組み込むということは、非常に評価すべきことでありますし、それ自体はいいことだとは思いますが、個人関連情報の定義として、それだけを指しているわけじゃなくて、ありとあらゆる情報を指しておりますので、現実的に市の中で個人関連情報をすべて特定し切ること自体が、不可能ではないかなと思います。法律上も要は個人関連情報の定義自体はとても広いので、法律上の規制対象は個人関連情報、個人データとして提供し、提供先において個人データとなる場合に限定されておりますので、個人関連情報全体が規制対象にもなっていない。その法律上の定義が、なぜこうなっているかはそれ

自体が規制対象じゃないので、幅広くしておいてもいいというそういう考え方だからだと思います。したがって、個人情報全部というのではなくて、例えば義務づけ対象は個人情報・仮名加工情報、プライバシーに影響を与え得る個人情報については、対象に含めることを推奨というように、義務と推奨を分けたらいかかと思いました。そんな意味で言えば、個人情報に該当しない仮名加工情報も対象から外してもいいとは思いますが。ただこれについては市の方で特定可能ということであれば対象にされてもいいのではないかなと思いました。2点目が、市の資料の10ページですと、データ連携基盤を活用する事業がYesでないと対象ではないというふうに読めますが、11ページではかなり幅広になっていて、この意味はデータ連携基盤を使って、かつ対象情報を使うものについて、11ページに該当することがあればPIAを実施しますということになるのでしょうか。また11ページはかなり幅広で新しい技術、新しい目的、新しいプロセス、データ収集が可能な技術、そういった概念は非常に幅広なので、それが可能なのか、全部を評価対象にしたいということでそうやっていらっしゃるのか、その運用可能性について教えていただければというのが2点目です。3点目は、論点ペーパーの一つ目のリスク低減策を踏まえて市民が主体的に利用選択できる制度ですけども、主体的に選択できるということはPIAがあるだけでは足りずに、これはもう全部同意を取るといような御趣旨なのではないでしょうか、教えていただければと思います。

坂下座長：ありがとうございます。2番目と3番目については市から回答をお願いします。

事務局（高橋補佐）：まずこのフローですが、初期評価をする際の流れとして考えているものでして、我々として先ほど御説明したとおり、PIAの対象とする範囲というものを「データ連携基盤を活用するサービス」ということで考えておきまして、様々な事業がある中で、まずデータ連携基盤を活用する

事業かどうかで Yes/No の判断をします。その中でデータ連携基盤を活用する事業だったとしても、活用するデータ自体がそもそも個人を識別する可能性があるようなデータなのかどうか、そこでまたふるいにかけて、それも Yes になったものについて、チェックリスト等になるのか、具体的評価の方法についてはこれから検討になりますけれども、何らかの評価を行う PIA を実施するといった初期評価のフローとして御説明したものでした。次のタイミングのところについては、先ほどの水町座員からの御指摘のとおり、1 番目で事前にやるというところをタイミングとしてとらえているものと、あとはプロセスに重大な変更が生じた場合や格納されている情報等に何らかの影響を加えるもの、そういった PIA をどのタイミングで実施するのが適切かといったものを、こちら 7 通り書かせていただいておりますが、これらは GSCA のモデルポリシーを参考に、このようなタイミングでやったらよろしいのではないかというところを書かせていただいているものになります。

リスク低減を踏まえて市民が主体的に利用を選択できる制度については、どういったリスクがあるのかというところを確実に情報提供することを踏まえて、そもそも市民が自分の意思として、利用するのかわからないのか、そういったその選択ができるためにどういった事前の情報提供が必要なのか、どういったリスク評価が必要なのか、というところをやり切る必要性があるだろうと考えておきまして、論点として表現させていただいております。我々としては選択の権限はあくまで市民の皆さんにあって、適正に選択するために、どういった情報公開が必要なのか、その透明性・安全性がどこまでのことが必要なのかというところをこの PIA で実現していく必要があるのではないかと思います、このポイントに書かせていただいた次第でございます。

坂下座長：水町座員いかがですか。

水町座員：はい。二点目については、10 ページと 11 ページ両方に該当しない限り、該当するものを評価実施するという趣旨ですか。そうすると、10 ページ

ジに該当するものを 11 ページの 1 で評価し、その後は 2 から 7 に該当した場合、再評価するというのでしょうか。

事務局（高橋補佐）：はい。まず 1 番目は、基本的にどれもやることだと思いますので、PIA を一度実施したものであったり、すでに動いているサービスであったりしても、2 番から 7 番に掲げたような変更などがあったタイミングでも PIA を実施したらよろしいのではないかと書かせていただいています。

水町座員：データ連携基盤を活用する事業は、既に存在しているのですか。

藤光座員：データ連携基盤については、つくば市はもう整備をしているところですが、現状は移動スーパーの位置情報等、完全に個人情報に当たらないような情報しか入れていないです。他方でデータ連携基盤を活用するようなサービスは今後見込まれるだろうということなので、それに備えてデータ連携基盤を活用するような、特にそのプライバシーデータに関わるようなサービスを実際に実施する前に、ここで PIA に関する考え方をある程度まとめたいという趣旨になります。なので、現状ではプライバシーデータを扱うようなデータ連携基盤を活用しているサービスはございません。ただ今後いくつか出てくるだろうということになります。

水町座員：わかりました。ではやはり 10 ページ目を満たしたものが、11 ページの 1 で評価をし、再評価については 2 から 7 ということですか。

藤光座員：おっしゃる通りです。私もそのイメージで事務局からも聞いておりました。

水町座員：その時に、11 ページの 2 は重要な変更ですが、3 の「新しい技術、新しいプロセス」というのが、新しいプロセスの定義にもよりますが、少しでも変更があればという特定個人情報評価と比べてもかなり幅広い概念になっています。

平山座員：これはモデルポリシーから引用いただいたということなので私から補足できればと思います。ここは確かに私どもでも書いている時に、結局私

たちがここで書きたかったのはアジャイルといいますか技術革新が常にあるので、一度やったからこれでOKだということをずっとそのままやっていくのはネガティブだというイメージで書いています。例えば、水町座員から個人関連情報は含まなくていいのではないかという話がありましたが、PIA を実施する際の対象としてここに絡む情報の評価はすべきじゃないかと私は思っています。というのは例えば、つくば市の Wi-Fi の基地局に Wi-Fi を使っていないなくても、Wi-Fi をオンにしてれば、Mac アドレスのようないわゆる端末 ID が記録として残ると思います。Mac アドレスが Wi-Fi の基地局に残ってしまったデータを活用すると、この人がどこの基地局にどういうタイミングで繋いでいったかというのを把握していけば、概ね行動の履歴を追えるわけです。電波の強弱によって例えばその人がどれぐらいその場所にいたか、結構捕捉できると思っています。技術革新によってもしかしたらそれが個人情報としてももう少し捉えなければいけない状況が来るかもしれないときに、やり直せるように一応こう書いて、例えばこれは別に個人を特定していないので、仮に Mac アドレス自体がオープンになってもそれは個人を特定する情報にはおそらくならないと思いますが、データがあったとして、それがある時点では OK とされていても、今後 Mac アドレスでそこまでより詳細に把握できるようになると、人があまり住んでない地域においては、おそらくこの速度で歩く人はこの人しかいないから等という情報とかけ合わせることで、その個人を特定できる状況になりうるがあった時に、いるというのが 3 番目の書きぶりというイメージでおりました。

水町座員：はい。わかりました。こちらからの意見としては 10・11 ページ目をその具体的なつくば市における PIA の実施に落として御検討いただいて、11 ページの 1 はもう毎回、開始前にやるのでいいと思いますが、2 から 7 について、どういう場面なのかというのを御検討いただきながら、考えていただけるといいのかなと思います。私からは以上です。

坂下座長：ユースケースを当てて考えないとこれはなかなか議論できないと思いますね。はい。他いかがでしょうか。

落合座員：よろしいでしょうか。

坂下座長：落合座員、お願いします。

落合座員：はい。御説明どうもありがとうございます。私からも最初に、いくつかお伺いしたいと思います。論点の案の中でPIAをどこまで行うべきなのかということでリソースとの兼ね合いというお話が書いてありましたが、今の御説明との関係でいうと10ページで、初期評価フローで二つYesになったものは、機械的に対象にしていくということでもいいのかどうかです。その中からさらに何か重要性判定をして、データの種類や人数を踏まえて全部個別には評価しないという判断要素を入れていくことを考えられているかどうかをお伺いしたいというのが一つ目です。二つ目としては、個々のサービスごとに、評価するように見えておりますが、一方でこのデータ連携基盤に蓄積して情報を連携させて使っていくと、坂下座長からも先ほどお話あったように他のサービスにも利用可能性を組み合わせしていく可能性も考えていく場合が増えていくというのがむしろスマートシティに想定されることだと思います。個別に分解したプロセスごとの検証だけでいいのか、それとも全体的なものを見直したり振り返ったりする必要というのはないかどうかを、決まっていなくてもいいかもしれませんが、最初にお伺いできればと思いました。

坂下座長：いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：はい、こちらのフローの考え方ですけれども基本的にはデータ連携基盤をまず活用するかどうか、そのあと個人識別可能な情報を活用する事業かどうかというところを全部Yesになったものについては、PIA対象としては考えていますが、一方でやはり特定個人情報保護評価にも閾値評価あるかと思うのですけれども、何らかの一定の閾値みたいなものは、やはり設けてもいいのかなというのは考えております。ただその評価のその基

準・具体的な方法のところについて我々も検討がまだ追いついていない状況でして、どういった閾値にするのかについては、第3回以降の懇話会において我々としてもその具体的な案を詰めた段階で御説明できればとは考えているところです。

坂下座長：落合座員、どうですか。

落合座員：はい。ありがとうございます。一つずつということだと思います。

先ほど平山座員もおっしゃったように全数調査の対象にするということであれば、何かのカテゴリーで切らないと、切れるものがなくなってしまうので、人員との関係などの判断基準を設けることで両方のバランスが取れないのかなと思いました。重要性の閾値だったり判定基準を設けていくということであれば、例えば関係する人の人数であったり、データの種類、基盤自体を使っていくといったことがあると思います。基盤自体の信頼性を失われると一番大きいと思うので、その基盤自体に関わることなのかといったような点を、判定基準にしていって実際実施できる工数に限定があると思いますので、それを逆算しながら対象となるサービスを並べていった上で、ここで基準を切るとワークできるような個数になりそうだというラインを見ていって、重要性判定基準を作っていた方がいいと思います。この場合に、平山座員がおっしゃったような Mac アドレスや、それにさらに例えば携帯キャリアだとそのプロファイリング情報とかを持っていたりして、仮に非個人情報だけ使いますという場合ですと、少し個人に関する情報が足されていくと個人情報に該当してくることもあるでしょうし、非個人情報ということでも、先ほどお話があったような、複数人で運営する移動スーパーの位置情報のように、もうほとんど個人の行動と関係なく、あまり対象にしなくていいものは、相当リスクが低いように見えますので、カテゴリーで分けても相当濃淡があると思います。このため、カテゴリーでは分けずに、重要性指標で切ったほうがいいのかと個人的には思いました。水町座員もおそらく全部やれ

ないだろうからと御心配されておっしゃられていただいたと思っています。
どういう情報が具体的なサービスで使われているかわからないので、あるカテゴリーに入る場合は全部切ったほうが良いということは今の時点で言いがたいかとは思っておりました。

坂下座長：理論的にはそうなりますが、実際のサービスを対象に議論しないと、やはり現実味が出てこないというのを座員が出してくださっていると思います。他いかがでしょうか。落合座員：個別のサービスだけではなく全体的なものについてどう考えるかというところについてはいかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：具体的にそこまで我々も検討が追いついていないところがございますが、ただ、個別のサービスを運営する中での影響や全体での影響は両方大切な視点だとは思っています。リソースの兼ね合いと、どこまでやり切るかというところのバランスかとは思っていますので、そこも第3回までに具体的に御提示できるように準備させていただければと思います。

落合座員：はい。ありがとうございます。この辺はそういうお返事になるかなと思ったので、平山座員に GSCA の方だとこの辺どのように見られているかをお聞きしたいと思ったのですが、いかがですか。

平山座員：GSCA で様々な自治体を見ていますと、個別の PIA というのはされていますが、思っている以上にデータ連携基盤というものを活用したサービスというのは、言うほどグローバルでもそんなになのかかなと思っています。特に自治体のデータと民間のデータをかけ合わせて何かを作っていく、共創していこうという動きは、掛け声としてはありますが具体的に動いている自治体がどこかと言われると、あまり思い浮かばない現状です。先ほど少しご紹介したウェリントンも完全に接触確認アプリなのでこれも自治体のサービスですし、前回シアトルの事例で少し御紹介したシェアバイクの仕組みは民間の事例ですが、民間の方が使用に当たって市民の何か特定の情報は取らないというようなお話をさせていただいています。今のところグローバルでも

先進的な事例がまだないので確かに難しいなと思って聞いていました。ただ落合座員のお話では個別な事例がデータ連携基盤上にあって、それ自体はチェックしていても、それらを総合的に何かデータがたまっている状態で何か新しいことをやろうと思ったときに、どういうリスクがあるのかというのはどういうふうに判断するのかという話だと思うので、おそらくそのあたりというのは私どものモデルポリシーで言えばやはりチーフ・プライバシー・オフィサーのような責任者とそのチームがその構造を理解しながら、議論していくというところに行き着くのかとは思っております。ただ、事例がまだないので、あまり解像度高く回答できないというのが現状かなと思います。

落合座員：ありがとうございます。なかなか難しいですね。全体的には難しいかもしれないので用途変更がある時に、別の結合するサービスと両方見るようにするというようにも思って参りました。

平山座員：一方でプライバシーでは関係ない事例は結構あると思っていて、例えばデンマークである工場の排水や廃棄物の情報というのをデータ化していてそれを共有するようになっています。そうすると、例えばこの工場からは、アンモニアやマグネシウムを大量に捨てていると。一方である工場ではアンモニアやマグネシウムを新規に買っていたりする。そうするとそこをつなげてあげると、要はリサイクルに繋がる。そういうような協調、いわゆるデータ連携の結果としてサステナビリティが担保できたみたいな事例はある。ただ、今の話は理想的なデータ連携基盤の使い方の一つだと思いますが、プライバシー情報は何も入ってこないなので、私の理解が追い付いている範囲では、プライバシーリスクという観点で全国、世界的にも事例があまりないのかなという感じになります。

坂下座長：ありがとうございます。他いかがでしょうか。確かに FIWARE 等を使って国際的に事例があるかというのと、あまりない。EU の会議に出ても、実際に使っている事例は数多く報告されませんし、日本では盛り上がっている面

はあるものの、なかなか海外事例は少ないというイメージがあります。ただ先ほど藤光座員からあった安心の話と鈴木座員からあったベネフィットの話は、理念だけでは語れませんから、やはり何かユースケースを用いて議論することが次回からは大事になるだろうと思いますし、水町座員や落合座員からあった重要度や現実的にここまですることができるのかというところは、全体として今後こういうサービスが予定されてますぐらいのものは出して、閾値をどのように考えるのかという案は懇話会で議論しても良いと思います。

鈴木座員：先ほどのデータの重要性で今回考えるのは、市のサービスなので、市だけが持っている情報と民間を掛け合わせた上で、民間がそこで取るデータというのは別に、民間が責任を持って取るので良いと。市がその民間に対して市しか取れないような情報を提供する場合を考えた時のデータ漏洩のリスクというのを頭の中でシミュレーションしてみました。この辺は専門の方に聞きたいのですが、3回ぐらいシミュレーションしてみたら3つぐらいにしか分けられないのではないかということに気付きました。一つ目が精神的苦痛、二つ目が身体的危険、三つ目が経済的損失。損害保険・生命保険と合わせてみたり、データ漏洩のリスクで考えてみたりした時に、例えば住所が知れてしまうのは、変な手紙が来るといった精神的苦痛よりも、ストーカーに場所がわかってしまうとか、障害者の情報も生命の危険があるからそれは危険だということを考えていくと、実はこの三本ぐらいなのではないかと思っています。私はレベル分けがしたいと思っている。例えば、そのレベルが身体的危険レベル1、精神的苦痛レベル1、経済的損失レベル1であれば、どんどん共有していいとなった方が良いとすると、何かそういうリスクというのも、何か端的に言うと本当に精神・肉体・経済とシミュレーションをまわしてみたのですが、何かそういう分け等ないのでしょうか。

平山座員：今の私の知る限りはないですね。リスクの結果の実際の影響という

ことですよ。

鈴木座員：使う側としては気にするのは実はそのぐらいだけれど、それが非常に大事というか。例えば、私自身が自分で判断できると考えてやっておりますが、子どもが何かやりたいと無神経にいきなり言ったときに考えるのは概ねこの三つだなど。要するに身体的危険はないか、いきなり経済的損失はないか、お金も体も大丈夫だけど嫌な気持ちにならないかどうかということ。他にリスクどんなのがあるのか。世の中にはデータ漏洩における嫌なことリストみたいなものをまとめてくれる人がいるのではないかなど。

落合座員：今鈴木座員がおっしゃられた点について、必ずしも個人情報ではないのですが、経産省で本人確認のガイドラインを検討した時にオンラインサービスの身元確認手法の整理に関する検討報告というものが出ていまして、後にさらに IPA や Open ID Foundation 等でも検討して更新をしています。リスクはどういうものがありますかと言った時に大体、鈴木座員がおっしゃったような情報と、お金と、人というのが生命又は身体で、あとは物というものがあるという話にはなったことがありました。実体的なリスクとしてどうかを見た時にこういう分け方はあるのではないかというので、議論したことはありました。一つの分け方としては、おっしゃっていただいたのに少し物損を加えたようなものを作ったことがあったと思いました。

鈴木座員：ありがとうございます。今の表、私の中でとてもしっくりきていて、私はおそらく金と物を一体にして財産という表現を使ったので、非常に近いなと思いました。全部網羅するのは難しいかもしれませんが、そういうのを例として、「この情報がいったとしても身体的危険が生じる率は極めて低いということがわかる」、「この情報が漏洩すると経済的な損失に直結する」、「この情報の漏洩はあなたの精神的な苦痛に繋がる可能性が高い」というような説明の仕方であると私としては市民にとってもわかりやすいなと思いました。ありがとうございます。

落合座員：ありがとうございます。あとおそらく情報漏洩の中でも、最近ですと一番重要な点については、差別に繋がるかどうかということはあるかと思っておりますので、要配慮個人情報に限らなくても差別されそうな情報という意味ではお金と比較しない方がいいような、かなり人生がかかるような場合もあると思います。

鈴木座員：重篤な精神的苦痛ですね。

水町座員：今おっしゃったのは裁判になったら損害額の賠償算定というところで出てくるようなお話かと思っております。そこは JIPDEC でも行っていると思うのですが、漏えい時の影響度判定をプライバシーマーク（Pマーク）の方でやっているのが参考になると思うのですが、難しい点が、住所がストーカーや DV だと生命の危機になるときもある。ただ、ストーカーや DV がなければ生命の危機は通常はないなど、コンテキストによって、住所という一要素がどうなるのかというのは評価が極めて難しい。性別も性同一性障害の方にとってみたら非常にプライバシーが高いと思っておりますけれども、私だったら顔を見ればわかる、公開情報に近い。人によって違い、状況によって違うなどいろいろありうるので、例えば性別を何点にしますか、危険度を何点にしますかというのは、その人の置かれている状況によって違うので、そこを性同一性障害の方にとっては MAX だからみんなも MAX にしましょうとすると、「でも女性だとわかるだけだからな」と思う人もいてなかなか基準が難しい。そういうことはないとは思いますが、例えば漏洩だけでなくて職員の不正利用や目的外利用や権限外の参照など、様々なプライバシーリスク、漏洩以外でも評価されないといけないということは言えるかと思っております。以上です。

坂下座長：ありがとうございます。Pマークの話が出ましたが、Pマークは精神的・身体的・経済的で見えています。ただこれは漏れたデータ属性でみているのではなくて、「サービスで取得している個人情報としてみた場合に」という考え方です。サービスに必要な情報を取っていて漏れた場合はPマ

ーク停止という話になる。一般的には事業に必要な個人情報を取るのもので、例えば精神的なもので過去の例だと、クリニックから3サイズが漏洩したという事例がありまして、これは精神的な苦痛が発生するだろうということで処理をしましたし、経済的なものが最も多くて、クレジットカード番号とかの漏洩はこれに当たります。これもサービスを照らして議論していかないと何が中央値になるかはわからないと。

落合座員：今の点ですけれども、サービスが入ると物や身体にかかる場合がただのデータだけ見ている場合より多くなる可能性があるのかなと思います。そこは場合によっては漏洩だけではなくて、誤情報の提供、例えばアレルギー情報を間違えて提供してしまってアレルギーのある食品を食べさせてしまいましたとなると非常によろしくない場合もあると思います。精神的な側面など金銭ではない場合や、身体性があるような部分に対するリスクはスマートシティの場合はよりしっかりみていかないといけないと思います。

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見ございますか。

鈴木座員：今なぜそういう発想に至ったかというのと、前回少しお話したように、生命に重篤なリスクがあるものはちゃんと特定管理せよということでクラス4、もし誤作動があったとしても生命のリスクが非常に少ないものがクラス1までで分けられていて、それぞれに対して管理レベルも違うし、それぞれに対してやらなければいけないことも指数関数的には上がっていくというような形で、普段使っているものもそれと一致しないこともあります。それでも管理方法としたら結構いいなと思います。全部レベル4にしてしまうとせっかくのデータ連携基盤をうまく活用できないのではないかと頭もありまして、むしろ前提は4で考えますが、レベル1、2ができるものはないかなというように感じでお話させていただきました。

坂下座長：ありがとうございます。他よろしいでしょうか。では時間も押しているんで、最後ですが今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

[資料4について事務局から説明]

坂下座長：ありがとうございます。何か御質問はございますか。次回実際の評価を議論するということですので、海外事例もいいですが、ぜひつくば市において考えているユースケースを出していただいて議論すると良いと思います。また、鯉沼座員から御意見のあったように、データ連携基盤を委託でやるのか、自らで作るか、誰かのものを利用するかによって、そのリスクの管理もあるので、その部分もしお考えがあれば第3回で出していただければと思います。

鈴木座員：市のサービスなので、市で想定される情報のリストがあれば嬉しいです。こういうのがありますと出すのは悪いことではないと思うので、こういうのが使われる可能性があるリストとして、具体的にわかりやすいので、準備をお願いできればと思います。

坂下座長：議論する上では、全部フルセットじゃなくてもいいですものね。他によろしいでしょうか。それでは本日予定しておりました案件は全て終了しました。もしこのあと御意見があるようでしたら事務局までメールでお知らせください。進行を事務局に戻します。

事務局（前島課長）：活発な御議論いただきましてありがとうございました。先ほどスケジュールの確認をさせていただきましたけども第3回の懇話会は9月ごろの開催を予定しています。後日事務局から皆様に御予定をお伺いしますのでよろしく願いいたします。それから御意見・御質問・御提案がございましたら事務局までメール又は電話でいただければと思います。それでは以上で第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を閉会といたします。皆様お忙しいところ、ありがとうございました。

第2回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会

日時：令和5年(2023年)5月25日(木曜日)13時～15時
場所：つくば市役所2階 職員研修室(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 議事

(1) 国内のプライバシー影響評価取組事例紹介について

(2) つくば市が想定するプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて

3 その他

今後のスケジュールについて

4 閉会

○配布資料

資料1 他市事例(加賀市、加古川市)

資料2 つくば市のプライバシー影響評価における目的、用語の定義、適用範囲のイメージについて





資料3 データ連携基盤の概要資料

資料4 今後のスケジュールについて

<座員御提供資料>

- ・姫路市・西宮市の事例(水町座員提供資料①、②、③)
- ・モデルポリシー(平山座員提供資料)
- ・坂下座長提供資料

- 国内では、以下の自治体・サービスにおいてPIAを実施
 - 姫路市、西宮市の事例：2021年にPIAに関するJISが発行される前の報告書であり、**国が義務付けている特定個人情報保護がベース**（次ページに、両者の比較表を掲載）
 - 加賀市の事例：**JISに則ったPIAの実施を当初企図**したものの、プライバシー情報の規模を鑑み、また住民への理解を優先させ**簡便的に実施**
 - 加古川市の事例：公に「PIA報告書」であることを明確にしてないが、「**攻めのデータ活用**」における**情報保護、コンプライアンス、倫理面の問題も評価対象**としている。

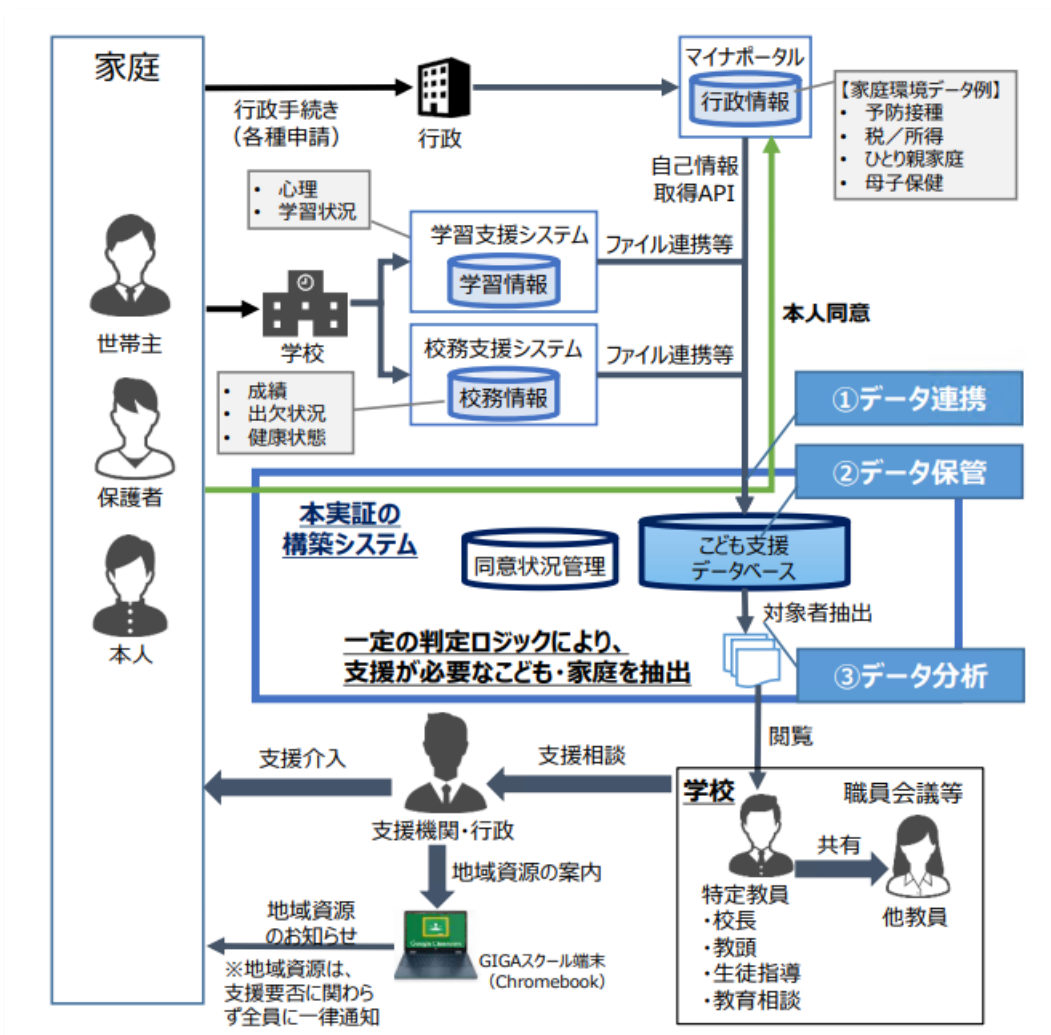
自治体	PIA対象		実施年月	PIAの実施コンセプト
	名称	内容		
 姫路市	姫路市行政情報分析基盤	住民レベルでの行政サービス利用状況や動き等を可視化できる住民情報統合データベースと連携したデータ分析基盤を構築。	2018年 5月	特定個人情報保護評価の仕組みに則った実施
 西宮市	J-Storage	庁内におけるデータ分析を推進するため、主に、市の基幹システムに登録された住民情報に抽象化加工を施し、多種のデータを、保存年限を設定することなく、予め累積しておく、庁内共通の分析用基盤として住民情報系データ倉庫を整備。	2019年 1月	マイナンバー制度導入時に作成し、本市において実績のある「特定個人情報保護評価（全項目ガイドライン）」を準用
 加賀市	こどもに関する各種データの連携	こどもの困り事の気づきになる情報や家庭の困り事の背景になる情報から、学校・地域から支援が必要となる児童を把握し、早めの声かけ・見守りにより、こどもをサポート。また、こどもの力になれる地域資源情報を提供。	2022年 11月	JISX9251(ISO/IEC29134)のプロセスでの実施も検討したが、市民の理解を得ることを優先し、プライバシー情報の規模もふまえ、国外の優れた先行事例に基づいてPIAを実施
 加古川市	見守りカメラ	小学校の通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを設置し、通学時や外出時の子どもの安全を確保。	2023年 3月	日本データマネジメント・コンソーシアム「AI・データ活用のためのコンプライアンス研究会」が開発した「倫理フレームワーク」を使って「つまずきポイント」の対応状況を確認

加賀市:こどもに関する支援事業

データ連携による早期支援の取り組み

<以下実施書抜粋>

これまで連携し活用されることのなかった、学校の持つ情報と行政機関の持つ情報（教育・保育・福祉・医療等のデータ）を、デジタル技術やデータ活用技術を生かして連携させることによって、児童生徒や家庭の抱える困り感をいち早く把握し、早期に支援・サポートするための仕組みを構築していきます。



出所：加賀市 こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）プライバシー影響評価実施書

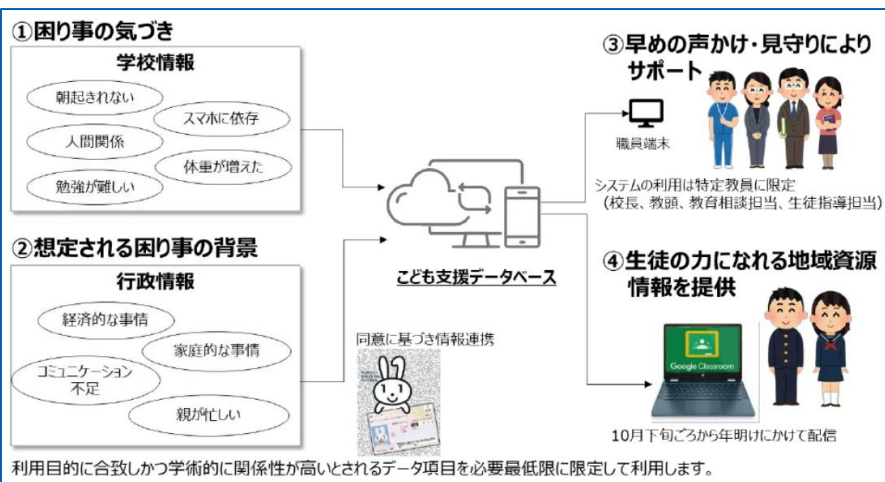
加賀市:こどもに関する各種データの連携におけるPIA



サービスの概要

活用場面

期待効果



加賀市が目指すこと

- 加賀市の教育課題を解決する仕組み
- 加賀市丸ごとアップデートを目指す加賀スマートシティに生徒・家庭のセーフティネット機能の実装
- 困難を抱える生徒や家庭に早期に気づいて学校と地域が連携してサポート
- 困ったときに生徒が相談しやすい地域社会とのつながり（ソーシャル・キャピタル）の形成

- 評価実施者：弁護士、教育関係の専門家（東京大学）、システム関係の専門家（NTTデータ）、市民等
- 評価方法：新規にシステムを導入することから、主にシステム利用とデータ管理についてアセスメントを実施（システム構成図や業務フロー、情報のフローは詳細に確認されているものと思料）
- 評価項目：シアトルのPIA事例に基づいて、評価項目を取り決め実施



評価報告書内では、残存するリスクについても言及されている（抜粋）

<プライバシーリスク>システムで行政情報の生データは表示されませんが、要支援児童の判定結果からデータ内容を推測できることが考えられます。このリスクによる被害を低減するため、判定結果のリストデータが外部に漏洩しないよう、判定結果がシステムから外部出力エクスポートできないように対応します。

<セキュリティリスク 内部不正>システム運用事業者の運用ルールに定めた作業申請・承認後に二人作業を遵守されないケースが考えられます。このリスクについては、監査にて運用作業台帳（運用作業申請書兼報告書）とアクセスログ（履歴）を突合せすることにより確認し、不正な作業を抑止します。



・ 評価項目

評価項目	評価内容	PIA実施書
法令・ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> 加賀市個人情報保護条例が適用され、チェックリストで遵守を確認します。 加賀市情報セキュリティポリシーは、同意書の署名により遵守を確認します。 	2.1法令 2.2ポリシー
データ収集	<ul style="list-style-type: none"> 学校情報と行政情報の要支援児童の把握に必要なデータ項目のみ収集します。 本人(生徒と保護者)に同意を得て、学校情報と行政情報のデータを収集します。 	3.1収集データ 3.2データ収集方法
データ利用	<ul style="list-style-type: none"> システムの利用者は、システムで提供される機能からデータを利用します。 システムは、東和中学校の特定教員のみが利用します。 システムを利用するためのアカウントは、加賀市教育委員会が管理します。 システムで判定した要支援児童のリストは、特定教員のみが参照します。 システムでは、従来学校で扱っていない行政情報の生データを表示しません。 	2.4利用管理 4.2データアクセス
データ保存	<ul style="list-style-type: none"> 収集したデータは、データベースの暗号化機能により暗号化して保管します。 データベースでは、ユーザ認証、アクセス制御でアクセスを制限します。 	5.1データ保存
データ削除	<ul style="list-style-type: none"> 事業の完了時(2023年3月)に収集した全てのデータを削除します。 データ削除は、二人作業で実施し、削除証跡を管理者が確認します。 	6.1データ削除
リスクと対策	<p><プライバシーリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> プライバシーリスクとして、これまで学校が知らなかった行政情報を教員が参照し、家庭環境の詳細な情報(所得金額等)を知られてしまうことが考えられます。このリスクの対策は、利用者を特定教員に限定し、システムでは要支援児童の絞り込み結果を表示し、行政情報の生データは表示しません。 <p><セキュリティリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス：第三者のシステムへの不正アクセスによる情報漏洩のリスクは、「多要素認証、サーバ要塞化(不要サービス停止、アクセス制御、パッチ適用、アカウント管理)、データの暗号化、ファイアウォール、不正侵入検知など」、システム・ネットワークの情報セキュリティ対策を多層に施して対応します。 内部不正：システム運用者による不正なデータアクセスのリスクは、運用ルール(作業申請・承認後に二人作業)、アクセスログの監査により軽減・抑止します。 	9.1プライバシーリスクと対策 9.2セキュリティリスクと対策
監査	<ul style="list-style-type: none"> システム運用事業者の運用管理者は、運用作業台帳(運用作業申請書兼報告書)にないデータベースへのアクセスがないことを定期的に監査します。 市では、システム運用事業者の監査実施の結果(監査証跡)を確認します。 	10.1監査

加古川市：見守りカメラ及び見守りサービス

見守りカメラ

小学校の通学路や学校周辺を中心に見守りカメラを設置。見守りカメラに「ビーコンタグ（BLEタグ）検知器」を内蔵することで、子どもや認知症のため行方不明となる恐れのある方の位置情報履歴を保護者やご家族にお知らせする見守りサービスの普及にも取り組んでいる。

見守りサービス

BLEタグを持った家族が、小学校の通学路や学校周辺に設置された見守りカメラ付近を通過すると、アプリまたはメールで居場所を知ることができるサービス。

大切な家族の居場所が
アプリでわかる

見守りカメラ
見守りカメラ
SAFETY CAMERAS
見守りカメラ
見守りカメラ
見守りカメラ

小学生の見守りに

見守りサービス加入申し込み受付中

小さなタグを持ち歩くだけ
約5.5cm

市内1,500カ所以上で位置情報を検知します
検知ポイント公開中

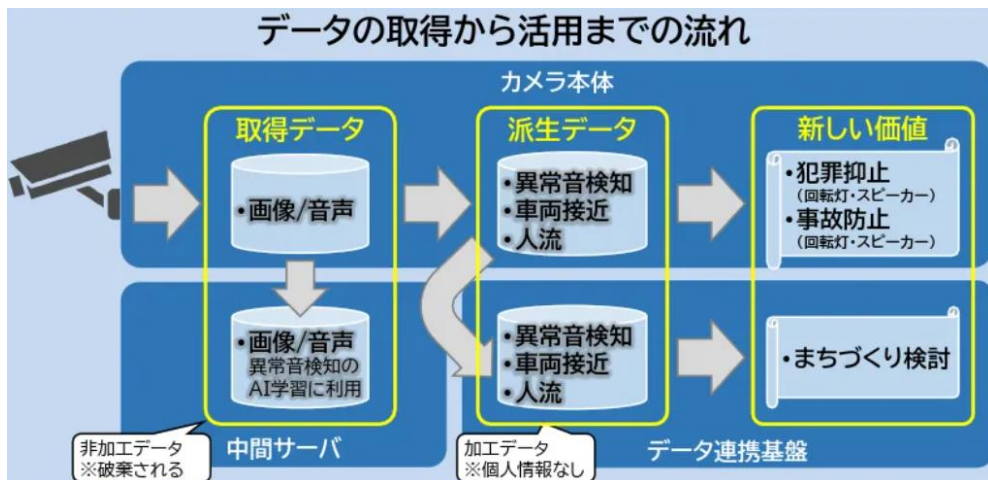
アプリで簡単に通過履歴を確認
通過履歴

市内に設置された見守りカメラ等で見守りタグの電波を検知し、通過履歴をアプリで確認することができるサービスです。タグは、年1回程度電池を替えるだけで充電の必要はありません。

利用料金や申込方法については、裏面をご覧ください。



サービスの概要



活用場面

犯罪・交通事故の未然防止の仕組みを強化し、カメラで取得したデータを活用したまちづくりを行うため、AIを活用した高度化見守りカメラを市内に150台設置することで、市民のWell-being向上を目指します。

期待効果

新たに設置する高度化見守りカメラでは、画像データから得られる人流データや車両接近データ、音声データから得られる異常音検知・位置データといった派生データを活用することから、データの取得プロセスを事前評価することにより、効率的かつ効果的なデータ利活用の取り組みを行っていきます。

- ・評価実施者：兵庫県加古川市、一般社団法人 日本データマネジメント・コンソーシアム
- ・評価方法・評価項目：5つの倫理項目、14個の「つまずきポイント」、49個の「チェック項目」により構成。



倫理 つまずき ポイント	チェック項目
1 正当性	
1.1 活用にあたっての納得感	
1.1.1【目的の正当性】 データ活用の目的は、 一般に正当なものと受け止められますか	
1.1.2【収集の正当性】 目的のために収集するデータは、 一般に正当なものと受け止められますか	
1.1.3【生成方法の正当性】 収集したデータから派生データを 生成する方法は、	
1.1.4【種類や意味合いの正当性】 生成された派生データの種類や意味合いは、 一般に正当に受け止められますか	
1.1.5【活用の仕方の正当性】 派生データの活用の仕方として、 一般に正当に受け止められますか	
1.1.6【正当性の説明】 これらの正当性が判るように、 データ提供者に説明をしていますか	
1.2 個人に係る情報の提供に対する不安対処	
1.2.1【個人に係る情報の有無】 目的のために収集するデータには、 個人に係る情報を含みますか	
1.2.2【個人に係る情報の提供の不安感】 その個人に係る情報の提供は、 その提供者にとって不安を与えませんか	
1.3 個人に係る情報の提供リスクとメリットのバランス	
1.3.1【プライバシーリスクとメリットのバランス】 個人に係る情報の提供リスクより、 メリットの方が大きいといえますか	
1.3.2【プライバシー情報提供の選択権】 リスクとメリットのバランスは、 個人の考えに大きく依存しますか (提供選択権の必要性)	

2 説明責任	
2.1 派生データの結果に対する説明	
2.1.1【結果に対する納得感】 得られた派生データの結果について、 ある程度の納得感のある説明ができますか	
2.1.2【結果に対する不信感】 得られた派生データの結果について、 色々な立場の人にとって不信感を与えませ	
2.2 派生データに偏りや間違いの混入の可能性	
2.2.1【結果の偏りや間違い】 得られた派生データの結果に、 偏りや間違いの混入の可能性はないですか	
2.2.2【生成で与えるデータの偏り】 統計処理や機械学習で与えるデータに 偏りはないですか	
2.2.3【不正データの混入】 不正な入力データを受け取ることで、 派生データが不正操作される可能性はない	
2.2.4【生成方法における限界】 派生データの説明に限界がある場合、 それを派生データの活用に説明できてい	

3 公平性	
3.1 派生データによる不公平感や差別感の可能性	
3.1.1【善し悪し表現】 得ようとしている派生データは、 善し悪しを表現するものではないですか	
3.1.2【不公平や差別たる指標】 その善し悪しの表現は、人によっては 不公平や差別と指摘を受ける可能性はない	
3.1.3【特定の人にとって不利な提供】 派生データを提供する場合、 特定の人にとって不利な提供方法にはなっ	



4 安全・安心	
4.1 派生データが個人や組織や地域に与える影響の可能性	
4.1.1【個人や組織や地域に悪影響】	派生データを提供する場合、個人や組織や地域に悪影響を与える可能性はないですか
4.1.2【人の考えや行動の変化】	この派生データや活用方法が、人の考えや行動に変化を与える可能性がありますか
4.1.3【人の考えや行動の変化による問題】	その人の考えや行動の変化が、前例のない問題を引き起こす可能性はないですか
4.2 悪用の可能性	
4.2.1【提供による悪用】	派生データを提供する場合、活用のされ方によっては悪用される可能性がありますか
4.2.2【不特定多数への提供】	派生データは、不特定多数の人にも提供しますか (更に悪用のリスクが高まります)
4.2.3【海外への伝達】	派生データは、海外にも届く可能性はありますか
4.3 国内でのデータの保管/管理	
4.3.1【国外への保管】	日本国内で取得したデータの保管先には、国外拠点もありますか
4.3.2【クラウドの国外リージョン利用の有無】	クラウドを利用する場合に、そのデータの配置先に、国外リージョンの利用はありますか
4.3.3【データ管理の海外法人への委託】	クラウドを含め、そのデータの管理を海外法人に委託している部分がありますか
4.3.4【国外保管禁止情報の有無】	海外保管が禁止される情報を扱いますか

5 情報保護	
5.1 情報セキュリティ対策	
5.1.1【機密性対策】	扱うデータに対する悪意ある利用や人為ミスを防ぐ対策を講じていますか
5.1.2【完全性対策】	扱うデータに対する意図しない変更や改竄を防ぐ対策を講じていますか
5.1.3【可用性対策】	扱うデータが常に利用できるようにするための対策を講じていますか
5.1.4【対応/取得済の認証規格の有無】	対応済や取得済の情報セキュリティに関する認証規格がありますか
5.1.5【対応/取得済の認証規格への対応】	当該のデータ活用についても、その規格を適用していきますか
5.2 提供/公開先のコントロール	
5.2.1【外部提供】	派生データは、企業内でなく、企業外に提供しますか
5.2.2【インターネットを通じた提供】	派生データの公開には、インターネット上のサイトを使いますか
5.2.3【提供先の限定】	派生データを企業外に提供する場合、提供先を限定していますか
5.2.4【提供先との情報保護の取り決め】	派生データの提供先とは、情報保護に関する取り決めを行っていますか
5.2.5【国外流出禁止の情報の有無】	派生データには海外に流出すると問題になる情報を含みますか
5.2.6【国外流出禁止に対する対策】	派生データの海外流出の防止が必要な場合、その対策は講じていますか

5.3 収集データの適切な削除	
5.3.1【個人や組織や地域に係る情報の有無】	収集したデータには、個人や組織や地域に係る情報を含みますか
5.3.2【削除のルールと運用】	収集したデータについて、削除する条件やタイミングを規定し運用していますか
5.3.3【削除ポリシーの開示】	この削除運用について、そのデータ提供者に対しポリシーを開示していますか
5.4 他データの突合での個人特定	
5.4.1【データの粒度】	派生データの粒度は、個人レベルですか
5.4.2【個人が推測できる特徴の有無】	派生データに内容には、個人の特徴が表れる特異な情報が含まれる
5.4.3【同様な情報の公開サイトの有無】	同様な派生データを公開している別のサイトは存在しませんか
5.4.4【個人コメントの有無】	派生データには、個人のコメントなどが含まれていますか
5.5 提供データに関する権利侵害	
5.5.1【価値の高い情報の有無】	元データに、非常に価値の高い情報が含まれていますか
5.5.2【取得データと異なる価値の有無】	派生データは、その元データとは異なり新しい価値があると言えますか

ご参考：PIAと特定個人情報評価の比較

- JIS/ISOのPIA手法と特定個人情報評価手法を比較すると、概して以下の通りとなる。

	PIA	特定個人情報評価
義務付け	無	有（国の規則）
実施判断	PII（人物の識別・特定に直接繋がるようなもの）が存在する場合に実施	個人番号（マイナンバー）が直接関係する、または間接的に個人番号に辿り着ける情報が存在する場合に実施
評価対象	ITの設計段階から評価の対象	運用段階のみ評価の対象
評価項目	初期に入手した情報の正確性や不当性、鮮度を評価項目に含めていない	初期に入手した情報の正確性や不当性、鮮度を評価項目に包含
評価方法	一般的なリスク評価軸（影響×起こりやすさ）により評価	対策への力の入れ具合により評価
リスク許容度	リスクが残存することを前提	リスクが残存しないことを前提

つくば市が想定する
プライバシー影響評価（PIA）における
目的、用語の定義、適用範囲のイメージ

つくば市

なぜプライバシー影響評価の取組を進めるのか

トロント市のスマートシティ事業「Sidewalk Toronto」

テクノロジーを活用して「まちを最適化」（効率的なエネルギー活用、環境に優しい建築物の開発、住民が安全に移動できる交通システムの構築など）



どこに行き、何を買い物したり、どのような医療施設を利用するかなど、個人の行動パターンを特定し、住民のありのままの姿を捉える



- 個人の行動パターンが特定され、情報が共有される可能性
- 個人情報への漏洩、プライバシー侵害の危険性
- 情報が誤用された場合、偏見や差別に繋がる可能性



住民が不安視、事業自体が中止に追い込まれる

なぜプライバシー影響評価の取組を進めるのか

つくば市議会においても懸念の声が

- 個人のデータのセキュリティ確保、システムの安全性、透明性の担保など、しっかりと守られるか
- 市民が仕組みを理解した上での意思決定、データのセキュリティ確保、恩恵とやむを得ない損失の見える化等が守られているかをどのようにチェックするか
- スマートシティ倫理原則という理念に加え、ガイドラインなどで理念を具体的に守っていくための基準や仕組みが必要ではないか



考えられるリスクを最大限軽減させる運用とセキュリティ対策が施されていることを事前に確認する仕組みを構築し、市民が安心してサービスを享受・選択できる環境を築く

プライバシー影響評価制度における用語の定義

●PIAの実施対象とするプライバシー情報

個人に関する情報 (法第2条第1項)

生存する個人に関する情報 (法第2条第1項)

個人情報

(法第2条第1項)

(例) 特定の個人を識別できるもの (住所、氏名等)
個人の身体データ (指紋、DNA等)
公的番号 (マイナンバー、免許証番号等)

仮名加工情報

(法第2条第5項)

個人関連情報

(法第2条第7項)

(例) 端末の識別子 (端末ID)、
WEBブラウザのcookieやスマートフォンOSによる広告ID、識別子
や位置情報等により収集された閲覧履歴、検索履歴、行動履歴、購買履歴など

匿名加工情報

(法第2条第6項)

【PIAの対象範囲案】

根拠	項目	定義
個人情報保護法	個人情報	生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるもの
	仮名加工情報	個人情報を他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように規則で定める基準に従って加工して得られる個人情報に関する情報
	匿名加工情報	個人情報を特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、復元して特定の個人を再識別できないようにしたもの
	個人関連情報	生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの
JIS X 9251		a) その情報に関連するPII (Personally Identifiable Information: 個人識別可能情報) 主体を識別するために利用され得る情報 又は b) PII主体に直接若しくは間接にひも (紐) 付けられるか又はその可能性がある情報

※プライバシーリスクの分析には、個人情報保護法で規定される「個人情報」に限らずに個人の識別、特定につながる「個人識別可能情報」がある場合には実施する方が有効とされている。

プライバシー影響評価制度における用語の定義

●プライバシー情報のイメージ（例）

項目	個人情報	仮名加工情報	匿名加工情報	個人関連情報
氏名	筑波太郎	<u>K1648R（匿名ID）</u> or <u>—（削除）</u>	<u>—（削除）</u>	・ Cookie ・ IPアドレス ・ 端末ID ・ 位置情報 ・ 購買履歴 ・ 閲覧履歴 等
性別	男性	男性	男性	
年齢	34	34	<u>30代</u>	
検査結果 数値	71.2mg	71.2mg	<u>70mg台</u>	

プライバシー影響評価制度の目的の整理①

GSCA PIAモデルポリシー

- PIAは、特定の情報システム、テクノロジー、またはプログラムによって個人情報かどのように収集、使用、共有、および維持されるかを評価するもの
- スマートシティにおける技術の取得や使用に先立ってPIAを実施することは、
 - ✓ 透明性と説明責任を通して、市民との信頼を築く
 - ✓ 予測可能なプライバシーの害またはさまざまな影響を軽減
 - ✓ コンプライアンスを改善し、法的リスクを軽減
 - ✓ 市全体のデータとテクノロジーに関する、より自信をもった一貫した意思決定を可能にする
- 個人のプライバシーや社会全体への悪影響を最小限に抑えつつ、倫理的な意思決定を支援し、データの有益な利用を最適化することでイノベーションを加速
- 個人及び地域社会の社会的利益を最大化し、リスクを最小化する
- 市民の参加と意識決定

プライバシー影響評価制度の目的の整理②

坂下座長第1回提供資料

- パーソナルデータを利用する前に、「取得→利用→保管→廃棄」のプロセスのリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利権益を侵害する可能性、それによる影響を予測し、そのようなリスクを軽減する措置を講じていることを確認する

JIS X 9251 情報技術—セキュリティ技術—プライバシー影響評価のためのガイドライン

- プライバシー保護のための設計（プライバシー・バイ・デザイン）を達成
- 計画的なプライバシー対策の達成と相対的なコスト削減
- 利害関係者との信頼の構築
- 組織内にプライバシーに関する教育や損害を与えるプライバシーの問題に注意を払うよう喚起（善管注意義務の達成）

つくば版プライバシー影響評価制度の目的

サービス構築段階

サービス提供段階

個人を識別可能な情報
(PII ※)

廃棄

取得

利用

保管

プロセス

デジタル技術を活用した
サービスシステム

社会的利益
最大化

リスクの
最小化

サービスの
提供

プライバシー影響評価

リスクの
特定

リスクの
軽減

プライバシー・
バイ・デザイン

市民との信頼

透明性

説明
責任

倫理的
意思
決定

プライバシー影響評価制度の趣旨・目的

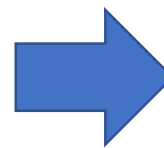
(制度の趣旨)

個人を識別可能な情報を利用するサービスについて

- サービス提供前に取得・利用・保管・廃棄のプロセスを評価
⇒同意の取り方、利用目的の特定・通知、安全管理対策、訂正・削除への対応 等
- プライバシー侵害の可能性、リスクを予測
⇒次頁「プライバシーリスク」参照
- リスクを軽減する措置が講じられているかを確認

(制度の目的)

- 市民に対する透明性と説明責任の担保
- プライバシー侵害の回避
- コンプライアンスリスクの軽減
- プライバシー保護のための設計
(プライバシー・バイ・デザイン)
- 倫理的な意思決定
- 社会的利益の最大化とリスクの最小化



市民との
信頼構築

プライバシーリスク

－ PII への不正な

- アクセス（機密性の喪失）
- 修正（完全性の喪失）

－ PII の

- 紛失、盗難又は無許可での持出（可用性の喪失）
- 過剰な収集（運用管理の喪失）
- 無許可又は不適切なリンク
- 処理目的の情報が不十分（透明性の欠如）
- 不必要な長期保有

－ PII 主体の認識又は同意なしでの

- PII 主体の権利への配慮の欠如（例：アクセス権の喪失）
- PII を処理する（関連する法令又は規則で処理が想定される場合を除く）
- 第三者と PII を共有又は異なる目的での利用

出典：JIPDEC「プライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment）～ISO/IEC29134:2017のJIS化について～」

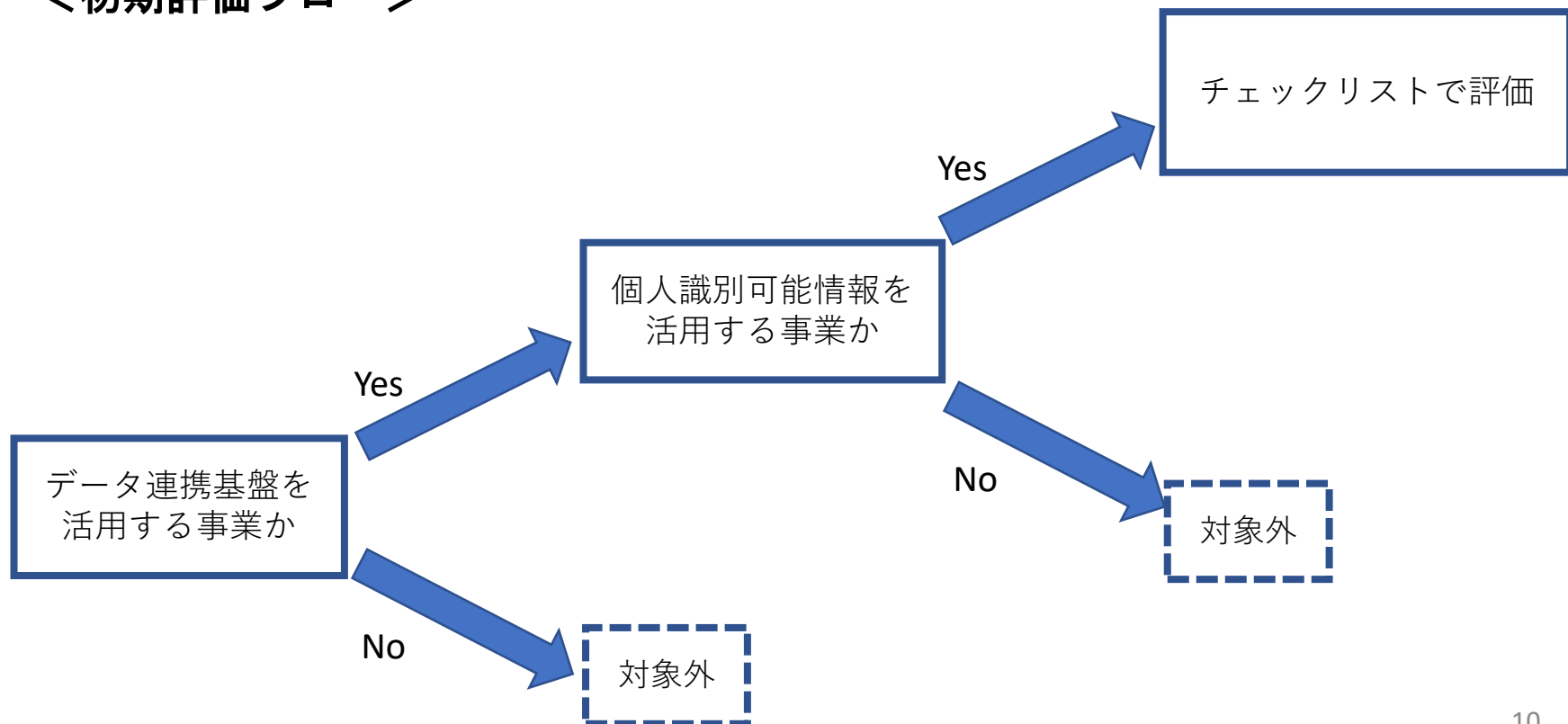
つくば市におけるPIA適用の範囲

◆データ連携基盤を活用するサービスやシステムについて、初期評価を実施する。

●初期評価とは

PIAの実施の要否を判断するため、事業者がどのようなプライバシー情報を取り扱っているか、そのプライバシーリスクを含むかなどを初期段階で一定程度評価すること

<初期評価フロー>

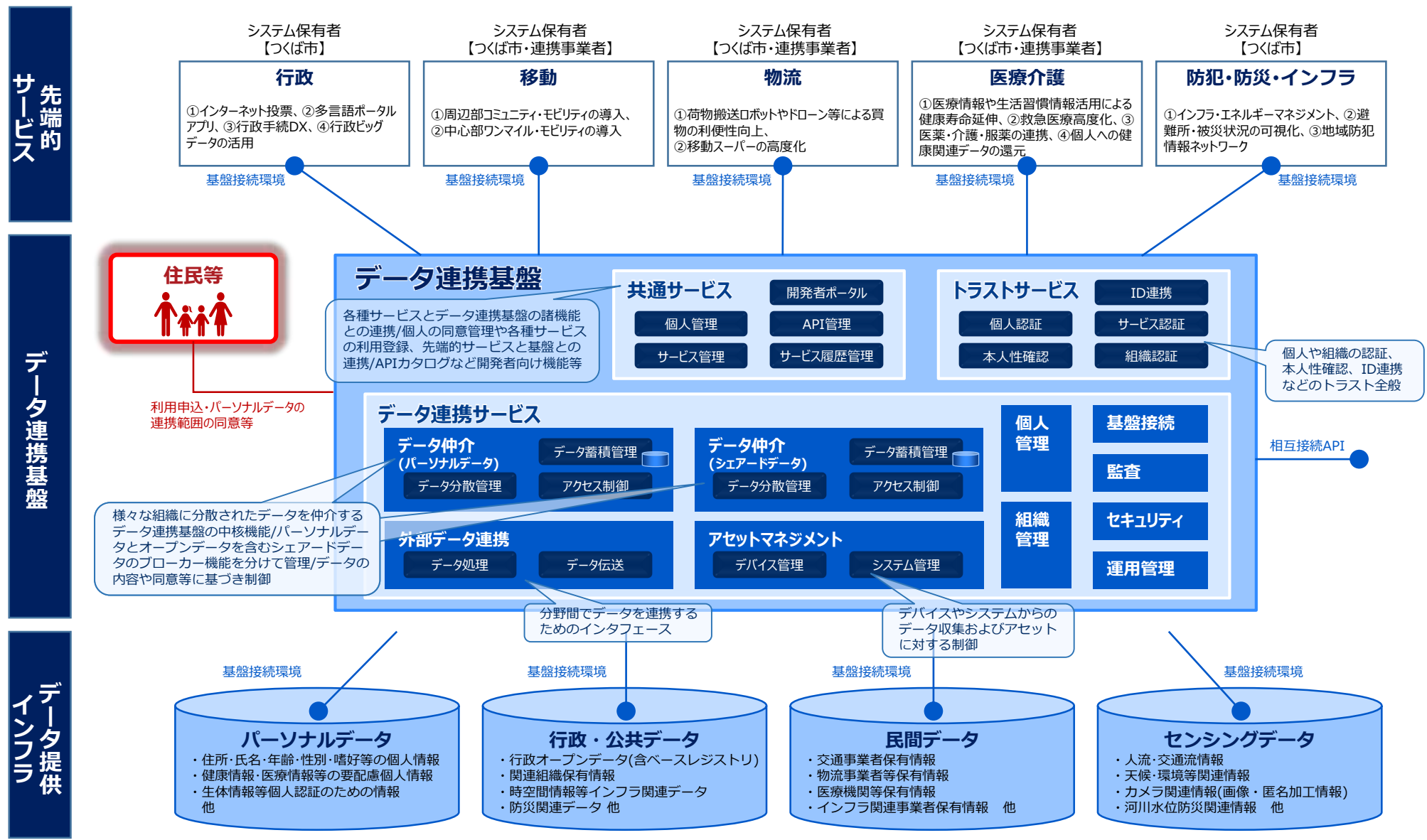


つくば市におけるPIA実施のタイミング

- 1 プライベートデータを利用するサービスやシステムが使用開始される前に実施する。
- 2 既存のプロセスやシステムの重要な変更を計画する場合に実施する。
(新たにデータ活用を行う場合や何らかの変更といったプロジェクトが更新されたタイミング含む)
- 3 サービスやシステムに新しい技術、新しい目的、または新しいプロセスが導入される場合。
- 4 システム内の他の情報と個人情報との物理的または論理的な分離に影響を及ぼす可能性のある方針、業務プロセス、またはシステムの大幅な変更が計画されている場合。
- 5 機密性の高いデータが処理される場合、または技術やサービスにより高リスクのデータ処理が可能になる場合。
- 6 技術またはシステムが自動的もしくは半自動的に、個人に対し、影響を及ぼすような意思決定を行う場合。
- 7 必要に応じ、データ収集が可能となる技術を、市内に実装する前に、もしくは市の意思決定プロセスに実装する前に、PIAを実施する。

データ連携基盤

○全体システム構成イメージ



つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会スケジュール

第1回(2023年3月17日)

つくば市でスマートシティを対象としたプライバシー影響評価を制度化したい基本的背景等を説明

- 「つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会」の設置について
- 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」について
- 海外都市における先進事例とつくば市の現状について

第4回(2023年12月頃)

評価基準・評価方法について御議論いただく

※評価基準・評価方法は、第3回・第4回の全2回を想定

- どのような基準が必要なのか等(評価基準)※海外事例を参考として検討
- どのように評価するのか、誰が評価するのか等(評価体制)

第2回(2023年5月25日)

プライバシー影響評価の目的と適用範囲について御議論いただく

- 課題とは何か、なぜPIAが必要か(目的)
- プライバシーとは何か等(用語の定義)
- 何を対象にするのか等(適用範囲)

第5回(2024年2月頃)

評価結果の公表方法や制度化の方法について御議論いただく

- 結果をどのように市民に周知するのか等(公表)
- 条例、要綱、規則、要項等(制度化の方法)

第3回(2023年9月頃)

評価基準・評価方法について御議論いただく

※評価基準・評価方法は、第3回・第4回の全2回を想定

- どのような基準が必要なのか等(評価基準)※海外事例を参考として検討
- どのように評価するのか、誰が評価するのか等(評価体制)

第6回(2024年3月頃)

予備回

総務省実証事業における姫路市行政情報分析基盤

個人情報リスク評価PIA⁺⁺ (Privacy Impact/Risk Assessment)

初版 平成30年3月
改訂 平成30年5月

1 本評価の範囲・対象

姫路市行政情報分析基盤

- 本評価は、「姫路市行政情報分析基盤」(以下「分析基盤」といいます。)をその範囲・対象としています。
- 分析基盤とは、市役所の持つ業務データを活用して、エビデンスに基づくより良い政策立案(EBPM)を行うために、姫路市が開発・運用するデータ分析基盤システムを指します。総務省が平成29年度に実施した「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」事業としても採用されています。
- 総務省実証事業では子育てデータの分析を行っていますが、このほかにも市の事業として、住基データ、特定健診データ、業務ログの分析を行っており、将来的にはこれらの分野にとどまらず、市役所の持つ業務データを部局横断的に利活用できる政策支援機能としての運用を目指しています。平成28年より構築を開始しています。そのうち、総務省実証事業の期間は、平成29年10月から平成30年3月31日までです。
- 本評価は、弁護士水町雅子が、姫路市及び株式会社エーティーエルシステムズ(姫路市受託事業者、以下「ATL」といいます。)から資料提供やヒアリングを受けながら実施したものです。姫路市及びATLは本評価書に記載された内容に偽りが無いことを事前に確認しています。

2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

自治体の持つ業務データをもとに分野横断的な分析を行い、より良い行政・政策を目指す仕組み

業務データには個人情報が多く含まれます。
プライバシー権侵害や不正行為を防止するため、本評価記載の通りの厳格な措置を講じます。

主なポイント

①誰の個人情報か一見して
わからないように加工(抽象化)

- ① 子育て、住民基本台帳等の業務データ(個人情報)から、**氏名等を削除して、誰の個人情報か一見してわからない状態に加工(抽象化)**します
- ② **市役所職員が自身の業務に必要な範囲に限り**、①の情報を元に、市の現状などを**統計処理**します。市職員が閲覧できるのは統計情報のみで、①情報は閲覧することはできません。
- ③ 分析結果を元に政策立案、課題解決、住民サービス向上等を検討して、**より良い行政**を目指します
- ④ 分析・統計作成作業は、地方公務員法上、守秘義務を負う市職員が行います。守秘義務違反等には刑罰や懲戒処分を科せます。
- ⑤ 姫路市分析基盤は、インターネットと切り離された環境にあり、姫路市が厳重に管理している端末から操作します。セキュリティ対策を厳重に講じています。

業務データ

姫路市
分析基盤

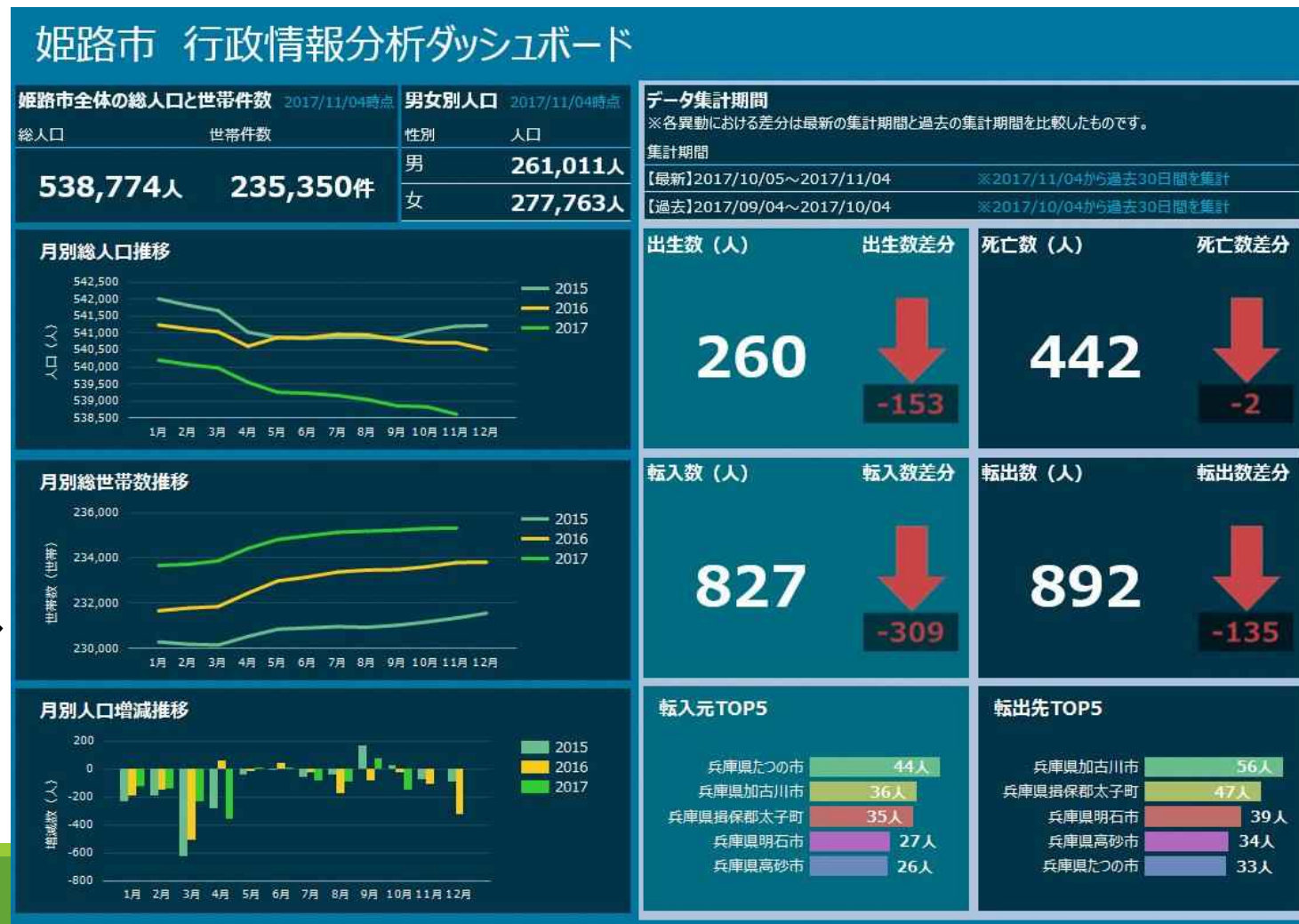
セキュリティ対策

②業務に必要な範囲に限り
統計処理・分析

2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、姫路市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 住民基本台帳データを分析し図示等することで、人口推移、出生数推移、転出入状況、経年変化等をとらえ、将来予測も可能となります。
- ◆ 正確な情報を精緻に分析することで、市の今後の政策検討の基礎データとし、より良い行政政策を検討・実行していきます。
- ◆ 右の数値等はダミーです。



2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、姫路市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 子ども子育てデータを分析し表形式で集計等することで、施設、認定区分、地域、定員等の観点から、現状を把握します。
- ◆ 正確な情報を精緻に分析することで、市の今後の政策検討の基礎データとし、より良い行政政策を検討・実行していきます。
- ◆ 右の数値等はダミーです。

姫路市 教育・保育施設利用状況【概要】

◆施設分類

分類	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
こども園	2,298	3,166	1,577	7,041	2,820	0	1,758	4,578	122.7%	0.0%	111.5%	65.0%
公立幼稚園	1,435	0	0	1,435	1,923	31	1,311	3,265	134.0%	+∞	+∞	*
保育園	404	923	633	1,960	1,490	0	980	2,470	368.8%	0.0%	154.8%	*
保育所	0	3,450	1,994	5,444	3,332	74	2,233	5,639	+∞	2.1%	112.0%	*
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

◆地域ブロック別

地域ブロック	定員				利用児童数				定員充足率			
	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計	1号	2号	3号	計
安富	0	105	35	140	48	11	41	100	+∞	10.5%	117.1%	71.4%
家島	70	0	0	70	147	0	103	250	210.0%	NaN (非数値)	+∞	*
広畑	274	870	412	1,556	914	0	543	1,457	333.6%	0.0%	131.8%	93.6%
香寺	215	222	133	570	264	0	196	460	122.8%	0.0%	147.4%	80.7%
飾磨	513	948	510	1,971	1,158	0	712	1,870	225.7%	0.0%	139.6%	94.9%
西部	280	712	368	1,360	705	0	472	1,177	251.8%	0.0%	128.3%	86.5%
中部第一	315	670	415	1,400	973	31	645	1,649	308.9%	4.6%	155.4%	*
中部第二	733	951	641	2,325	1,617	0	1,009	2,626	220.6%	0.0%	157.4%	*
東部	290	718	347	1,355	977	52	700	1,729	336.9%	7.2%	201.7%	*
灘	338	574	342	1,254	652	11	441	1,104	192.9%	1.9%	128.9%	88.0%
北部	616	805	419	1,840	1,053	0	654	1,707	170.9%	0.0%	156.1%	92.8%
夢前	130	154	86	370	236	0	186	422	181.5%	0.0%	216.3%	*
網干	363	810	496	1,669	821	0	580	1,401	226.2%	0.0%	116.9%	83.9%
合計	4,137	7,539	4,204	15,880	9,565	105	6,282	15,952	231.2%	1.4%	149.4%	100.5%

2 姫路市分析基盤は、どのようなものか

分析画面のイメージ

- ◆ 分析基盤は、姫路市職員のみ操作できます。分析基盤を通じて作成した統計結果は会議資料や市ホームページ等で利用することがあります。
- ◆ 市役所、支所などの利用データを分析することで、窓口の利用状況等がわかり、市役所サービスにおける住民の利便性向上や効率化などをめざします。
- ◆ 右の数値等はダミーのため、偏りがありますが現実の数値等ではありません。



3 期待される効果

- 人口減少・少子高齢化が進展する中で、限られた「ヒト・モノ・カネ」を「情報」により、これまで以上に効果的かつ計画的に活用することにより、効率的な行政運営と住民のQOL向上を目指します。
- 前例や職員の経験・勘などに依存しない、第三者による検証が可能で透明性の高いエビデンスベースの政策立案を推進します。
- 行政データの有効活用を通して、より良い行政・住民サービスの向上を図ります。

3 期待される効果

正確な課題認識、将来予測

- 現状を正確に把握し、過去の状況と比較することで、自治体の持つ課題を正確に認識できます。
 - 例えば、待機児童問題では、どこにどのような待機児童がいてどの地域にどのような保育施設ができればよいのか、今の保育園児が小学生になった際に小学校や学童保育の過不足などの問題はないのか等、自治体の現状と課題を正確に把握することが必要です。
 - 住基データの分析でいえば、最近の転出入の状況を数値で正確に分析することで、どのような世帯が転出しているのか、人口増のためにはどのような施策が必要かなどを分析することも可能です。
 - そのほかにも、市の業務データを分析することで、例えばバス路線が住民ニーズに合致しているか、支所等出先窓口の設置場所が適切か、道路整備の不十分な場所がないか、高齢単身世帯・子育て世帯が多い地域はどこか等、様々な現状・課題を把握することができます。
 - これらはあくまで例に過ぎず、様々な施策において、現状を数値として正確に分析することで、自治体の解決すべき課題を的確に認識することができます。

3 期待される効果

業務改善・効率化

■ 分析作業等時間の大幅カット

- 自治体では、現状分析や計画立案等の業務を行っていますが、職員が個別にデータを集めて表計算ソフト等で分析するのでは、作業に相当の時間を要します。分析基盤を用いると、これまで行ってきた作業時間を大幅にカットすることができました。
- 例えば、小学校区別年齢別児童数の分析作業に、これまでは56時間を要していましたが、分析基盤では10分以内で実施できます。

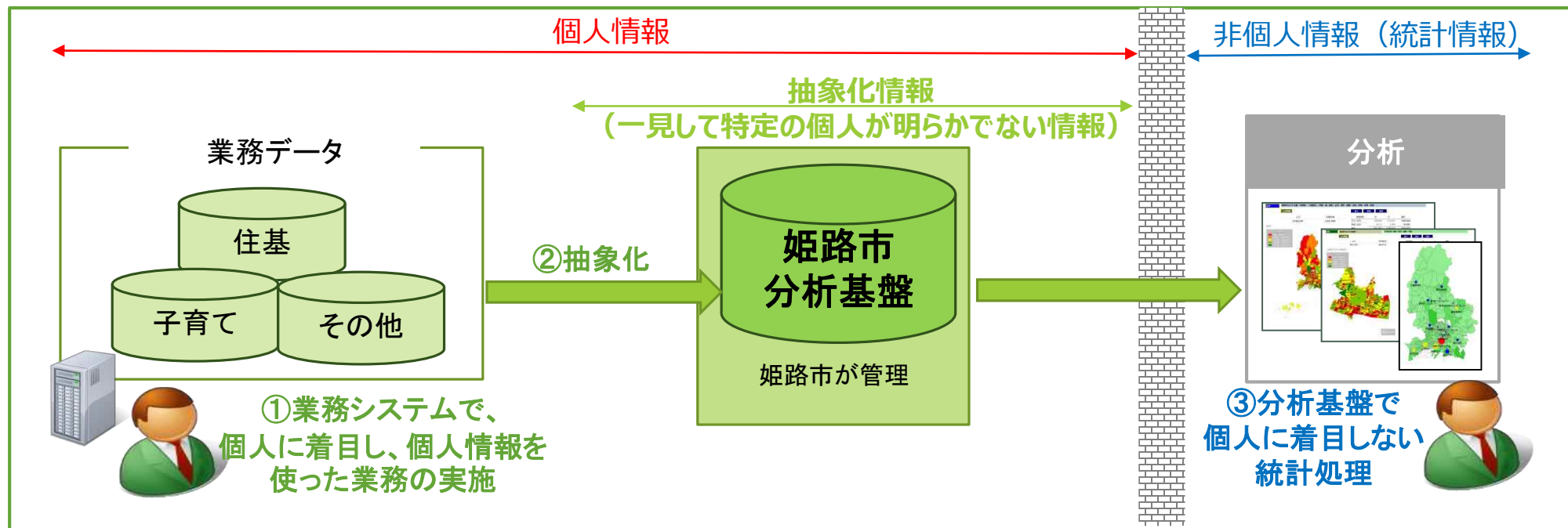
■ これまででは行えていなかった分析も可能に

- 例えば、これまでは地域ブロック別0～5歳児の定住率・異動状況や出生児数の校区別地域ブロック別の分析は行えていませんでしたが、分析基盤では10分以内で分析できます。異動状況も可視化されたため、何歳児がどの地域に引っ越す傾向があるかなどを把握することが可能となりました。

■ 業務効率化・質の向上

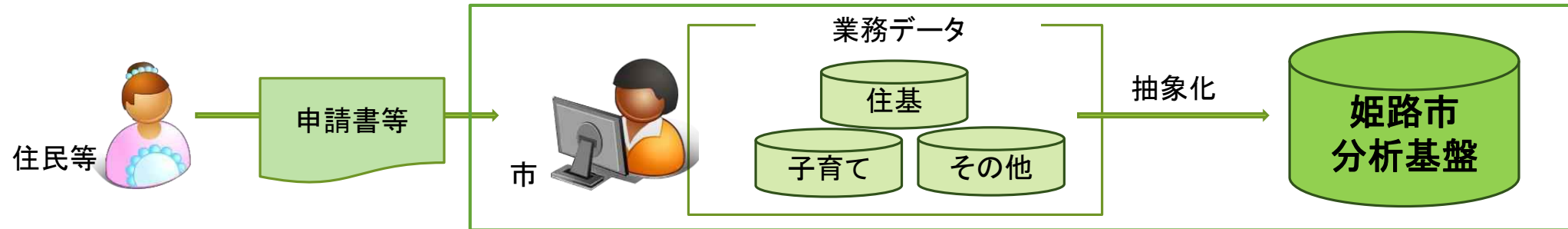
- 資料作成時間を圧倒的に短縮することができ、かつ、より多くの情報をアウトプット出来るようになりました。
- 問合せを受けてから回答までのスピードを早くすることができました。
- 地図情報と重ねて図示できるため、視覚的な説明が可能となり、関係者へのわかりやすい説明が可能になりました。
- 業務の定型化も促進でき、担当者の能力に依存しないため人事異動に伴う引継ぎも容易となるのではないかと期待されます。

4 姫路市分析基盤の全体像



- ① 市では、行政サービス・業務を実施するために、住基情報、子育て情報その他の業務データ（個人情報を含む）を収集・利用・保管等しています。市職員は原則として自分の担当業務に必要な個人情報のみを取り扱っています。
- ② 業務データから氏名等を削除して、一見して誰の情報かわからないデータに加工します（抽象化）。抽象化した情報を分析基盤に取り込みます。分析基盤上のデータを、職員等は直接閲覧・ダウンロード・印刷等することはできません。
- ③ 市職員は分析基盤を利用して、統計処理を行います。統計情報は非個人情報であり、個人に着目しない統計処理のみを行います。

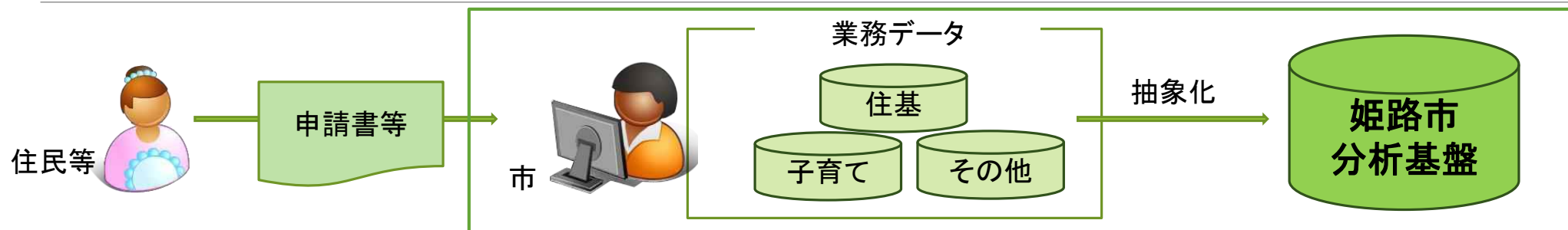
5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



◆ 誰の個人情報： 姫路市の住民・過去住民であった方(約78万5千人)、姫路市職員(約3800人)

- 分析基盤では個人に着目した分析を行わず、あくまで統計処理・統計的把握が目的のため、市の持つ業務データから氏名を削除、住所の番地以下を削除、生年月日は月齢・学年を計算したうえで日を削除、番号・ID等は業務システムで用いているものとは異なるものとし、元の業務データと突き合わせできないよう不可逆変換した情報を保持しています。
- 今後、住基・子育て・特定健診・業務ログという現状のデータ範囲以外に分析基盤を展開していく場合も、既に市で行政サービス・業務を実施するために保有している個人情報から、氏名等を削除して、一見して特定の個人がわからないよう抽象化した上で、分析に利用していきます。
- 氏名等を削除して抽象化しているため、一見して誰の情報かはわからないようになっていますが、氏名が記録されていなくても、どの保育所に入所しているか、抽象化された住所等から、誰の情報かがわかる場合があります。そこで、市では抽象化していても個人情報として、個人情報保護条例を遵守して、厳格に取り扱います。

5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



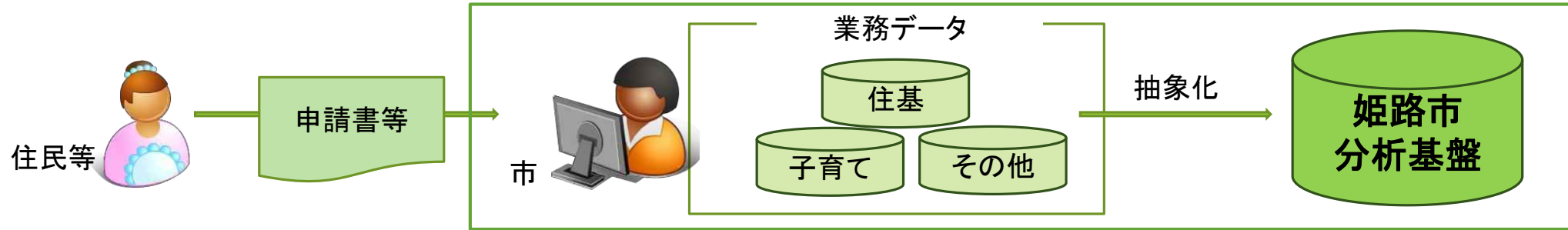
◆ どんな個人情報:

- 子育て: 児童名簿(児童生年月、在園施設、保護者情報、保育料、認定区分(保育の必要性・必要量判定)等)、住民基本台帳情報(住所等)を取り扱います。これらに、非個人情報である保育所情報(所在地、定員等)、認可外施設情報(種類、定員等)を組み合わせ分析しています。
- 住基: 住民基本台帳情報(現住所、前住所、学区等)を取り扱います。
- 特定健診: 年齢、性別、住所、身長、体重、喫煙・飲酒の有無、検査結果等の情報を取り扱います。
- 業務ログ: 端末番号、帳票番号、処理内容等の情報を取り扱います。

◆ 利用主体:

- 市職員のみ
- 子育て: こども政策課(数名) 特定健診: 国民健康保険課特定健診担当(数名)、保健所健康課(数名)
- 業務データ: 住民窓口センター(数名) 住基: 上記利用課すべて、企画政策推進室(数名)、地方創生推進室(数名)

5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



◆ 利用目的:

- 統計処理を実施し、現状分析・将来予測を行い、より良い行政サービス・業務をめざします。

◆ 個人情報の取得経路:

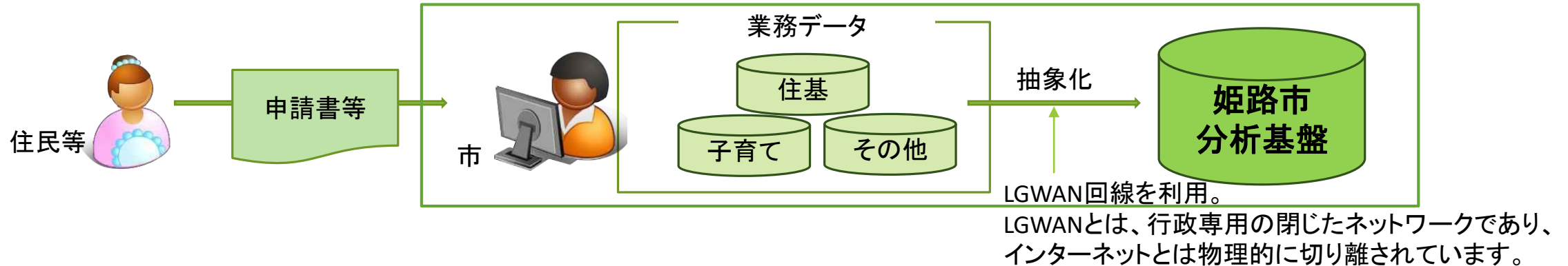
- 姫路市の持つ業務データからシステムを介して、分析基盤に必要な前ページの情報を入手
- 定期的に最新の情報を入手します(統計・分析活用のニーズに応じて、情報ごとに更新頻度を決定)

◆ 個人情報の抽象化:

- 住基情報、子育て情報その他の業務データは分析基盤上にいったん到達するも、その場で抽象化され、保存されません。保存される情報は、次の通り業務データを抽象化した情報です。

- ✓ 番号関連(世帯番号も同様) → 不可逆変換
- ✓ 氏名関連 → 全て削除
- ✓ 生年月日 → 年齢算出後、日を削除し、生年月・学年月情報として保持
- ✓ 住所関連 → 番地以下を削除
- ✓ 続柄 → 一部削除

5 姫路市分析基盤で個人情報はどう取り扱うか



◆ 個人情報の取得経路

- 姫路市の持つ業務データからシステムを介して、分析基盤に必要な前ページの情報を入手
- 定期的に最新の情報を入手します(統計・分析活用のニーズに応じて、情報ごとに更新頻度を決定)
→ 「12 その他のリスク対策(個人情報の取得に関して) 不正確な個人情報を取得しないか」ご参照

◆ 個人情報の保管

- 分析基盤で扱う情報は、①業務データ(生の個人情報)②抽象化情報(個人情報)③統計情報の3種です。
- ①業務データは、前記の通り、分析基盤では保存されず、基幹系業務システム等で保存します。
- ②抽象化情報は、破棄せずに保存します。不要な情報は破棄すべきですが、分析基盤の目的からして、経年変化を把握することが必要であるためです。詳細は、「15その他のリスク対策(個人情報の管理に関して)」の「不要な個人情報がいつまでも保管されないか、古い個人情報を誤って利用しないか」を参照してください。
- ③統計情報は、必要に応じ破棄します。

6 情報を分析することで、住民等に不利益処分等がなされることはないか

分析基盤では、様々な情報を突合して分析しますが、これによって住民の方等に不利益処分等がなされることはありません。

住民の方等に不利益な処分等を行わない

- 分析基盤による分析の結果を用いて、直接、個々の住民の方等を対象とした事務処理等を市が行うことはありません。例えば、万一、子育て政策の状況分析を行った結果、特定地域の保育所が過多であると判断されても、それを元に、将来的な適正配置を検討することはあっても、保育所の退所をお願いするようなことはありません。
- また、万一、保育料の滞納があった場合に、分析基盤を通して督促等をさせていただくことはありません。分析基盤はあくまで現状分析及び将来予測のための統計分析を行うシステムであり、保育料の収納管理等は、通常業務の中で通常手続を経て行います。
- 住民の方等を対象とした事務処理は、分析基盤とは別の業務システムを利用し、また法律・条例に従って実施します。

プライバシー権が侵害されないように

- → 次ページ参照

7 個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか

分析基盤では、住民の方等の個人情報を保持しますが、個人情報が不正にのぞき見られたり、外部提供されたりしないように次の措置を講じています。

業務上必要な分析を行うために必要なデータのみ

- 分析基盤上のデータは、氏名等を削除して抽象化することで、データからは誰の情報かが一見してわからないようになっています。
- 分析基盤を利用できるのは市職員のみです。かつ、市職員であっても誰でも利用できるわけではなく、業務上必要な範囲内で、市の手続に沿ってアクセス権限を認められた範囲にのみアクセスできます。
- 分析基盤上のデータを市職員が直接閲覧することはできず、ダウンロード等もできません。分析ツールで統計処理(集計処理)された状態でしか閲覧できません。
- 市職員は、分析基盤利用課(担当課)・データ保有課・システム管理課とで事前に妥当性をチェックし作成されたレポート様式に沿った統計処理、レポート作成を行います。したがって、個人的興味から、不正な分析を行うことは、システムの機能上、できません。また市職員が実施した分析内容はログとして保存し、所属長等が、「いつ」「誰が」「どのような条件で」分析したかを、ログを確認することでチェックでき、これによっても不正を防止します。
- 複数の部署が持つデータを突合して分析することもあります。業務上必要な統計処理のみ行い、そのために必要な情報以外は突合・利用できないようにシステム上制御しています。
- データは暗号化されているので、万一、分析基盤のデータを持ち去られてもそれだけでは閲覧することはできません。

外部提供は行いません

- 分析基盤は市職員が利用するのみで、分析基盤で保持する情報を外部提供することは原則としてありません。市以外に分析基盤で保持する情報を提供することは原則としてありません。例外としては、警察の捜査に提供する等の場合のみです。
- 分析基盤を用いて作成された統計情報は、公表等する場合がありますが、統計情報ですので、特定の個人がわからない状態に加工されています。

守秘義務等違反には罰則も

- 市職員は法律上守秘義務等を負い、違反した場合は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に科せられます(姫路市個人情報保護条例58～62条、地方公務員法60条2号)。市によって懲戒処分がなされる可能性もあります。

8 個人情報情報が漏えいしないか

分析基盤では、住民の方等の個人情報を保持しますが、個人情報の漏えいを防止するために次の措置を講じています。

技術面

- 総務省実証事業において分析基盤はLGWAN-ASPというインターネットから遮断された環境にあります。総務省実証事業以外の分析基盤は姫路市独自環境(オンプレミス環境)にあり、インターネットから遮断されLGWAN系からも分離された基幹系(個人番号利用事務系)ネットワーク環境です。よって、インターネット経由等での不正アクセスやコンピュータウィルス感染、SPAMメール等の脅威から守られています。
- 通信経路における盗聴対策として、データはHTTPSにより暗号化された状態で通信経路上を伝送されます。
- 利用者認証は事前に許可された市職員のみアクセスできるよう、認証カードとパスワードによる2要素認証を行います。

システム設計・運用面

- 業務データを分析基盤に取り込む際は閉域ネットワーク内で許可された職員が行います。作業記録はログとして取得します。通信は暗号化されます。分析基盤に入力された業務データは即時に抽象化データに変換され、元データは破棄され漏えいの危険性を最小限にします。抽象化データはDBに保持されますが、通常利用する分析基盤APからデータの変更等を行う機能を実装していないため、通常の運用作業でデータの改ざんや漏えいは発生しません。DBサーバに対する直接の攻撃については技術面での対策にて対応します。

法制度面

- 既述の通り、市職員は法律上守秘義務等を負い、違反した場合は2年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に科せられます(姫路市個人情報保護条例58～62条、地方公務員法60条2号)。市によって懲戒処分がなされる可能性もあります。

9 統計情報のための適切な加工がなされるか

分析基盤では統計情報を作成しますが、加工が不十分であると、そこから特定の個人が識別されることがあります。市では、それを防止するために次の措置を講じています。

適切な加工処理

- 分析基盤では氏名等を削除した抽象化情報のみを保持します。不十分な加工状態のデータを取り込むことがないよう、また氏名等を完全に削除し、番号・ID等を完全に不可逆変換できるように、システム側で、加工処理を自動実行しながら、分析基盤に取り込みます。
- 既述の通り、市職員は抽象化された個人情報自体は閲覧できず、ダウンロード等もできません。分析ツールで統計処理(集計処理)された状態でしか閲覧できません。
- 統計情報であっても、少数データから特定の個人が識別されないよう、統計処理の結果、該当人数が少数となった場合は、画面表示上、「〇名」とは表示させずに、「*」で表示します。

不適切な行為を監視

- 統計情報であっても、万一、違法な意思をもった市職員がいて、特定の個人を追跡する等の目的で、他の業務データと照合したり調査する等の不正行為を行った場合には、可能性は低いものの、特定の個人が識別できることも考えられます。こういった違法行為やその他の違法行為を防ぐためにも、市では、分析基盤で職員がどのようなことを行っているかログを取得し、不適切な行為が行われないよう監視します。

10 なぜ分析基盤を設けるのか

既存の業務システムでデータ分析をするのではなく、今回、分析基盤を設けたのは、次の理由からです。

これまでとの差異

- これまでも市では業務上必要な分析・統計処理を行ってきました。しかしこれまでは、個別業務ごとに、個々にデータを他課から受領し、内部手続を行い、表計算ソフトや個別システムなどで分析・統計処理を行ってきました。そのため、分析・統計処理に至るまでのプロセスに多くの時間を要し、スピーディーで効率的な分析・統計処理が行えないという課題がありました。また、個別業務ごとの分析・統計処理だと、システム面での保護措置レベルにバラツキが生じるなど、情報セキュリティ上の懸念がありました。
- そこで今回、分析基盤を設けることで、データに十分な抽象化加工を行った上で、必要なデータを安全・迅速に受領でき、かつ不適切な行為が行えないようシステム面での保護措置を施した環境を整備しました。
- また、個人情報保護条例への適合性やプライバシー権保護上の措置などを、総務省が設置した有識者会議、そして市が依頼した個人情報を専門とする弁護士等と協議し、個人情報保護条例適合性等の検討を行っています。これにより、個別業務ごとに個々に内部手続や条例適合性検討を行うのではなく、市として統一かつより高度な個人情報保護・プライバシー権保護を企図しました。

費用対効果

- 分析基盤には一定の費用が必要となりますが、個別業務ごとに、個々にデータを他課から受領し、内部手続を行い、表計算ソフトや個別システムなどで分析・統計処理を行うよりも、スピーディーで効率的な分析・統計処理を行うことができます。削減できる作業時間数やリスク、EBPMの推進による行政経営の最適化を踏まえると、費用対効果上も適切であると考えています。

11 なぜ本人から同意を得ないのか

分析基盤では、個人情報保護条例に基づき、ご本人からの同意を得ることなく、統計処理を行います。その理由は次の通りです。

現状分析・将来予測のために網羅的データが必要

- 市が正確に現状分析・将来予測を行うためには、市の状況を取り巻くデータを網羅的に分析する必要があります。データに偏りがあると、偏った分析しか行えず、現状を的確に分析することが困難となる恐れがあります。
- ご本人から同意を得た場合のみ統計処理を行うとすると、一部の方のデータのみ統計処理することとなる可能性があり、データに偏りが生じることも考えられます。
- 市が正確に現状分析・将来予測を行うことは、住民ニーズや現実の課題に即した的確な行政運営を行ったり住民サービスを向上させるために必要なもので、公益性が認められると考えられます。正確な現状分析・将来予測を行うために、個人情報保護条例上認められている、本人同意以外の方法を採用しています。
- ご本人から同意を得ずに統計処理を行います。プライバシー権等を侵害することがないよう、この評価書に記載した厳格な措置を講じます。

個人情報保護条例を遵守

- 個人情報保護条例上認められている方法を採用しています。
- なお分析基盤は、総務省の実証事業として採用されていることもあり、総務省が設置した有識者会議、そして市が依頼した個人情報を専門とする弁護士が個人情報保護条例適合性等の検討を行っています。

12 その他のリスク対策

(個人情報取得に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の取得に際して次の措置を講じています。

個人情報を過剰取得しないか

- 統計・分析に不必要な個人情報を取得することがないように、各統計・分析に必要なデータのみを分析基盤に取り込むように設計します。担当者だけで分析基盤に取り込むデータを定めることはできません。システム所管課とデータ保有課と分析基盤利用課(担当課)とで相互チェックします。

不正確な個人情報を取得しないか

- 地方公共団体が行政サービスや業務を実施する上で利用している業務データを用います。業務データから氏名等を削除する等して一定の加工を加えますが、その際、誤った加工を加えないよう設計の上テストを行っています。
- 業務データの性質ごとに、最新の情報も追加して分析基盤に取り込むことで、正確な統計・分析を行います。例えば住民基本台帳データ・業務ログデータは、日々異動が生じているため、現在は週1回のサイクルで分析基盤に取り込んでいます。特定健診データは年1回、子育てデータは年2回です。

取得の際に個人情報が漏えい・紛失等しないか

- 既述の通り、業務データを分析基盤に取り込む際は、インターネットと完全に切り離された環境を用います。電子媒体等を用いると紛失リスク等もありえるため、業務システムから閉域ネットワーク経由で取り込みます。

取得の際に不正が起きないか

- 業務データを分析基盤に取り込む際は、システム上で実行するため、不正な意図をもって不正データを分析基盤に取り込むことはシステム仕様上できません。また業務データ自体の取得については、姫路市個人情報保護条例8条1項に基づき、事務の目的達成に必要な範囲内でのみ個人情報を収集しています。

13 その他のリスク対策

(個人情報利用・提供に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報利用・提供に際して次の措置を講じています。

個人情報を無関係の者に利用されないか

- 分析基盤にアクセスできるのは市職員のみです。かつ、市職員であっても誰でも閲覧できるわけではなく、業務上必要な範囲内で、市の手続に沿ってアクセス権限を認められた範囲にのみアクセスできます。
- アクセス権限の設定は、庁内手続に沿って行います。

本件関係者が個人情報を私的利用・私的複製・悪用等しないか

- →「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

個人情報が不正提供されないか

- →「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

目的外利用・過剰紐づけされないか

- 業務上必要な統計のためにしか利用できず、そのために必要な情報しか紐づけできないよう、様々な措置を講じています。事前に作成するレポート様式に従ってしか利用できません。
→「7個人情報を不正にのぞき見・外部提供等されないか」参照。

14 その他のリスク対策

(個人情報安全管理措置に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の安全管理措置に関して次の措置を講じています。

安全管理体制／規程

- 全庁的な安全管理体制を整備の上、全庁的にセキュリティポリシー、データ保護管理規程等を整備し職員に周知しています。事故発生手順も作成し職員に周知しています。
- 安全管理体制としては、副市長を「最高情報セキュリティ責任者(CISO)」とし、総務局長を「統括情報セキュリティ責任者」、各所属及び出先機関の長を「情報セキュリティ責任者」に定めています。また、情報セキュリティ事故に関する統一的な窓口として「情報セキュリティ事務局」を設置し、統括情報セキュリティ責任者を委員長とした「姫路市情報セキュリティ委員会」を定期的を開催することで、本市の情報セキュリティに関する重要事項を審議しています。

物理的対策

- 総務省実証事業分については、LGWANというセキュアなネットワークを介したLGWAN-ASPを利用しています。LGWAN-ASPは、地方公共団体情報システム機構が定める基本規程等を遵守し、登録審査に合格したものであり、物理的対策等についても、「総合行政ネットワークASP登録及び接続資格審査要領」等の要求を満たしたものになります。参考→https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/164/1/G-1-1-10_AspShinsaYoryo_20150701.pdf
- 総務省実証事業分以外については、姫路市独自環境(オンプレミス環境)です。入退室管理、人による監視等を行っています。

技術的対策

- →「8個人情報が漏えいしないか」参照

15 その他のリスク対策

(個人情報管理に関して)

分析基盤では上記のほか、個人情報の管理に際して次の措置を講じています。

委託先の不正が起こらないか

- 分析基盤の管理等を外部事業者へ委託します。委託先では必要最小限の者(5~6名程度)にしかデータにアクセスさせないようにします。委託先へのデータ授受は、閉域ネットワークを通して行います。
- 外部事業者とは守秘義務、条例遵守等を定めた契約を締結します。委託先には体制図及び個人単位の誓約書を提出させ、本番データは庁外に持ち出せないようにしています。
- 再委託は、契約で事前承認が要求されます。またインフラ部分(LGWAN-ASPホスティングサービス)以外の再委託は行いません。LGWAN-ASPホスティングサービスは、地方公共団体情報システム機構が定める基本規程等を遵守し、登録審査に合格したものです。

個人情報誤って消去等されないか

- 定期的にバックアップを取得しています。

不要な個人情報がいつまでも保管されないか、古い個人情報を誤って利用しないか

- 正確な分析・将来予測を行うためには、蓄積されたデータを元に過去からの推移、経年変化の分析が必要です。
- この点、地方公共団体が行政サービス・業務実施に利用している業務データ自体を蓄積していき、分析に活用しようとする、氏名等も含まれる個人情報であり、また分析に不要な情報まで保存され続けてしまう恐れがあります。また、業務データは公文書管理等の趣旨から、保存年限が市の規則上決まっており、その点からも蓄積が困難です。
- それに対し、分析基盤では、分析に必要な情報のみを保存し、かつ氏名等も削除した情報であり、保存年限も市の文書規則とは異なることから、蓄積データの推移・経年変化・将来予測を行うことに適していると考えられます。

16 その他のリスク対策 (全般に関して)

分析基盤では上記のほか、次の措置を講じています。

点検・監査等

- システム監査を年1回実施します。

従業者教育

- 市では、従業者への教育・啓発を行います。委託先であるATLはISMSを取得しており、規定に基づいた情報セキュリティ社員教育を定期的の実施しています。

開示・訂正・利用停止請求

- 市にて個人情報保護条例に従って、開示・訂正・利用停止請求への対応を行います。請求者本人であることを確認できる書類(運転免許証など)を持参のうえ、市政情報センターにお越しく下さい。
http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212077/_9328/_9344.html

問合せ対応

- 市では、住民の方等からのお問合せに真摯に対応いたします。
- 個人情報については姫路市市政情報センターに、システムについては姫路市総務局情報政策室にお問合せください。

17 個人情報保護条例への適合性

- 姫路市個人情報保護条例では、利用規制として9条がありますが、分析基盤はこれに適合しています。条例解釈としては①統計、②目的外利用の2構成が考えられます。本実証ではより丁寧な手続として、まずは②目的外利用を採用しましたが、今後分析基盤が本格展開する際は、①統計で構成することも検討しています。
- ①統計について
 - 最終的な利用形態が特定の個人を識別しない形の場合、統計的にデータを把握しようとする場合は、目的内利用／目的外利用の区別の対象外と考えることも可能であると考えられます。
 - 個人情報保護法制の要を成す、(ア)行政機関や地方公共団体にとっても基本法たる個人情報保護法、(イ)地方公共団体の個人情報保護条例が一般に参考にしている行政機関個人情報保護法、(ウ)統計法の解釈を踏まえ、個人情報保護条例においても上記解釈が可能であると考えられます。
 - まず個人情報保護法を見てみると、統計目的での個人情報の「内部利用(作成)」は、その他の個人情報の利用とは異なり、個人情報保護法16条の規制対象「外」であり、目的外利用とはなりません。なお、統計情報よりも個人情報に近い、匿名加工情報の「内部利用(作成)」であっても、個人情報保護法16条の規制対象「外」であり、目的外利用とはなりません。
 - 次に行政機関個人情報保護法では、統計の公益性の高さ等から、個人情報保護法では一括しては認められていない、統計目的での個人情報の「外部提供」を認めています。個人情報保護法と行政機関個人情報保護法では、利用規制や提供規制等の規定が異なるため、一概にはいえないものの、統計の公益性の高さ等を踏まえると、行政機関個人情報保護法において明文の規定がない統計目的での内部での保有個人情報の「内部利用」についても、個人情報保護法と同様に、目的外利用の対象外という解釈も取りえなくないものと考えられます。
 - 統計法では、一定の統計にかかる個人情報が、行政機関個人情報保護法の適用除外であることが明文化されています(統計法52条1項)。これは、最終的な利用形態、管理規制、統計の元となる個人情報の目的外利用規制、守秘義務・罰則等があることによる。分析基盤でも最終的な利用形態は個人識別性のない形であり、また統計情報の元情報である個人情報自体には、個人情報保護条例上、管理規制、目的外利用規制、守秘義務・罰則等が課せられ、統計法と同様に考えられます。
- ②目的外利用について
 - また、条例上認められる目的外利用という解釈も考えられます。
 - 分析基盤では、児童名簿等の業務データを利用しますが、この個人情報の利用目的と分析基盤における目的は異なるものと考えられます。しかし姫路市個人情報保護条例では目的外利用を一定の範囲で認めており、分析基盤における目的外利用は、姫路市個人情報保護条例9条1項4号「実施機関がその所掌する事務の遂行に必要な限度で目的外利用をする場合であって、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」に該当すると考えられます。

18 まとめ

- 本評価において、以下の項目について検討し、プライバシー等への影響を確認しました。
 - ・ スキーム(1・2・4参照)
 - ・ 個人情報利活用の効果(3参照)
 - ・ 個人情報の取扱い(4・5参照)
 - ・ 不利益処分等の対策(6参照)
 - ・ 不正利用・不正提供リスク対策(7・13参照)
 - ・ 個人情報の漏えいリスク対策(8・14参照)
 - ・ 統計情報におけるリスク対策(9参照)
 - ・ 現状との差異・費用対効果(10参照)
 - ・ 同意(11参照)
 - ・ 個人情報の取得リスク対策(12参照)
 - ・ 個人情報の利用リスク対策(13参照)
 - ・ 個人情報の提供リスク対策(13参照)
 - ・ 個人情報の安全管理リスク対策(14参照)
 - ・ 個人情報の管理リスク対策(15参照)
 - ・ 個人情報のその他のリスク対策(16参照)
 - ・ 個人情報保護条例への適合性(17参照)
- 評価実施手続
 - ・ 本評価は世界各国のPrivacy Impact Assessment (PIA)等を参考にして、弁護士水町雅子が評価項目を決定しています。
 - ・ 姫路市及び姫路市受託事業者ATLから資料提供やヒアリングを受けながら弁護士水町雅子が実施した上で、総務省が設置した有識者会議及びAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)のご意見を伺っております。
 - ・ なお、本評価における「個人情報」の定義は、姫路市個人情報保護条例に従っています。

19 第三者コメント(総務省有識者会議)

本件は、総務省が平成29年度に実施した「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」事業としても採用されていることから、同事業として総務省が設置した有識者会議のご意見を頂戴しました。

□ 頂戴した主なご意見・コメントは次の通りです。

- 自治体の具体的な政策を知らしめ、住民の目で評価するという個人情報リスク評価PIA⁺⁺の仕組みは大変有意義であり、他の地方公共団体にとっても参考になるのではないか。
- どのようなリスクやプライバシーインパクトがあるのかを炙り出し、当該リスク・インパクトと比較する総合判断を行う仕組みである。法律を積極的に解釈してデータを利用する際に個人情報リスク評価PIA⁺⁺を実施すると有意義だろう。目的外利用の際の相当の理由などの判断も、個人情報リスク評価PIA⁺⁺を通してできるのではないか。
- 住民のみならず、議会、個人情報保護審議会、自治体内部の他部署・上席などに説明するための資料としても有意義である。個人情報リスク評価PIA⁺⁺を実施することがデータ利活用としてより良い取組であり、ぜひ他の地方公共団体にも展開してほしい。特に踏み込んだデータ利活用をする際に個人情報リスク評価PIA⁺⁺を実施すると良いだろう。
- 行政透明化、行政ミスの防止、住民福祉の向上になるなど、個人情報リスク評価PIA⁺⁺の効果は大きい。
- 行政に広範な裁量がある部分を積極的に住民に公開していくことで、行政裁量が狭まり、より良い行政・透明で開かれた行政の実現につながると考える。

19 第三者コメント(総務省有識者会議)

本件は、総務省が平成29年度に実施した「地域におけるビッグデータ利活用の推進に関する実証」事業としても採用されていることから、同事業として総務省が設置した有識者会議のご意見を頂戴しました。

□ 頂戴した主なご意見・コメントは次の通りです。

- 個人情報リスク評価PIA++は第三者がお墨付きを与えるものではなく、リスクがゼロになるものでもない。リスクの度合いと効果の重要性、リスクに対して適切な対策が講じられているか等を測っているものである点を十分に強調した方がよい。個人情報リスク評価PIA++は、「リスクが少しでも残っていたらやめましょう」ではなく「リスクがあっても効果が高い、対策が適切に講じられている」などの点を評価するものであり、リスクがゼロではないとことを説明していくべきである。
- 「全庁的な安全管理体制」とあるが、もっと具体的に記述すべきである
(→水町注:ご意見を踏まえ、評価書を修正しました)
- セキュリティ面の記述に際しては、公開することが逆にセキュリティリスクにならないかを確認する必要がある
(→水町注:ご意見を踏まえ、確認しました)

20 第三者コメント (APPLIC)

本評価では、より良いプライバシー保護・データ活用の両立のため、地域情報化に精通されているAPPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)のご意見を頂戴しました。

- APPLIC(一般財団法人全国地域情報化推進協会)の意見は次の通りです。
 - EBPMは国・地方公共団体において重要な課題である。また、少子高齢社会及び待機児童等の問題から、子育て政策も国・地方公共団体において喫緊の課題となっている。このように本実証では多くの地域が共通的に抱える課題・分野において、課題解決のための一つの手法が示されたと評価している。
 - 特に、取り扱うデータが個人情報であることから、個人情報の保護は絶対的に必要である。地方公共団体が保有するデータを部局・分野横断的に活用する事例であるが、個人情報保護とデータ利活用を両立していると考え。他の地方公共団体への横展開も期待される。
 - 今回の分析基盤では利用者(職員)は直接住民のデータにアクセスすることはできず、アプリケーションとして出力されるのは統計情報だけである。その点でプライバシーインパクトは非常に低い。しかしながら、統計情報を作成するためにシステムとしては住民の個人情報を解析しており、個人情報を取り扱っているということからPIA(プライバシー影響評価、個人情報リスク評価+)を実施している。このように積極的にPIAを実施し、住民に対する影響を十分把握しながらシステム開発を進める姿勢は高く評価できる。特に今回のように法定事務ではない分野での個人情報利用に際しては住民理解を十分に得る観点からもPIAの実施が強く推奨されるべきと考える。

20 第三者コメント (APPLIC)

- 利用される個人情報については基幹システム由来のデータであるが、取得段階で抽象化と称する処理を施しており、不要なプライバシーインパクトを与えない、統計化のために必要な情報とする、いわゆるData Minimizationの配慮がなされている点も評価できる。データの多角的利用による住民サービス向上やEBPMに基づく合理的な行政サービスが求められる中、データの利活用シーンは多彩となる。そこではサービス実施に必要最低限なデータのみ利用するというData Minimizationのポリシーを遵守することが極めて重要となる。
- セキュリティ対策については職員がアクセスできる情報が統計情報であるにも関わらず、利用者認証、端末認証、作業ログの取得など十分な安全対策が取られていると評価できる。
- しかし、制度的に明確な保有期間のある業務データに比べ、分析用に蓄積されるデータについては保管期間についての明確な基準はなく、合理的な判断理由もない。分析の観点からは永続的に保管されることが望ましく、一方で長期的な保管はプライバシーインパクトの増大につながる。分析基盤の継続的な利用に際しては、今後の課題として、長期的なデータ保持に関する評価が望まれる。
- 今回の分析基盤はインターネット系から遮断された環境を前提としている。職員利用を想定したシステムとして妥当なアーキテクチャであり、それによって安全性を高め、プライバシーインパクトを低減させている。しかし、今後の発展性としては、例えばオープンガバメント、集合知の観点で民間との協働の場をネットワーク上に構築するなどを考えると、統計結果をインターネット系からも参照できるようにするといった取り組みも考えられる。今後の発展テーマであるが、インターネット系から完全分離ではない環境の場合の評価の方向性検討もいずれ必要となるのではないか。

21 水町雅子のコメント

最後に、弁護士水町雅子の意見を次のとおり、述べます。

□ 弁護士水町雅子の意見は次の通りです。

- 個人情報の保護、プライバシー権の保護は当然ながら大変重要であり、公権力として住民等の情報を取り扱っている以上、極めて高い意識・努力が市には要請される。もっとも、個人情報はただ厳重にサーバや書庫にしまっておけばよいというものではなく、地方公共団体として求められる質の高い行政サービス・業務実施・住民サービス向上のために、必要な利活用を、保護と同時に行っていく必要がある。官民データ活用推進基本法も平成28年に成立しており、保護と利活用の両立は、今後とも各地方公共団体において共通する重要課題となると考える。
- 本件は、地方情報化として先進的な取り組みを行っている姫路市の事例であり 住民等に求められる行政サービス、説明責任の向上という目的を達成するために、大変良い取り組みであると考えている。同時に、これまで姫路市で培ってきた個人情報保護、システム上の保護の措置・経験を十分に取り入れ、保護と利活用の両立を実現していると考えている。
- 時代に即した行政サービスを行い、国民意識・技術トレンド等を十分踏まえた個人情報保護を行うために、今後も継続的に本件のチェック・監査・より良い改善を図ってほしいと考える。

22 参考

- 本評価書は、**総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 1.0」**別添資料2（150ページ～165ページ）と同一のものです。参照容易性を考え、PIA評価書のみ、本PDFに切り出したものです。

総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 1.0」

http://www.soumu.go.jp/main_content/000551807.pdf

- 本評価書と特定個人情報保護評価書との対照関係は、以下をご覧ください。
<http://www.miyauchi-law.com/f/180628PIAtaishou.pdf>
- 本評価書は自治体における個人情報取扱いに対するPIAですが、PIAは民間企業においても実施が推奨されるものです。**民間企業における個人情報取扱いに対するPIA**については、以下の実例があります。
<http://www.miyauchi-law.com/f/180327PIA.pdf>
のうちの9～32ページ

PIAに関するお問い合わせ、ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<http://www.miyauchi-law.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → osg@miyauchi-law.com

西宮市 住民情報系データ倉庫「J-Storage」を用いたデータ分析

個人情報保護評価PIA⁺⁺ (Privacy Impact/Risk Assessment)への意見

初版 2020年4月

2 西宮市J-Storageはどのようなものか

自治体の持つ業務データをもとに分野横断的な分析を行い、より良い行政・政策を目指す仕組み

業務データには個人情報が多く含まれます。

プライバシー権侵害や不正行為を防止するため、本評価記載の通りの厳格な措置を講じます。

主なポイント

①誰の個人情報か一見してわからないように加工(抽象化)

① 保険・福祉・年金・住民基本台帳等の業務データ(個人情報)から、**氏名等を削除して、誰の個人情報か一見してわからない状態に加工(抽象化)**します

② **市役所の情報システム課職員が①の情報を元に市の現状などを統計処理**します。
一般の市職員が閲覧できるのは②で作成された統計情報・分析結果のみで、

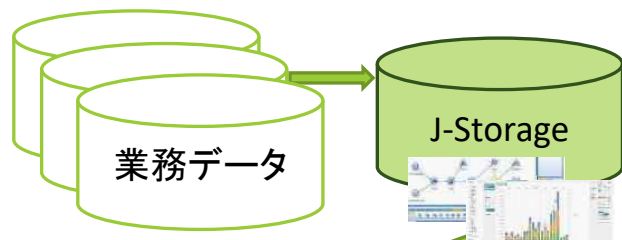
①情報は閲覧することはできません。

③ 分析結果を元に政策立案、課題解決、住民サービス向上等を検討して、**より良い行政**を目指します

④ 分析結果を外部公表する場合は、地域特性等を考慮し必要に応じてさらに抽象化加工をするなどします

⑤ 分析・統計作成作業も政策立案も、地方公務員法上、守秘義務を負う市職員が行います。守秘義務違反等には刑罰や懲戒処分を科せます。

⑥ J-Storageやその中に保管された①抽象化情報にアクセスできる者を限定し、またセキュリティ対策を厳重に講じています。西宮市では平成18年より毎年ISMS認証を取得しています。

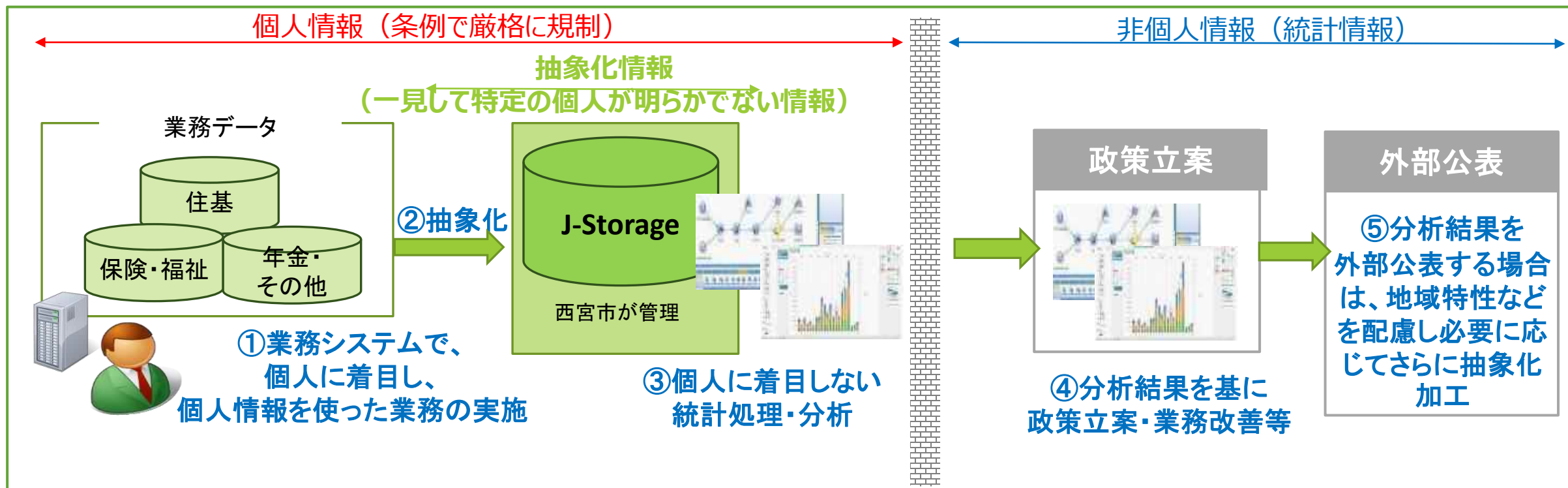


②統計処理・分析



③分析結果を基に政策立案

3 J-Storageの全体像



4 J-Storageにおける個人情報保護ポイント



- ① 市では、行政サービス・業務を実施するために、住基情報、保険・福祉・年金情報その他の業務データ(個人情報を含む)を収集・利用・保管等しています。市職員は原則として自分の担当業務に必要な個人情報のみを取り扱っています。個人情報がそのまま含まれた業務データはJ-Storageには登録しません。
- ② 業務データから氏名等を削除して、一見して誰の情報かわからないデータに加工します(抽象化)。抽象化の具体的手順を事前に定め、かつ情報システム課のみが抽象化処理を行えるようにして、適正な抽象化加工を担保します。そして抽象化した情報をJ-Storageに登録します。西宮市では個人情報保護条例を改正し、個人情報を分析用に抽象化して政策立案等に活用することを議会で民主的に議論しています。その上で、個人情報保護条例でも分析用抽象化情報について個人情報に該当するとして罰則対象等として、用途を踏まえた上で可能な限り強い規制下に置いています。
- ③ 市情報システム課職員はJ-Storageにて統計処理・分析を行います。外部委託も一部ありますが、委託先にデータをそのまま渡すことはせず、委託先従業者は市に来訪しなければデータにアクセスできませんし、人数も10名以下と必要最小限に限定し、再委託禁止としています。
- ④ 市の一般職員は統計情報・分析結果を基に政策立案・業務改善等を行います。市の一般職員は統計情報・分析結果という非個人情報のみアクセスし、J-Storageや抽象化情報自体を直接閲覧・ダウンロード・印刷等することはできません。また抽象化情報は行政目的での内部利用や市の実施機関相互の提供に限定され、国、他団体、民間事業者等への外部提供は行いません。このようにしてJ-Storageや抽象化情報自体にアクセスできる者を最小限に限定しています。
- ⑤ 分析結果を外部公表する場合は、地域特性などを配慮して必要に応じてさらに抽象化加工などを行います。

5 水町雅子のコメント

弁護士水町雅子の意見は次の通りです。

- 地方公共団体が市民サービスを改善したり、様々な政策立案をしていくうえで、その根拠・理由・必要性等を客観的に説明できることは大変重要である。また、より良いサービス、政策の企画・立案のためには、現状を的確にとらえる分析が必要不可欠である。この点、西宮市では、J-STORAGEと名付ける分析用基盤を構築し、EBPMを積極的に推進していこうとしており、非常に良い取り組みであると考えます。
- もっとも、分析に用いるデータには個人情報も多く含まれることから、個人情報保護、プライバシー権保護は当然の前提となる。この点、西宮市では、以下に記載した点などに代表される個人情報保護のために様々な努力を真摯にかつ丁寧に行っており、高く評価できる。
 - 分析用に個人情報を抽象化して取り扱うこと
 - 個人情報保護条例を改正し、個人情報を分析用に抽象化して政策立案等に活用することを議会で民主的に議論していること
 - 個人情報保護条例でも分析用抽象化情報について個人情報に該当するとして罰則対象等としており、用途を踏まえた上で可能な限り強い規制下に置いていること
 - 個人情報・プライバシー権に与える可能性のあるリスクを事前によく検討し、リスク対策を講じていること、そのために自発的にPIAを実施していること
 - 抽象化データの作成・利用に当たっては事前にルールを定め不適切な加工・利用がなされないよう努めていること
 - 抽象化データの作成・分析はIT知識を有する情報システム課の10名以下の職員のみが行えるようにすることで、適正な抽象化及び分析を担保すること、抽象化データにアクセスできる者を最小限に抑えていること

5 水町雅子のコメント

- 情報システム課以外の市役所職員は、抽象化データそのものにはアクセスできずに、抽象化データの分析結果しか行えないようにしていること
 - 外部委託先も10名以下と最小限に限定していること
 - 分析結果を外部公表する場合は、事前に様々な角度から検証し、必要に応じてさらなる加工などをするよう取り決めていること
 - 中間生成物の廃棄等も厳格に手順化・取り決めていることなど
- 地方公共団体には、市民が健康で幸福な生活を送れるよう、様々な政策立案をしていく責務がある。地方公共団体として住民情報を預かっている以上、住民情報の保護は絶対に求められることであるが、その一方で今あるデータを保護を前提としながらしっかりと分析することで、現状の課題を改善し、より良い地域社会実現に向けて政策を検討していくべきである。西宮市の取り組みはこれを実現するものであり、大きな意義を有すると考える。
- データ活用と個人情報保護の両立は現代の重要なテーマであるものの、両立に困難を感じている自治体も多い中、西宮市の取り組みは他団体にとっても非常に参考となる事例である。平成18年より毎年ISMS認証を取得する等、セキュリティ意識の高い西宮市が本取組を行うに当たり、個人情報保護に関する充実した事前検討・PIA等が実施されていると評価できる。ただ、データ活用も個人情報保護も一度実装すればそれで足りるものではなく、継続的な取り組みである。今後とも、時代に即した政策立案のために必要なデータは何か、どのような分析が有用なのか、市民に不利益・悪影響はないか、個人情報保護は十分かなどについて、継続的に再点検・改善等を行ってほしいと考える。

6 参考

- 西宮市J-Storageは、総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 2.0」にも掲載されている取組です。

総務省「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブックVer. 2.0」

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/bigdata.html

- PIAとは、Privacy Impact Assessmentの略語で、国際的なプライバシー権保護のためのスキームです。GDPRではDPIA(Data Protection Impact Assessment)として規定されています。日本では、マイナンバーに対するPIAが番号法に基づき地方公共団体等を実施義務が課せられていますが、マイナンバーに限らず、個人情報全般に対して実施されるのが各国の通例です。本PIAは、西宮市が個人情報保護のために独自に自発的に実施するものです。
<https://www.nishi.or.jp/shisei/seisaku/johokasuishin/jstorage.html>

- 他に、個人情報全般に対してPIAが実施された例として、兵庫県姫路市、民間企業の例があります。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000620329.pdf

<http://www.miyauchi-law.com/f/180327PIA.pdf> のうちの9～32ページ

個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	「住民情報系データ倉庫『J-Storage』」を用いたデータ分析事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西宮市は、「住民情報系データ倉庫『J-Storage』」を用いたデータ分析事務における個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

令和元年9月の個人情報保護条例の改正に伴い、個人情報に、個人の識別を困難にするための抽象化加工を施したデータ（以下、「分析用抽象化情報」と言う）を蓄積するための基盤である「住民情報系データ倉庫『J-Storage』」を構築することとした。「J-Storage」を用いたデータ分析事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。

評価実施機関名

西宮市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和2年3月16日予定

項目一覧

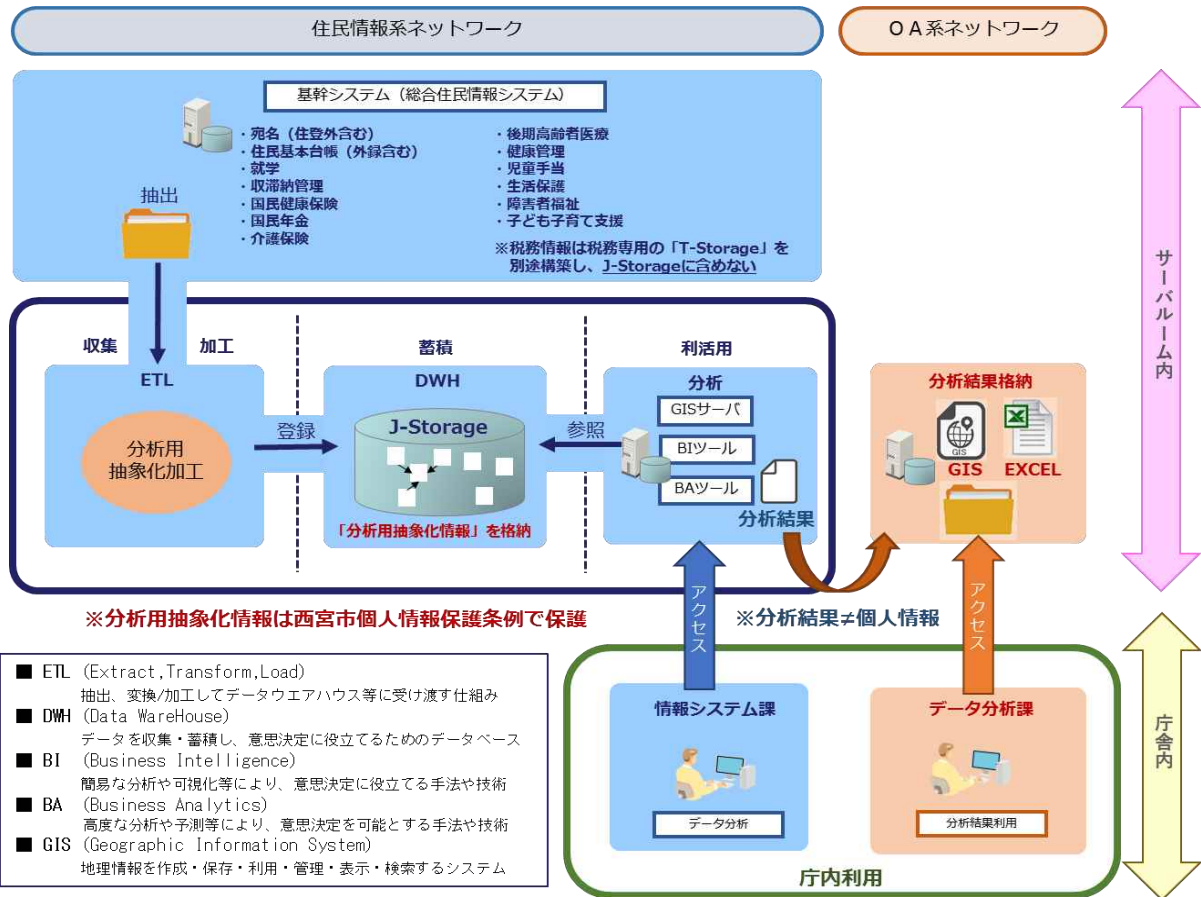
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 個人情報ファイルの概要
(別添2) 個人情報ファイル記録項目
III 個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 有識者からのコメント
VI 開示請求、問合せ
VII 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

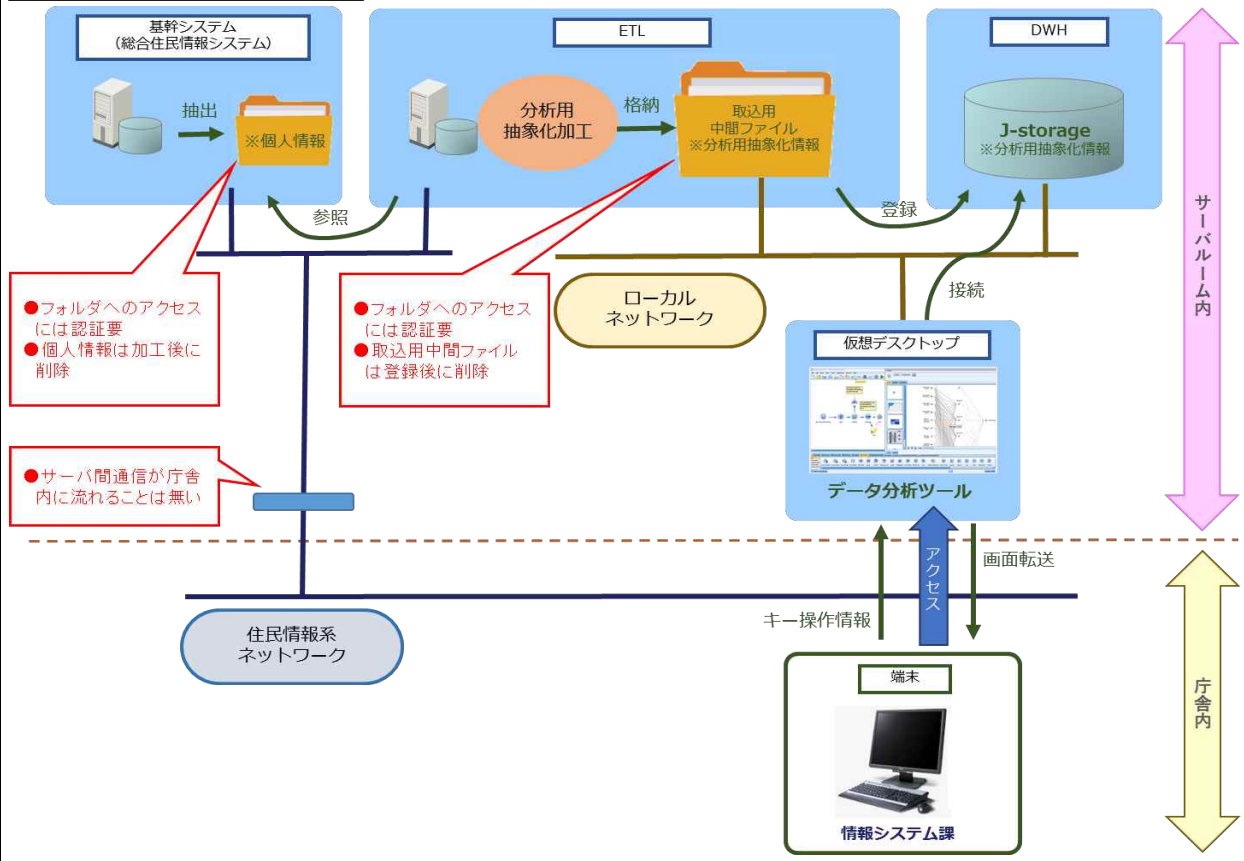
1. 個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	「住民情報系データ倉庫『J-Storage』」を用いたデータ分析事務								
②事務の内容 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・官民データ活用推進基本法の趣旨に基づきデータ分析を推進している。 ・各業務で収集した分析用抽象化情報を「J-Storage」のデータベースに、適時に格納する。 ・データ分析課の依頼に基づき、情報システム課にて「J-Storage」を用いてデータ分析を行う。 ・分析結果に個人を類推できる特異なデータが表面化していないことをデータ分析課と情報システム課で確認し、データ所管課に合議を行った上で利用する。 								
③対象人数	[30万人以上] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
5) 30万人以上									
2. 個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	住民情報系データ倉庫「J-Storage」								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・抽象化加工機能:各業務から指定のフォーマットで出力されたデータに抽象化加工を施す。 ・登録機能:分析用抽象化情報をデータベースに取り込む。 ・分析機能:データ分析ツールからデータベースへのアクセスを許可して分析する。 								
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()								
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 個人情報ファイル名									
J-Storage(分析用抽象化情報)									
4. 個人情報ファイルを取り扱う理由									
①事務実施上の必要性	データに基づいた政策立案(EBPM)が、庁内外から求められている。								
②実現が期待されるメリット	データに基づいた政策の立案および評価を実施することにより、一層質の高い行政サービスの提供が可能となる。								
5. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠									
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※									
①実施の有無									
②法令上の根拠									
7. 評価実施機関における担当部署									
①部署	総務局 情報管理部 情報システム課								
②所属長	課長 南 晴久								
8. 他の評価実施機関									

(別添1) 事務の内容

システム全体イメージ



ネットワークイメージ



II 個人情報ファイルの概要

1. 個人情報ファイル名	
J-Storage(分析用抽象化情報)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [システム用ファイル] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) </div> </div>
②対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
③対象となる本人の範囲 ※	<p>本市の基幹システム(総合住民情報システム)が、過去データを含めて令和2年度の累積開始時点で保有する、宛名(住登外含む)、住民基本台帳(外録含む)、就学、収滞納管理、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、健康管理、児童手当、生活保護、障害者福祉、子ども子育て支援に関する情報。また、累積開始以降に追加された情報。</p>
その必要性	<p>J-Storageを用いたデータ分析では、傾向分析、将来予測、要因分析など、様々な分析が行われるが、データの種類や時系列の累積量が多いほど、多様で精度の高い分析が可能となる。予めJ-Storageに累積しておかなければ、必要な時点では、基幹システム側で過去データが削除されている可能性がある。</p>
④記録される項目	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [100項目以上] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 </div> </div>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <input type="checkbox"/> 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 国税関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> 年金関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> 災害関係情報 <input type="checkbox"/> その他 (宛名、滞納管理[税を除く])
その妥当性	<p>J-Storageに累積されるデータは、予め利用用途が確定しているものではなく、データ分析が必要となった時点で、使用可能な状況で保管されていることに意義がある。また、項目を記録するフォーマットは、今後のシステム入れ替え等も考慮して、総務省がシステム更新時のデータ移行のために定めた、「中間標準レイアウト仕様」に準拠する。</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	令和2年3月16日予定
⑥事務担当部署	情報システム課

3. 個人情報の入手・使用							
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 本市の実施機関の他部署（市民局、健康福祉局、こども支援局、教育委員会） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）						
③入手の時期・頻度	各業務の特性に応じて年1～4回（1回の場合は、年度当初または年度末）						
④入手に係る妥当性	西宮市個人情報保護条例に規定された入手であり、市行政事務の特性上、時系列で分析する場合の期間は、年度が基本となる。						
⑤本人への明示	市内連携を通じた入手を行うことは、西宮市個人情報保護条例にて明示されている。						
⑥使用目的 ※	世帯や個人が特定できない加工を施し（＝「分析用抽象化情報」）、それらを組み合わせるとともに、他のデータも必要に応じて加え、集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などのデータ分析を行うことで、政策の立案や評価に活用する（＝「集団抽象化分析」）。						
	<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td>使用目的の変更なし</td> </tr> </table>	変更の妥当性	使用目的の変更なし				
変更の妥当性	使用目的の変更なし						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署 ※</td> <td>J-Storage（分析用抽象化情報）に直接アクセスする部署は情報システム課 ※分析結果は個人情報では無い</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <選択肢> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署 ※	J-Storage（分析用抽象化情報）に直接アクセスする部署は情報システム課 ※分析結果は個人情報では無い	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上		
使用部署 ※	J-Storage（分析用抽象化情報）に直接アクセスする部署は情報システム課 ※分析結果は個人情報では無い						
使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 10人未満 <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	<p>①基幹システムから抽出されたデータに分析用抽象化加工を施す。 ※分析用抽象化加工の手法については「[別添2] 個人情報ファイル記録項目」を参照。 ②加工された分析用抽象化情報をJ-Storageに取り込むとともに、中間ファイルを削除する。 ③データ分析課の依頼に基づき、情報システム課は分析ツールを介して、J-Storageにアクセスし分析を行う。 ④分析に用いたデータの所管課に、分析結果に個人を類推できる特異なデータが表面化していないことを確認し、データ分析課に分析結果を提示する（不要となった中間生成物を削除する）。</p> <table border="1"> <tr> <td>情報の突合 ※</td> <td>分析用抽象化加工では、ハッシュ関数を用いて基幹システムの持つ個人の突合キー「宛名番号」をハッシュ化した「個人リンク番号」と、世帯を特定するキー「世帯番号」をハッシュ化した「世帯リンク番号」を保持し、J-Storageに格納したデータが突合できる（ハッシュ関数とはデータから一定長のメッセージダイジェストを生成する不可逆関数であり、J-StorageではSHA-256とRIPEMD160の2つを用いる）。</td> </tr> <tr> <td>情報の統計分析 ※</td> <td>集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などのデータ分析を行うことで、政策の立案や評価に資する分析（＝「集団抽象化分析」）を行う。</td> </tr> <tr> <td>権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td>集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などを行うものであり、分析自体が個人や世帯に対して個別具体的に影響を及ぼすものではない。また、集団抽象化分析によって立案された政策を実施するために、個人や世帯に対して住民サービス等を個別具体的に提供する場合は、別途、業務システム上の個人情報を基に法令に基づいて実施する。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	分析用抽象化加工では、ハッシュ関数を用いて基幹システムの持つ個人の突合キー「宛名番号」をハッシュ化した「個人リンク番号」と、世帯を特定するキー「世帯番号」をハッシュ化した「世帯リンク番号」を保持し、J-Storageに格納したデータが突合できる（ハッシュ関数とはデータから一定長のメッセージダイジェストを生成する不可逆関数であり、J-StorageではSHA-256とRIPEMD160の2つを用いる）。	情報の統計分析 ※	集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などのデータ分析を行うことで、政策の立案や評価に資する分析（＝「集団抽象化分析」）を行う。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などを行うものであり、分析自体が個人や世帯に対して個別具体的に影響を及ぼすものではない。また、集団抽象化分析によって立案された政策を実施するために、個人や世帯に対して住民サービス等を個別具体的に提供する場合は、別途、業務システム上の個人情報を基に法令に基づいて実施する。
情報の突合 ※	分析用抽象化加工では、ハッシュ関数を用いて基幹システムの持つ個人の突合キー「宛名番号」をハッシュ化した「個人リンク番号」と、世帯を特定するキー「世帯番号」をハッシュ化した「世帯リンク番号」を保持し、J-Storageに格納したデータが突合できる（ハッシュ関数とはデータから一定長のメッセージダイジェストを生成する不可逆関数であり、J-StorageではSHA-256とRIPEMD160の2つを用いる）。						
情報の統計分析 ※	集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などのデータ分析を行うことで、政策の立案や評価に資する分析（＝「集団抽象化分析」）を行う。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	集団としての傾向分析、仮説検証、将来予測などを行うものであり、分析自体が個人や世帯に対して個別具体的に影響を及ぼすものではない。また、集団抽象化分析によって立案された政策を実施するために、個人や世帯に対して住民サービス等を個別具体的に提供する場合は、別途、業務システム上の個人情報を基に法令に基づいて実施する。						
⑨使用開始日	令和2年3月16日予定						

4. 個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	データ分析支援		
①委託内容	分析ツールを介してJ-Storageにアクセスし、職員の分析を補助または支援する業務。		
②取扱いを委託する個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 個人情報ファイルの全体	<選択肢> 1) 個人情報ファイルの全体 2) 個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市の基幹システム(総合住民情報システム)が、令和2年度の累積開始時点で保有する、宛名(住登外含む)、住民基本台帳(外録含む)、就学、収滞納管理、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、健康管理、児童手当、生活保護、障害者福祉、子ども子育て支援に関する情報。また、累積開始以降に追加された情報。	
	その妥当性	データ分析および分析ツールは統計学の知識がなければ使いこなせないことから、民間事業者の外部人材が必要であり、当該民間事業者に分析対象のデータを取り扱わせる必要がある。	
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙		
	<input type="checkbox"/> その他 (情報システム課内の特定の端末にて操作)		
⑤委託先名の確認方法	情報公開請求により確認することができる。		
⑥委託先名			
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [] <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] 紙 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		情報システム課サーバールーム内に設置したサーバのディスク内
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [] 定められていない <input type="checkbox"/>] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	J-Storageを用いたデータ分析では、傾向分析、将来予測、要因分析など、様々な分析が行われるが、データの種類や時系列の累積量が多いほど、多様で精度の高い分析が可能となる。従って、物理的な保存領域が許す限り累積することが望ましいことから、J-Storageのデータの削除は想定していない。
③消去方法		<ul style="list-style-type: none"> ・取込用の中間ファイルは本番取込後に削除バッチにて論理的に削除する。 ・分析の中間生成物は手作業によりファイルを論理的に削除する。 ・使用しなくなったサーバやディスク装置を、リース業者やレンタル業者等へ返却するときは、専用のソフトウェアを利用してデータを完全消去してから引き渡すか、リース業者の作業にて物理的破壊または強度を担保された論理的手法により消去し、証明書の提出を義務づける。
7. 備考		

分析用抽象化情報 および 庁内用データ分析基盤 の取扱手順

1. データ分析基盤整備の目的

近年、データに基づいた政策立案、いわゆるEBPM(Evidence Based Policy Making)が注目を集めており、市行政においてもその実施が求められている。EBPMは、「勘や経験、思い込み」に左右されることなく、根拠に基づいて政策立案を行う取組であり、根拠を示すためにはデータが重要な役割を果たすことになる。市行政がEBPMに用いるデータとしては、通常業務の中で蓄積される「住民情報」、「財務会計データ」など、様々な業務データがあり、不足があればその都度、調査を実施するなどにより必要なデータを揃えて分析にあたる。EBPMに用いるデータは、紙の状態では分析には不向きであるため、今後のEBPM推進のためには、あらゆる庁内の情報をデジタル化することが、課題となってくる。

とりわけ、庁内の「住民情報」を活用した政策の、立案・実施・評価においては、次の2つのアプローチをPDCAサイクルの中で繰り返すこととなる。

①集団抽象化分析

住民情報を、個別具体の世帯や個人に着目するのではなく、集団として捉え、傾向分析、仮説検証、将来予測などのデータ分析を行うことで、政策の立案・評価に活用

②個別具体アプローチ

「集団抽象化分析」によって立案された政策実施のために、個人や世帯に対して住民サービスを個別具体的に提供

これまで所管課においては「①集団抽象化分析」および「②個別具体アプローチ」を、取り扱えるデータの範囲内で実施してきたが、住民情報にアクセスできない政策部門での分析や、取り扱えるデータの範囲を超えた分野横断的な分析は、「西宮市個人情報保護条例」の目的外利用に該当すると厳格な運用をとってきたことから、困難な状況にあった。

そこで、庁内における分野横断的な分析を可能とし、EBPMを推進するために、令和元年9月市議会において「西宮市個人情報保護条例」の一部を改正し、新たに「分析用抽象化情報」を規定、その「取扱い指針」に沿った、庁内共通のデータ分析基盤を構築することとした。「住民情報系データ倉庫『J-Storage』」と名付けたこの分析用基盤には、市の基幹システムに登録された住民情報を中心として、分析用に抽象化加工を施した多種のデータを、データ分析の性質上、保存年限を設定することなく予め累積することとした。

2. 分析用抽象化情報の保護方針

(1)登録禁止項目の設定

「J-Storage」には、「マイナンバー」、「氏名」、「口座情報」など、ひと目で個人が特定できる情報は登録してはならない。また、「連絡先」や「業務固有の識別番号」など、容易に個人の特定に繋がり、かつデータ分析に有用ではない情報も登録してはならない。

(2)要加工項目の設定

「J-Storage」に「住所」、「生年月日」など、データ分析には有用であるが、容易に個人の特定に繋がる情報を登録する際には、「町コードより後ろの番地の削除」や「生年月日の日の削除」などの加工を施さなければならない。

(3)マッチングキーの不可逆変換

市行政の分析においては、同一人のデータを分野横断的にマッチングしたり、同一世帯で名寄せしたりすることが不可欠であるため、基幹システムのマッチングキーである「宛名リンク番号」や「世帯番号」は形を変えて保持する必要がある。そこで、「ダミーの文字列の追加」、「文字列の並べ替え」、「桁数の秘匿」や「ダブルハッシュ技法(2回ハッシュ化)」などで不可逆変換して格納する。これは、万が一、情報漏洩した場合に、抽象化加工前の元データ(基幹システムの住民情報)に遡る可能性を低減するためである。

不可逆変換を実現する不可逆関数は一方向性関数とも呼ばれ、その存在性は数学的には証明されていないものの、候補となる関数は認知されており、暗号の分野で広く実用化されている。ダブルハッシュは安全性が二乗になることから仮想通貨(ビットコイン等)のブロックチェーン技術にも用いられている。

(4)アクセス権限

「J-Storage」に累積する分析用抽象化情報には、ひと目で個人が特定できる情報は格納していないが、不可逆変換したマッチングのキーを有しており、データの組み合わせによっては個人の特定に繋がること等から、西宮市個人情報保護条例においては個人情報に該当するとされている。そこで、機密性保持のため、「J-Storage」は既存の住民情報系ネットワークに構築し、かつ直接データベースにアクセスできる権限を情報システム課に限定する(情報システム課が許可した委託事業者を含む)。庁内のデータ分析課に対して分析用抽象化情報を提供することを禁止し、データ分析課に対しては個人を類推できる特異なデータが表面化していない分析結果を提供することとする。

(5)PIAの実施

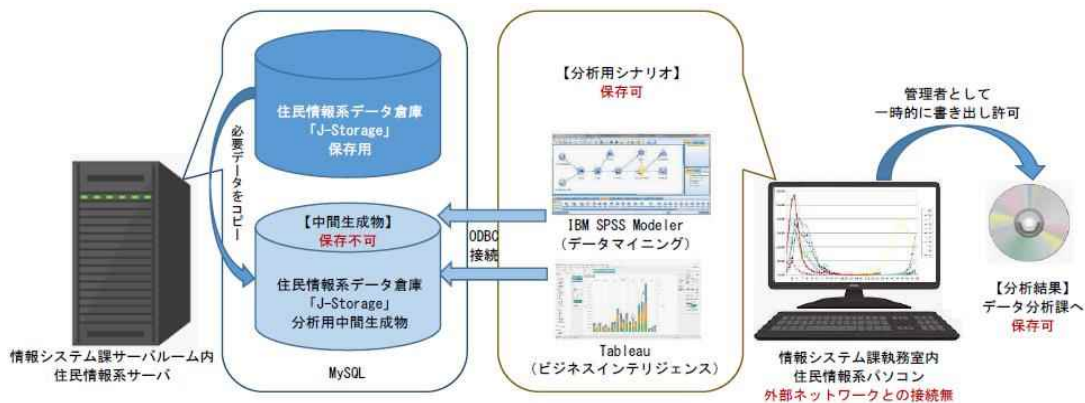
「J-Storage」には、大量かつ機微なデータを累積することから、その取扱には慎重を期す必要がある。そこで、姫路市の事例も参考に、これまでの本市におけるISMS (Information Security Management System) およびマイナンバーにおける特定個人情報保護評価のノウハウも活かして、「J-Storage」のPIA(Privacy Impact Assessment: プライバシー影響評価)を実施する。

(6)個人情報ファイルとして登録

「J-Storage」に登録された分析用抽象化情報は、抽象化加工前の元データの収集・加工・保存年限の制限を受けることなく、また西宮市個人情報保護条例上の「正確性の確保」や、「訂正および利用停止の請求」の適用も受けない。従って、元データとは別の個人情報として、西宮市個人情報保護条例の定めにより個人情報ファイルとして登録する。

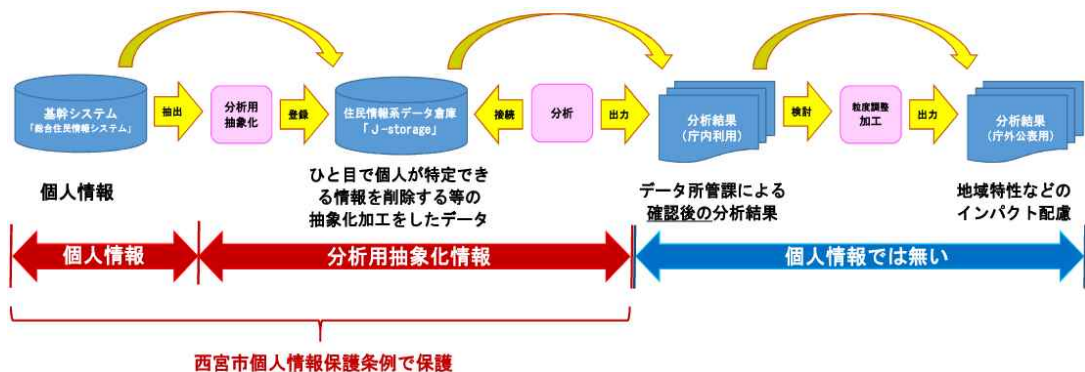
(7)中間生成物の削除

情報システム課が実施する分析の過程では、「J-Storage」のデータに対して加工を施した中間生成物が生成されるが、分析終了後には中間生成物は削除することとする。分析結果の再現性は、「J-Storage」に累積されたデータとデータを含まない分析シナリオ(データクレンジング手順含む)により担保する。



(8)分析結果の利用

分析結果の庁内利用は、個人を類推できる特異なデータが表面化していないことをデータ分析課と情報システム課が確認する。また、庁外公開する際には、個人が特定できない場合であっても地域特性などの配慮を要する情報が含まれている可能性があることから、必要に応じて更に情報の精度を粗くするための加工を追加することとする。詳細については、「4. 分析時の加工および留意点」の(2)(3)を参照。



3. 分析用抽象化情報の生成手法

(1)フォーマット

「J-Storage」に累積する分析用抽象化情報は、基幹システムの内、税務情報を除き、全データを対象として、可能な限りの過去分データも登録する。また、登録項目は、将来におけるデータ分析の有用性を確保するため、総務省が作成し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が維持管理する中間標準レイアウト仕様のデータ一覧に従う。中間標準レイアウト仕様に存在しない項目は後ろに追加することとし、市独自のファイルを登録する際には、元システムの仕様に合わせたフォーマットとする。

(2) 共通部分(時点・個人リンク番号)

「J-Storage」に格納するデータには、以下の加工を施した情報を、共通部分として先頭に付加して格納するものとする。

項目名	項目説明	分析用抽象化の手法
1) 時点	登録した元データの時点を表す	○抽象化不要(西暦年月日)
2) 個人リンク番号 (160文字)	元は、宛名データベース上の人を統一的に管理する番号	①宛名リンク番号の文字列を分解し、ダミーの文字列を加えて並べ替え ②①の結果をハッシュ関数で不可逆変換(SHA-256) ③②の結果の256文字の文字列を分解して並べ替え ④③の結果をハッシュ関数で不可逆変換(RIPEMD160を使用)

(3) マッチングキー(世帯リンク番号)

市行政が保有し、強みを発揮できるのが世帯構成による分析である。同一世帯員を名寄せする際に必要となるマッチングキー「世帯リンク番号」は、以下の加工を施して「住基ファイル」および「住登外ファイル」に格納する。

項目名	項目説明	分析用抽象化の手法
1) 世帯リンク番号 (160文字)	元は住民基本台帳上の世帯を管理する番号	①世帯番号の文字列を分解し、ダミーの文字列を加えて並べ替え ②①の結果をハッシュ関数で不可逆変換(SHA-256) ③②の結果の256文字の文字列を分解して並べ替え ④③の結果をハッシュ関数で不可逆変換(RIPEMD160を使用)

(4) 登録禁止項目

「J-Storage」に登録する際には、中間標準レイアウト仕様に項目が存在する場合であっても、以下のデータは登録してはならない。

1) 氏名	カナ、漢字とも、姓のみ、名のみも格納不可
2) 電話番号・FAX番号等	電話番号、FAX番号を含む個人への連絡先のすべて
3) 個人識別符号	生体情報、業務固有ナンバー(識別番号、被保険者番号、基礎年金番号など)
4) 情報を連結する符号	マイナンバー、宛名リンク番号、世帯番号など
5) 口座番号	口座種別、口座番号、口座名義人の格納不可
6) 税務番号	税額、所得額など税務情報から引用している項目も不可

(5) 要加工項目

「J-Storage」に登録する際、以下の項目については、加工を行ってから登録しなければならない。

1) 住所	西宮市町コード表にさだめる「町コード」より後ろの地番号を削除(住所から得られる位置情報がある場合は削除)
2) 生年月日	年月日がセットになったものから「日」を削除

4. 分析時の加工および留意点

(1) データのマッチング

複数業務のファイル、複数時点のファイルを個人で名寄せする場合は、「個人リンク番号」にてマッチングを行う。世帯で名寄せをする場合には、「個人リンク番号」が必要な時点の「住基ファイル」または「住登外ファイル」と一旦マッチングすることにより「世帯リンク番号」を取得し、「世帯リンク番号」で名寄せを行う。

(2)分析結果の庁内利用

分析結果を庁内利用する前には、個人が特定できないように以下の加工およびチェックを行う。

- 1) データ分析によって得られた値(統計値、集計値など)が人数や世帯数を表現するときは、「2」以下となるものは情報システム課において「3」に置換しなければならない。
- 2) データ分析課と情報システム課は、一旦、分析結果が出た際には、結果に個人を類推できる特異なデータが表面化していないことを確認しなければならない。
- 3) データ分析課は、結果を庁内利用する前には、分析に用いたデータの全てのデータ所管課に、分析結果および利用用途を報告し、合議を行わなければならない。
- 4) いずれかのデータ所管課が、分析結果において特定の個人が表面化している等の問題があると判断した場合は、データ分析課は適切な抽象化ルールを追加を検討し、情報システム課において追加の抽象化加工を実施しなければならない。

(3)分析結果の庁外公表

分析結果を庁外へ公表する前には、インパクトを考慮して、以下の加工およびチェックを行う。

- 1) 分析結果を庁外へ公表する場合においては、個人が特定できないことはもとより、地域の特性が明らかになることのインパクトも考慮して、地域の範囲を町単位から小学校区、中学校区、支所単位などに拡大したり、数値を平均値と比較して上か下かといった表現に編集したりすることにより、公表の目的を果たせる範囲で、必要に応じて更に情報の精度を粗くするための加工を追加する。
- 2) 分析結果を庁内へ公表する場合においては、公表前に、分析に用いたデータの全てのデータ所管課に、公表用の分析結果および公表先を報告し、合議を行わなければならない。

■ 住民基本台帳

○ 住基ファイル

時点	生年月日不詳コード	転出先	外国人住民となった情報	交付識別コード
個人リンク番号	生年月日不詳文字	住所コード	異動年月日	軽微な修正フラグ
世帯リンク番号	養護施設フラグ	住所	届出年月日	在留カード等番号
識別番号	続柄	方書	住所を定めた情報	在留カード等番号区分
個人履歴番号	続柄1	カナ方書	異動年月日	国籍コード
消除フラグ	続柄2	郵便番号転出先区分	届出年月日	国籍名
改製番号	続柄3	転出予定届出日	異動事由	第30条45規定区分
世帯番号	続柄4	転出予定日	異動区分	第30条45規定区分名称
住民種別	記載順位	通知日	住所を定めた日不詳フラグ	在留資格コード
住民状態	世帯主氏名	実定日	住所を定めた日不詳文字	在留資格名称
住民票コード	氏名	改製年月日	記載理由	在留期間コード年
個人番号	フリガナ	実定地	異動事由	在留期間コード月
氏名区分	併記氏名	住所コード	異動区分	在留期間コード日
氏名	併記フリガナ	住所	記載届出日	在留期間終日
氏名	現住所	方書	記載日	国籍喪失日
フリガナ	住所コード	カナ方書	住民でなくなった情報	管轄支所コード
従前通称名有無フラグ	住所	郵便番号	異動年月日	政令市コード1
通称氏名	方書	異動届出年月日	届出年月日	政令市コード2
氏名	カナ方書	異動日	減異動事由	注意情報
フリガナ	郵便番号	異動事由	異動区分	異動年月日_処理日
併記氏名	住居地補正コード	異動区分	住民でなくなった日不詳フラ	日付
氏名	前住所	届出区分	グ	時
フリガナ	住所コード	本籍	住民でなくなった日不詳文字	分
外登法併記名	住所	本籍住所コード	消除日不詳コード	秒
氏名	方書	本籍郵便番号	消除日不詳文字	親フラグ(本市固有)
フリガナ	カナ方書	筆頭者	行政区コード	
宛名氏名	郵便番号	住民となった情報	自治会_隣組コード	
氏名	転入前住所	異動年月日	町内会コード	
フリガナ	住所コード	届出年月日	小学校区コード	
性別	住所	増異動事由	中学校区コード	
生年月日	方書	異動区分	投票区コード	
年号	カナ方書	住民日不詳フラグ	備考欄1年月日	
日付	郵便番号	住民日不詳文字	備考欄1メッセージ	
			備考欄2年月日	
			備考欄2メッセージ	

■ 住登外管理

○ 住登外ファイル

時点 個人リンク番号 世帯リンク番号 識別番号 履歴番号 住民種別 住民状態 個人番号 世帯番号 氏名 氏名 フリガナ 性別 生年月日 年号 日付 生年月日不詳コード 生年月日不詳文字 続柄 続柄1 続柄2 続柄3 続柄4 世帯主氏名 氏名 フリガナ 現住所 住所コード 住所 方書 カナ方書 郵便番号	前住所 住所コード 住所 方書 カナ方書 郵便番号 行政区コード 外国人短期在留情報 従前通称名有無フラグ 通称氏名 氏名 フリガナ 併記氏名 氏名 フリガナ 外登法併記名 氏名 フリガナ 宛名氏名 氏名 フリガナ 住居地補正コード 住民となった情報 異動年月日 届出年月日 増異動事由 住民日不詳フラグ 住民日不詳文字 外国人住民となった情報 異動年月日 届出年月日 住所を定めた情報 異動年月日 届出年月日 異動事由	住所を定めた日不詳フラグ 住所を定めた日不詳文字 記載理由 記載届出日 記載日 住民でなくなった情報 異動年月日 届出年月日 減異動事由 住民でなくなった日不詳フラグ 住民でなくなった日不詳文字 消除日不詳コード 消除日不詳文字 在留カード等番号 在留カード等番号区分 国籍コード 国籍名 第30条45規定区分 第30条45規定区分名称 在留資格コード 在留資格名称 在留期間コード年 在留期間コード月 在留期間コード日 在留期間終日 最初登録業務ユニット 利用業務ユニット 管轄支所コード 政令市コード1 政令市コード2 注意情報	異動年月日_処理日 日付 時 分 秒
--	--	--	--------------------------------

○ 法人ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 履歴番号 住民種別 法人状態 法人番号 異動年月日 本店支店区分 名称 法人名称 法人名称カナ 法人名称2 法人名称カナ2 法人区分 法人名編集区分	住所 住所コード 住所 方書 カナ方書 郵便番号 行政区コード 最初登録業務ユニット 利用業務ユニット 特徴指定番号	認可地縁情報 代表者識別番号 登録資格区分 認可年月日 異動年月日_処理日 日付 時 分 秒
---	---	--

■ 就学

○ 学齢簿ファイル

時点	小学就学校区分	区域外就学開始年月日
個人リンク番号	小学転入学区分	区域外就学終了年月日
識別番号	小学転入学年月日	猶予免除区分
就学校コード	小学転退学区分	猶予免除許可年月日
就学小中学校区分	小学転退学年月日	猶予免除理由
就学校区分	中学就学校コード	猶予開始年月日
学年	中学就学校区分	猶予終了年月日
学級区分	中学転入学区分	督促年月日
保護者識別番号	中学転入学年月日	督促内容
保護者続柄1	中学転退学区分	備考
保護者続柄2	中学転退学年月日	小学就学履歴番号
保護者続柄3	異動事項年月日	中学就学履歴番号
保護者続柄4	異動事項	異動事項履歴番号
指定小学校区コード	転入前学校	区域外就学履歴番号
指定中学校区コード	転出先学校	猶予免除履歴番号
小学就学校コード	区域外就学申請年月日	督促履歴番号
	区域外就学許可年月日	備考履歴番号
	区域外就学理由	

○ 学校情報ファイル

小中学校区分
学校区分
学校コード
学校名
住所
電話番号

○ 学校区定義ファイル

小中学校区分
学校区分
学校コード
行政区コード
開始住所コード
終了住所コード

■ 収滞納管理

○ 通知書情報ファイル_国民健康保険税_料

時点	通知書情報キー	識別番号
個人リンク番号	税目コード	法定納期限
	賦課年度	法定納期限等
	相当年度	国保記号番号
	徴収番号	期割数

○ 期別情報ファイル_国民健康保険税_料

時点	期別調定額	催告情報	滞納繰越情報
個人リンク番号	期別税_料額	催告状発行日	繰越年度
期別情報キー	期別延滞金額	催告状停止日	繰越年月日
通知書情報キー	期別督促手数料	納税通知書発行情報	決算繰越調定額
税目コード	国保期別調定額内訳	納税通知書返戻日	決算繰越本税額
賦課年度	期別医療一般分	納税通知書公示日	決算繰越延滞金額
相当年度	期別医療退職分	不納欠損情報	決算繰越督促手数料
徴収番号	期別介護一般分	不納欠損年月日	決算繰越調定額内訳
期別	期別介護退職分	不納欠損額	繰越調定額医療一般分
期別納期限	期別支援一般分	納組コード	繰越調定額医療退職分
変更納期限	期別支援退職分		繰越調定額介護一般分
課税課更正日	督促情報		繰越調定額介護退職分
	督促状発行日		繰越調定額支援一般分
	督促状停止日		繰越調定額支援退職分
	督促状返戻日		時効予定日
	督促状公示日		

○ 通知書情報ファイル_汎用科目

時点 個人リンク番号	通知書情報キー 税目コード 賦課年度 相当年度 徴収番号	識別番号 法定納期限 法定納期限等 期割数	
---------------	--	--------------------------------	--

○ 期別情報ファイル_汎用科目

時点 個人リンク番号 期別情報キー 通知書情報キー 税目コード 賦課年度 相当年度 徴収番号 期別	期別納期限 変更納期限 課税課更正日 期別調定額 期別税額 期別延滞金額 期別督促手数料 期別調定額内訳 督促情報 督促状発行日 督促状停止日 督促状返戻日 督促状公示日	催告情報 催告状発行日 催告状停止日 納税通知書発行情報 納税通知書返戻日 納税通知書公示日 不納欠損情報 不納欠損年月日 不納欠損額 納組コード	滞納繰越情報 繰越年度 繰越年月日 決算繰越調定額 決算繰越本税額 決算繰越延滞金額 決算繰越督促手数料 時効予定日
---	---	--	---

■ 国民健康保険

○ 国保被保険者資格ファイル

時点 個人リンク番号	国保被保険者資格キー情報 識別番号 被保険者履歴番号 国保記号番号情報 国保記号番号 世帯番号 構成員番号 資格区分	取得情報 取得異動年月日 取得届出年月日 取得異動事由	喪失情報 喪失異動年月日 喪失届出年月日 喪失異動事由 適用除外区分
---------------	---	--------------------------------------	--

○ 国保遠隔地該当ファイル

時点 個人リンク番号	国保遠隔地該当キー情報 識別番号 被保険者履歴番号	国保遠隔地該当情報 国保記号番号 マル学マル遠区分 遠隔地該当情報 遠隔地該当異動年月日 遠隔地該当届出年月日 遠隔地非該当情報 遠隔地非該当異動年月日 遠隔地非該当届出年月日 遠隔証有効期限	施設情報 住所地特例区分 施設識別番号 施設名称 施設入所年月日 施設退所年月日
---------------	---------------------------------	---	---

○ 国保旧国保被保険者ファイル

時点 個人リンク番号	旧国保被保険者キー情報 識別番号 履歴番号 旧国保被保険者情報 旧国保被保険者該当情報 旧国保被保険者該当年月日 旧国保被保険者該当入力日	旧国保被保険者四半該当年月日 旧国保被保険者四半該当入力日 旧国保被保険者非該当情報 旧国保被保険者非該当年月日 旧国保被保険者非該当入力年月日	旧国保被保険者四半非該当年月日 旧国保被保険者四半非該当入力年月日 有効期限 世帯主識別番号
---------------	---	--	---

○ 国保高齢者負担区分ファイル

時点 個人リンク番号	国保高齢者負担区分キー情報 国保記号番号 識別番号 対象年度 連番	国保高齢者負担区分情報 発効日 判定基準所得額 負担区分 判定日 申請有無 長期入院該当異動日
---------------	---	---

○ 国保旧被扶養者ファイル

時点 個人リンク番号	国保旧被扶養者キー情報 識別番号 連番	国保旧被扶養者情報 旧被扶養該当異動日 旧被扶養該当届出日 旧被扶養非該当異動日 旧被扶養非該当届出日
---------------	---------------------------	---

○ 国保世帯課税区分ファイル

時点 個人リンク番号	国保世帯課税区分キー情報 国保記号番号 課税対象年度 連番	国保世帯課税区分情報 発効日 判定基準所得額 課税区分 判定日
---------------	--	---

○ 国保保険証交付ファイル

時点 個人リンク番号	国保保険証交付履歴キー情報 国保記号番号 識別番号 保険証種類区分 発行連番	国保保険証交付履歴情報 マル学マル遠区分 交付日 有効期限 交付区分 高齢証負担割合 限度額認定証区分 発効認定日 短期証該当月数 証回収日 証回収理由	退職区分 特定疾病名区分 長期入院該当年月日
---------------	--	--	------------------------------

○ 国保賦課世帯ファイル

時点 個人リンク番号 国保賦課世帯キー情報 国保記号番号 世帯主識別番号 相当年度 履歴番号 賦課レコード区分 国保賦課世帯情報 賦課更正年月日 賦課更正事由 納通発行日 徴収番号 世帯主資格区分	賦課算定情報 総所得金額 賦課基準額 所得割額 資産税額 資産割額 賦課被保検者数 均等割額 平等割額 賦課軽減情報 軽減判定人数 軽減判定総所得 軽減区分 軽減率 軽減均等割額 軽減平等割額 限度超過額	年算出額 月割増減額 減免額 端数 賦課額 退職賦課額 暫定賦課額 暫定基礎額 暫定退職賦課額 暫定退職基礎額 普徴現年度賦課期別情報 現年度賦課期別 現年度賦課期別額 現年度賦課期別納期限 普徴現年度賦課額計 過年度賦課期別情報 過年度賦課年度 過年度賦課期別 過年度賦課期別額 過年度賦課期別納期限 過年度賦課額計 特徴賦課期別情報 特徴賦課期別額 特徴賦課額計	賦課付随情報 特定同一対象区分 離職軽減対象区分 納付区分 口座情報 金融機関情報 金融機関コード 支店コード 口座種別 口座番号 口座名義人名 口座名義人カナ 口座納付区分 納組情報 納組コード
---	--	--	--

○ 国保減免情報ファイル

時点 個人リンク番号	国保減免キー情報 国保記号番号 世帯主識別番号 相当年度 履歴番号 賦課レコード区分	国保減免情報 減免申請情報 減免申請事由 減免申請年月日 減免決定日 減免却下決定日	減免指定情報 減免開始期 減免特徴開始期 減免率 減免金額
---------------	---	---	---

○ 国保世帯ファイル

時点 個人リンク番号	国保世帯キー情報 世帯番号 識別番号 連番	国保世帯情報 世帯増異動情報 異動年月日 増異動事由 世帯減異動情報 世帯減異動年月日 世帯減異動事由 続柄 続柄1 続柄2 続柄3 続柄4	
---------------	--------------------------------	---	--

○ 国保給付記録ファイル

時点 個人リンク番号 給付記録ファイルキー 審査年月 給付番号 給付記録情報 給付種別 本人家族入外 点数表 保険区分 法別番号 診療年月 医療機関コード 診療科コード 国保記号番号 性別 生年 診療期間 開始日 終了日 診療実日数 決定点数	決定金額 本人負担額 減免点数 減免金額 減免一部負担金 食事療養費実日数 食事療養費 食事療養費標準負担額 薬剤一部負担金 公費法制情報 公費法制 公費府県 公費負担者番号 公費受給者番号 公費実日数 公費点数 公費患者負担額 公費薬剤一部負担金 公費対象一部負担金 公費食事療養費実日数 公費食事療養費 公費食事療養費標準負担額 給付割合 特記情報 特記	特殊 割引 転帰情報 転帰 初診回数 初診点数 再診回数 入院年月日 処方箋交付医療機関 指導料有無 調剤技術基本料有無 識別番号 生年月日 給付コード区分 公害求償対象区分 過誤再審査区分 過誤再審査種別 特定疾病区分 療養費情報 療養費状況区分 療養費受付日 療養費申請額 療養費公費区分	療養費支給情報 支給区分 支給決定日 支給処理日 充当日 支払先 支払区分 支給決定額 充当額 差引支給額 □座情報 金融機関コード 支店コード □座種別 □座番号 □座名義人名 □座名義人カナ 支払医療機関コード 債主コード 高額明細情報 高額計算対象区分 若年高齢区分
--	---	--	---

○ 国保外来支給ファイル

時点 個人リンク番号	外来支給ファイルキー 国保記号番号 診療年月 高額支給連番 識別番号	外来支給情報 費用額 一部負担金 限度額 既支給額 現物支給額 差引支給額 公費負担額 限度額区分	
---------------	--	---	--

○ 国保高額支給ファイル

時点 個人リンク番号 高額支給ファイルキー 国保記号番号 診療年月 高額支給連番 高額支給情報 世帯主識別番号 若年差引支給額 高齢差引支給額 全体一般費用額 全体退職費用額 全体費用額 全体一般一部負担金 全体退職一部負担金 全体一部負担金 全体今回計算額 全体既支給額	全体貸付額 全体充当額 全体調整額 全体差引支給額 全体公費負担額 多数該当区分 公費該当区分 未納該当区分 差額該当区分 申請書保留区分 申請書出力日 支給区分 支給決定日 支給処理日 支払先 支払区分 口座情報 金融機関コード 支店コード 口座種別 口座番号 口座名義人名 口座名義人カナ 支払医療機関コード	若年高額支給情報 若年一般費用額 若年退職費用額 若年費用額 若年一般一部負担金 若年退職一部負担金 若年一部負担金 若年限度額 若年既支給額 若年現物支給額 若年調整額 若年公費負担額 若年限度額区分 若年単独合算区分 若年多数該当区分 若年公費該当区分 若年差額該当区分	高齢高額支給情報 合算一般費用額 合算退職費用額 合算費用額 合算一般一部負担金 合算退職一部負担金 合算一部負担金 外来自己負担額 合算限度額 合算既支給額 合算現物支給額 合算差引支給額 合算公費負担額 高齢既支給額 高齢現物支給額 高齢調整額 自己負担額合計 高齢負担区分 高齢単独合算区分 高齢多数該当区分 高齢公費該当区分 高齢差額該当区分
---	---	---	--

○ 国保出産育児一時金ファイル

時点 個人リンク番号 出産育児一時金ファイルキー 国保記号番号 出産一時金区分 分娩者識別番号 出産連番 出産育児一時金情報 受付区分 直接支払区分 受付日 出生日 出生区分	出生児識別番号 支給決定通知出力区分 支給区分 支給決定日 支給処理日 充当日 支払先 支払区分 支給決定額 充当額	差引支給額 差額通知区分 口座情報 金融機関コード 支店コード 口座種別 口座番号 口座名義人名 口座名義人カナ 支払医療機関コード	貸付情報 貸付申請日 申請金額 出産予定日 貸付額 支給区分 支給決定日 支給処理日 支払先 支払区分 支給決定額 差引支給額 口座情報 金融機関コード 支店コード 口座種別 口座番号 口座名義人名 口座名義人カナ
---	---	---	---

○ 国保医療機関ファイル

医療機関ファイルキー
医療機関コード

医療機関情報
医療機関名カナ
医療機関名
住所情報
郵便番号
住所
方書

電話番号
FAX番号

口座情報
金融機関コード
支店コード
口座種別
口座番号
口座名義人名
口座名義人カナ

■ 国民年金

○ 基礎年金ファイル

時点
個人リンク番号

基礎年金番号
識別番号
喪失予定年月日

国民年金番号
厚生年金番号
船員保険番号

○ 資格得喪ファイル

時点
個人リンク番号

基礎年金番号
種別
資格取得年月日
取得届出年月日
取得事由
取得理由

喪失年月日
喪失届出年月日
喪失事由
喪失理由

○ 付加基金ファイル

時点
個人リンク番号

基礎年金番号
付加納付申出該当年月日
付加加入届出年月日
付加種別

付加納付辞退申出非該当年月日
付加脱届出年月日
付加脱退理由

○ 免除関連ファイル

時点
個人リンク番号

基礎年金番号
免除状態区分
免除受付年月日
免除受付区分
免除状態開始年月日

免除理由
免除裁定結果
免除裁定年月日
免除状態終了年月日
消滅理由
送付年月日

○ 障害裁定ファイル

時点
個人リンク番号
基礎年金番号
履歴番号
受給年金種別
受給権制度
受給裁定順位

裁定受付情報
受付年月日
初診年月日
認定年月日
障害受付診断書
障害区分
送付年月日
障害請求事由
他年金の有無
加算額対象者識別番号
代理人氏名漢字
代理人続柄コード

裁定内容情報
決定年月日
受給権発生年月
支給開始年月
障害等級
障害裁定診断書
次回診断書提出年月
加算人数
改定日
障害改定理由

死亡情報
死亡年月日
死亡届出年月日
死亡届出者氏名漢字
死亡届出者続柄コード
未支給の有無
死亡送付年月日
停止等情報
停止等年月日
障害支給停止区分
障害停止理由

○ 遺族裁定ファイル

時点 個人リンク番号 基礎年金番号 履歴番号 受給年金種別 受給権制度 受給裁定順位	裁定受付情報_死亡者情報 死亡者基礎年金番号 死亡者識別番号 死亡年月日 裁定受付情報 受付年月日 送付年月日 所得年度 請求者所得	請求者続柄コード 請求者識別番号 請求者母子区分 請求者障害の有無 代理人氏名漢字 代理人氏名続柄コード	裁定内容情報 決定年月日 受給権発生年月 支給開始年月 年金額 加算人数
--	--	---	---

■ 介護保険

○ 被保険者ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 管理通番 異動事由 異動年月日 資格異動届出人氏名漢字 資格異動届出人関係コード 資格異動届出人電話番号 資格異動届出年月日 資格取得事由 資格取得年月日 資格取得届出人氏名漢字 資格取得届出人関係コード	資格取得届出人電話番号 資格取得届出年月日 資格喪失事由 資格喪失年月日 資格喪失届出人氏名漢字 資格喪失届出人関係コード 資格喪失届出人電話番号 資格喪失届出年月日 識別番号 個人区分 都道府県コード 市町村コード 町名コード 氏名カナ 通称名カナ 氏名漢字 通称名漢字	本名通称名区分 生年月日年号 生年月日 性別 都道府県名_漢字 市町村名_漢字 住所_漢字 番地_漢字 方書_漢字 郵便番号 電話番号 転入元市町村名_漢字 介護住所地特例 住所地特例者適用開始年月日 住所地特例者適用変更年月日 住所地特例者適用終了年月日 施設所在保	險者番号 適用除外事由 適用除外開始年月日 適用除外終了年月日 賦課対象コード 番地区分 番地 号番号 枝番号 行政区コード 方書カナ 市内外区分 在留開始年月日 在留終了年月日 在留資格 世代通番 日常生活圏域コード
---	--	--	---

○ 受給者基本ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 管理通番 要介護状態区分 認定年月日 結果変更事由 認定結果通知書発行年月日 認定期間開始日 認定期間終了日 支給限度管理期間終了年月日 再審査フラグ 申請取消事由 申請取消年月日 認定中断事由 認定中断年月日	認定取消事由 認定取消年月日 認定申請種別コード_法令 認定申請種別コード 認定申請年月日 申請かかりつけ医コード 申請者関係コード 訪問対象地区コード 同意書有無 前保険者名称_漢字 申請者名_漢字 申請者電話番号 申請書備考_漢字 居宅住所都道府県コード 居宅住所市町村コード 居宅住所町名コード 居宅都道府県名_漢字 居宅市町村名_漢字 居宅住所_漢字	居宅番地_漢字 居宅方書_漢字 居宅郵便番号 居宅電話番号 居宅市内外区分 特定疾病コード 介護保険審査会結果前要件介護状態区分 受給者情報処理年月日 意見書聴取結果期限年月日 意見書聴取結果目標年月日 意見書聴取結果取消年月日 意見書聴取結果依頼書発行年月日 意見書聴取結果受理年月日 意見書聴取結果前回かかりつけ医コード	認定審査会コード 意見書聴取結果備考_漢字 意見書聴取結果処理年月日 前回認定審査会コード 認定審査結果処理年月日 訪問調査員コード 訪問調査結果前回訪問調査員コード 訪問調査結果期限年月日 医療保険者番号 医療保険被保険者証記号_漢字 医療保険被保険者証番号 老人保健市町村番号 老人保健受給者番号 認定遅延者遅延事由 認定遅延者認定処理予定年月日 認定遅延者通知書発行年月日
--	---	---	--

○ 施設入退所者ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 事業者都道府県コード 事業者種別コード 事業者番号 サービス種類コード	事業者支店区分 入所年月日 入所事由 入所連絡年月日 入所連絡者名漢字 入所前郵便番号 入所前都道府県コード 入所前市町村コード 入所前町名コード 入所前都道府県名_漢字	入所前市町村名_漢字 入所前住所_漢字 入所前番地_漢字 入所前方書_漢字 退所年月日 退所事由 退所連絡年月日 退所連絡者名漢字 退所前郵便番号 退所先都道府県コード	退所先市町村コード 退所先町名コード 退所先都道府県名_漢字 退所先市町村名_漢字 退所先住所_漢字 退所先番地_漢字 退所先方書_漢字 退所先電話番号 入所区分 入所前市内外区分 退所先市内外区分 地域密着型介護老人フラグ
---	--	---	---

○ 利用者負担減免ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 利用者負担減免種類コード 公費負担者番号 公費受給者番号	申請年月日 申請事由 申請者関係コード 申請者都道府県コード 申請者市町村コード 申請者町名コード 申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字	申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者郵便番号 申請者市内外区分 申請者氏名_漢字 申請者電話番号 決定年月日 決定区分 却下事由 有効期間開始年月日	有効期間終了年月日 利用者負担額 利用者負担減免率 利用者負担減免特別対策給付率 審査結果通知書発行年月日 認定証発行年月日 認定証交付年月日 取消年月日 取消事由 確認番号
---	---	--	--

○ 負担限度額認定ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 管理通番 負担限度額認定種類コード 申請年月日 申請者都道府県コード 申請者市町村コード 申請者町名コード 申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字 申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者郵便番号 申請者市内外区分	申請者氏名_漢字 申請者電話番号 入所年月日 決定年月日 決定区分 利用者負担段階決定区分 特例減額措置対象フラグ 居住費負担個室限度額決定額 居住費負担準個室限度額決定額 居住費負担従来個室限度額決定額 居住費負担多床室限度額決定額 居住費負担従来個室2限度額決定額 食費負担限度額決定額 利用者負担段階区分適用期間開始年月日 利用者負担段階区分適用期間終了年月日	審査結果通知書発行年月日 証発行年月日 証交付年月日 取消年月日 取消事由 基準年月日 生保受給区分 老福受給区分 課税非課税区分 世帯課税区分 合計所得金額 課税年金収入額 非課税年金収入額 課税年金収入額フラグ 激変緩和措置フラグ 配偶者有無区分 配偶者課税状況区分 収入等申告区分	預貯金等申告区分 預貯金額 金融機関調査フラグ 有価証券評価額 その他_現金-負債 被保険者特殊事情登録フラグ 配偶者特殊事情登録フラグ 不正受給フラグ 激変緩和措置フラグ2 激変緩和と支給通知理由コード 年金保険者受給区分1_日本年金機構 年金保険者受給区分2_地方公務員共済 年金保険者受給区分3_国家公務員共済 年金保険者受給区分4_私学共済
---	---	--	---

○ 賦課基本情報ファイル

時点 個人リンク番号 賦課年度 調定年度 被保険者番号 所得段階区分 徴収方法区分 調定額	年額 月割額 確定保険料額 賦課年月日 賦課期日年月日 通知書決定理由コード 賦課結果コード 前回徴収方法区分 納入通知書発行年月日 特別徴収義務者コード 年金コード	基礎年金番号 回付情報各種年月日 特別徴収依頼作成年月日 特別徴収中止区分 特別徴収中止事由 特別徴収中止依頼作成年月日 特別徴収中止通知書発行年月日 仮徴収額変更年月日 仮徴収額変更依頼作成年月日 仮徴収額変更通知書発行年月日 減免区分	徴収猶予区分 行政区コード 激変緩和措置フラグ 特例標準割合適用フラグ 月割開始月 月割終了月 算出額 保険料額 生保受給区分 老福年金受給区分 三段階特例標準割合適用フラグ
--	---	---	---

○ 収納履歴情報ファイル

時点 個人リンク番号	調定年度 賦課年度 被保険者番号 期別番号 徴収方法区分	収納額 延滞金収納額 督促手数料収納額 領収年月日 収納年月日	納入方法コード 行政区コード
---------------	--	---	-------------------

○ 住宅改修費ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 給付実績支給対象年月 給付実績整理番号 住宅改修種目コード 事業者都道府県コード 事業者番号 交換情報識別番号	申請年月日 申請受理年月日 支給申請者区 申請者氏名_漢字 申請者郵便番号 申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字 申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者電話番号 業者名_漢字	支給事由発生年月日 業者郵便番号 業者都道府県名_漢字 業者市町村名_漢字 業者住所_漢字 業者番地_漢字 業者方書_漢字 業者電話番号 改修地郵便番号 改修地都道府県名_漢字 改修地市町村名_漢字 改修地住所_漢字 改修地番地_漢字	改修地方書_漢字 支払方法区分 支給決定年月日 改修費用 給付実績保険給付率 給付実績集計請求額 給付実績集計サービス項目点数 支払済金額 支払年月日 支給不支給区分 支払場所コード 支払期間コード 領収年月日
---	---	---	---

○ 福祉用具購入費ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 給付実績支給対象年月 給付実績整理番号 福祉用具種目コード 事業者都道府県コード 事業者番号 交換情報識別番号	申請年月日 申請受理年月日 支給申請者区分 申請者氏名_漢字 申請者郵便番号 申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字 申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者電話番号 販売事業者名_漢字	支給事由発生年月日 販売事業者郵便番号 販売事業者都道府県名_漢字 販売事業者市町村名_漢字 販売事業者住所_漢字 販売事業者番地_漢字 販売事業者方書_漢字 販売事業者電話番号 福祉用具名称_漢字 製造事業者名_漢字 支払方法区分 支給決定年月日	購入金額 給付実績保険給付率 給付実績集計請求額 給付実績集計サービス項目点数 支払済金額 支払年月日 支給不支給区分 支払場所コード 支払期間コード
---	---	---	---

○ 高額介護支給実績ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 支給対象年月 支給申請者区分	申請者氏名_漢字 申請者郵便番号 申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字 申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者電話番号	世帯合算区分 所得区分 保険者負担額 自己負担額 支払方法区分 申請受理年月日 支給決定年月日 支給決定額	支給不支給区分 不支給事由 支給額 高額介護支給年月日 支払場所コード 支払期間コード 自己負担上限額 利用者負担段階 振込予定年月日
--	---	--	---

○ 償還払い支給実績ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 支給対象年月 事業者都道府県コード 事業者番号 サービスコード 管理通番 サービス種類区分別支給限度管 理元サービスコード 申請受理年月日 申請内容区分 申請者氏名_漢字 申請者郵便番号	申請者都道府県名_漢字 申請者市町村名_漢字 申請者住所_漢字 申請者番地_漢字 申請者方書_漢字 申請者電話番号 支給申請者区分 申請額 申請点数 申請サービス利用期間開始年月 日 申請サービス利用期間終了年月 日 申請サービス利用回数日数 認定申請遅延事由 受給者申請年月日 支払方法区分	支給不支給区分 支給決定年月日 支給率 支給決定額 支給決定点数 保険料控除額 保険料控除点数 支給額 支給点数 支給決定通知年月日 歳出情報通知年月日 支給年月日 不支給事由 支給申請状態区分 給付制限区分 申請管理番号 申請登録年月日	決定内容登録年月日 申請者市内外区分 入所日数 外泊日数 入所年月日 退所年月日 退所院後状態区分 一時差止予定額 一時差止滞納保険料納付年月日 一時差止通知書発行年月日 一時差止決定額 一時差止区分 一時差止当初進行区分 一時差止最終進行区分 一時差止中止年月日 一時差止中止事由 施設所在保険者番号
--	--	---	---

○ 負担割合情報ファイル

時点 個人リンク番号	被保険者番号 負担割合年度 管理通番 履歴通番 判定基準年月日	負担割合証交付年月日 負担割合 負担割合開始年月日 負担割合終了年月日 負担割合判定区分
---------------	---	--

○ 高額介護相当事業支給実績ファイル

時点 個人リンク番号 被保険者番号 支給対象年月 支給申請者区分 申請者氏名漢字	申請者郵便番号 申請者都道府県名漢字 申請者市町村名漢字 申請者住所漢字 申請者番地漢字 申請者方書漢字 申請者電話番号 世帯合算区分 所得区分	保険者負担額 介護自己負担額 高額介護相当事業自己負担額 支払方法区分 申請受理年月日 支給決定年月日 支給決定額 支給不支給区分 不支給事由	支給額 支給年月日 支払場所コード 支払期間コード 自己負担上限額 利用者負担段階 振込予定年月日
---	--	---	---

■ 後期高齢者医療

○ 被保険者情報ファイル

時点 個人リンク番号	個人区分コード 宛名番号 被保険者番号 被保険者資格取得事由コード 被保険者資格取得年月日 被保険者資格喪失事由コード	被保険者資格喪失年月日 保険者番号適用開始年月日 保険者番号適用終了年月日 氏名カナ 生年月日 性別コード	現都道府県名 現市区町村名 現住所 作成年月日 作成時刻 予備
---------------	--	--	--

○ 保険料情報ファイル

時点 個人リンク番号 相当年度 被保険者番号 賦課管理番号 市区町村別保険料 不均一賦課地区コード 暫定確定賦課フラグ 申告区分 通知書発送要否フラグ 資格取得年月日 資格喪失年月日 広域内転居取得年月日 広域内転居喪失年月日 賦課事由コード 賦課事由	賦課決定年月日 所得割率 賦課のもととなる所得金額 所得割額 均等割額 算出額 賦課期日 減額区分 均等割軽減額 限度超過額 年保険料額 月数 月割減額 特別軽減区分 月別資格情報 賦課期日2 減額区分2 均等割軽減額2 限度超過額2	年保険料額2 月数2 月割減額2 特別軽減区分2 月別資格情報2 減免額 後期高齢者医療保険料 賦課のもととなる所得金額_変更 前 所得割額_変更前 均等割額_変更前 算出額_変更前 賦課期日_変更前 減額区分_変更前 均等割軽減額_変更前 限度超過額_変更前 年保険料額_変更前 月数_変更前 月割減額_変更前	特別軽減区分_変更前 月別資格情報_変更前 賦課期日2_変更前 減額区分2_変更前 均等割軽減額2_変更前 限度超過額2_変更前 年保険料額2_変更前 月数2_変更前 月割減額2_変更前 特別軽減区分2_変更前 月別資格情報2_変更前 減免額_変更前 後期高齢者医療保険料_変更前 所得割軽減額 所得割減額区分 所得割軽減額_変更前 所得割減額区分_変更前 予備
---	---	--	--

○ 期割情報ファイル

時点 個人リンク番号	被保険者番号 賦課年度 相当年度 賦課管理番号 徴収方法区分コード	期別番号 期割情報種別 納期限年月日 保険料期割額 異動区分	予備
---------------	---	--	----

○ 収納履歴情報ファイル

時点 個人リンク番号	被保険者番号 賦課年度 相当年度 賦課管理番号 徴収方法区分コード	期別番号 集計年度 収納区分 保険料収納金額 延滞金額	督促手数料額 領収年月日 収納年月日 納付区分
---------------	---	---	----------------------------------

○ 滞納者情報ファイル

時点 個人リンク番号	被保険者番号 賦課年度 相当年度 賦課管理番号 徴収方法区分コード	期別番号 滞納状態コード 督促状発行年月日 催告書発行年月日 不納欠損年月日	不納欠損事由コード 不納欠損額 督促催告納期限 予備
---------------	---	--	-------------------------------------

■ 健康管理

○ 基本_特定健診結果ファイル

時点 個人リンク番号 受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号 身体計測 身長 体重 標準体重 BMI指数 肥満度数 体脂肪 視力色覚 右 左 矯正右 矯正左 色覚 血圧 収縮期 拡張期 検尿 尿糖 尿蛋白 尿潜血 ウロビリノーゲン 生理中 尿沈査	脳障害 心電図 所見有無 所見コード 所見 血液検査 食後時間 血液判断 白血球数 赤血球数 血色素量 ヘマトクリット 血小板数 血清鉄 MCV MCH MCHC LDLC アミラーゼ コリンエステラーゼ LDH アルブミン AG比 TBIL ZTT ALP GOT GPT 総蛋白 GGTP 総コレステロール 中性脂肪 HDLc 動脈硬化指数	尿素窒素 尿酸 クレアチニン eGFR CRP RA ASO 赤沈1時間 赤沈2時間 血糖値 HbA1c検査区分 HbA1c STS TPHA HBS抗原 HBS抗体 HCV抗体 TTT Bリボ蛋白 Na K Cl 聴力 右1KHZ 左1KHZ 右4KHZ 左4KHZ 右既往 左既往 会話法 内診 診察結果 所見コード 所見 現症	眼底 所見 右H 右S 右出血 右白斑 右判定不能 左H 左S 左出血 左白斑 左判定不能 右KW 左KW 眼科受診 腹部超音波検査 所見 検査項目判定 血圧 検尿 視力 聴力 眼底 心電図 内診 貧血 肝機能 腎機能 脂質 代謝系 ウイルス等 炎症性 その他血液 腹部超音波 尿酸 肥満とやせ	肥満度 血糖 HbA1c 尿糖 菌 その他1 その他2 特定健診 総合判定 受療状況 特定健診項目 腹囲 腹囲測定方法 メタボリックシンドローム判定 保健指導レベル 問診項目 設問 回答 医師の診断 医療機関番号 医療機関名 医師氏名
--	---	--	--	--

○ 胃がん検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	がん検診情報 がん検診種類コード がん検診種類名 検診回数 判定 判定名称 生検の有無 生検の要再生検	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度 がん巣区分 確認情報 確認
---------------	---	--	--

○ 大腸がん検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	がん検診情報 がん検診種類コード がん検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度 がん巣区分 確認情報 確認 がん以外の病名 大腸腺腫の大きさ
---------------	---	--	---

○ 肺がん検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	がん検診情報 がん検診種類コード がん検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度 がん巣区分 確認情報 確認 喀痰容器配布年月日
---------------	---	--	---

○ 子宮頸部がん検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	がん検診情報 がん検診種類コード がん検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度 がん巣区分 確認情報 確認 異形成等情報 異形成
---------------	---	--	---

○ 乳がん検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	がん検診情報 がん検診種類コード がん検診種類名 検診回数 判定 判定名称 X線読影不能理由	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度 がん巣区分 確認情報 確認
---------------	---	--	--

○ 骨粗しょう症検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	検診情報 検診種類コード 検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定
---------------	---	--	--

○ 肝炎ウイルス検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	検診情報 検診種類コード 検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定
---------------	---	--	--

○ 歯科検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	検診情報 検診種類コード 検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定
---------------	---	--	--

○ その他検診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	検診情報 検診種類コード 検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定 深達度
---------------	---	--	---

○ 精検結果_がん検診以外ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	精密検査該当情報 検査区分 検査名	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 検査内容 診断内容 指示事項
---------------	---	-------------------------	--

○ 妊娠届出情報ファイル

時点 個人リンク番号	妊娠届出者情報 届出番号 識別番号 未届該当 妊婦届出日 出産予定日 届出時妊娠週数 医療機関番号 医療機関名 医師氏名 職業勤務先名		
---------------	---	--	--

○ 母子手帳交付情報ファイル

時点 個人リンク番号	母子手帳交付者情報 届出番号 連番 識別番号	母子手帳交付情報 母子手帳交付日 母子手帳交付番号 母子手帳再発行日 母子手帳再交付理由 母子手帳交付取消理由 他市町村交付 出産後発行理由	出産分娩情報 出産医療機関番号 出産医療機関名 医師助産師名
---------------	---------------------------------	---	---

○ 妊婦健診結果ファイル

時点 個人リンク番号 受診者情報 届出番号 妊産婦区分 回数 識別番号 実施日 健診機関番号 健診機関名 健診判定	身体計測 身長 体重 体重_妊娠前 血圧 収縮期 拡張期 検尿 尿糖 尿蛋白 ケトン体	血液検査 血液判断 ABO型 RH型 不規則抗体 B型肝炎抗体 C型肝炎抗体 HBS抗原 TPHA STS 風疹抗体 HIV抗体 HTLV抗体 血色素量 血小板数 血糖値 GBS	診察 クラミジア 浮腫 超音波検査 超音波所見コード 超音波所見 精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 所見
---	---	---	---

○ 妊婦歯科健診結果ファイル

時点 個人リンク番号	受診者情報 識別番号 実施日 西暦年度 実施方式 検診機関番号 会場コード 受診番号	検診情報 検診種類コード 検診種類名 検診回数 判定 判定名称	精密検査結果情報 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 判定
---------------	---	--	--

○ 歳児別健診結果ファイル

時点 個人リンク番号 受診者情報 識別番号 実施日 月齢 会場コード 医療機関番号 受診番号 健康診査判定 健診判定コード	所見判定 所見判定分類 判定 所見 所見内容 身体計測 身長 乳幼児体重 体重単位 胸囲 頭囲 肥満度 肥満やせ区分	尿検査 尿蛋白 尿潜血 尿糖 尿再検査 実施 実施日 尿蛋白 尿潜血 尿糖 聴覚検査 自己検査実施 障害申請有無	視覚検査 自己検査実施 視覚再検査 実施 実施日 精密検査結果情報 精密検査区分 実施日 精密検査実施機関番号 精密検査実施機関名 医師氏名 所見
---	--	--	--

○ 接種実績ファイル

時点 個人リンク番号 被接種者情報 識別番号	種類回数 接種種類コード 接種種類名 回数 実施情報 実施方式	予診情報 予診のみ 実施日 実施機関 実施機関名 医師名 接種情報 実施日 実施機関 実施機関名 医師名	ワクチン情報 ワクチンコード ワクチン名 ワクチン製造業者 ワクチン製造業者名 ワクチン有効期限 ロット番号 接種量
---------------------------------	--	--	---

○ 保健指導記録ファイル

時点 個人リンク番号	指導対象者情報 識別番号 連番 指導者情報 指導者番号 指導者名 指導者資格	指導情報 指導分類コード 指導分類名 実施日 西暦年度 指導方法 主訴 状況 対応 特記事項
---------------	--	---

○ 教室参加実績ファイル

時点 個人リンク番号	教室実施情報 教室コード 教室名称 実施日 開始時間 終了時間 会場コード	教室参加者情報 識別番号
---------------	---	-----------------

■ 児童手当

○ 受給者情報ファイル

時点 個人リンク番号 児童手当認定番号 認定年度 児童手当履歴番号 受給者識別番号 児童手当状態区分	受給者個人履歴番号 異動年月日 異動事由 認定請求年月日 認定請求事由 認定年月日 認定却下年月日 認定却下事由 認定返戻保留年月日 認定返戻保留事由	支給開始年月日 支給消滅年月日 支給消滅事由 職業区分 年金種別 基礎年金番号 保険者番号 記号番号 現況届届出区分 配偶者有無区分	配偶者識別番号 配偶者氏名 配偶者職業区分 支払種別 電話番号 施設設置者等区分 施設種別 児童手当制度コード
--	--	---	--

○ 対象児童情報ファイル

時点 個人リンク番号	児童手当認定番号 認定年度 児童手当履歴番号 児童識別番号 児童個人履歴番号 続柄 開始年月日 開始事由	終了年月日 終了事由 該当年月日 同居別居区分 監護区分 生計区分 支給順位区分 受給者関係区分	父母指定者氏名 父母指定者住所コード 父母指定者住所 父母指定者方書 父母指定者郵便番号 留学開始年月日
---------------	---	---	---

生活保護

○ 決定個人ファイル

時点
個人リンク番号
事業コード
福祉事務所コード
管轄コード
管轄コード名称
事業管理番号
ケース番号
決定年月日
履歴番号
員番号
識別番号
生保受給開始年月日
続柄
続柄名称
生保年齢
職業情報
職業コード
職業コード名称
職業コード他名称

医療保険情報
保護開始前の医療保険
保護開始前の医療保険名
称
住宅情報
住宅種別
住宅種別名称
住宅実費額
住宅認定額
住宅費別送区分
住宅費別送区分名称
民間住宅種別
民間住宅コード
住宅管理番号
住宅風呂
住宅風呂名称
共益費別送区分
共益費代理納付額
加算額合計金額
加算額合計
介護保険加算情報
介護保険資格区分
徴収区分
徴収区分名称

学校通学費
学校給食費別送区分
学校給食費別送名称
高校基本額
高校学級費
高校授業料
入院情報
医療機関種別
医療機関コード
日用品費区分
日用品費区分名称
日用品費額
日用品費冬季加算額
病院給食費区分
病院給食費区分名称
日用品費別送区分
日用品費別送区分名称
病類区分
病類区分名称
施設情報
施設種別
施設コード
入所年月日

居宅生活費計
就労収入情報
就労収入コード
就労収入コード名称
収入額
不安定収入額
不安定控除額
基礎控除区分
基礎控除区分名称
基礎控除額
新規就労控除区分
新規就労控除区分名称
新規就労控除額
新規就労控除期限
未成年者控除区分
未成年者控除区分名称
未成年者控除額
必要経費
必要経費 税金
必要経費 社会保険料
必要経費 交通費
必要経費 その他
特別控除額
特別控除期限

収入日割なし計
居宅以外への定例支給額
定例外 居宅
定例外 日用品費
定例外 宿施設
定例外 介護施設
定例外 他施設
定例外 保険料
定例外 保険料代理
定例外 共益代理
定例外 ひとり親
定例外 住宅
定例外 住宅代理
定例外 教育基準
定例外 教育給食
定例外 教育通学
定例外 高校基本
定例外 高校学級
定例外 高校授業
定例外 期末一時
定例外 介護費
定例外 更生費
定例外 救護事務費
定例外 更生事務費

学年情報
学年コード
学年コード名称
学年コード他名称
級地情報
級地
級地名
冬季加算区
冬季加算区名称
別居区分入院付添情報
別居区分
別居区分名称
入院付添コード
入院付添コード名称
給食寝具負担額
国籍情報
国籍
国籍名称

特定疾病
特定疾病名称
特定疾病他名称
保険者番号
被保険者番号
保険料額
保険料別送区分
保険料別送区分名称
介護費
異動情報
異動コード
異動コード名称
備考
学校情報
学校種別
学校コード
学校基準額
学校給食費

施設基準区分
施設基準区分名称
施設基準額
施設冬季加算額
施設給食費
施設費別送区分
施設費別送区分名称
施設事務費区分
施設事務費区分名称
施設事務費
期末一時情報
期末一時区分
期末一時区分名称
居宅生活費情報
第1類額
別居第2類額
別居冬季加算額
期末一時額

控除額計
就労外収入情報
就労外収入計
賞与情報
賞与額
賞与必要経費
賞与必要経費 税金
賞与必要経費 社保料
賞与必要経費 その他
賞与特別控除額
賞与特別控除認定月
賞与分割回数
賞与認定期限
賞与認定額
廃止区分
最低生活費計
収入充当額計
収入日割する計

定例外 施設保険料
定例外 施設日用品
定例外 施設期末
定例外 合計
状況 雇用形態
入院入所状況
障害傷病状況
開始後初就労開始
雇用形態
職業分類
就労開始年月
就労日数

障害者福祉

○ 障害者ファイル

時点
個人リンク番号
識別番号
世帯番号
氏名漢字

氏名カナ
生年月日
性別
本籍
住基住所コード
住基住所
住基番
住基方書

住基郵便番号
居住地住所コード
居住地住所
居住地地番
居住地方書
居住地郵便番号
通信先住所コード
通信先住所

通信先地番
通信先方書
通信先郵便番号
通信先氏名漢字
電話番号
ファックス番号
備考

○ 身体障害者手帳ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 身体障害者手帳申請情報 身体障害者手帳受付日 身体障害者手帳申請種別コード 身体障害者手帳申請部位 身体障害者手帳申請等級	身体障害者手帳申請結果コード 身体障害者手帳申請日 身体障害者手帳通知日 身体障害者手帳申請備考 身体障害者進達番号 身体障害者手帳交付情報 身体障害者手帳初回交付日 身体障害者手帳番号 身体障害者手帳交付都道府県コード 身体障害者手帳交付者 身体障害者手帳交付事由コード	身体障害者手帳返還事由コード 身体障害者手帳返還日 身体障害者手帳再交付日 身体障害者手帳判定日 身体障害者手帳再交付事由コード 身体障害者手帳種別 身体障害者手帳等級 身体障害者手帳障害原因コード 身体障害者手帳要審査年月 身体障害者手帳手帳交付備考 身体障害者手帳受領日 身体障害者手帳代表障害名	身体障害者手帳障害情報 身体障害者手帳種別コード 身体障害者手帳部位コード 身体障害者手帳障害コード 身体障害者手帳障害名 身体障害者手帳原因コード 身体障害者手帳原因名 身体障害者手帳診療医療機関 身体障害者手帳障害認定日 身体障害者手帳次回審査日 身体障害者手帳履歴障害原因コード 身体障害者手帳右 身体障害者手帳左
--	--	---	--

○ 療育手帳ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 療育手帳申請情報 療育手帳受付日 療育手帳申請種別コード	療育手帳申請障害程度コード 療育手帳申請判定機関コード 療育手帳申請結果コード 療育手帳進達日 療育手帳通知日 療育手帳申請備考 療育手帳進達番号	療育手帳交付情報 療育手帳交付日 療育手帳番号 療育手帳交付事由コード 療育手帳交付判定機関コード 療育手帳返還日 療育手帳返還事由コード	療育手帳判定日 療育手帳再交付日 療育手帳判定事由コード 療育手帳障害程度コード 療育手帳次回判定年月 療育手帳判定機関コード 療育手帳備考 療育手帳受領日 療育手帳旅客運賃減額コード
---	---	---	--

○ 精神手帳ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 精神手帳申請情報 精神手帳受付日 精神手帳申請種別コード	精神手帳申請等級 精神手帳申請日 精神手帳通知日 精神手帳申請備考 写真添付 添付書類 精神手帳進達番号	精神手帳交付情報 精神手帳交付日 精神手帳番号 精神手帳交付事由コード 精神手帳返還事由コード 精神手帳返還日 精神手帳判定日	精神手帳再交付日 精神手帳判定事由コード 精神手帳等級コード 精神手帳有効期間開始 精神手帳有効期間終了 精神手帳添付書類コード 精神手帳備考 精神手帳受領日
---	--	---	--

○ 障害福祉サービス申請決定ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請通番 障害福祉サービス申請情報 判定ソフト識別コード 申請区分 申請日 給付区分介護給付 給付区分訓練給付 給付区分地域相談支援給付 給付区分地域相談支援移行 給付区分地域相談支援定着 グループホーム有無 給付区分旧法施設 障害種別身体 障害種別知的 障害種別精神 障害種別児童 障害種別難病 児童聴き取り 申請備考	難病コード 難病名称 障害福祉サービス判定ソフト 備考情報 判定ソフト補足項目 判定ソフト予備項目1 判定ソフト予備項目2 判定ソフト予備項目3 障害福祉サービス医師意見書情報 医師番号 依頼書依頼日 依頼書発行日 依頼書予定日 依頼書受理日 障害福祉サービス審査情報 審査会番号 審査会予定日 介護給付二次判定日 介護給付二次判定結果 介護給付変更事由コード 介護給付変更事項配列 コード 介護給付認定有効期間 介護給付認定有効期間開始 介護給付認定有効期間終了	障基準時間医療 中間麻痺 中間移動 中間複雑 中間特別 中間身の回り 中間意志 中間行動 一次判定警告配分コード IADLスコア 行動障害スコア 判定スコア該当 判定スコア区分1 判定スコア区分2 判定スコア区分3 判定スコア区分4 判定スコア区分5 判定スコア区分6 判定条件番号 総合評価項目得点起居動作 総合評価項目得点生活機能1 総合評価項目得点生活機能2 総合評価項目得点視聴覚機能 総合評価項目得点応用日常生活動作	調査項目1 調査項目2 調査項目3 調査項目4 調査項目5 医師意見書麻痺 医師意見書関節の委縮 医師意見書てんかん 医師意見書二軸評価 医師意見書生活障害評価 障害福祉サービス決定情報 決定区分 決定日 決定備考 決定法区分 受給者証番号 決定特別地域加算 決定地域移行支援体制強化加算 決定介護給付予備欄 決定訓練給付予備欄 決定計画予備欄 決定利用者予備欄 決定地域相談支援予備欄 決定利用者特記事項 決定利用者特記事項通知書	補足給付額_月額 税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当 工賃就労収入 その他稼得収入 不動産収入 公共団体手当 仕送り その他収入 租税 社会保険料 その他経費
障害福祉サービス申請者情報 申請者カナ氏名 申請者漢字氏名 申請者生年月日 申請者年齢 申請者郵便番号 申請者居住地 申請者電話番号 障害福祉サービス調査対象者情報 調査対象者コード 調査対象者カナ氏名 調査対象者漢字氏名 調査対象者生年月日 調査対象者年齢 調査対象者申請者との続柄 調査対象者家族連絡先郵便番号 調査対象者家族連絡先住所 調査対象者家族連絡先電話番号 調査対象者家族連絡先漢字氏名 調査対象者家族連絡先調査対象者との関係 障害福祉サービス難病情報	介護給付審査会意見の有無 介護給付審査会意見 訓練等給付暫定支給決定日 訓練等給付暫定支給日 障害福祉サービス調査情報 訪問調査員番号 調査依頼日 調査依頼発行日 調査予定日 調査実施日 調査実施場所区分 調査実施場所 一次判定日 訓練等スコア決定日 行動援護スコア決定日 一次判定結果 一次判定結果プロセス1 一次判定結果プロセス2 障基準時間 障基準時間食事 障基準時間排泄 障基準時間移動 障基準時間清潔 障基準時間間接 障基準時間問題 障基準時間機能	総合評価項目得点認知機能 総合評価項目得点行動上の障害A群 総合評価項目得点行動上の障害B群 総合評価項目得点行動上の障害C群 総合評価項目得点特別な医療 総合評価項目得点麻痺拘縮 総合評価項目得点その他 訓練等給付スコア 行動援護スコア 推計要介護度 基本第1群1 基本第1群2 基本第2群 基本第3群 基本第4群 基本第5群 基本第6群 基本第7群1 基本第7群2 基本第7群3 基本第8群 基本第9群	生保防止有無 法31条給付適用有無 法31条給付適用率 法31条給付有効期間開始日 法31条給付有効期間終了日 特定旧法受給者区分 経過措置対象者区分 独自助成対象者区分 介護給付対象者有無 重度包括対象者有無 自立訓練短期滞在加算 モニタリング期間 セルフプラン有無 ケアプラン有無 利用者負担額情報 適用期間開始調整 適用期間終了調整 上限管理区分 個別減免有無 社会福祉法人減免有無 在宅通所者等軽減有無 補足給付費計算有無 食事提供対象者有無 所得区分 月額負担上限額 補足給付額_日額	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額 障害福祉サービス療養介護情報 公費受給者番号 被保険者証の記号及び番号 保険者番号 食費負担限度額 施設平均単位数 月額平均医療費額 療養医療食事負担額 療養医療月額負担上限額

○ 障害福祉サービス申請決定サービスファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請通番 障害福祉サービス種類 決定支給期間開始日	決定支給期間終了日 決定支給量 決定障害区分 決定居宅介護1回利用時間 決定移動介護加算時間 決定二人介護承認 決定共同生活介護利用型 決定経過的居宅介護利用型 決定短期入所医療型	決定重度訪問介護加算 決定重度障害者支援加算 決定自立生活支援加算 決定受託居宅介護費 決定精神退院支援加算 決定視覚障害 決定雇用有無 決定在宅利用 決定障害基礎年金1級受給者	決定施設加算区分 決定自活訓練開始年月 決定自活訓練終了年月 決定特別重度支援加算 決定重度障害者支援加算強度 決定長期入院対象者 決定重複減算 決定児童移行者区分 決定児童移行者加算区分
--	--	---	--

○ 障害福祉サービス実績記録基本ファイル

時点	合計2通院介護伴う同行援護	提供実績の合計食事提供加	退所時特別支援加算退所日	重度訪問介護様式3.2集計
個人リンク番号	伴う合計算定時間数計	算回数	日	欄第3時間帯早期
交換情報識別番号	合計3家事援助内訳100	提供実績の合計入院.外泊	退所時特別支援加算退所後	重度訪問介護様式3.2集計
入力識別番号	合計3家事援助内訳90	時加算回	算定日	欄第3時間帯日中
レコード種別コード	合計3家事援助合計算定時	提供実績の合計入院時支援	初期加算利用開始日	重度訪問介護様式3.2集計
サービス提供年月	間数計	特別加算回サービス提供回	初期加算30日目	欄第3時間帯夜間
市町村番号	合計4通院介護伴う行動援	数	初期加算当月算定日数	重度訪問介護様式3.2集計
事業所番号	護伴内訳100	提供実績の合計入院時支援	地域移行加算入所中算定	欄第3時間帯深夜
受給者証番号	合計4通院介護伴う行動援	特別加算回算定回数	数	重度訪問介護様式3.2集計
様式種別番号	護伴内訳90	提供実績の合計自立生活支	地域移行加算退所日	欄第4時間帯早期
補足給付関係情報補足給付	合計4通院介護伴う行動援	援加算回	地域移行加算退所後算定	重度訪問介護様式3.2集計
適用の有無	護伴内訳合計算定時間数計	提供実績の合計自活訓練加	日	欄第4時間帯日中
補足給付関係情報補足給付	合計5通院等乗降介助行動	算回	重度包括実績単位数単位	重度訪問介護様式3.2集計
額円	援護伴内訳100	提供実績の合計訪問支援特	重度包括実績割合	欄第4時間帯夜間
補足給付関係情報食費の単	合計5通院等乗降介助行動	別加算回サービス提供回数	重度包括支給決定量単位	重度訪問介護様式3.2集計
価朝食円	援護伴内訳90	提供実績の合計訪問支援特	重度包括報酬請求額円	欄第4時間帯深夜
補足給付関係情報食費の単	合計5通院等乗降介助行動	別加算回算定回数	重度包括利用者負担上限	重度訪問介護様式3.2集計
価昼食円	援護伴内訳合計算定回数計	提供実績の合計施設外支援	額円	欄第5時間帯早期
	提供実績の合計算定移動介	当月日	重度包括利用者負担額円	重度訪問介護様式3.2集計
	護分	提供実績の合計施設外支援	重度包括共同生活介護合計	欄第5時間帯日中
		累計日_180日	日数	
補足給付関係情報食費の単	提供実績の合計実績送迎加	提供実績の合計帰宅時支援	重度包括短期入所合計日数	重度訪問介護様式3.2集計
価夜食円	算回	加算回サービス提供回数	重度包括その他サービス合	欄第5時間帯夜間
補足給付関係情報食費の単	提供実績の合計実績家庭連	提供実績の合計帰宅時支援	計時間数	重度訪問介護様式3.2集計
価一日円	携加算回サービス提供回数	加算回算定回数	重度包括当該月の日数	欄第5時間帯深夜
補足給付関係情報光熱水費	提供実績の合計実績家庭連	実費算定の合計朝食回	重度包括サービス担当者会	重度訪問介護様式3.2集計
の単価一日円	携加算回算定回数	実費算定の合計昼食回	議開催日	欄第6時間帯早期
補足給付関係情報光熱水費	提供実績の合計合計算定日	実費算定の合計夕食回	重度訪問介護様式3.2集計	重度訪問介護様式3.2集計
の単価一月円	数日	実費算定の合計光熱水費回	欄第1時間帯早期	欄第6時間帯日中
合計1身体介護 行動援護 重	提供実績の合計夜間支援体	実費算定の合計各小計食事	重度訪問介護様式3.2集計	重度訪問介護様式3.2集計
度訪問内訳100	制加算回	円	欄第1時間帯日中	欄第6時間帯夜間
合計1身体介護 行動援護 重	提供実績の合計日中支援加	実費算定の合計各小計光熱	重度訪問介護様式3.2集計	重度訪問介護様式3.2集計
度訪問内訳70	算回サービス提供回数	水費円	欄第1時間帯夜間	欄第6時間帯深夜
合計1身体介護 行動援護 重	提供実績の合計日中支援加	実費算定の合計実費合計額	重度訪問介護様式3.2集計	施設種類
度訪問内訳重訪	算回算定回数	円	欄第1時間帯深夜	受付年月
合計1身体介護 行動援護 重	提供実績の合計通所型回	入院時特別支援加算利用開	重度訪問介護様式3.2集計	点検結果
度訪問合計算定時間数計	提供実績の合計訪問型1時	始日	欄第2時間帯早期	
合計2通院介護伴う同行援護	間未満回	入院時特別支援加算30日目	重度訪問介護様式3.2集計	
伴う内訳100	提供実績の合計訪問型1時	日	欄第2時間帯日中	
合計2通院介護伴う同行援護	間以上回	入院時特別支援加算当月算	重度訪問介護様式3.2集計	
伴う内訳70	提供実績の合計短期滞在加	定日数	欄第2時間帯夜間	
合計2通院介護伴う同行援護	算回	退所時特別支援加算入所中	重度訪問介護様式3.2集計	
伴う内訳重訪		算定日	欄第2時間帯深夜	

○ 障害福祉サービス実績記録明細ファイル

時点	算定時間数	備考	重度包括加算後単位数
個人リンク番号	乗降回数	サービス提供の状況	重度包括単位数
交換情報識別番号	移動	夜間支援体制加算	重度包括1日計
入力識別番号	派遣人数	入院時支援特別加算サービス提	重度訪問様式3.21時間13時間
レコード種別コード	前月からの継続サービス	供回数	重度訪問様式3.22時間14時間
サービス提供年月	送迎加算往	入院時支援特別加算算定回数	重度訪問様式3.23時間15時間
市町村番号	送迎加算復	帰宅時支援加算サービス提供回	重度訪問様式3.24時間16時間
事業所番号	家庭連携加算サービス提供時間	数	重度訪問様式3.25時間17時間
受給者証番号	数	帰宅時支援加算算定回数	重度訪問様式3.26時間18時間
様式種別番号	家庭連携加算算定時間数	自立生活支援加算	重度訪問様式3.27時間19時間
提供通番	自活訓練加算	日中支援加算サービス提供回数	重度訪問様式3.28時間20時間
日付	短期滞在加算	日中支援加算算定回数	重度訪問様式3.29時間21時間
サービス提供回数	訪問支援特別加算サービス提供	算定日数	重度訪問様式3.210時間22時間
サービス内容	時間数	自立訓練訪問型時間数	重度訪問様式3.211時間23時間
ヘルパー資格	訪問支援特別加算算定時間数	実費算定朝食	重度訪問様式3.212時間24時間
運転フラグ	施設外支援	実費算定昼食	受付年月
開始時間	退所時特別支援加算	実費算定夕食	点検結果
終了時間	地域移行加算	実費算定光熱水費	
	食事提供加算	重度包括適用単価	
	入院.外泊時加算	重度包括基本単位数	
	提供形態	重度包括加算	

○ 障害児支援申請決定ファイル

時点	決定特別地域加算	所得区分	任送り
個人リンク番号	決定地域移行支援体制強化加算	月額負担上限額	その他収入
識別番号	算	税情報	租税
申請通番	決定多子軽減区分	年金以外所得金額	社会保険料
障害児支援申請情報	決定予備欄1	障害基礎年金1級	その他経費
申請区分	決定予備欄2	障害基礎年金2級	世帯員税情報
申請日	決定計画予備欄	障害厚生年金1級	世帯員識別番号
障害種別身体	決定利用者予備欄	障害厚生年金その他	世帯員氏名漢字
障害種別知的	決定利用者特記事項通知書	障害共済年金	世帯員氏名カナ
障害種別精神	生保防止有無	特別障害給付金	世帯員生年月日
障害種別児童	法21条給付適用有無	労災による年金	世帯員続柄名
障害種別難病	法21条給付適用率	遺族基礎年金	世帯員均等割額
障害疾病コード	法21条給付有効期間開始日	遺族厚生年金	世帯員所得割額
申請備考	法21条給付有効期間終了日	遺族共済年金	世帯員合計所得金額
障害児支援決定情報	独自助成対象者区分	老齢年金	障害児支援発達支援医療情報
決定区分	モニタリング期間	特別障害者手当	公費受給者番号
決定日	セルフプラン有無	障害児福祉手当	被保険者証の記号及び番号
決定備考	ケアプラン有無	経過福祉手当	保険者番号
決定法区分	利用者負担額情報	特別児童扶養手当	食費負担限度額
受給者証番号	適用期間開始調整	工賃就労収入	施設平均単位数
	適用期間終了調整	その他稼得収入	月額平均医療費額
	上限管理区分	不動産収入	発達支援医療食費負担額
	食事提供対象者有無	公共団体手当	発達支援医療月額負担上限額

○ 障害児支援実績記録基本ファイル

時点	合計2通院介護併う同行援護 併う内訳重訪	提供実績の合計訪問型1時 間以上回	入院時特別支援加算30日 目	重度訪問介護様式3.2集計 欄第2時間帯早朝
個人リンク番号	合計2通院介護併う同行援護 併う合計算定時間数計	提供実績の合計短期滞在加 算回	入院時特別支援加算当月算 定日数日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第2時間帯日中
交換情報識別番号	合計3家事援助内訳100	提供実績の合計食事提供加 算回	退所時特別支援加算入所中 算定日数日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第2時間帯夜間
レコード種別コード	合計3家事援助内訳90	提供実績の合計入院・外泊 時加算回	退所時特別支援加算退所日 日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第2時間帯深夜
サービス提供年月	合計4通院介護併う行動援 護併う内訳100	提供実績の合計入院時支援 特別加算回サービス提供回 数	退所時特別支援加算退所後 算定日数日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第3時間帯早朝
市町村番号	合計4通院介護併う行動援 護併う内訳90	提供実績の合計入院時支援 特別加算回算定回数	初期加算利用開始日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第3時間帯日中
事業所番号	合計5通院等乗降介助行動 援護併う内訳100	提供実績の合計自立生活支 援加算回	初期加算当月算定日数日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第3時間帯夜間
受給者証番号	合計5通院等乗降介助行動 援護併う内訳90	提供実績の合計自活訓練加 算回	地域移行加算入所中算定日 数日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第3時間帯深夜
様式種別番号	合計5通院等乗降介助行動 援護併う内訳90	提供実績の合計訪問支援特 別加算回算定回数	地域移行加算退所後算定日 日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯早朝
事業所番号	合計5通院等乗降介助行動 援護併う合計算定回数計	提供実績の合計訪問支援特 別加算回算定回数	地域移行加算退所後算定日 日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯日中
適用の有無			地域移行加算退所後算定日 日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯夜間
補足給付関係情報補足給付 額円・日	提供実績の合計算定移動介 護分	提供実績の合計施設外支援 当月日	重度包括実績単位数単位 数	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯夜間
補足給付関係情報食費の単 価朝食円・日	提供実績の合計実績送迎加 算回	提供実績の合計施設外支援 累計日・180日	重度包括実績割合	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯夜間
補足給付関係情報食費の単 価昼食円・日	提供実績の合計実績家庭連 携加算回サービス提供回数	提供実績の合計帰宅時支援 加算回サービス提供回数	重度包括支給決定量単位	
補足給付関係情報光熱水費 の単価一日円・日	提供実績の合計実績家庭連 携加算回算定回数	提供実績の合計帰宅時支援 加算回算定回数	重度包括報酬請求額円	重度訪問介護様式3.2集計 欄第4時間帯深夜
補足給付関係情報光熱水費 の単価一月円・月	提供実績の合計合計算定日 数日	提供実績の合計朝食回	重度包括利用者負担上限 額円	重度訪問介護様式3.2集計 欄第5時間帯早朝
合計1身体介護 行動援護 重 度訪問内訳100	提供実績の合計合計算定日 数日	提供実績の合計昼食回	重度包括共同生活介護合計 日数	重度訪問介護様式3.2集計 欄第5時間帯日中
合計1身体介護 行動援護 重 度訪問内訳70	提供実績の合計合計算定日 数日	提供実績の合計夕食回	重度包括短期入所合計日数	重度訪問介護様式3.2集計 欄第5時間帯夜間
合計1身体介護 行動援護 重 度訪問内訳重訪	提供実績の合計合計算定日 数日	提供実績の合計光熱水費回	重度包括その他サービス合 計時間数	重度訪問介護様式3.2集計 欄第5時間帯深夜
合計1身体介護 行動援護 重 度訪問合計算定時間数計	提供実績の合計合計算定日 数日	提供実績の合計光熱水費回	重度包括当該月の日数	重度訪問介護様式3.2集計 欄第6時間帯早朝
合計2通院介護併う同行援護 併う内訳100	提供実績の合計日中支援加 算回サービス提供回数	提供実績の合計各小計食事 円	重度包括サービス担当者会 議開催日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第6時間帯早朝
合計2通院介護併う同行援護 併う内訳70	提供実績の合計日中支援加 算回算定回数	提供実績の合計各小計光熱 水費円	重度訪問介護様式3.2集計 欄第1時間帯早朝	重度訪問介護様式3.2集計 欄第6時間帯日中
合計2通院介護併う同行援護 併う内訳100	提供実績の合計通所型回 間未満回	提供実績の合計実費合計額 円	重度訪問介護様式3.2集計 欄第1時間帯夜間	重度訪問介護様式3.2集計 欄第6時間帯夜間
合計2通院介護併う同行援護 併う内訳70		提供実績の合計訪問型1時 間未満回	入院時特別支援加算利用開 始日	重度訪問介護様式3.2集計 欄第6時間帯深夜

○ 障害児支援実績記録明細ファイル

時点 個人リンク番号 交換情報識別番号 入力識別番号 レコード種別コード サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号 様式種別番号 提供通番 日付 サービス提供回数 サービス内容 ヘルパー資格 運転フラグ 開始時間 終了時間	算定時間数 乗降回数 移動 派遣人数 前月からの継続サービス 送迎加算往 送迎加算復 家庭連携加算サービス提供時間数 家庭連携加算算定時間数 自活訓練加算 短期滞在加算 訪問支援特別加算サービス提供時間数 訪問支援特別加算算定時間数 施設外支援 退所時特別支援加算 地域移行加算 食事提供加算 入院_外泊時加算 提供形態	備考 サービス提供の状況 夜間支援体制加算 入院時支援特別加算サービス提供回数 入院時支援特別加算算定回数 帰宅時支援加算サービス提供回数 帰宅時支援加算算定回数 自立生活支援加算 日中支援加算サービス提供回数 日中支援加算算定回数 算定日数 自立訓練訪問型時間数 実費算定朝食 実費算定昼食 実費算定夕食 実費算定光熱水費 重度包括適用単価 重度包括基本単位数 重度包括加算	重度包括加算後単位数 重度包括単位数 重度包括1日計 重度訪問様式3_21時間13時間 重度訪問様式3_22時間14時間 重度訪問様式3_23時間15時間 重度訪問様式3_24時間16時間 重度訪問様式3_25時間17時間 重度訪問様式3_26時間18時間 重度訪問様式3_27時間19時間 重度訪問様式3_28時間20時間 重度訪問様式3_29時間21時間 重度訪問様式3_210時間22時間 重度訪問様式3_211時間23時間 重度訪問様式3_212時間24時間 受付年月 点検結果
---	--	--	---

○ 地域支援事業申請決定ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請通番 地域支援事業申請情報 申請区分 申請日 障害疾病コード	地域支援事業決定情報 決定区分 決定日 決定備考 決定区分 受給者証番号 税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他	障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額
---	---	---	---

○ 地域支援事業請求基本ファイル

時点 個人リンク番号 交換情報識別番号 入力識別番号 レコード種別コード 給付実績情報作成区分コード 給付実績区分コード 整理番号 サービス提供年月 市町村番号 事業所番号 受給者証番号	助成自治体番号 支給決定者氏名カナ 支給決定児童氏名カナ 地域区分コード 就労継続支援A型事業者負担減免措置実施 利用者負担上限月額1 就労継続支援A型減免対象者 障害支援区分コード 上限額管理事業所指定事業所番号 上限額管理事業管理結果 上限額管理事業管理結果額 日中支援加算欄指定事業所番号 日中支援加算欄当該事業所への通所日数	請求額集計欄合計給付単位数 請求額集計欄合計総費用額 請求額集計欄合計上限月額調整12の内少ない数 請求額集計欄合計A型減免事業減免額 請求額集計欄合計A型減免減免後利用者負担額 請求額集計欄合計調整後利用者負担額 請求額集計欄合計上限額管理後利用者負担額 請求額集計欄合計決定利用者負担額 請求額集計欄合計請求額給付費	請求額集計欄合計請求額高額障害福祉サービス費 請求額集計欄合計請求額特別対策費 請求額集計欄合計自治体助成分請求額 特定障害者特別給付費合計算定日額 特定障害者特別給付費合計日数 特定障害者特別給付費合計給付費請求額 特定障害者特別給付費合計実費算定額 受付年月 点検結果
--	--	--	--

○ 地域支援事業請求明細ファイル

時点 個人リンク番号	交換情報識別番号 入力識別番号 レコード種別コード 整理番号 サービス提供年月	市町村番号 事業所番号 受給者証番号 サービスコード 単位数	回数 サービス単位数 摘要 受付年月 点検結果
---------------	---	--	-------------------------------------

○ 補装具ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 支給区分 申請法区分 申請日 決定区分 決定日 障害疾病コード 支払区分コード 支給番号 補装具コード 特例フラグ	修理部位 件数 耐用年数 委託業者コード 処方 判定依頼日 判定日 見積額 基準額 利用者負担額 公費負担額 助成額 所得区分 月額負担上限額 備考	税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額 請求情報 請求年月 適合判定日 受領日 支払日
---	--	---	--

○ 日常生活ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請法区分 申請日 決定区分 決定日 障害疾病コード 給付番号 給付番号枝番 日常生活用具コード	ストマ用装具 開始月 終了月 件数 委託業者コード 住宅改修工事内容 住宅改修動作補助用具 見積額 基準額 利用者負担額 公費負担額 所得区分 月額負担上限額 備考	税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額 請求情報 請求年月 適合判定日 受領日 支払日
--	---	---	--

○ 更生医療ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請日 決定区分 決定日 交付区分 部位コード 判定依頼日 判定日 被保険者証の記号及び番号 保険者番号	指定医療機関コード 指定薬局コード 訪問看護コード 特定疾病療養受療証有無 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 疾病名 具体的内容コード 具体的内容 重度かつ継続有無 所得区分 月額負担上限額 備考	税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額
---	--	---	---

○ 更生医療診療内容ファイル

時点 個人リンク番号	識別番号 受給者番号 公費負担者番号 医療保険区分 診療年月 支払年月 保険者番号	点数表 機関コード 部位コード 本家入外 日数 公費対象点数 公費負担金額 公費負担点数	薬剤一部負担金 公費患者負担額 食事日数 食事基準額 食事標準負担額 給付割合 過誤
---------------	---	---	--

○ 育成医療ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請日 決定区分 決定日 交付区分 部位コード 被保険者証の記号及び番号 保険者番号 指定医療機関コード 指定薬局コード 訪問看護コード	特定疾病療養受療証有無 受給者番号 有効期間開始日 有効期間終了日 疾病名 具体的内容コード 具体的内容 重度かつ継続有無 所得区分 月額負担上限額 備考	税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額
--	---	---	---

○ 育成医療診療内容ファイル

時点 個人リンク番号	識別番号 受給者番号 公費負担者番号 医療保険区分 診療年月 支払年月 保険者番号	点数表 機関コード 部位コード 本家入外 日数 公費対象点数 公費負担金額	公費負担点数 薬剤一部負担金 公費患者負担額 食事日数 食事基準額 食事標準負担額 給付割合 過誤
---------------	---	---	--

○ 精神通院ファイル

時点 個人リンク番号 識別番号 申請日 進達日 交付区分 決定区分 交付決定日 受給者番号 受給者証受取日 有効期間開始日 有効期間終了日 治療方針変更	診断書添付 診断書提出 診断書有効期間開始日 診断書有効期間終了日 被保険者証の記号及び番号 保険者番号 保険区分 疾患コード 指定医療機関コード 機関備考 重度かつ継続有無 所得区分 月額負担上限額 申請決定備考	税情報 年金以外所得金額 障害基礎年金1級 障害基礎年金2級 障害厚生年金1級 障害厚生年金その他 障害共済年金 特別障害給付金 労災による年金 遺族基礎年金 遺族厚生年金 遺族共済年金 老齢年金 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当	世帯員税情報 世帯員識別番号 世帯員氏名漢字 世帯員氏名カナ 世帯員生年月日 世帯員続柄名 世帯員均等割額 世帯員所得割額 世帯員合計所得金額
--	--	---	---

○ 身体障害者手帳原因コードファイル

コード 内容			
-----------	--	--	--

○ 身体障害者手帳障害コードファイル

コード 内容 部位コード 種別コード			
-----------------------------	--	--	--

○ 地域支援事業事業者コードファイル

事業者コード 事業者名称漢字 事業者名称カナ 事業者住所コード	事業者住所 事業者地番 事業者方書 事業者郵便番号	事業者電話番号 事業者ファックス番号 事業者代表者名 事業者指定区分	級地区分適用年月 級地区分コード 事業所番号 備考
--	------------------------------------	---	------------------------------------

○ 障害福祉サービス事業者コードファイル

事業者コード 事業者名称漢字 事業者名称カナ 事業者住所コード 事業者住所 事業者地番 事業者方書 事業者郵便番号 事業者電話番号 事業者代表者名 事業者指定区分 級地区分適用年月	級地区分コード 事業所番号 備考 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度包括支援 同行援護 療養介護 生活介護 児童デイサービス 短期入所	共同生活介護 施設入所支援 自立訓練機能訓練 自立訓練生活訓練 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労移行養成施設 就労継続支援A型 就労継続支援B型 共同生活援助 旧身体更生施設入所 旧身体更生施設通所	旧身体療護施設入所 旧身体療護施設通所 旧身体授産施設入所 旧身体授産施設通所 旧知的更生施設入所 旧知的更生施設通所 旧知的授産施設入所 旧知的授産施設通所 旧知的通勤寮 旧知的福祉施設協会が設置する 福祉施設 サービス利用計画
---	--	---	--

○ 障害児支援事業者コードファイル

事業者コード 事業者名称漢字 事業者名称カナ 事業者住所コード 事業者住所 事業者地番	事業者方書 事業者郵便番号 事業者電話番号 事業者代表者名 事業者指定区分 級地区分適用年月	級地区分コード 事業所番号 備考 児童発達支援 児童発達支援加算区分 医療型児童発達支援	放課後等デイサービス 放課後等デイサービス加算区分 保育所等訪問支援 サービス利用計画
--	---	---	--

○ 共通医療機関コードファイル

医療機関コード 医療機関区分 医療機関名称漢字 医療機関名称カナ	医療機関代表者名 医療機関住所コード 医療機関住所 医療機関地番	医療機関方書 医療機関郵便番号 医療機関電話番号 医療機関ファックス番号	医療機関番号 福祉サービス 更生医療 育成医療 精神通院
---	---	---	--

○ 共通業者コードファイル

業者コード 業者名称漢字 業者名称カナ	業者代表者名 業者住所コード 業者住所	業者地番 業者方書 業者郵便番号	業者電話番号 業者ファックス番号 補装具 日具
---------------------------	---------------------------	------------------------	----------------------------------

○ 補装具コードファイル

補装具コード 補装具名称 基本単価	耐用年数 件数 適用開始年月	適用終了年月 備考	
-------------------------	----------------------	--------------	--

○ 日常生活用具コードファイル

日常生活用具コード 日常生活用具名称 基本単価	耐用年数 件数 適用開始年月	適用終了年月 備考	
-------------------------------	----------------------	--------------	--

■ 子ども子育て支援

○ 支給認定ファイル

時点	異動年月日	認定内容	その他情報
個人リンク番号	申請情報	支給認定区分	生活保護該当フラグ
対象年度	翌年申請有無フラグ	保育必要量区分	ひとり親世帯該当フラグ
子ども子育て支援台帳番号	保育希望有無フラグ	支給認定者番号	特別児童扶養手当該当フラグ
支給認定履歴番号	保育必要理由内容	支給認定年月日	在宅障害世帯該当フラグ
児童識別番号	保育必要理由コード	支給認定期間開始年月日	申請児障害有無フラグ
保護者識別番号	保護者関係コード	支給認定期間終了年月日	支給認定取消内容
異動事由コード	希望日時	支給認定却下年月日	支給認定取消年月日
異動届出年月日	希望曜日	支給認定却下理由	支給認定取消理由コード
	開始時間	優先利用事由コード	支給認定変更内容
	終了時間		支給認定変更届出年月日
			支給認定変更年月日
			支給認定変更理由コード

○ 待機児童管理ファイル

時点	希望利用期間終了年月日	番号	入所申込取下情報
個人リンク番号	保育希望理由	入所内定年月日	取下年月日
対象年度	保育希望理由コード	入所希望事業所情報	取下理由
子ども子育て支援台帳番号	保育希望の点数	入所希望施設事業所番号	待機状況コード
入所申込受付番号	優先利用事由	入所希望施設事業所明細区分	有効フラグ
入所申込年月日	優先利用事由コード	入所希望子ども子育て事業所番号	
申込有効期限年月日	優先利用の点数	入所希望理由コード	
希望利用期間開始年月日	入所予定事業所情報	希望順位	
	入所内定事業所番号	合計点数	
	入所内定施設事業所番号		
	入所内定施設事業所明細区分		
	入所内定子ども子育て事業所		

Ⅲ 個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 個人情報ファイル名	
J-Storage(分析用抽象化情報)	
2. 個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・情報システム課の作成したバッチ処理により、人手を介することなく自動的にJ-Storageに格納する仕組みとする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	同上
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・情報システム課の作成したバッチ処理により、ルールに則った分析用抽象化加工を施し、人手を介することなく自動的にJ-Storageに格納される仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・情報システム課の作成したバッチ処理が、決められたタイミング、周期で実行されるよう、スケジュール管理システムで管理する。
個人番号の真正性確認の措置の内容	該当しない
個人情報の正確性確保の措置の内容	該当しない
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・事務室内への部外者の入室を制限する。 ・第三者から覗き見できないよう、PC画面の向きを調整する。 ・離席時にPCにアクセスできないよう、スクリーンセ이버で保護する。 ・ネットワーク上のデータについては情報システム課の管理するサーバールーム内から外には流れないように保護する。 ・庁内ネットワーク上を流れるデータは暗号化し、仮想デスクトップの画面情報のみとする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
J-Storageにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバールーム内のサーバ上に設置した仮想デスクトップにデータ分析ツールを導入し、情報システム課の担当者しか接続できない仕組みとする。 ・データ分析ツールを導入した仮想デスクトップからしかJ-Storageのデータベースサーバに接続できない仕組みとする。 ・データ分析課の依頼に基づくデータにのみアクセスする運用とする。 ・J-Storageのデータベースには特定のIPアドレスからしか接続できない設定を施す。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・J-Storageには容易に個人の特定に繋がり、かつデータ分析に有用ではない情報や、税情報は格納しない(税情報は税専用で別途構築)。 ・J-Storageのデータベースサーバ及び仮想デスクトップを基幹システムのネットワークと論理的に分離し、J-Storage側から基幹システム上のデータを直接参照や抽出することができない仕組みとする。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析ツールを導入した仮想デスクトップへのアクセスには、個人配布したICカードを必須とし、ICカードの番号と紐付いたアクセスログを定期的にチェックする。 ・J-Storageのデータベース(MySQL)のアクセスログを定期的にチェックする。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本システムを使用する必要がある職員、委託先を特定し、IDをICカードに格納することで物理認証を行う。 ・データ分析ツールを実行する端末は、ローカルネットワーク内の仮想デスクトップ1台に限定する。 ・仮想デスクトップへのアクセスは、リモートデスクトップ接続のみを許可し、接続元の端末へのファイルのダウンロードは禁止する。さらに接続元の端末は情報システム課事務室内に限定し、情報システム課の事務分担表および委託事業者からの申請書に基いて権限を付与する。 ・接続元の端末へのログインは、ICカードとパスワードの2要素認証を必須とする。 ・ICカードの情報をスキミングされないよう、接触型のカードを利用している。 ・パスワードについて、有効期限の設定、再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。
アクセス権限の発効・失効の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<p>(1) 認証用ICカードの発行・返納</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム課長の承認によりICカードを発行している。 ・ICカードは手渡しにて発行し、受領書を提出している。 ・退職した職員のICカードは自動的に失効するとともに、返納依頼書を添えて情報システム課に返納している。 <p>(2) 権限登録の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム課の事務分担表および委託事業者の申請書に基いて、情報システム課長がアクセス権限を承認する。 <p>(3) 権限執行の失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職の情報をセキュリティ管理者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に対しユーザIDを発行する。 ・OSのパスワードは6か月ごとに変更しないとログインできないようにする。 ・ユーザIDやアクセス権を6か月ごとに確認し、事務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除するとともに、情報システム課長は事務分担表と突合して確認する。

個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>(1) ログ管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作ログは将来の調査及びアクセス制御の監視を補うために6か月間保存する。 ・ログの原本に変更を加えないよう、ログ解析を行う際には複製を作成して作業を実施する。 ・ログの正確性を担保するため時刻同期を行う。 ・情報システム課長が毎月不正アクセスがないことを確認する。 <p>(2) ログの記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ分析ツールへのアクセス記録では、いつ、誰が(どのICカードで)、どの端末から、アクセスしたのかを記録する。 ・データ分析結果を仮想デスクトップから住民情報系の他の端末に移動するときは、ファイル自動暗号化機能を備えたファイル転送を用いる。他のネットワーク環境へ移すときは、情報システム課長の許可により、日時、ファイル名に加えて、ファイルのコピーを記録して移動することができる。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を格納したサーバは、高度セキュリティ区画に指定したサーバ室に設置している。 ・サーバは施錠されたサーバラックに搭載している。 ・サーバ室への入退室は生体認証装置で認証を行っている。 ・生体認証登録者は毎月名簿を確認するとともに、ログを確認し、情報システム課長が承認している。 ・個人情報を取り扱う機器はウイルス対策ソフトを導入するとともに、インターネット接続ができない状況であるため、マルウェアの感染等によるリモートアクセスも防止できている。 ・ネットワークに不正接続を検知・防止する機能を設置している。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事務外での使用の禁止等を年1度の個人情報保護研修で指導する。 ・市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞報道等を、年1度の個人情報保護研修で配布する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・J-Storageには、データ分析ツールを使用する仮想デスクトップを通じてのみアクセスを許可するほか、外部媒体へのデータの書き出しをシステムで制限している。 ・J-Storageに取り込む前の、取込用ファイル(中間ファイル)は、本番に取込後、直ちにバッチ処理にて自動削除する。 ・委託先には契約で複製を禁じる。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

4. 個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先を選定する際、委託先の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認する。チェック項目概要は以下の通り。 ・個人情報保護に関する体制の整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置(誓約書の提出等) ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置(持込機器の管理等)	
個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託契約書に以下の規定を設ける。 ・アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に限定すること。 ・従業員に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること。	
個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先の事業者も、情報システム課の事務室内でなければデータ分析ツールにアクセスできない。外部への持ち出しはシステムで制御するとともに、契約書において禁止とする。	
個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の事業者も、情報システム課の事務室内でなければデータ分析ツールにアクセスできない。外部への持ち出しはシステムで制御するとともに、契約書において禁止とする。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先の事業者も、情報システム課の事務室内でなければデータ分析ツールにアクセスできない。外部への持ち出しはシステムで制御するとともに、契約書において禁止とする。	
個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	データを消去するのは次の場合 ・J-Storageに取り込む前の、取込用ファイル(中間ファイル)は、本番に取込後、直ちにバッチ処理にて自動削除する。 ・本番用ファイルについては、サーバ入替時のディスク消去(業務委託にて実施し証明書を受領)。 ・分析過程の中間生成物については、当該分析終了後、情報システム課員の手作業にて削除し、記録を残す。 ※J-Storage内のデータには原則保存期限を設けない。	
委託契約書中の個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・目的外の使用の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管に責任を負う ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる ・委託契約終了後の個人情報ファイルの取扱い ・再委託の禁止	
再委託先による個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析ツールを使用する仮想デスクトップからの外部記憶媒体へのファイルの書き出しはシステムの的に不可としている。 ・データ分析結果を仮想デスクトップから住民情報系の他の端末に移動するときは、ファイル自動暗号化機能を備えたファイル転送を用いる。他のネットワーク環境へ移すときは、情報システム課長の許可により、日時、ファイル名に加えて、ファイルのコピーを記録して移動することができる。 ・分析用抽象化加工を行う前の個人情報を格納する場所と、J-Storageに登録するための取込用中間ファイルを格納する場所については、ファイル共有機能を許可するが、ID・パスワードによる接続認証を必須とする。 ・提供及び移転の記録は6ヶ月分保存し、毎月セキュリティ管理者が不正がないことを確認する。 	
個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・外見上、個人が特定できない状態の分析結果のみ提供・移転することを可能とし、移転に際しては情報システム課長が確認しなければならない。 ・提供・移転に誤りや不正が発生しないように、複数名の職員によるダブルチェックを実施しなければならない。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想デスクトップには自動暗号化フォルダを導入しており、万が一外部にファイルが漏れた場合にも、庁外のパソコンでは読み取れない仕組みとなっている。 ・仮想デスクトップはローカルディスク・USBメモリ・CD等の外部記憶媒体への書き出しを禁止している他、許可されていない装置の接続ができない設定にしている。 ・仮想デスクトップ上のファイル操作履歴は全てサーバにてログ収集している。 	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の権限者以外は提供・移転できず、また提供・移転の記録が逐一保存される方式を採用し、それ以外の方法ではファイルの提供・移転ができないようにすることで、不適切な方法での提供・移転を防止している。 ・提供・移転では、複数名の職員によるダブルチェックを実施するとともに、万が一ファイル操作を誤った場合でも、庁外へファイルが送り出されることの無い、ネットワーク構成としている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提供・移転できるのは、外見上、個人が特定できなくなった分析結果のみであり、明らかな個人情報の状態で提供・移転することはない。誤って、個人情報を提供・移転しないよう、複数名の職員によるダブルチェックを実施するとともに、万が一ファイル操作を誤った場合でも、庁外へファイルが送り出されることの無い、ネットワーク構成としている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 個人情報の保管・消去

リスク1: 個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 1. 端末 ・仮想デスクトップから、端末のローカルディスクへのデータダウンロードや、外部記憶媒体への書出しは禁止し、やむを得ず媒体に書き出す場合は、情報システム課長の許可のもと実施し、管理簿に記録を残す。 ・端末のローカルCD-ROM等の外部記録媒体は仮想デスクトップから認識されない設定にすると共に、USBメモリについては持ち込みを禁止しかつ端末においても認識できない設定とする。 2. ネットワーク ・基幹スイッチ等の重要機器は生体認証により施錠されたサーバ室に設置している。 ・サーバ室の生体認証に登録されていない保守業者等の第三者が入室する際は、入退出管理台帳に会社名と氏名等を明記し、職員の立会を実施している。 ・フロアのネットワーク機器は、施錠可能なラック内に設置している。 ・基幹となるネットワーク機器は可用性の観点から冗長構成としている。 ・ネットワーク回線は全て本市専用の回線を利用しており、外部から侵入されることを防止している。 ・通信ケーブルの損傷防止のため、サーバ室および執務室では、床下フリーアクセスを使用している。 3. プログラム(データ分析ツール) 4. データベース(J-Storage) 5. サーバ関連 ・機器(コンピュータ、コピー機等)や媒体をリース業者やレンタル業者等へ返却するとき、専用のソフトウェアを利用してデータを完全消去してから引き渡すか、リース業者に消去証明書の提出を義務づける。 ・サーバ室の機器・装置(サーバ、ネットワーク機器等)は、電算機棟が備えた無停電電源装置(UPS)を使用する。 ・J-Storageのサーバおよび仮想デスクトップのサーバは、サーバ室内のサーバラックに設置し、施錠管理を行い、物理的に保護している。 ・具体的な期間を定め定期的にバックアップを行う。 ・バックアップは、世代管理を行う。 ・新たに設置する機器が既存のシステムに与える影響についてあらかじめ、確認を行っている。 ・サーバ等の機器は、障害に備えた監視を行うとともに、24時間365日の保守体制を整えている。

具体的な対策の内容

6. サーバ室

- ・サーバ室の非常口は内部から施錠している。
- ・職員には名札を常時着用させている。
- ・職員以外の者(来訪者)がサーバ室に入る場合は、必要な記録を都度取得した上で、職員でないことが一目で分かる首掛け式の臨時入室許可証を貸与・着用させている。
- ・サーバ室では監視カメラを作動させている。
- ・情報システム課職員と事前の約束のない来訪者は受け入れない。
- ・来訪者を受け入れる場合は、必ず職員が帯同する。
- ・来訪者を受け入れる場合は、あらかじめ定めた区域内のみを案内する。
- ・特別な理由があり、職員以外の者(来訪者)が単独でサーバ室に入る場合は、守秘義務について誓約書を取得した上で、入室許可証を発行している。
- ・サーバ室には、環境及びシステム異常を監視・警報する警報装置を設置している。
- ・サーバ室は、夜間等の無人となる際には機械警備システムを作動させている。
- ・サーバ室は2階に設置しており、地階又は1階に設けていない。
- ・サーバ室は外部から侵入できないように無窓の外壁となっている。
- ・サーバ室は外部に通ずるドアを最小限となるよう1箇所としている。
- ・サーバ室は外壁などの床下開口部を全てふさいでいる。
- ・サーバ室の消化剤や消火設備はガス系の設備としており、機器や記録媒体に影響を与えないようにしている。
- ・サーバ室への入退記録は都度取得し、記録・チェックを実施している。
- ・職員以外の者(来訪者)の執務室への入退記録は都度取得し、記録・チェックを実施している。
- ・職員の最終退出時には、サーバ室の機械警備を開始するとともに、防火確認等の点検を実施している。
- ・職員が執務室から最終退出する時には、施錠、防火確認等の点検の記録を保管し、定期的にチェックしている。
- ・機器(コンピュータ、コピー機等)や媒体をリース業者やレンタル業者等へ返却するとき、専用のソフトウェアを利用してデータを完全消去してから引き渡すか、リース業者に消去証明書の提出を義務づける。
- ・J-Storageのサーバおよび仮想デスクトップのサーバは、サーバ室内のサーバラックに設置し、施錠管理を行い、物理的に保護している。
- ・サーバ室の機器・装置(サーバ、ネットワーク機器等)は、電算機棟が備えた無停電電源装置(UPS)を使用する。
- ・通信ケーブルの損傷防止のため、サーバ室および執務室では、床下フリーアクセスを使用している。
- ・サーバ室の機器・装置(サーバ、ネットワーク機器等)について、転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置を講じている。

7. 執務室

- ・職員には名札を常時着用させている。
- ・職員以外の者の入退室証は、必要な者にのみ付与しており、人事異動や退職者等に合わせ、遅滞なく設定を見直している。
- ・職員以外の者(来訪者)が執務室に入る場合は、必要な記録を都度取得した上で、職員でないことが一目で分かる腕章を貸与・着用させている。
- ・休日・夜間の入館は職員証の提示が義務付けられている。
- ・本庁の通用門は時間外は閉鎖されており、時間外入り口は管理者(守衛)の承認を得て入室する。
- ・情報システム課が管理する鍵はID・パスワードで認証するキーボックスに保管するとともに、使用履歴を取得・チェックしている。
- ・職員と事前の約束のない来訪者は受け入れない。
- ・職員以外の者(来訪者)を執務室内に受け入れる場合は、必ず職員が帯同している。
- ・職員以外の者(来訪者)を執務室内に受け入れる場合は、あらかじめ定められた区域内のみに限定している。

- ・情報システム課執務室は本庁3階に設置しており、地階又は1階に設けていない。
- ・外部に通ずるドアは最小限としている。
- ・職員以外の者(来訪者)の執務室への入退記録は都度取得し、記録・チェックを実施している。
- ・職員以外の者(来訪者)の執務室への入退について、最初入室及び最終退出の記録を取得しチェックしている。
- ・職員以外の者(来訪者)の執務室への入退記録について定期的にチェックしている。
- ・職員の執務室からの最終退出時には、施錠、防火確認等の点検を実施している。
- ・離席時には書類、媒体、携帯可能なコンピューター等を机上に放置せず、引き出しやキャビネット等に施錠保管する。
- ・個人情報に記載された書類の裏面を使用していない。
- ・J-Storageおよびデータ分析ツールの操作マニュアルは、保管する場所を定め、使用後は必ずそこに返却する。
- ・機器、装置等に転倒及び落下防止等の耐震対策、防火措置、防水措置を講じている。

8. 媒体等

- ・離席時には書類、媒体、携帯可能なコンピューター等を机上に放置せず、引き出しやキャビネット等に施錠保管する。
- ・情報資産管理表を作成し、施錠保管している媒体については、管理責任者及び管理ルールを定め、適正に管理している。
- ・個人情報を施錠保管しているキャビネット等は、中が見えないようになっており、また内容物を表示するラベル等を貼付していない。表示する場合は、職員にしかわからない記号にする等の措置を講じている。
- ・外部記録媒体の廃棄は、原則、物理破壊とし、物理破壊しない場合は専用のソフトウェアを利用して記録媒体に格納された情報を完全に消去する。
- ・J-Storageの個人情報は媒体に格納しない。
- ・分析結果を媒体を用いて分析依頼課や委託先に渡す場合、外見上、個人が特定できない状態を情報システム課長が確認し、媒体への書き出しを許可する必要がある。
- ・機器(コンピューター、コピー機等)や媒体をリース業者やレンタル業者等へ返却するとき、専用のソフトウェアを利用してデータを完全消去してから引き渡すか、リース業者に消去証明書の提出を義務づける。
- ・個人情報に記載された書類の裏面を使用していない。
- ・離席時には書類、媒体、携帯可能なコンピューター等を机上に放置せず、引き出しやキャビネット等に施錠保管する。
- ・端末のローカルCD-ROM等の外部記録媒体は仮想デスクトップから認識されない設定にすると共に、USBメモリについては持ち込みを禁止しかつ端末においても認識できない設定とする。
- ・具体的な期間を定め定期的にバックアップを行う。
- ・バックアップは、世代管理を行う。
- ・バックアップした媒体は、サーバ室にて施錠保管している。
- ・バックアップした媒体の一部は、遠隔地にて保管している。
- ・記録媒体を内蔵する機器・装置についてセンドバック保守サービスを受ける場合、内容を消去した状態で行わせている。なお、内容の消去ができない場合、保守サービス事業者との間で守秘義務契約の締結や秘密保持体制の確認を行っている。

9. その他

- ・J-Storageおよびデータ分析ツールの操作マニュアルは、保管する場所を定め、使用後は必ずそこに返却する。
- ・バックアップから迅速にデータやシステムが復元できることのテストを実施する。
- ・機器の搬出入について、職員を立ち合わせている。

⑥技術的対策	<p>[特に力を入れて行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p>1. 端末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム課が定めた端末以外がネットワークに接続された場合、検知する仕組みを備えている。 ・データ分析ツールを使用する仮想デスクトップに接続するためには、情報システム課事務室内に設置の端末から、ICカードとパスワードの認証が必要となる仕組みを有している。 ・情報システム課専用の特別なIPアドレスでなければ仮想デスクトップに接続できない。 ・ICカードにより権限を与えられた職員または委託事業者しか接続できない仕組みである。 ・OSにパスワード変更の期限を設定し、6ヶ月に1度変更するとともに、3回ログインに失敗するとロックする設定とする(5分後にロック解除) ・離席時にICカードを抜くとOSはパスワード付きのロック画面に遷移し、同じカードでなければロック解除できない。 ・仮想デスクトップは住民情報系ネットワークに配置し、外部のネットワークとは接続しない。 ・ウイルス対策ソフトの配信サーバにより、端末および仮想デスクトップに日々パターン更新を実施している。 ・端末および仮想デスクトップのOSの脆弱性対策パッチは緊急時(致命的な脆弱性が発覚したとき等)に実施する。 ・管理者権限でしか端末にソフトをインストールできない仕組みとしている。 ・資産管理システムにより、インストールソフトを一元管理するとともに、ファイル操作ログを取得している。 ・情報システム課が定めた特定の仮想デスクトップにのみデータ分析ツールを導入し、その仮想デスクトップからのみJ-Storageにアクセス可能とする。 ・データはICカードの機能により、右クリックから手動で暗号化するか、自動暗号化フォルダに格納することで暗号化することで、万が一誤って外部に渡った場合にも復号化できないよう運用で回避する。 ・データは仮想デスクトップ上で取り扱い、端末のローカルディスクへはダウンロード不可とすることで、端末の盗難による漏洩リスクを低減する。 ・離席時は、接触型のICカードを抜去することで端末がロックし、同じICカードでなければロック解除できない仕組みとしている。 ・端末のスクリーンセーバー起動までの時間は5分間としている。 <p>2. ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム課が定めた端末以外がネットワークに接続された場合、検知する仕組みを備えている。 ・端末と仮想デスクトップ間の通信は暗号化されているとともに、画面表示情報の差分しか流れていない。 ・仮想デスクトップとJ-Storageサーバ間の通信はローカルネットワークとし、かつサーバールーム内に閉じているため、他からアクセスすることはできない。 ・通信プロトコルはシステム稼働に必要なポートのみに限定している。 ・キー情報は情報システム課にて機密情報として管理している。 ・住民情報系ファイアウォールにて、不正な通信を遮断するとともに、定期的にトラフィック監視を実施している。 ・各種ネットワーク機器に監視用のポートを設け、障害時にメール通知する仕組みを設けている。 <p>3. プログラム(データ分析ツール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ分析ツールはパッケージ製品を用い、個別のカスタマイズは行わないため、仕様の誤りのリスクは生じない。 ・データ分析ツールを、外部ネットワークと接続の無い住民情報系ネットワーク上で、仮想デスクトップにより使用することにより、外部から脆弱性を突いた攻撃等のリスクを低減する。 ・データ分析ツールの脆弱性情報については、ベンダーから適時に入手し、パッチを適用する。 <p>4. データベース(J-Storage)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J-Storageのデータベースサーバは生体認証により施錠されたサーバ室に設置している。 ・サーバ室の生体認証に登録されていない保守業者等の第3者が入室する際は、入退出管理台帳に会社名と氏名等を明記し、職員の立会を実施している。 ・J-Storageのデータベースサーバを、外部ネットワークと接続の無い住民情報系ネットワーク上で、仮想デスクトップにより使用することにより、外部から脆弱性を突いた攻撃等のリスクを低減する。 ・データベースサーバを構成するソフトウェアの脆弱性情報を適時に入手し、パッチを適用する。

		<p>5. サーバ関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての機器はログの整合性を担保するために毎日、時刻同期実施する。 ・ウイルス対策ソフトの配信サーバにより、端末および仮想デスクトップに日々パターン更新を実施している。 ・サーバのOSの脆弱性対策パッチは緊急時(致命的な脆弱性が発覚したとき等)に実施する。 ・サーバには管理者が適正に管理しているパスワードでロックをかける。 ・J-Storageのデータベースサーバには、データ分析ツールが可動する仮想デスクトップからしかアクセスできないよう、IPアドレスで制御を行う。 ・サーバでは、システム稼働に必要なサービスを洗い出し、不要なサービスを停止する。 <p>6. サーバ室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室への入退室は、生体認証を導入している。 ・サーバ室への入退室権限は、必要な者にのみ付与しており、人事異動や退職者等に合わせ、遅滞なく設定を見直している。 <p>7. 執務室</p> <p>8. 媒体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯可能なコンピュータや外部記録媒体を社外へ持ち出すときや庁内に持ち込む(持出しの返却を含む。)ときは、必要に応じて暗号化等の秘匿化やウイルスチェック等を実施することとしている。 <p>9. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップを取得する際のログを記録・管理している。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
	具体的な保管方法	・データの性質上、死者も含めて、保存年限を設けることなく累積するが、個人番号は保管していない。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
	リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの性質上、古い状態のデータも残す必要がある。 ・一方で、最新の情報が適時に取り込まれるように、情報システム課の作成したバッチ処理が、決められたタイミング、周期で実行されるよう、スケジュール管理システムで管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<p><選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
	手順の内容	・データの性質上、保存年限を設けることなく累積する。
	その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[該当なし]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 4) 該当なし
個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	評価書の記載どおりの運用ができているか、年1回部署内でチェックを実施する。
②監査	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	以下の観点で内部監査を年一度実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定・体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善する。
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員および事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
3. その他のリスク対策	
<p>・J-Storageで取り扱う情報の出処のうち、住民記録システムはISMSの認証範囲に含まれており、平成18年から継続して情報セキュリティの確保について外部機関の認証を受けている。</p> <p>・J-Storage自体も開発が完了次第速やかにISMS対象システムに追加し、情報セキュリティの維持向上に努めるものとする。</p> <p>・ICT調達ガイドラインに基づくPDCAサイクルを毎年実施し、運用保守、障害対応、セキュリティに関して継続して改善を実施している。</p>	

V 有識者からのコメント

1. 水町雅子弁護士からのコメント

コメント

弁護士水町雅子の意見は次の通りです。

- 地方公共団体が市民サービスを改善したり、様々な政策立案をしていくうえで、その根拠・理由・必要性等を客観的に説明できることは大変重要である。また、より良いサービス、政策の企画・立案のためには、現状を的確にとらえる分析が必要不可欠である。この点、西宮市では、J-STORAGEと名付ける分析用基盤を構築し、EBPMを積極的に推進していこうとしており、非常に良い取り組みであると考えます。
- もっとも、分析に用いるデータには個人情報も多く含まれることから、個人情報保護、プライバシー権保護は当然の前提となる。この点、西宮市では、以下に記載した点などに代表される個人情報保護のために様々な努力を真摯にかつ丁寧に行っており、高く評価できる。
 - ・ 分析用に個人情報を抽象化して取り扱うこと
 - ・ 個人情報保護条例を改正し、個人情報を分析用に抽象化して政策立案等に活用することを議会で民主的に議論していること
 - ・ 個人情報保護条例でも分析用抽象化情報について個人情報に該当するとして罰則対象等としており、用途を踏まえた上で可能な限り強い規制下に置いていること
 - ・ 個人情報・プライバシー権に与える可能性のあるリスクを事前によく検討し、リスク対策を講じていること、そのために自発的にPIAを実施していること
 - ・ 抽象化データの作成・利用に当たっては事前にルールを定め不適切な加工・利用がなされないよう努めていること
 - ・ 抽象化データの作成・分析はIT知識を有する情報システム課の10名以下の職員のみが行えるようにすることで、適正な抽象化及び分析を担保すること、抽象化データにアクセスできる者を最小限に抑えていること
 - ・ 情報システム課以外の市役所職員は、抽象化データそのものにはアクセスできずに、抽象化データの分析結果しか行えないようにしていること
 - ・ 外部委託先も10名以下と最小限に限定していること
 - ・ 分析結果を外部公表する場合は、事前に様々な角度から検証し、必要に応じてさらなる加工などをするよう取り決めてしていること
 - ・ 中間生成物の廃棄等も厳格に手順化・取り決めてしていることなど
- 地方公共団体には、市民が健康で幸福な生活を送れるよう、様々な政策立案をしていく責務がある。地方公共団体として住民情報を預かっている以上、住民情報の保護は絶対に求められることであるが、その一方で今あるデータを保護を前提としながらしっかりと分析することで、現状の課題を改善し、より良い地域社会実現に向けて政策を検討していくべきである。西宮市の取り組みはこれを実現するものであり、大きな意義を有すると考える。
- データ活用と個人情報保護の両立は現代の重要なテーマであるものの、両立に困難を感じている自治体も多い中、西宮市の取り組みは他団体にとっても非常に参考となる事例である。平成18年より毎年ISMS認証を取得する等、セキュリティ意識の高い西宮市が本取組を行うに当たり、個人情報保護に関する充実した事前検討・PIA等が実施されていると評価できる。ただ、データ活用も個人情報保護も一度実装すればそれで足りるものではなく、継続的な取り組みである。今後とも、時代に即した政策立案のために必要なデータは何か、どのような分析が有用なのか、市民に不利益・悪影響はないか、個人情報保護は十分かなどについて、継続的に再点検・改善等を行ってほしいと考える。

Ⅶ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[<選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	ホームページ及び市政ニュース(市広報誌)において手続実施を広報し、情報システム課(本庁舎3階)、総合案内書横(本庁舎1階)、市内各支所・サービスセンター、アクタ西宮ステーションで設置、配布のうえ意見の聴取を行う。
②実施日・期間	令和2年1月6日(月)から令和2年2月7日(金)まで
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	①事業者への外部委託がデータ漏洩の要因となるのではないか。 ②個人情報の抽象化加工は絶対ではなく、個人が特定される可能性もあるため、その前提でセキュリティ対策を講じる必要があるのではないか。 ③ICカードやパスワードなどで何重もの対策をしたとしても、悪意のある第三者によるアクセスが可能ではないか。 ④実施に先立ち、本当に必要な情報を収集しようとしているのか再検討が必要ではないか。
⑤評価書への反映	以下の理由により評価書への反映は実施しない。 ①リスク分析に基づいた外部委託のセキュリティ対策を既に素案に盛り込んでいるため。 ②分析用抽象化情報を西宮市個人情報保護条例において個人情報として位置付け、他の住民情報と同等のセキュリティ対策を既に素案に盛り込んでいるため。 ③ICカードとパスワードによる二要素認証に加えて、適時のパスワード変更や厳格なICカード管理といった、国が求める機密性の高いシステムのアクセス権の制御対策を既に素案に盛り込んでいるため。 ④「J-Storage」は元の個人情報の保存年限にとらわれず、幅広い分野で経年の分析が可能となることを目的として整備するものであり、将来を見据えて多様なデータを蓄積する必要があるため。
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年2月予定
②方法	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項を準用し、西宮市個人情報保護審議会において第三者点検を実施する。
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



Model Policy

Privacy Impact Assessment



G20
Global
Smart Cities
Alliance

本モデルポリシーは G20 Global Smart Cities Alliance の基本原則である **Privacy & Policy** に属する一つのポリシーです。本ポリシーの実装に伴う補完的な情報については、GSCA のウェブサイト¹にも記載をしています。

Background / 背景

世界中の都市は驚異的なスピードで成長しており、経済的な機会や快適さを求める住民が集まっています。市政府は、市民中心のサービスを可能にするテクノロジーや「スマートシティ」ソリューションを導入し、より持続可能で、包括的で、開かれた都市へと発展させることで、その継続的な成長に対応しています。こ

¹ Visit <https://globalsmartcitiesalliance.org/>

これらの目標を達成するためには、あらゆる規模の都市とコミュニティが、これらのテクノロジーによって生成された個人とコミュニティに関するデータが適切に保護され、保護されていることを確認しなければなりません。

データの収集は、公共料金の支払いからウェブページの閲覧、市道を歩く姿や、公共交通機関の利用、自動車の運転といった様々な日常生活をサポートする都市運営の中で行われています。例えば、センサーやコネクテッドデバイスが常時接続され、データが流れることで、交通システムの管理や、公共インフラ全般におけるリアルタイムメンテナンス、全自動の公共サービス、透明性のあるガバナンスとオープンデータの実現、公共エリアでの救急サービスのサポートなど、スマートテクノロジーの利用は行政と市民の双方に便益をもたらします。たとえ、これが善意の取り組みであったとしても、個人のプライバシーを侵害するリスクを生み出し、監視への恐れを高めることによって都市生活の利点を否定し、個人が公共空間に関わることへの阻害にも繋がりがかねません。

新たに台頭したテクノロジーやビジネスシステム、法律や規制の変化と複雑化、さらには世間の注目を浴びるようになったことから、都市は、プライバシーとデータ保護を積極的かつ体系的に活動に組み込むための適切な措置を講じることが求められています。プライバシーは、伝統的に、さまざまな権利を包含するより広い概念として理解されている一方、データ保護とは、個人データの収集、使用、処理に関連し、個人を保護することを意味します。

都市は、事業を遂行するためにデータを利用・共有するという自らの必要性和、より広範な公共の福祉や個人のプライバシーの利益との間で、公共の信頼を構築し維持する方法でバランスを取らなければなりません。市民の信頼が得られなければ、スマートシティ技術の恩恵を享受し続けることはできません。都市は、個人、地域社会、技術提供者が責任を持ってデータを利用することで、個人や地域社会のプライバシーリスクを最小限に抑えながら、その恩恵を最大限に享受できるような政策と実践に投資しなければならないのです。

プライバシー影響評価（PIA）ポリシーを実施することで、都市はプライバシーリスクを特定、評価、対処するための一貫した方法を確立することができます。世界各国では、プライバシーやデータ保護に対する文化的・法的なアプローチに大きな違いがあるため、モデルとなる PIA ポリシーを作成するのは複雑な作業となります。本ポリシーでは、従うべきプロセスと考慮すべき問題点を規定することで、都市がより自信を持って、地域社会の期待に沿った形でプライバシーリスクを検討し、対処する可能性を高めることができると期待しています。

Contents / コンテンツ

Model Policy / モデルポリシー	3
Objectives / 目的	3
Foundations for Privacy Impact Assessments / PIA の基本要件	4
1. Organizational Values and Risk / 組織の価値観とリスク	4
2. Scope and Timing / 範囲とタイミング	5
3. Tools and Components / ツールと構成要素	7
4. Roles and Responsibilities / 役割と責任	8
5. Monitoring and Recordkeeping / 監査と記録	11
6. Transparency & Engagement / 透明性とエンゲージメント	12
Fundamentals of a Privacy Impact Assessment / PIA の構成要素	13
Additional Guidance & Resources / 追加情報	16
Acknowledgements / 謝辞	17

Model Policy / モデルポリシー

Objectives / 目的

市は、必要なサービスを提供するために情報を収集することと、特に革新的なスマートシティ技術を導入する場合には、市民のプライバシーを保護することとの間に公正なバランスを見出すように努めなければなりません。プライバシー影響評価（PIA）は、不可欠なプライバシー評価ツールです。PIA は、収集から廃棄に至るまでのデータのライフサイクル全体を通して、プライバシーリスクを特定し、管理するための一連のプロセスで構成されています。スマートシティにおける技術の取得や使用に先立って PIA を実施することは、透明性と説明責任を高め、市民の信頼を支え、潜在的なプライバシー侵害を回避し、コンプライアンスを改善して法的リスクを軽減します。PIA の実施によってデータや技術に関し、市職員、そのパートナー、市民による、より確かで一貫した意思決定を可能にすることができます。

市のPIAポリシーは、プライバシーリスクの特定と軽減において、対処すべき問題と従うべきプロセスを特定すべきです。具体的には、PIAポリシーは、以下に留意する必要があります。

- PIAポリシーはデータと技術の具体的な目的、潜在的なプライバシーリスクと軽減策を明確にし、市と地域社会の価値観、優先順位、法的権利と照らし合わせて評価すべきです。
- PIAポリシーは、プロジェクト全体とデータのライフサイクルとが一致している必要があります（これには、部門を超えて発生する調達、データセキュリティ、アクセシビリティ、公的記録に関する事が含まれます）。
- PIAポリシーは、特定の時点で「個人」または「個人を特定できる」と見なされるデータだけでなく、テクノロジーまたはサービスによって収集されるすべてのデータに対処する必要があります。
- PIAポリシーは個人情報の取り扱いに関する社内外のコミュニケーションと協力を促進し、市が特定の技術への再考や、地域社会、パートナー、技術提供者に通知する際に、明確な理解が得られるようにします。
- PIAポリシーは、個人のプライバシーや社会全体への悪影響を最小限に抑えつつ、倫理的な意思決定を支援し、データの有益な利用を最適化することで、イノベーションを加速させます。
- [より参加型のオプション]: データとテクノロジーの実践に関する市民の参加と意思決定のために、ワークショップや集会など、多様な機会を設けることも重要です。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ http://www.longbeach.gov/globalassets/health/healthy-living/office-of-equity/clb_toolkitbook_singlepages
- ◆ https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/691383/Consultation_Principles_1_.pdf

Foundations for Privacy Impact Assessments / PIA の基本要件

本セクションでは、PIAポリシーの具体的な目標である、個人および地域社会の社会的利益を最大化し、リスクを最小化するという全体の目的を達成するための基本的な要件について記載します。

1. Organizational Values and Risk / 組織の価値観とリスク

- a. 都市は、PIAプロセスにおいて、特定の技術やサービスが評価される際の公共の価値、優先順位、プライバシーの原則を明示的に示すべきである。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ NYC's IOT Guidelines
- ◆ Seattle's Privacy Principles
- ◆ Barcelona's Digital Service Standards
- ◆ India's Data Smart Cities Strategy

- b. 市は、PIA プロセスにおいて特定の技術やサービスが評価される際の法的基準や権限、既存の市の方針や原則を明確に示すべきである。
- c. PIA は、リスクと利益を評価する際には、倫理、公平性、行政による関与など、法令遵守以外の考慮事項を考慮に入れるべきである。これらの考慮事項には、個人への影響だけでなく、グループへの影響も含まれるべきである
- d. [より高い成熟度のオプション]: PIA プロセスには、上記で特定された価値観に基づいて算出されたスコアリングモデルの適用を含んでも良い。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ <https://wellington.govt.nz/~media/about-wellington/emergency-management/files/covid-19/wcc-privacy-impact-assessment-digital-contact-tracing.pdf?la=en>

- e. [より参加型のオプション]: 市の職員や、市民、特に社会的弱者を巻き込み、広範な市民の価値観、原則、リスクのしきい値を決定する。モデル化においては、市民協議会、市民ボランティア活動、市民集会等の議論や、市財政や予算編成における電子投票、草案の公開注釈、ソーシャルメディア等の活用を含む。

2. Scope and Timing / 範囲とタイミング

- a. 初期評価（または完全な PIA の必要性を判断するための他のしきい値分析）は、以下のタイミングで実施すべきである。
- i. あらゆる新技術の開発又は調達において、可能な限り早期に実施する。[具体的には、プライバシー保護を調達基準や開発規範に組み込む事を含む]。設計・実装後に

- プライバシーリスクを低減するためのシステム改修を行うことは、よりコストがかかることが証明されている。
- ii. 既存のプロセスやシステムの重要な変更を計画する場合に実施する。これには、新たにデータ活用を行う場合や何らかの変更といったプロジェクトが更新されたタイミングを含む。
- b. 市の規則や政策で要求されている場合、または初期評価で以下のように判断された場合には、完全もしくは部分的な PIA を実施すべきである。
- i. 個人を特定する可能性のあるデータのための新しい技術、新しい目的、または新しいプロセスが導入される場合。
 - ii. システム内の他の情報と個人情報との物理的または論理的な分離に影響を及ぼす可能性のある方針、業務プロセス、またはシステムの大幅な変更が計画されている場合。
 - iii. 機密性の高いデータが処理される場合、または技術やサービスにより高リスクのデータ処理が可能になる場合 [例えば、個人のスコアリング／プロファイリング、系統的なモニタリング、大規模処理、複数のソースからのデータのマージまたはマッチング、子供または社会的弱者をターゲットとしたもの、身体的危害のリスク、または新しい技術の使用や既存技術の新規適用など]
 - iv. 技術またはシステムが自動的もしくは半自動的に、個人に対し、影響を及ぼすような意思決定を行う場合。
- c. 必要に応じ、データ収集が可能となる技術を、市内に実装する前に、もしくは市の意思決定プロセスに実装する前に、PIA を実施すべきである。
- d. PIA は、収集時に 法的に「個人的」または「個人を特定できる」とみなされるデータが収集されるときだけでなく、技術やサービスによって収集されたすべてのデータを評価するために実施すべきである。
- e. PIA は包括的なプライバシープログラムの一部に過ぎないため、データを収集しないこと、プライバシー保護に関する技能訓練、規制、各地方自治体や当局の方法の中での PIA の監査と公表といった各種の取り組みを並行して行うべきである。

3. Tools and Components / ツールと構成要素

- a. 市は、完全な PIA [または非個人データの倫理的影響評価]の完了など、さらなる検討が必要かどうかを明らかにするために、予備的な初期評価またはその他のしきい値分析を策定し、実施すべきである。
- b. 初期評価では、システム、製品、またはサービスによって引き起こされるプライバシーリスクの初期評価が行われるべきである。これには、詳細なデータフロー図や、予備的なデータと使用特性等が含まれる。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ Helsinki Initial Assessment
- ◆ Seattle’s PIA Policies
- ◆ Toronto’s PIA Policies

- c. 完全な PIA が必要であると判断された場合、その完全な PIA には以下の点が含まれるべきである (詳細は下記「PIA の構成要素」を参照) 。
 - i. プライバシーリスクの評価 - プライバシーリスク評価を実施することで、システム、製品、またはサービスに起因するプライバシーリスクを特定し、それらに優先順位をつけて、リスクへの対応方法について十分な情報に基づいた意思決定を行える。
 - ii. リスク対応の決定 - 評価されたリスクにどのように対応するかを決定する際には、市は組織の価値観とリスク許容度の決定を参考にすべきである。対応方法としては、以下のようなものが含まれる。
 - **軽減** (リスクは、データの最小化などの技術的・政策的措置により、許容可能なレベルにまで下げることが可能) 。
 - **移転/共有** (リスクは契約や保険などにより他の当事者と共有される。同意取得は、個人のリスク共有の形態の一つであり、個人は、その情報の提供に関して同意を求められる前に、関連するリスクがどういものか合理的に理解可能となる) 。
 - **回避** (都市は、リスクが便益を上回る場合には、特定の技術を使用しないことを選択したり、特定の種類のデータ処理を行わないことを選択したりできる) 。

- **保有**（都市は、悪影響の可能性や影響が低く、利益が大きい場合には、リスクを受け入れることを選択できる）。

iii. 市が設定すべき要件と管理権限

- **法的義務の適用**（組織としてのプライバシーに関する要求事項は、市が遵守する法令、プライバシーに関する価値観および政策を示す手段である。組織としてのプライバシーに関する要求事項は、法的環境（例えば、法律、規制、方針、文化的価値観、関連する基準、プライバシー原則など）やリスク低減が可能と判断されたリスクなど、様々なものから導き出されます。

- **軽減可能なリスクへの対処**

- d. 市は、PIA の実施およびプライバシーリスクの評価のための専門的なガイダンス、テンプレート、ツールについて、各地のデータ保護当局やその他のプライバシーおよびデータ保護の専門家に相談すべきである（下記の追加ガイダンスを参照）。

PIA を実施するにあたって確実な方法は、最初にワークショップを行う方法であり、必要なすべての利害関係者によって行います。責任の割り当ては、最初の会議で行われます。最初の会議の後に行う、影響評価に関するワークショップ（複数回になる場合があります）では、専門家は事前に担当範囲についての整理をしておきます。なお、データの文書化をツールにしていく作業は、共同で行うことができます。

4. Roles and Responsibilities / 役割と責任

- a. チーフシティ・プライバシー・オフィサー（CPO）などの指名された上級職員（必要に応じて専任のプライバシー・チームのサポートを受ける）は、以下の点について責任を負うべきである。
- i. 市の初期評価と PIA ツールのための適切なテンプレート、リソース、コンポーネントの開発。
 - ii. PIA の実施に関する基準と実施に伴うリソースの資格要件を設定すること。
 - iii. 初期評価の見直し、またはその他 PIA が必要な場所を決定すること（既存の PIA の再検討を含む）。

- iv. プライバシーへの影響を低減するための要件や勧告を提供することを含む、PIA の実施と承認を行うこと。
 - v. PIA の過程で提起されたプライバシー及びセキュリティ上の懸念を解決するために、他の関係者と連絡を取り合うこと。
 - vi. 特定されたプライバシーリスクに対する市の対応を決定すること。
- b. 庁/部局/プログラム担当者は以下の点について責任を負うべきである。
 - i. 提案された技術とその利用に関する適切な情報と文書の提供（例：技術の機能性、ビジネスケース、提案された目的、継続的なプライバシーとセキュリティ保護のためのコストなど）。
 - ii. 初期評価の実施、および必要に応じた完全な PIA の実施の支援。
 - iii. 提案された技術に関連するリスクを軽減するために、必要に応じて、PIA で特定されたデータの利用及び管理計画、並びにすべての適切な保護措置を実施すること。
 - iv. PIA の方針が職員に伝達され、職員が PIA プロセスに参加するための十分な時間と資源が与えられていることを確認すること。
 - v. プライバシーに影響を与える可能性のある技術の使用に先立ち、必要に応じて PIA を認可し、承認すること。
- c. 市長や最高技術責任者などの幹部または上級職員は、以下のような PIA ポリシーの遵守を監督する権限を持つべきである。
 - i. PIA ポリシーが全職員に伝達され、実施されることを確認すること。
 - ii. プライバシーとセキュリティ要件を尊重しつつ、情報が可能な限り共有され、アクセスできるようにすること。
 - iii. 指名されたプライバシー担当上級職員及びその他の職員が日常的に PIA を実施できるように、適切な予算及び組織構造を提供すること。

- iv. 適切な説明責任措置（例えば、エスカレーション手順、スタッフの研修と認識、報告システム、プライバシーに関連した苦情や潜在的な脅威の受け付けなど）を開発し、実施すること。
 - v. PIA ポリシーの有効性と成果を監視すること。
 - vi. スマートシティプロジェクトのスケジュールと PIA のスケジュールの整合性を見直すこと。
- d. 特定の技術やサービスの性質を考慮して、必要に応じ、以下のような追加の市職員や外部の利害関係者に相談すべきである。
 - i. PIA プログラムに助言し、各部局の参加を促すことができる市幹部や市議会議長等の代表者
 - ii. 技術システム的设计、データセキュリティリスクの評価及び軽減を支援する CISO 又はその他の IT 専門家
 - iii. 適用されるデータ保護規則を含む法的基準の遵守を確実にするための、市の弁護士または法律顧問
 - iv. データが開示される範囲を明確にするための（意図的にまたは法律で）公的記録に関する担当者とオープンデータに関する担当者
 - v. 調達担当者
 - vi. データまたは技術に関し別の視点をもたらす他都市の公務員
 - vii. 特定分野の外部専門家
 - viii. 技術パートナー
 - ix. 影響を受けるコミュニティのメンバー
- e. [より成熟したオプション]: 上級プライバシー担当者は、データ保護、リスク管理、セキュリティの専門家によってサポートされ PIA を実施する。データプライバシーチームは、市全体のプライバシーチャンピオン（PIA プロセスを支援する特定分野の専門家）ネットワークによってサポートされ PIA の実施プロセスを支援する。PIA チームは、組織の知識とベストプラクティスを構築し、市全体で

より一貫性のあるプライバシーの意思決定をサポートし、PIA のプロセスと結果を改善する機会を明確にする。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ Toronto RMIS w/in I&T division
- ◆ Seattle privacy champions

- f.** [より参加型のオプション]: 外部の機関または組織が、意見、勧告、コミュニティの専門性の活用、または PIA 実施の承認を行うために従事する。このグループには、プライバシーやデータ保護の専門家やコミュニティのメンバーなど、多様な利害関係者の代表者が含まれる。

Examples (具体的な事例) :

- ◆ Seattle Surveillance Working Group
- ◆ Oakland Privacy Advisory Commission

5. Monitoring and Recordkeeping / 監視と記録

- a.** すべての初期評価と PIA は、書面で完全に文書化され、市の記録保持の規則に従って維持されなければならない。
- b.** PIA レビューの結果、除外されると判断された技術も、記録され、文書化されなければならない。
- c.** もし市に複数の PIA がある場合は、PIA を種類に応じて分類することができる。
- d.** 地方自治体は、かつては個人を特定できないと考えられていたデータが時間の経過とともに個人を特定できるようになるのを防ぐために、[3 年に 1 度] 程度、IoT テクノロジーまたはサービスによって生成されたすべてのデータを一緒に評価することで、都市は将来に渡りより確かな評価ができるよう、PIA プロセスの見直しまで含めた運用を策定すべきである。
- e.** 個人情報保護のために指名された上級職員は、PIA ポリシーを毎年（必要であればそれよりも早く）見直し、必要に応じて更新すべきである。
- f.** 市の部局、課、プログラム、およびパートナーやサービス提供者は、PIA 方針の遵守度を評価すべきである [内部監査、プログラムレビュー、またはプログラム評価の実施など]
- g.** 市がプライバシーに関する苦情を受けた場合や、プライバシー侵害が発生した場合には、プライバシー担当の上級職員が調査を行い、必要に応じて状況を改善する。

- h.** [より成熟度の高いオプション]: 都市は、データを処理するシステム／製品／サービスの目録を作成し、維持するべきである。これには、システムやその構成要素に関する所有者や運用の役割、データの出所、発明されたシステムのデータアクション、データアクションの目的、データ処理環境が記載される。

Precedents (先行事例) :

- ◆ Seattle's inventory of surveillance tech
- ◆ Amsterdam's IoT Registry
- ◆ Barcelona's Sentilo
- ◆ City of Boston's pilot of Digital Transparency in the Public Realm
- ◆ NIST privacy framework

6. Transparency & Engagement / 透明性とエンゲージメント

- a.** 可能な限り、都市は、すべての PIA を、アクセスしやすく、外部に向けたウェブサイトで公開すべきである。

Precedents (先行事例) :

- ◆ Seattle PIA and SIR inventory
- ◆ Wellington DCTT PIA

- b.** 市は、組織や個人がデータの処理方法や関連するプライバシーリスクについて信頼できる理解を持ち、対話を行うことができるよう、適切な活動を開発し、実施すべきである。
- c.** 都市は、スマートシティ技術に関連したデータ処理の目的、慣行、プライバシーリスクを、関連する PIA に基づいて知らせるための仕組み（通知、内部報告書、公開報告書など）を開発すべきである。

- d. [より参加型のオプション]: データ処理および関連するプライバシーリスクに関する個人からのフィードバックを得るための仕組み（調査やフォーカスグループなど）が確立され、実施される。

Supplementary guidance（追加ガイダンス）：

- ◆ PIA では、頭字語、スラング、または外部の聴衆にあまり知られていないその他の用語の使用を避ける必要があります。さらに、回答は、トピックに不慣れな聴衆がアクセスできるように、主に非技術的な言語を使用して作成する必要があります。
- ◆ サイネージは、関連する地域のプライバシー規制に準拠するために、必要に応じてその場で提供する必要があります[また、データの収集および処理活動を一般に知らせるために、IoT テクノロジーの新規導入や新規展開を検討する必要があります]。

Fundamentals of a Privacy Impact Assessment / PIA の構成要素

このセクションでは、データとテクノロジーによる公共の利益を最大化しながら、都市とそのパートナーが潜在的なプライバシーリスクを効果的に特定、軽減できるようにするため、PIA で取り組むべき基本的な問題や疑問点を説明します。

PIA は、以下で説明するように、明確で分かりやすい必要があります。

1. テクノロジーの使用や説明責任を負う対象である、市の部局やプログラム、パートナーやサービス提供者を特定すること。
2. 設計または取得するテクノロジーについて、それらの一般的な能力や機能、生成される可能性が高いデータの種類、収集された個人情報のソースと正確性の説明について記述すること。（市の部局が提案した用途以外で合理的に予測可能な監視能力を含む）
3. 個人やコミュニティ、社会一般に対する想定価値や便益（それらを証明するデータや研究）を含む、テクノロジーの目的や利用案を記述すること。テクノロジーが解決しようとしている問題や、侵害性の低い代替技術の有無についても記述すること。

4. 必要に応じて、提案されたテクノロジーに関する個人データを収集、利用、開示するための市の権限を記述すること。
5. テクノロジー評価が行われている、公共の価値や原則、法的基準、組織的リスクフレームワークについて記述すること。
6. 提案されたテクノロジーの使用に関する潜在的なプライバシーリスクを評価、記述すること（リスクが発生する可能性や個人、コミュニティへの潜在的な影響の重大性を含む）
7. 組織の価値観とリスク許容度 [リスクの軽減や移転・共有、回避、受容など] を踏まえて、特定されたリスクへの市の対応を記述すること。
8. 提案されたテクノロジーの利用について、以下のような、明確な利用方針とデータ管理ポリシーを記述すること：
 - a. テクノロジーがいつ、どのように提供され、使用されるか、誰によって行われるか（必要に応じ、誰がどのような条件で、データの所有権やライセンス権を持つのかの記述を含む）
 - b. テクノロジーを統制する追加の規則（犯罪捜査目的など、テクノロジーを使用する前に満たすべき法的基準を含む）
 - c. データをどのように安全に保存し、破棄し、非識別化するか。
 - d. データが識別可能、識別不可能な形態で、どのくらいの期間保持されるか
 - e. データへのアクセスをどのように監視および管理するか（アクセスログや監査を含む）
 - f. 技術やデータを共有するかどうか、共有する場合はどのような条件か（パートナーやサービス提供者、他の政府機関、研究者、公文書要求、オープンデータなどの日常的な共有と、緊急事態の場合の両方を含む）
 - g. テクノロジーを扱い、データにアクセスする全ての職員が、市のポリシーを遵守してテクノロジーを使用することを保証するため、どのようなトレーニングと説明責任の施策を行うのか
 - h. データの機密性、完全性、可用性を確保するために、どのような保護策があるか（ランサムウェアやマルウェア、IoT 脆弱性などの脅威からの保護を含む）

- i. テクノロジーの使用に関する潜在的なプライバシーリスクの軽減を目的とした、その他の法的、組織的、物理的、技術的な保護策
- 9. 実施された地域活動と今後の地域活動計画、受け取ったコメントと市の回答、テクノロジーの取得と使用から生じる可能性のある近隣住民への影響と差別的効果についての市の結論を記述すること。
- 10. データの使用方法やデータの管理プロセスを変更する可能性のある、緊急事態や防衛上の理由についても記述すること。
- 11. テクノロジーによる、市民の権利と自由に与える潜在的な影響と、社会的弱者への潜在的な差別的効果の影響が、どのように考慮、軽減されるかを記述すること。
- 12. テクノロジーの運用に関するプライバシーおよびデータ保護の維持コスト（人件費、法令遵守、監査、データ保持、セキュリティコストなど）のための資金調達について記述すること。

Additional Guidance & Resources / 追加情報と資料

Examples of City PIAs / 各都市の PIA ポリシー

- Helsinki [Data Register](#) and [DPIA tools](#)
- Huron County [Privacy Impact Assessment Policy](#)
- Santa Clara County [Surveillance Use Policies](#)
- Seattle [PIA Reviews](#) and [Surveillance Reports](#)
- Toronto [Privacy Impact Policy](#)
- Wellington [Digital Contact Tracing PIA](#)

Guidance on conducting a PIA or DPIA / PIA と DPIA 実施ガイダンス

- The former Article 29 Working Party's [Guidelines on Data Protection Impact Assessment \(DPIA\) and determining whether processing is "likely to result in a high risk"](#) (2017) + [EU member state DPIA whitelists and blacklists](#) (2019)
- French DPA/CNIL -- [Privacy Impact Assessment resources \(available in French and English\)](#), including [guidance](#), [templates](#), [knowledge bases](#), [IoT examples](#), [infographic](#), and a free [software tool](#) (2018)
- Spanish DPA/AEPD's [modelo de informe de Evaluación de Impacto en la Protección de Datos \(EIPD\) dirigido a Administraciones Públicas](#) (2019) (*available in Spanish*)
- Australian OAIC -- [Public Sector Chief Information Officer Council \(PSCIOC\) Guide to undertaking privacy impact assessments](#)
- New Zealand Privacy Commissioner -- [Privacy Impact Assessment Handbook](#)
- Canadian OPC -- [PIAs guidance](#)
- Bureau of Justice Assistance -- [U.S. Department of Justice, Guide to Conducting Privacy Impact Assessments: for State, Local, and Tribal Justice Entities](#) (2012)
- NIST [Privacy Framework A Tool for Improving Privacy through Enterprise Risk Management](#)
- Sidewalk Labs, [Responsible Data Use Assessment - Digital Innovation Appendix Section 2.2.3, page 237 - 295](#)
- UN Global Pulse, [Risks, Harms, and Benefits Assessment](#)
- SynchroniCity: [Delivering an IoT enabled Digital Single Market for Europe and Beyond](#)

Acknowledgements / 謝辞

Co-leads / 執筆者代表

Kelsey Finch, Senior Counsel, Future of Privacy Forum

Michael Mattmiller, Director of Government Affairs, Microsoft

Task Force Members: / 参加メンバー

Pasquale Annicchino, Lex Digital and Archimede Solutions

Sean Audain, Wellington City Council

Chandra Bhushan, Quantela

Dylan Gilbert, Privacy Policy Advisor, NIST

Naomi Lefkowitz, Program Manager, NIST

Jacqueline Lu, Co-Founder, Helpful Places

Eugene Kim, Associate Director, Privacy and Data Governance, Sidewalk Labs

Dan Wu, Immuta

Contributors and reviewers: / 貢献者および批評者

Hector Dominguez-Aguirre, City of Portland

Dilip Krishnaswamy, VP of New Tech R&D, Reliance Jio

Masaru Yarime, Ph.D., Associate Professor, Division of Public Policy (PPOL), Hong Kong University of Science and Technology

About the G20 Global Smart Cities Alliance

2019年6月に設立された「G20 Global Smart Cities Alliance for Technology Governance」は、スマートシティテクノロジーの責任ある倫理的な利用のための共通原則を、自治体・政府、民間企業、市民の連携を目指すものです。官民協力の国際機関である世界経済フォーラムがアライアンスの事務局を務めます。

本アライアンスでは、政府、民間企業、市民社会のグローバルな専門家が、倫理的なスマートシティの実現に必要なモデルポリシーを策定するために、世界中の政策をまとめ、分析しています。

アライアンスのモデルポリシーやその詳細については、こちらをご覧ください。

<https://globalsmartcitiesalliance.org/>

World Economic Forum
91–93 route de la Capite
CH-1223 Cologny/Geneva
Switzerland
Tel.: +41 (0) 22 869 1212
Fax: +41 (0) 22 786 2744
info@globalsmartcitiesalliance.org
<https://globalsmartcitiesalliance.org/>

Cover: Forum Stock Images

The views expressed do not necessarily reflect the views of all contributors or of the World Economic Forum.

This work is licensed under Creative Commons Attribution-NonCommercial 4.0 International (CC BY-NC 4.0). To review a copy of this license, visit <https://creativecommons.org/licenses/by-nc/4.0/>

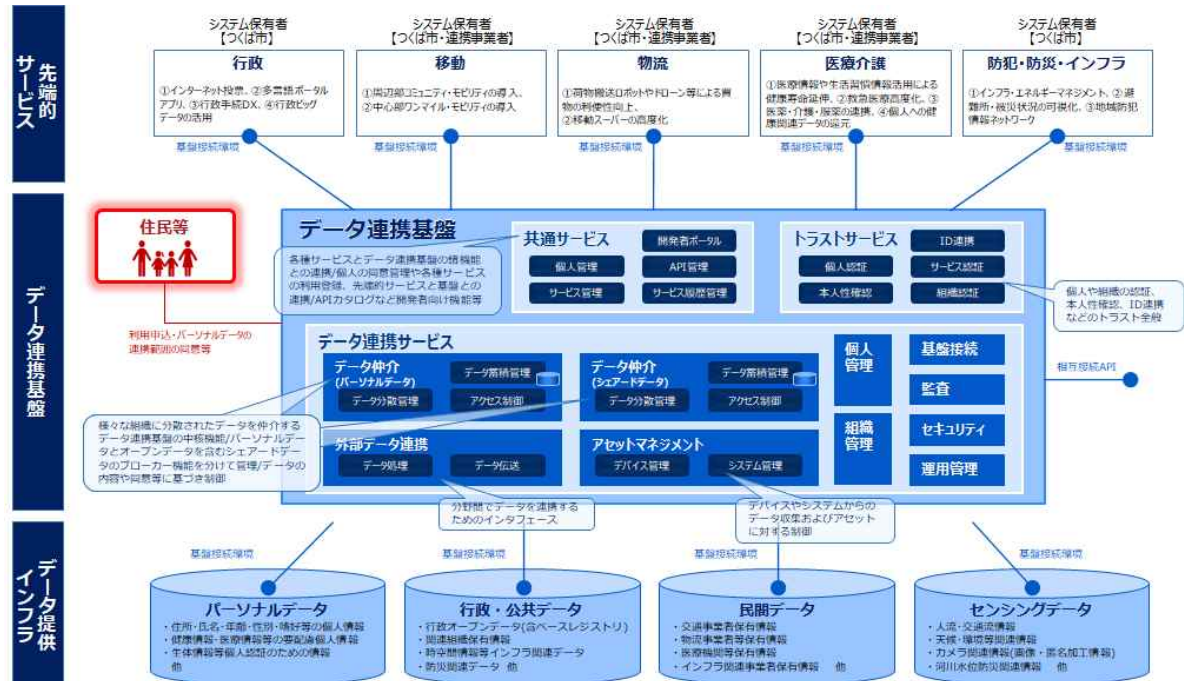
■ スーパーシティ

- ▶ 住民目線で、2030年頃に実現する未来社会を先行実現することを目指すもの。
- ▶ 国家戦略特別区域法に基づき、大胆な規制改革の下で、複数分野間のデータ連携を促し、生活全般にまたがる複数分野の先端的サービスを提供するもの。

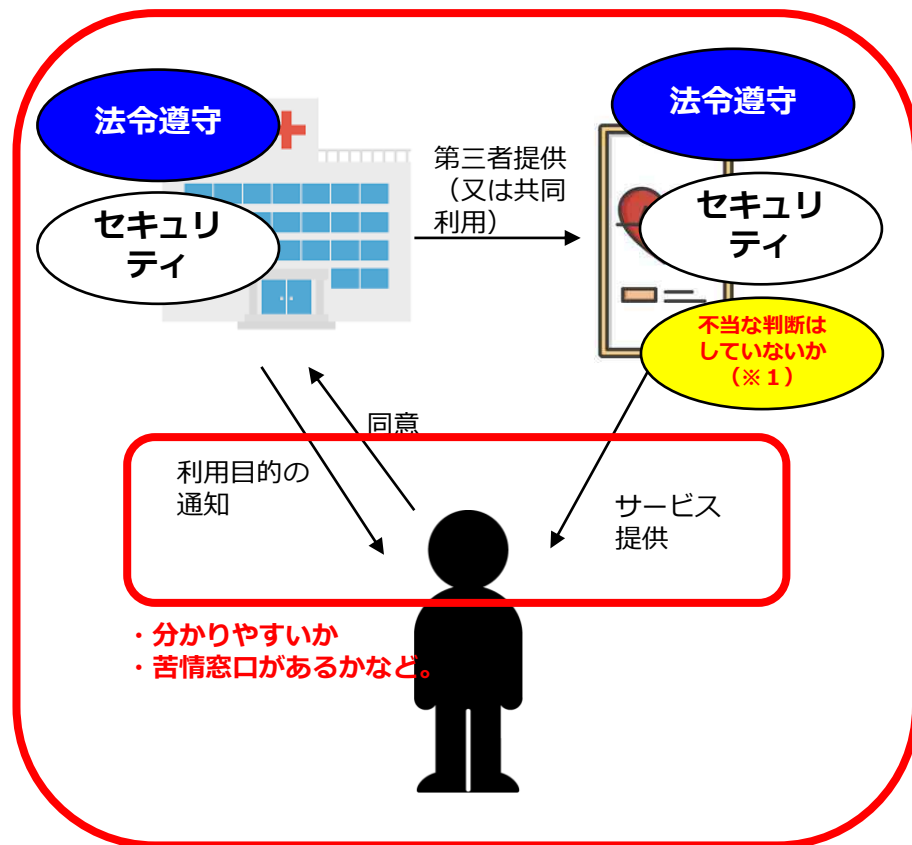
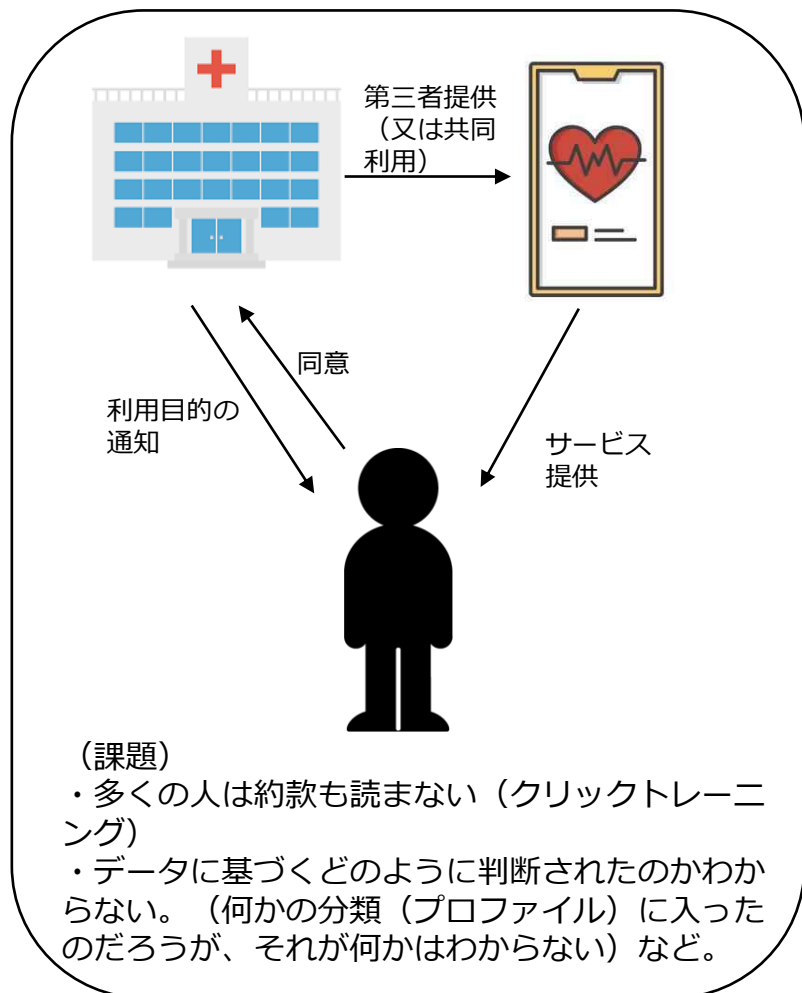
■ 観点

- ▶ 自治体、事業者それぞれが持つ個人データを相互に活用するようになる。
 - 良い点：住民の他の課題を把握する事ができ、サービスのパーソナライズ化ができる。
 - 例：医療データを流通事業者を活用し、糖尿病であるというデータからカロリーバランスのとれた食料が推薦される。

- 悪い点：差別や不平等が生じる。
 - 例：医療データを生活サービス事業者が活用し生活摂生サービスの広告が送られる。
(生活習慣が乱れていると判断された)



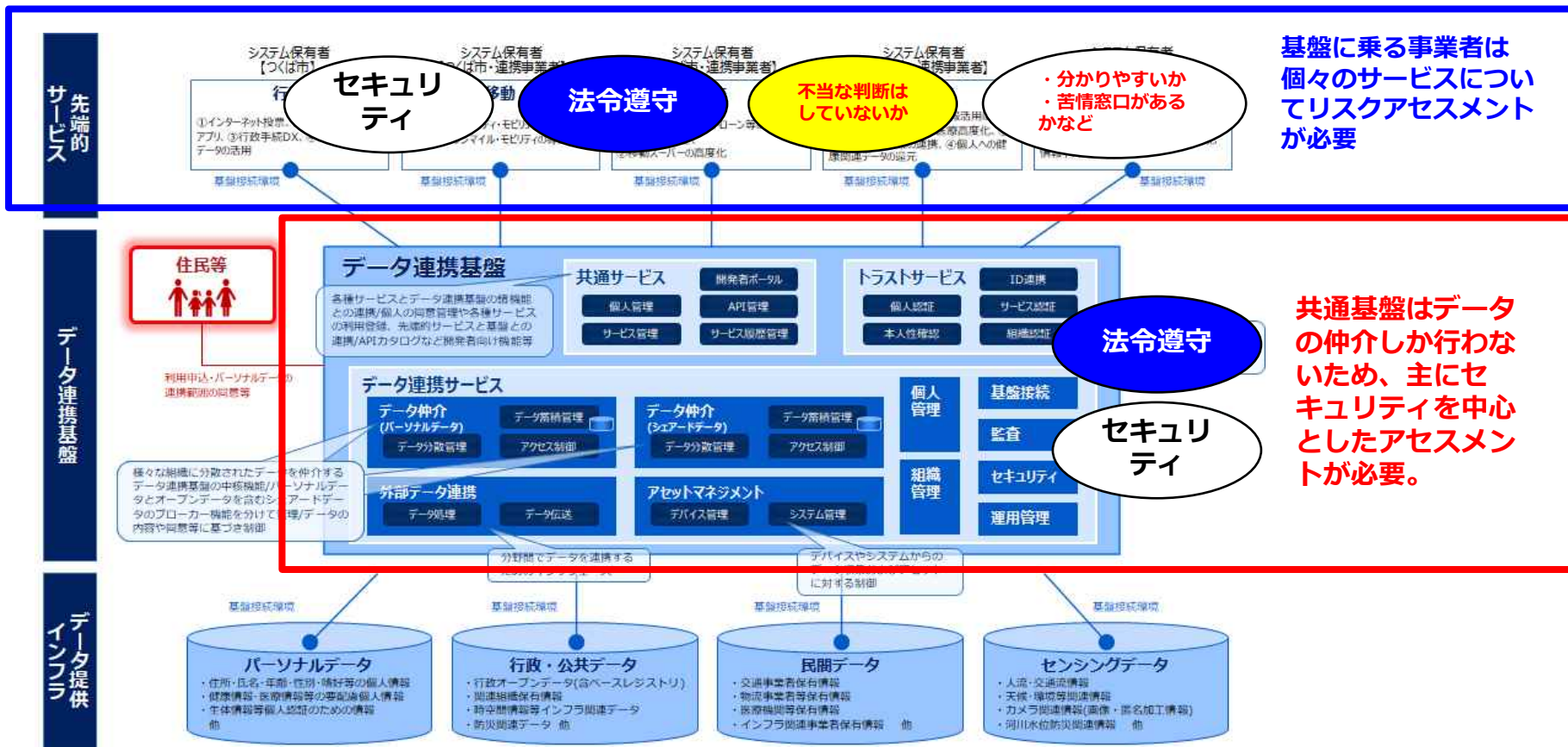
- 法令遵守の下でサービスを行うことは可能だが、パーソナルデータを利用するサービスにおいては、利用者が“勝手に自身が判断された”という状況を回避しなくてはならない。



(※1) 情報システムのプライバシーリスクをレビューし、その影響や起こりやすさをアセスメントする

■ 先端的サービスは以下の順番に整理をしたらどうか。

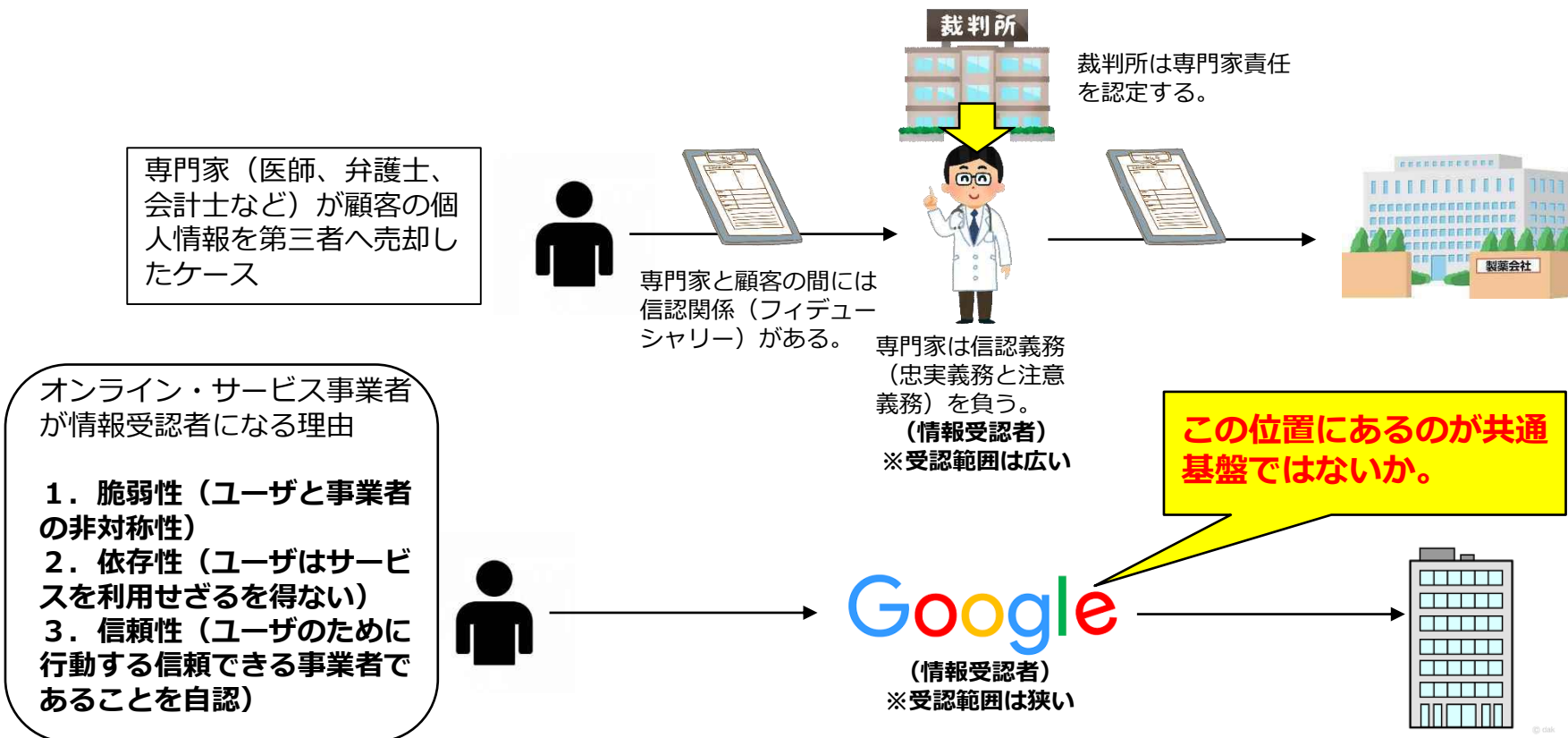
- サービスの目的→必要最低限の個人データ→仮名加工情報・個人関連情報利用の有無
- 上記の整理結果とシステム処理の対応の整理
- リスク分析など



■ 個人情報を利用する多くのオンライン・サービス事業者やクラウド事業者は、顧客やユーザに対する情報受認者とみなされるべき。

➢ 情報受認者

- 情報の取り扱いにおいて、1人または複数の他の当事者と法的または倫理的な信頼関係を築いている者。



第2回つくば市プライバシー影響制度検討懇話会の論点

議論のポイント

- つくば市では、PIAを何の目的でどういう範囲で行うべきか。
 - ・現実的な問題として、セキュリティリスクがゼロにはならないが、限りなく低減させるための取組としての意義
 - ・市民に対する透明性と説明責任の担保
 - ・サービス提供の迅速性・利便性と人的リソースの課題の兼ね合い
 - ・リスク低減策を踏まえて、市民が主体的に利用を選択できる制度の必要性

- PIA対象の個人情報／プライバシー情報とは何か。
 - ・「個人関連情報」のどこまでの範囲が対象とすべきか。
 - ・適切な概念があるかどうか。

- PIA適用範囲は、どこか。
 - ・データ連携基盤を使う事業（事業主体：市）でよいか。

- 実施のタイミングは、いつが適切か。
 - ・対象とするプライバシー情報を扱うサービス・システムの使用開始前に行うことでよいか。
 - ・既存事業もシステム改修／技術革新があった場合は実施すべきか。

会 議 録

会議の名称	第3回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会		
開催日時	令和5年(2023年)9月27日 開会 13:00 閉会 15:00		
開催場所	つくば市役所 本庁舎2階 203会議室		
事務局(担当課)	政策イノベーション部 科学技術戦略課		
出席者	委員	坂下座長、落合座員、鈴木座員、富田座員、橋本座員、平山座員、藤光座員、水町座員	
	その他	(オブザーバー) 内閣府地方創生推進事務局 田原主査	
	事務局	政策イノベーション部 稲葉次長、中山戦略監 政策イノベーション部 科学技術戦略課 前島課長、大垣課長補佐、高橋課長補佐、中村係長、金山係長、金塚係長、東泉係長、岡崎研修員	
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	-		
議題	(1) ユースケースの紹介、想定されるプライバシーリスクについて (2) つくば市プライバシー影響評価制度案について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) ユースケースの紹介、想定されるプライバシーリスクについて (2) つくば市プライバシー影響評価制度案について 3 その他 4 閉会		

1 開会

事務局（前島課長）：それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を開会いたします。開会に当たりまして、今回から本懇話会の運営支援及び制度設計支援業務を委託しております東京海上日動火災保険株式会社・東京海上ディーアール株式会社共同企業体が出席しています。また、本日は内閣府からスーパーシティを担当されている田原様にも事務局側として御参加いただいております。せっかくですので、田原様、一言お願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

田原主査：内閣府の地方創生推進事務局でスーパーシティを担当しております田原と申します。スーパーシティにおいては皆様御存知のとおり、データ連携基盤を活用してサービスの実装を進めていくということとしておりますが、その中では、セキュリティ対策や個人情報保護の遵守等の当然講ずるべき対策を行うことに加えまして、より安心して住民の皆様にご活用いただくためには、PIAの実施が重要だと思っております。この点について、つくば市様におかれましては、このようなPIA懇話会を設置しまして、皆様の方でしっかりと御議論いただいているということにまずもって感謝申し上げます。同時に、我々内閣府としてもこの懇話会を通じて得られたPIA評価制度が、他の地域のモデルになっていくことを期待しているということをお伝えさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（前島課長）：ここからは、つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項の規定に基づき、座長に進行をお願いします。坂下座長、よろしくお願いいたします。

坂下座長：本日の予定をまず申し上げます。本日の議事ですが、2件ございますのでよろしくお願いいたします。また、会議の公開・非公開についてです

が、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により法令又は条例で定めがある場合を除き、原則公開となります。本日の懇話会は非公開事由に該当しませんから、公開で進めてまいります。また、会議記録のため事務局で zoom 録画と写真撮影をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。本日は、落合座員、水町座員、橋本座員、藤光座員がオンラインでの御出席、鯉沼座員は御欠席となっております。次に、本日の配付資料の確認ですが、今投影されている次第に本日の配付資料一覧がありますので、御確認いただき、過不足がありましたら事務局までお知らせください。今回の懇話会の進行は、資料 1 に沿って進めてまいります。本日もよろしく申し上げます。

2 議事

(1) ユースケースの紹介、想定されるプライバシーリスクについて

坂下座長：それでは、「議事 (1) ユースケースの紹介—ユースケースに想定されるプライバシーリスクについて」に移ります。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

〔資料 1：議題 1 について事務局から説明〕

坂下座長：御説明ありがとうございました。PIA をつくば市で制度化するに当たって、市民委員もいる会議体ですから、ユースケースオリエンテッドに考えていこうということで、今回、市からユースケースの説明がされました。話が発散するとよくないので、最初の資料の 2 ページ目とそれ以降に分けます。最初の 2 ページ目につきましては、生活医療の情報を基に健康な生活を市民の方々に提供したいというのが、つくば市の考えで、つくば市が考える問題というのが左上にあって、要介護の期間が長期化する、生活習慣病の人が増える、一方で受診率が下がっていく、医療費も上がる等という課題を解決するために、真ん中にあるようなデータを活用して、予防や進行の抑止をして、フレイルを予防するというのが市の考え方になります。この 2 ページ

目の件については、座員の方々から御意見がありましたらまずお願いします。

(意見なし)

坂下座長：では、ここの部分は、参加の委員の方々には合意をしたということで、次の3ページ目以降で、意見のある方がおられましたら、挙手御発言をお願いします。では、平山座員をお願いします。

平山座員：ありがとうございました。何点か確認をさせてください。まず、この5ページの個人情報のフローの整理について、行政側にある情報を、最初に仮名加工処理、宛名番号で紐付けとありますが、宛名番号で紐付けた後、加工処理を行うイメージですか。それとも最初から仮名化して、それを紐付けようとしているのか。多分順番が逆ではないかと思ったので、一応コメントしました。結局仮名加工処理しても、後から紐付けていたら、仮名化というか意味ないのではないかという根本的なところに行き着くので、一応資料上の確認です。

その後のデータ提供について、先ほどの説明で、健康・医療・介護プラットフォームというところがハッキングされる等のリスクがあるという話でしたが、3ページの図を見ると、健康・医療・介護プラットフォームは一応 LGWAN 内にあるということなので、ここがハッキングされるリスクというのはほとんどないのではないかと考えています。逆に、その先にあるデータ連携基盤に入れる際に、何らかのリスクは発生し得るでしょうし、ここが一番外部との接点ができる部分だと思うので、どちらかというところ、ここの仕様に関する確認等のプロセスを正しく整理していくのがよろしいのではないかと思います。その際に、一応匿名化や仮名加工がされているものであれば、それだけが出て大丈夫ではないかということですが、結局それがわからないということだと思うので、場合によってはどういうデータをここに入れていくべきかというのは議論になると思います。もう少し暗号化の質を高めていくところもあるかもしれませんが、純粹にどこまでの粒度の加工処理にするのか

というのは一つのポイントになるという気がします。ただ、加工化していても結局それを一回元データに戻して紐付けるような作業がしたいということだとすると、例えばハッシュ化して戻すような何かが必要なのではないかとという気がします。

今御説明いただいて気になっていた点は、一つ目は、健康・医療・介護プラットフォームが LGWAN 内にあるのであれば、あまりそのリスクは考えなくていいのではないかとということです。もう一つは、そもそもの加工処理の順番が、紐付けてからなのか、加工処理をそれぞれしてから紐付けようとされているのかという点です。

事務局（高橋補佐）：まず一点目につきまして、御指摘いただいたとおりにかと思っております。そこまで細かい感覚で資料を落とし込めていなかったのも、こちらの順番としては逆ということで認識があっているかと思えます。

二点目につきましても、我々も LGWAN 内であるという点は意識しておりまして、今回リスクを検討する中でどこまでの可能性があればここにリスクとして書くのかというところも一つ悩ましいところとして考えていて、LGWAN 内のため安全であろうとは思ってはいるものの、万に一つでもあるのではないかとこのところで一応出させていただいています。ただ、委員がおっしゃるとおり、ここについては LGWAN 側に置くので、ここがハッキングされるといようなところはなかなか起こりづらいとは思いますが、やはりデータ連携基盤を介して、その上の予測システムに繋げることになってくるので、何らかのリスクが存在するのであれば、そこについてはもちろん事前に検証する必要があるでしょうし、データ連携基盤については、安全性を担保した上で運用を図る予定ですので、そういったところをしっかりとセキュリティ対策等も施しながらやっていく必要はあると考えております。

平山座員：そうすると、このリスクのところ宛名管理番号に該当すると書いてありますが、要は LGWAN の中ですと暗号処理するサーバーとくっつけたデ

一タ群がありますが、そもそもそれ以外の各システムがあるわけですよね。元データがハッキングされちゃったら、マスクも何もかかっていない状態なので、それは当然ただの流出になってしまうのですが、たまたま結合して集めた大きな括りが狙われても一応暗号化されている状態ですということだと思います。データ連携基盤側に入れた後の話ですが、ここの宛名番号はもうマスクがかかっている状態に出ているということであり、番号そのものが流出するリスクというのはここには一応書かれています、それはないということですね。宛名番号自体がハッシュ化されて、数字が変わって出ていくということではなく、宛名番号は宛名番号のままデータ連携基盤に入れようとしているのですか。

事務局（高橋補佐）：そこまでの細かいところはまだ詰まっていないのですが、一応想定の中ではデータが溜まっているのはあくまで LGWAN 側にあるプラットフォームの中です。そのデータを一旦は提供して予測システムが使うことになるのですが、この予測システム側にはデータとしては持たないということを考えているので、あくまで予測システム側には AI 分析するための評価モデルがあるだけです。もちろん予測システムでまたさらに個人と紐付けするような使い方はせず、あくまでここにある評価モデルに従ってこれから介護等の支援を受ける人がどう進展していくのかを予測させるためのシステムなので、ここで何らかの個人の紐付け等を行う予定はございません。

平山座員：ありがとうございます。

坂下座長：では、鈴木座員、お願いします。

鈴木座員：富田座員、「LGWAN」が何かわかりましたか。

富田座員：わかりません。

鈴木座員：LGWAN というのは市役所の中のインターネットではない特別なネットワークです。これは別に僕が富田さんに教えているのではなく、こういうリスクの書類に「LGWAN」とあるだけで、市民はもう LGWAN が何か分からなく

て、それが「大丈夫だ」と言われるとどんどん不審感が上がっていくというメカニズムが絶対できると思います。これは LGWAN がどのくらい安全かというのがおそらく感覚的に分からないからではないかと思います。そういうときに今回の最後でまとめてくれているのは、後に出てきてこういう風にリスクが出てくるってことでも、ざっくりと今回の質問をパッと僕が聞いた限りでは、先ほどの平山座員の質問にもありましたが、仮名加工した後に別に宛名番号を付けてもいいのですよね。仮名加工して全く何もないデータでもう二度と本人に戻らなくても、それに宛名番号を付けて渡しても AI は学習ができるのでそれでも何の問題も実はない。

平山座員：台帳上の宛名番号を今ここには書いていますよね。だから今鈴木座員が言ったことでは、新たに採番し直した番号ということであればユニーク番号を入れるのはそうだと思う。

鈴木座員：宛名番号というのはもっと別な意味を持つ番号なのですか。

平山座員：宛名番号が住基台帳上の個人個人を特定している番号ですか。

事務局（高橋補佐）：このシステムで必要な情報はある人が長年の間どういう経過を辿ったのかを AI で学習させる必要性があるので、先に宛名番号を振った上で仮名加工しないとその繋がりがわからなくなってしまいます。

鈴木座員：なるほど。でも先ほどの回避の話ですが、それは庁内の事情だけで、新たに宛名番号とは全く違う番号で、同じ個人ということで振り直せば宛名番号を使わなくても AI 的には問題がないのではないですか。そうすると仮名の後に適当な番号を振れば絶対に戻らないということで回避できるかと思いました。でもその反面、惜しいこともあって、例えばフローを見ると予測するときに年齢・性別・身体機能・日常生活状況の情報を市役所に入れてもらう等の作業をまたやるということで、市役所に頼まなくても自分のスマホでやりたいというときには、自分の過去の情報を自分で入れることができないので、このシステムを使う理想形のときに、今のこの方法はとても安全

な方法でやっていますが、実際にはなかなか大変かなと第一の感想として持ちました。その理解の上で、「今回はAIの学習のみにこういったデータが使われること」、「できた後のシステムを使うので、そんなに危険性がなさそうであるということ」の二行ぐらいの説明にする方法は何かないのかなと思います。要するに市民レベルから言うと、AIは連結が大事なためAIの学習には使われているけれども、後から逆引きできないので、今回の市のデータでも、当然逆に特定できるかもしれないというのがあるかもしれないが、大体どういったデータなのかということだけは分かっているかなと思います。ここにいきなり住所等を書いていたらなんで健康情報と住所が関係あるのとびっくりしますが、要するにこの方がもっと怖いリスクですね。市単位ぐらいでは関係ありますから、つくば市くらいまでならいいけれど、大字何丁目何番まで何で入れるのだろう等という方が、主なデータ項目とかを見ていて大枠は簡単にできるのですが、どんなデータなのかというのがやはり最終的には、なかなか難しいかと思いました。むしろ皆さんは多分行政はそんな悪いことはしないだろうと信頼している。ただ、実はこのデータに住所が入っていましたというようなことをどのようにしてやって分ければいいのかなと思いつつ聞いていました。

坂下座長：今の鈴木座員の御意見、いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：今いただいたのが、次の議題の制度案の最終的な報告のところとも繋がるかと思っております。やはり我々としても一旦は詳細な評価はする必要があると思っております。ただその詳細な評価を全部見せていくから安全だと言ったとしても、正直に詳細な評価を全部出したことによって逆に不安を覚えるというところもあると思っております。最終評価のところ、鈴木座員が今おっしゃられたとおり、本当に簡単に二行で表すような分かりやすい評価を心得る必要はあるかと思うので、後半のところ議論させていただければと思っております。

坂下座長：他の座員の方から御意見を申し上げます。富田座員申し上げます。

富田座員：すみません、ちょっと論点がずれているかもしれないのですが、3ページが一番下のところにある市が持っている情報をいろんなところから持ってきて、その人の情報として資料3を作るわけですよ。その手間がとてかかるのではないかと思って、人の手で打つかわからないですけど、そういうのはマイナンバーカードで一元化できないのかなと日々思っています。すみません、国の政策なのかもしれないです。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。この資料3としては、このシステムにこういう情報が入っていますっていうのを表した資料になっています。そこからどれを取るかというところでは、確かにおっしゃるとおりマイナンバーを使うというようなところも議論としてあるかと思います。今回は介護だけに特化している話をしてはいますが、国でも病院の受診情報等は一連の医療介護情報をDXの名のもとにプラットフォーム化して、マイナンバーを使って活用する方針も示していますが、ただ一旦我々の方で現状やろうと思っているのは、マイナンバーまでももちろん使わないのですが、各システムにたまっている情報を、もちろん全部手動でやるわけではなく事業者をかませた上で委託のもとでやるのですけれども、こういった情報を使ってプラットフォーム上で仮名加工処理をして、AIデータを使った分析をしたいというところで考えています。

坂下座長：将来的にはきっとマイナンバーカードと連携することもあると思うのですが、今の段階では各自治体が持っているデータベース等に既にデータがあるので、それを使って学習させたいというのが、今市が言っている話です。ありがとうございます。

富田座員：ありがとうございます。

坂下座長：水町座員、お待たせしました。お願いします。

水町座員：私からは二点ありまして、一点目は些末なことではございますが、

3 ページ目のプラットフォームの横に、仮名加工化と書いてあるのですけれども、おそらく仮名加工と言わない方がよろしいのではないかと思います。法律上、「個人情報」としての仮名加工という意味なのか、「個人情報でない」仮名加工という意味なのかでまず分かれるのですが、「個人情報でない」仮名加工情報の場合は、第三者提供可となります。データ連携基盤の制度設計がわかりかねるのですが、基本的には第三者に提供するための基盤のような気がしますので、結局その民間の仮名加工と違いまして、公的機関の仮名加工については、データ連携基盤に載せると保有個人情報のままの方が法的処理は安定すると思います。よほど仮名加工情報ではない仮名加工という括りにしたいという場合は別ですけれども、もう一度仮名加工という、要は名前等を消したいという意味だと思うのですが、名前を消して、住所も丁目だけとかにして、プライバシーリスク低減という御趣旨は理解できるのですけれども、仮名加工という言葉を使ってしまうと、個人情報保護法第 73 条との関係がどうなのかという話も出てきますので、御検討いただきたいというのが一点です。

二点目としては、あくまでこの事業が想定段階ということなので、それほど強く言わなくてもいいかもしれませんが、プライバシーリスクを 6 ページ目に書いていただいておりますが、私がこれを拝見して一番思ったプライバシーリスクとしては、情報を集めすぎると、公的機関が多種多様な健康情報や食事といったような個人に関する情報を集めすぎることへのプライバシー侵害リスクというのが高まる。他方で情報が少なすぎると十分な評価ができない。この兼ね合いがこういう仕組みの場合は、最も難しくなるところかと思ひまして、事業化をされるのであれば、個人情報保護法の観点から情報は限定しないといけないけれども、市民健康の向上という意味では、必要な情報は取得しないといけないという兼ね合いが重要になるのかと思ひました。

坂下座長：ありがとうございます。事務局何か御意見ありますか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございました。まず二点目の御指摘について我々の方でもその辺の視点が欠けていたと思いますので、新たなリスクの想定として参考にさせていただければと思います。

一点目については、我々の方でも確かに議論になりまして、我々の理解の範囲で一旦御説明させていただいて、その上で誤りがあれば御指摘いただきたいと思うのですが、今回仮名加工情報は基本的には自組織内でのデータ活用を想定した制度になっているかと思っております、法令に基づく場合を除くほかは、第三者に提供することは認められていないという前提は我々も理解していたのですけれども、今回のユースケースのように、例えば委託として行う場合は、提供元の市と提供先のサービス構築事業者が一体として取り扱われるので、そういうのに合理性があると、第三者提供には当たらないというのは個人情報保護委員会の見解も示されているかという理解でした。例えば今回、先ほどの図でいうところのプラットフォームに溜まった情報が、データ連携基盤を通過して、最終的に予測システムのところに向かうという一連の事業が全て市の事業として位置づけてはいるのですが、そういった場合でも第三者提供の問題というのは、やはり出てくるという理解になるのでしょうか。

水町座員：それは出てこないと思います。おっしゃるとおり、委託先には仮名加工情報を提供できて、それは個人情報保護法第73条第1項で明記されています。問題としては、プラットフォームの上にデータ連携基盤があって、仮名加工化と書いてあると、市に閉じているというのが、なかなか読みづらいというのが一点あります。あとは仮名加工情報については、法第73条第3項は個人情報ではない仮名加工情報の話なので、個人情報である仮名加工情報については、普通の保有個人情報の利用提供制限に服しますので、通常の個人情報と同じ扱いです。これはどちらなのかという話もありますけど、公的

機関における仮名加工情報の作成基準というのが、民間のようにこういう加工基準を満たしましょうというようにはっきり書いていなくて、公的機関における仮名加工情報というのは、法律上結構曖昧な部分が残っています。ただ、仮名加工情報というのは上の方に定義があるので、官民間問わず適用となります。その場合に、公的機関の中で仮名加工を最近使いたいという自治体は多いのですが、仮名加工という言葉を使うと、逆に73条なのか、それとも保有個人情報なのかという議論を呼び出し、提供が云々という話になってくるので、違う名称の方がいいような気がします。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございました。

坂下座長：仮名加工と言うと、余計なハレーションが生まれるかもしれないということです。ありがとうございます。そうしましたら、手を挙げていただいていた橋本座員、御発言ありましたらお願いします。

橋本座員：ありがとうございます。あったのですけれども、今の議論で解消できましたので大丈夫です。ありがとうございます。

坂下座長：ありがとうございます。それでは、藤光座員お願いします。

藤光座員：ありがとうございます。この後の議論でもぜひ市民委員の方の御意見も伺いたいと思ったのですが、私は市側の人間なので、よくあるサービスだなと思うのですけれども、「この説明を聞いてわかりますか」ということを単純に知りたいと思いました。私がまっさらな目で見ると、まさに議論があったように、仮名加工処理しましたからって言われると、どういう処理をしたのでしょうかというので、それを根拠にしていたり、LGWAN なのでと言われたりしても、あんまりピンとこないと思います。だからといって、この情報がこんなにたくさんあったというのを、全部見せられても、そういうことを求めているのではない。例えばこのフローの中でも、多少情報が変わる時にどんな処理をされたのかというのは、多分このフローの中では見えなと思います。だからといって、後ろに付けているような形で全部を渡すので

はなく、もう少し分かりやすい示し方をしないと、入り口で「面倒くさいから全部嫌」、「よく分からないけど、面倒くさいからもういい」という判断になり、自分事として、自分の個人情報がちゃんと扱われるかどうかというのが、判断できないと思いました。市の座員なのに申し訳ないですけど、コメントです。ぜひ市民の皆様も、おそらくデータ連携基盤等の話は、サービスのアウトプット等、分かりにくいものなのではないかと私は思うのですが、「これ意味あるのですか」等といったところから率直なコメントをいただくと、ありがたいと思います。

坂下座長：ありがとうございます。今の藤光座員の御意見に事務局も何かありますか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございました。我々もこの資料を作っていて、市民の方々に伝わるか伝わらないかというところが、すごく気になっていたところで、座員の皆様から、率直に「こういった情報があると、逆に分かりやすいのではないか」、「こういったところがむしろ自分は気になる」といった視点から、御意見いただければ大変助かると思っております。

坂下座長：ありがとうございました。そうしましたら、富田座員と橋本座員が市民ですから、今のもうちょっとこういうところ、分かりやすくしてほしいということがありましたら、御意見をお願いします。

富田座員：そうですね。LGWAN が何かっていうのが、今言われてちょっと分かりましたけど、中の LAN ってことですね。外からはアクセスできないっていうことで、大丈夫ですか。そこまで言ってくれば、それだったら何か安全だなんていうのは分かります。あと、仮名加工処理っていうのが、よく分からなくて、名前を別人の名前にするのかなとか、私だとなんか変な想像をしまいます。あと、宛名番号で紐付けるというのが、よく分からないのですが、暗号化したデータに番号を振るという理解で大丈夫ですか。

事務局（高橋補佐）：イメージとしては、市の方で、例えば山田太郎さん、年

年齢、血圧、今の身体の状況のような情報がありますという場合に、山田太郎さんのレコードとして、データを持っていますが、その山田太郎さんの部分を、宛名番号というか、別の機械的な番号に置き換えることによって、一見すると山田太郎さんの情報としては分からなくなるというものです。

富田座員：Aさん、Bさんということですか。

事務局（高橋補佐）：そうです。

富田座員：例えば1番の人は、この情報ですというのがあって、その「1」がもし漏れたら、山田太郎さんだとばれてしまうという危険性があるのかどうか気になります。

事務局（高橋補佐）：宛名番号でいう「1」が「山田太郎さん」というのが、一つの仮名加工情報というリストの中ではもちろん紐付けはできないのですが、別で持っている「1番は山田太郎さん」というところと、両方漏れたときには、紐付けが可能になってしまうので、漏れる可能性が出てきます。

富田座員：別のところに格納されているのですか。

事務局（高橋補佐）：仮名加工情報の中にはもちろん「1＝山田太郎」は格納していないのですけれども、市役所としては「1＝山田太郎」の情報はもちろん持っている情報なので、そこが万が一漏れたときには、リスクの可能性としてはあります。

富田座員：ただそれは、LGWANの中に入っているからということですね。わかりました。

坂下座長：ここは大丈夫ですか。

富田座員：大丈夫です。

坂下座長：橋本座員、いかがでしょうか。資料上でこの辺はもっと詳しく説明してくださいということがありましたらお願いします。

橋本座員：ありがとうございます。スライド5の「個人情報フローの整理」のところですが、もともと既存の行政活動のサービスのために使われる情報を

つくば市が集められる黄色の矢印はわかるのですが、その後のこの緑の矢印が何を指しているのかわからなかったので一旦確認させていただきたいです。右側に書かれている他サービスというところは、データ連携基盤を通じた連携を通して、他のサービス事業者が、何か市の行政活動とは違うサービスを提供される場合もあり得ると理解してよろしいですか。それとも完全につくば市の行政活動のサービスとなりますか。サービス主体がどこになるのかというのがわかりません。

事務局（高橋補佐）：まず補足させていただきますと、市民・つくば市・委託先というブルー系の表の中に入っているものについては全て市の事業として行うものになります。その枠の外にある「他サービス」として「データ連携基盤を通じた連携」としているところは、データ連携基盤を通してあるので、こういった他のサービスとも連携できますという可能性を示しています。ただ現状、他のサービスとして何か具体的なものがあるという状況ではないので、サービスに応じて出てくるものとして考えています。ただ一方で、今回のサービスは先ほどから申している住基や介護保険データベースから仮名加工処理したデータをもとに今回予測システムを作ることになっていますが、これが例えば他の民間のサービスに提供する場合、もしかしたら第三者提供に該当する可能性もあるかと思っていて、第三者提供に当たると解釈されるのであれば、多分この他サービスは他の民間のサービスと連携することはさすがに難しいのかなとは思っているのですが、今回の予測システムに関しては、市として別のサービスを立ち上げたときに、市の事業とのサービスの連携という可能性だったらありえるのかなと現状は考えています。

橋本座員：わかりました。ありがとうございます。他の第三者の民間事業者にもデータが提供されて、そうなった場合にその民間事業者の監督や監査をつくば市がやるのか疑問に思ったのでお伺いしました。

坂下座長：ありがとうございます。「他のサービス」というのは分かりにくい

と思うのですが、例えば傾向値が分かると配食サービスで今後何年間どれぐらいのものを仕入れればいいのかということが予測できたり、車で送迎するときに大きい車がいいのか小さい車でいいのかという配車計画が立てられたりというのはあると思います。そのところは、市でもまだ考えがまとまっていないので、一旦他サービスということで仮置きしていると理解でいいですかね。ありがとうございます。

鈴木座員：今の橋本座員が指摘したポイントはとても重要で、先ほどあったように僕の感覚で「市がやるのであればとりあえずOKでこの人たちは悪いことはしないだろう」というのがある。でも他サービスの方がよっぽど気になるので、そのポイントを指摘したのではないかと思います。私はナチュラルにこれを見て、健康・介護プラットフォームに格納されたデータを直接他サービスに送るわけではなく、ここでは分析モデルの構築というのは、何らかの統計的な処理が行われていて、個人には返らないということを前提に連携していて、他サービスも統計データだけということが分かる方がいい。私もつい先日娘が成人式を迎えて「娘さん、次そろそろ成人式ですね」と知らない人から電話が来ました。明らかに過去の小学校、中学校の時のデータが使われているわけです。完全に名前で作るし、電話番号まで知っていて、かつ娘の年齢まで知っている人がいるということがみんな嫌だと思います。統計的につくば市に住んでいる成人が何人いると言ってもそういう電話はかかってこないで、自分と紐づけられるデータがいくおそれがあるのかということなのだと思います。今見させていただいて、市の考えだと「全般に対してリスクを」という感じですが、調べるのはちゃんと全部調べるけれど、あまり細かい部分ではなく、市民のこだわりポイントのトップ3は必ず書くというように粒度を絞ることがプライバシーインパクトアセスメントというか、我々がやっていかなければいけないのではないかと今の質疑応答を聞いていて思いました。

坂下座長：重要な指摘だと思います。その他、落合座員、いかがですか。

落合座員：ありがとうございます。私もいくつか確認させていただきます。一つは、3ページの部分について、個人への提案とEBPM等ということになっております。もともとの目的が健康の増進であること自体は最初にまとめられてはありましたが、実際には医療でいうと一次利用の部分と二次利用に思われる部分が両方混ざっていると思いました。そういう意味では目的の記載自体はそれでいいとも思いますが、個人に対して直接働きかけをする部分と、研究や政策的な利用も含めていろいろな用途で使うという部分の二つの方法が入っているように見受けられました。両方の使い方がありそうであるが、どうなのかとも思いましたがいたしました、どのように理解するのがよろしいでしょうか。

坂下座長：事務局、いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：落合座員がおっしゃられたとおり、我々としてこの予測システムを使う目的としては、次の二つの側面があるかと思っております。一つは個人へのアウトプットということで、これから介護認定を受けた方が、今後どういった経過をたどるであろうかを、この予測システム上でモデリングした結果に基づいて分析をさせて、それをその人に提供するサービス計画に反映させていくということ。もう一つが、こういった集団であるデータを分析することによって、この地域としてどういった傾向があるのか、疾患別のこういった課題があるのではないかというようなところを面的に分析することによって、全体の施策を検討していくという二つの利用方法を検討しているところです。

落合座員：ありがとうございます。後者がある程度匿名化ないし仮名化された情報を利用することが主に想定されることが多いかとも想定します。前者の関係で個人へ提案していくことは、個人に対して個人が直接気づくように利用していくということが想定されますが、後者についてはそうではなく実際

に個人に働きかけを行う可能性は少ないが利用はされていて、利用場面自体は異なるということがあると思います。一つのユースケースとしてまとめていいとは思いますが、情報を利用し終わるタイミングが、それぞれ違う部分があるかと思っています。リスクとしてはそれぞれ分けて整理をしておいて、表示するときどういう表示の仕方が分かりやすいのかはあると思うのですが、全部細かく分析したことをそのまま説明するのがいいのかどうかは、またメンバーで議論して決めた方がいいとは思いますが、ただ少なくともリスク分析自体は、ある程度分けて分析しておいた方がいいのではないかと思います。これがまず一つです。

次の点ですが、5 ページのフローで収集する情報について、「特定健診情報、レセプト情報、介護認定に係る調査結果など」とありますが、実際にはこれ「など」として結構いろいろな情報も入ってくると思います。医療介護分野の情報は、個人の健康等、ある種知られたくないと思われることが多い情報も入っている部分もあるかと思うので、「など」で括っている情報が、これでいいのかも重要と考えます。要するに、実際に何の情報を集めるのかにも寄るとは思いますが、特に聞かれたようなときに適切に説明ができるようにしておく必要はあろうかと思っています。代表例として挙げているものについては、集めうる情報の中で、「嫌がられることがありそうだな」と思われるものが適切に挙げられているかどうか、特に大事なのではないかと思います。ここは今の時点でどうしてほしいというよりは、今後そこは整理していただいた方がいいのではないかという内容ですが、いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。落合座員のおっしゃるとおりでして、このフローという少ないスペースで表現する都合で「など」とまとめてしまっているものの、一方で、今回資料3にデータベース上で使う予定の情報の一覧を付けています。議題2とも関連してくるのですが、これをPIA

で実際に評価制度として評価する際には一覧として全部の情報を出す必要があると思っています。ただ、見せ方として市民の方々には特に気にされるような情報をフロー図には代表例として挙げて、もっと気になる方については全体の情報を見てくださいという二段階か三段階かはこれからの検討にはなりますが、今の御意見を伺いまして配慮の必要があると思いますので、参考にさせていただきます。

落合座員：ありがとうございます。次に保管の部分についてですが、委託が入ることもあるかと思います。法的に第三者提供かどうかというのとは別に、実態上のリスクとしては情報の授受で、環境が変わる等、移転する部分がある意味でリスク自体は生じているのではないかと思います。またもう一つ言いますと、仮名加工処理や紐付けの処理が部分的に手動になる部分もあることからすると、プライバシー情報の漏洩だけではなくて、先ほど少し議論にあったマイナンバーの関係で少し議論になったこととして、要するに事務ミスによる取扱い過誤、別人の個人情報に紐づけて取扱ってしまう可能性が出ないかどうかという点は、リスクとして生じ得る部分です。このような処理を行ってはダメという意味ではなくて、リスクを特定してそれに対する対策をどうしているのかという話だと思います。リスクの特定としては、比較的重要なリスクとして認識していただいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。御指摘のとおり、我々で抜けていたリスクに対する視点等を今回御意見いただけて大変ありがたいので、そういった部分も実際のPIA制度の制度化のところでは一つの、こういった視点からも、リスクの特定のところでは参考に見てくださいというようなことを例示した方がいいと御意見伺って思った次第でございます。

落合座員：ありがとうございます。また、分析モデルと他サービスの関係ですが、この点については情報としてどういう情報を他サービスに提供するかが

重要であると思っています。先ほどまでの議論をなんとなく伺っていますと、おそらく生の情報というよりは、例えばアルゴリズム等の、統計処理された情報ではないかと思われま。ここは生の情報という話になってくると第三者提供するといっても、法的な義務とは別な問題として安心を担保するという意味で監査等の対策まで行うかという話に繋がりやすい部分だと思いま。このため、提供する情報の内容や質が変わってくる部分があり得るので、少し整理していただいた方がいいかと思いま。この分析モデルから他サービスへの展開について、これは委託先がグリップを持つのか、それとも市がグリップを持って、アルゴリズム等の展開を行うのでしょうか。もちろん委託先の事業者がグリップを持ってないと受け入れられないということになる可能性もあると思うので両方の可能性があると思いますが、どちらがグリップを持っているかによって、市民側の受け止めが変わってくる可能性があると思いま。この点は市側がグリップを持つこともあり得なくはないと思いますので、こういった点も御検討いただけるといいと思いま。す。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。今回他サービスの具体的な想定がまだないので、なかなか具体的に申し上げられないのですが、ただ一方で我々が想定しているのは、やはり統計データを連携させるというところで考えているので、その点については御指摘いただいた点も踏まえつつ、参考にさせていただきます。あと落合座員から御指摘のあった「どちらがしっかりとグリップを持つのか」という点も、市民の目線からすると当然ながら「市がグリップを持つべきだ」と思うと思いますので、そういったところはしっかりとそういった形で示せるように構築できればと思っております。

落合座員：いろいろ細かく申し上げまして、失礼しました。

坂下座長：どうもありがとうございました。他に御意見はございますか。では、時間も超過していますので、次の議題に進みたいと思います。

(2) つくば市プライバシー影響評価制度案について

坂下座長：続いて「議事（2）つくば市プライバシー影響評価制度案について」に移ります。事務局で御説明いただきますが、エンゲージメント等分かりにくい言葉がたくさんあるので、解説しながら御説明をお願いします。

〔資料1：議題2について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございました。先ほどユースケースを用いてプライバシーインパクトアセスメントを議論しましたが、それを制度化していくというのがつくば市の考え方で、今制度の骨子案を作られたので、それについて意見を出すということです。18ページ目に論点がありますので、特に市民委員もおられますので、まず「こういう評価項目を評価してくれれば市民は安心です」という御意見をいただいてから、各座員から御意見いただきたいと思えます。残りが30分しかないので一人3分程度でお願いできればと思います。では、冨田座員いかがでしょう。今多分説明を聞いても結構分かりにくいところが多いと思うのですが、こういうことをやってもらいたいとかありますか。

冨田座員：そうですね、案1は見ていて、一個一個見れば分かりますが、段階を踏みすぎていて正直分かりにくいなと思いました。ただ案2になると、逆にA、Bと言われても「どういうことだ？」と思いました。表現は難しいと思いますが、「絶対心配ない」と「こういう心配があります」というどの辺なのかというのがあれば分かりやすいと思います。あと、「データ連携基盤を活用する」ということがどういうことかよく分からなかったです。個人情報を使用するというのは、さっきどなたかが言われた生の情報を使用することかなというのが分かったのですが、連携基盤を活用するというのは、データベースを活用するのかよく分からなかったです。

事務局（高橋補佐）：まず、データ連携基盤を活用するというのが、先ほどの議題1の資料でも図示していたのですが、このプラットフォームと評価シ

システムの中に位置づくところとして、例えば上がってきたデータがデータ連携基盤を通過して予測システムに行きますが、別のサービスで立ち上がったときに、それぞれで一つ一つシステムを組むよりもこういったデータ連携基盤があれば、そこを連携させることによってここが一つのハブとしてつなぐ役目をしてきて、他のサービスとも連携することができるというデータ連携基盤を別途構築しています。今回PIAをする対象については、データ連携基盤を通じてやり取りをするような事業についてはPIAをかけましょう。なぜかという、一つの閉じた環境だったら漏洩の可能性は低くなると思うのですが、データ連携基盤を活用することによって、若干リスクが高まる可能性があるため、前提条件として、こういったものを活用するのであれば、PIAをかけましょうということを経済条件としたところになります。

富田座員：データ連携基盤というのは、アクセスする権限を持った人がそこにアクセスすると、その情報が見られるという理解で大丈夫ですか。

事務局（高橋補佐）：基盤自体には情報はないのですが、基盤を通じて情報に辿り着くことができる。どちらかというと土管のようなイメージです。

富田座員：わかりました。ありがとうございます。

坂下座長：橋本座員、いかがですか。

橋本座員：12 ページのリスク評価のところですが、評価の観点として「影響度」と「起こりやすさ」の二軸で考えた理由をお伺いできますか。

事務局（高橋補佐）：今回最初のところで御説明したとおり、この評価の枠組みは日本産業規格 JIS X 9251 をベースに作っております。その JIS の考え方の中に「影響度」と「起こりやすさ」という二つの観点から評価しましょうというのが示されていて、それを持ってきた形で今回作っているのがつくば市の制度案となっています。JIS から持ってきたというのが、簡単に言うと説明となっています。「影響度」と「起こりやすさ」でリスクマップ等に落とし込むことによって、かなり可視化されるためわかりやすさはあるかとは、

事務局としては思っていますが、もし他の観点が御指摘としてあれば、参考にしたいと思っております。

橋本座員：取扱うデータの種類によって個人に与える影響って結構変わってくるかと思ったのですが、それはデータの性質と影響度を一緒に考えたということですよね。「起こりやすさ」が例えば発生頻度がとても低かったとしても、取扱うデータの種類によってはデータの主体に与える影響って大きくなると思います。そこは合わせて考えているということでしょうか。

坂下座長：一般的にはそうです。データの種別と影響度というのは一緒に考えていて、例えば病歴データと、年齢だけというデータを「甚大」とか「重大」で分析をしてマッピングしていきます。今の事務局が言った JIS っていうのは、国際標準になったものが定規のように尺度として作られており、それをあてがうと、誰がやっても同じ目線でリスク分析ができるというものになっています。

橋本座員：ありがとうございます。

坂下座長：ありがとうございます。また時間があるときに解説もしたいと思います。

橋本座員：ありがとうございました。

坂下座長：そうしましたら、落合座員から名簿順で指していきますので、お一人大体3分程度で御指摘いただければと思います。落合座員、お願いします。

落合座員：ありがとうございます。今議論に出ていた点の他にも、前半の部分でも議論されていた点で重要とっておりましたのが、どう分類するかもさることながら、どういう言葉使いや用語で説明していくかが重要だと思っています。テクニカルタームというのは、少なくともそれを中心にした表現として使うことは避けた方がいいのではないかと思います。先ほどの LGWAN という言葉もそうでしょうし、連携基盤もそうなのかもしれません。どういう仕組みでどういうことを行っているのか。これを例えば「専門用語として

書くのであれば、データ連携基盤です」、「これは LGWAN のことを指しています」、「これは仮名加工情報のことを指しています」等を注釈的ということはあるとは思いますが。専門家で見ると人もいるかもしれないので、そういう方々にとって分かりやすいようにということも考慮することもあるかもしれません。ただし、全般として市民の方々が読んで、別な資料等を調べないと分からない内容になってしまうと、市民向けに情報開示をしている意味が必ずしも十分ではないのではないかと感じました。そこはぜひ言葉として整理をしていただくことがまず大事かと思えます。開示する内容について詳細な情報と詳細ではない情報のどちらか択一である必要があるのかもあろうかと思っています。つまり、基本的には簡略版・要約版を見てくださいという形にして、もし本当に気になるのであれば詳細版も見えていただけるようにという形で作っておき、両方準備しておくこともあり得ると思えます。主に市民の方には色々な説明の機会などあれば、簡略版で説明し、読んでいただくという形にしていくこともあるのではないかと思います。

最後に、リスク評価について「高」、「中」、「低」、や「起こりやすい」、「起こりにくい」というのも、もしかするとそれ自体がどういう相場感で言われているのかが、なかなかわからない部分があるかと思えます。ここでカテゴライズ分けをすることが本当にいいのかどうかを考える必要があります。「こういう問題がありそうなので、こういう対策をしています」という形に、「リスクとしてはこういうものがあります。こういう対策をしています。この問題は残っている、もしくはここについては利用者の方で注意してほしい。」等があれば、そう書いておく形にしていった方がいいとも思えます。結局実施できるものは全部、例えば「低い」と整理されているだけではないかとなってしまうとあまり意味がないような気がします。とはいえ最初に申し上げた、あまり専門的なものになったり、必要以上に細かくなったりしすぎないように、できるだけ一番気になりそうなものについて書

いて、それに対する対策を特に概要版では書いていくことが大事ではないか
と思います。

坂下座長：ありがとうございます。鈴木座員、いかがでしょうか。

鈴木座員：ありがとうございます。私も今の落合座員の意見に近くて、基本的
には案1と案2と両方使うべきだと思います。特に案2の方の総合は、単純
に案1、当然存在する最も高いリスクを提示するべきなので、それを要する
に総合評価とすればいいだけではないかと思いました。むしろ「対策度合い」
というのは個人的にはいらなないと思いました。安全レベル評価とリスクマッ
プが両方あるのはちょっと分かりづらい。当然リスクがもともと「Cという
リスクがある中で、こういった対策をすることによって、発生する頻度が低
くなりますから、そのリスクはDでいい」という書き方で十分で、その上で
も拭えないCが残るのであれば、「これは最低Cというリスクを有するサー
ビスです」ということで仕方がない。それは要するにCの詳細が見たければ
案1を見ますが、案2ぐらいの形で、ABCDEで出ていて、対策が難しい
から、これもここを見せるのではなくて、我々で決めるべきだと思います。
医療機器もそうですが、軽減するために、例えば「電気感電しますよ」等の
マークがついている形で、「電気があるのだ」と分かるぐらいにしておいて、
対策はそれを書かなくてもいいぐらいで頻度が起きないとしたら書かない。
でも、そこに電気マークがあるということは、漏電する可能性があるとは分か
るという程度でいいのではないかと思います。総評コメントは検討いただい
て大変ありがたいと思っていて、結構これは大学の倫理委員会でもよく一番
議論になる。「経済的」はあまり大学の実験ではないですが、実験参加者に
とってもやっぱり、「身体的」、「精神的」な部分が明確になることは重要
なので、私は、案2の対策は書かなくてもいいけれど、総合評価はちゃんと
この前の案1のようなもの、これも「理由」ではなく「根拠」という表現に
していただきたいと思います。「こういう根拠に基づいてこのリスクにしま

した」という根拠をちゃんと記載すれば、皆さん納得するかと思います。総合評価は、僕は案②はありえなくて、これは要するに平均は複数独立なものに関しては意味を持たないので、中央値が取れない。ここは最低値である案①がいいかなと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。それでは、平山座員をお願いします。

平山座員：8ページの全体像から少し申し上げたいのですが、今回評価を「庁内機関 部長等から構成」と書かれていますが、ここはいわゆる CPO（チーフプライバシーオフィサー）のような責任者を誰にするかという、構造的に誰が責任を負うのかというところを明確化するのが極めて重要な論点ではないかと思っています。第三者による審査はあってもいいとは思いますが、CPO を支えられる諮問機関としてしっかりと相談できる人たちであるべきです。ややもすれば専門家という表現を使ってしまうと、第三者がいいと言ったからいいと言って、お互いが責任を逃れ合うような関係性になってはいけないと思うので、その明確化があるべきと思っています。この表にはしっかり書かれていますが、リスク対応が不十分だった場合は改善要求を行って、ヒアリングなどをやり直すというフローになっていることに鑑みれば、最終的な成果報告書でダメという状況でペーパーが出てくることはないであろうと思っています。市の事業としてできる最低限のところを担保した状態でしか基本的には PIA の報告書が出てこないフローだろうと仮定すると、正直私は案1、案2はどちらでもいいのかなと思っています。それよりも作る側の手間等の負担が大きくならないで、分かりやすい形であれば、市民向けという意味では良いのではないかと。内部で評価すべきは客観的にやり取りができる状況でないと、コミュニケーションがロスしてしまうところがあると思うので、そこは気をつけられたら良いのかと思います。最後、気になる点としてはPIAを行うタイミングです。事業が企画されたところで始めておかないと、事業者側のシステムが対応できない、追加のコストが求めら

れるといったことが往々にして起きてしまうと大変なので、PIA を一緒に考え始めるタイミングがどのタイミングなのか。事業が決まってからではちょっと遅いのではないかと考えていて、そこは少し気になります。あと公表は、最終的にパブコメのような形で公表してから、もし批判が多ければ対応を変えらるというようなことがあり得るのか。もうきちんと決定としてやると報告するだけなのか。それによって、最終的なこの案1、案2の見せ方は変わってくるという気もしました。ここはこれからの議論になるかもしれないですけど、気になる点としてコメントだけさせていただきます。

坂下座長：ありがとうございます。藤光座員、いかがでしょうか。

藤光座員：ありがとうございます。一応念のためですが、次回も同じテーマになると聞いておりますので、今日の論点は多いと思うのですが、次も引き続きという観点でコメントしますので、皆さんもその点を念頭に置いていただければと思っています。平山座員の指摘に近いのですが、評価そのものの責任の主体、しかもその評価がどの段階の評価の主体なのか、それぞれどこにあるのかを明確にしないとイケないですし、評価項目の中にはデータの管理主体がどのようになっているのかをしっかりと評価に入れるなど、ガバナンスがどのように効いているのかもしっかりと入れるべきではないかと思いましたが。特に、今日市民委員のお話も聞くと、市で管理しているかどうかはかなりキーワードになってくると思うので、項目等次回もう少し議論すると思いますが、議論できればいいと思った次第です。公表の方法については、もう少し事務局でもパブコメなのか、どういうプロセスをやっていくのか、どういう処置法がいいのか、それによってどういう対応をとるのかは詰めるべきものかと思うので、多分次回事務局から案を聞かせていただけるとありがたいと思いました。

坂下座長：どうもありがとうございます。水町座員、御意見お願いします。

水町座員：まず10ページ目について「身体・財産・精神の影響度が高いと想定

される情報が含まれるか」というところですが、箇条書きで書いてあるのは個人情報の種類のように思っていて、身体・財産・精神の影響度が高いことをどう判断するかっていうことが必要なのではないかと思います。それから、NOで右下に落ちていくところの例で「位置情報、購買履歴等」とありますが、基本的に位置情報はセンシティブ情報と考えられていると思いますので、Noの例としては適切ではないかと思いました。購買履歴等についても、個人情報に該当する可能性は十分あって、公権力として市民の購買履歴を取得することがNoの例になるのかっていうところも、Noの例を御検討いただいた方がいいかと思います。

あと11ページ目左側の個人情報保護委員会資料ですけれども、これは民間向けだと思いますので、例えば「利用目的の通知や同意」は公的機関には当てはまらない部分もあるので、そのあたりの御検討が必要かと思いました。

12ページ目について、JIS規格上も悩ましいところだと思うのですが、「起こりやすさ」、「影響度」の1、2、3、4をどう判断するのか。説明は書いてあるのですが、2なのか3なのか、それをどうやって、どういう基準で判断するか、着地の基準がどうされるのか、というものの検討が必要なのではないかと思います。皆さんで議論されて判断するのか、それとも一定の基準があるのかというところです。

14ページ目について、これも一般論としてはよく理解できるのですが、行政機関・自治体としてリスクの移転であるとか、リスク保有が許されるのか。保険を活用すれば、影響レベルが高くてもやってしまってもいいのか。影響レベルで起こりやすくない2-2ぐらいだったら保有でもいいのか等の点も精査が必要ではないかと思います。

坂下座長：どうもありがとうございました。今の皆さんから出た意見ですけど、やはり案1、案2というのが右と左に極端に割れているので、その中庸をよく考えた方がよいという御意見が市民委員から出ていました。また、可視化

をする話、ガバナンスを利かせる責任者をどう考えるのかという話や今の水町座員がおっしゃったのは、「定規の尺度は出ているけど、じゃあこれは1センチ、2センチというのはどうやって判断するのかというところがないでしょう」というのを御指摘されていて、先ほど藤光座員から次回も同じ議題ということなので、その辺をよくまた詰めていただいて、次回御報告していただければと思います。あと今日の議題1と議題2でトータル的にあったのは、やはり市民の座員も出ていただいているので、万人がわかる言葉で書かないといけないというのは共通な話題だったと思いますので、そこは今後の資料作成や内部で詰めるときに御議論いただければと思います。

時間の限りもあるのですが、その他何か御意見、御質問が全体通して何かございますか。第4回の懇話会に向けてこうした方がいいということがあれば、御提案いただきたいのですが、何かございますか。

藤光座員：私からよろしいでしょうか。「データ連携基盤」という言葉は一般的になかなかイメージが湧かないと思うので、具体的にこの市でデータ連携基盤を使ったサービスが、特にヘルスケアはまだないのですが、例えばこういうのがあり得る等を少し示した方がいいと思うので、次回もそもそもの議論になるかと思っているので、ぜひ市側でも考えたいと思っています。

坂下座長：そうですね。事例があると分かりやすいです。平山さん、何か海外でこういうのは事例があるのでしょうか。

平山座員：PIA 自体はいくつかあると思います。データ連携基盤は、連携基盤という概念をどう捉えるかによって変わってきてしまうのですが、そこまで各自治体単位で何かがあるかというところ、私が聞いている限りはあまりないです。

坂下座長：つくばが第一号になるかもしれないということはフロンティアですから大変だと思いますが、ぜひ事務局には頑張ってください、市民じゃなくて国民が分かるものを考えていただければと思います。落合座員、何か御

意見あればお願いします。

落合座員：ありがとうございます。PIA を実施して制度化するに当たっては、第三者機関の話も出ていましたが、誰がどういう形で定めるかもさることながら、全体としてそれをどう事業開始に当たっての手續の中に組み込んでいくのかということと、第三者機関が止めなくても市がこういう場合だったら止めるということがあるかが大事かと思います。市が止めることがあれば、それはそれでいいのかもしれませんが、そういう意味では権限の設定と手續を合わせて総合的に設計して見せていただいて、これは何らかの形で適切に実効性ある形で止まるようになっていくということであれば、一つ実施した意味がある制度になっていると思います。そういう意味では、第三者制は必ず第三者機関ではなくても、自治体がさらに審議会をちゃんと作ってそれを回していることでもいいのかもしれないので、そのプロセスと、どこでどう止められるかという話だと思うので、次回までにぜひまとめていただければと思いました。

なお、念のためですが、委託先が変わっただけで全部審査し直しとなると業務が回らないと思うので、PIA を実施する場合を本当に重要な場合になるように、プロセスとして組んでおいていただくことも大事だと思います。同種同様のリスクであれば省略可とすることが、いろいろな審査制度の中でも一般的にありえる対応だと思います。

坂下座長：ありがとうございます。鈴木座員、どうぞ。

鈴木座員：次回に対してのコメントですが、クラッカーではなく、いい意味のハッカーによるハッキングとして、例えばデータ連携基盤はデータベースを外に持つのではなく、市として持っているデータベースのところにデータを置いておいて、連携基盤側は使うときだけ使うので、外側にデータが残りませんという素敵な理想を言っているのですが、第三者が全てのデータをコピーすることも不可能ではないのではないかと思います。このリスク評価はこ

ういう悪いことも起きるだろうという考えがどのくらい張り巡らせるかが重要かと思うので、変な話まだ綺麗な例が多いなというか、ファンタジーでは困りますが、もう少し悪い例というかある程度その悪意のあるものがあるということを前提に、少しそういう例もあるといいと思います。市役所に紙が置いてあってそれが盗まれるとかもないだろうという感じがするので、それ以上に第三者の側が、別に市にはやっていませんと言うけれど、データは全部持ってしまいう等普通にあるのではないかと思うので、悪知恵を働かせる方法についても御検討いただければと思います。

坂下座長：令和2年と令和3年の個人情報保護法の改正は、結局民間と国と自治体の垣根を取りました。今まで自治体だけしかできなかったことが、民間もやってよくなっているわけです。その中では、悪意があろうがなかろうが、今鈴木座員がおっしゃったようなことは起こりうるわけで、そういうもののリスクも考えた方がいいのかもしれないですね。そろそろ時間になりますが、何か言い残したことがあれば挙手いただければ御発言可能ですが、大丈夫でしょうか。それでは、本日予定した案件は全て終了しましたので、長時間ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

事務局（前島課長）：長時間に渡り、御議論いただきありがとうございました。大変活発な議論がいただけたのではないかと考えています。次回の懇話会は、12月頃の開催を予定しています。次回も今回と同じテーマで御意見いただいた点を踏まえた資料をお示しして御議論をいただきたいと考えております。後ほど、事務局から座員の皆様に日程調整のメールをお送りさせていただきますので、御回答のほどよろしく願いいたします。以上で、第3回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を閉会とします。ありがとうございました。

第3回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会

日時：令和5年(2023年)9月27日(水曜日)13時～15時

場所：つくば市役所2階203会議室(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 議事

(1) ユースケースの紹介、想定されるプライバシーリスクについて

(2) つくば市プライバシー影響評価制度案について

3 その他

4 閉会

○配布資料

資料1 ユースケースの紹介・つくば市プライバシー影響評価制度案

資料2 参考資料編：つくば市プライバシー影響評価制度案の詳細

資料3 (仮称)つくば市版健康寿命予測システムの主要データ項目

議題 1 ユースケースの紹介

ユースケースに想定されるプライバシーリスクについて



先端的医療介護サービス（つくばヘルスケア①）

『生活・医療の情報をもとに健康な生活を』

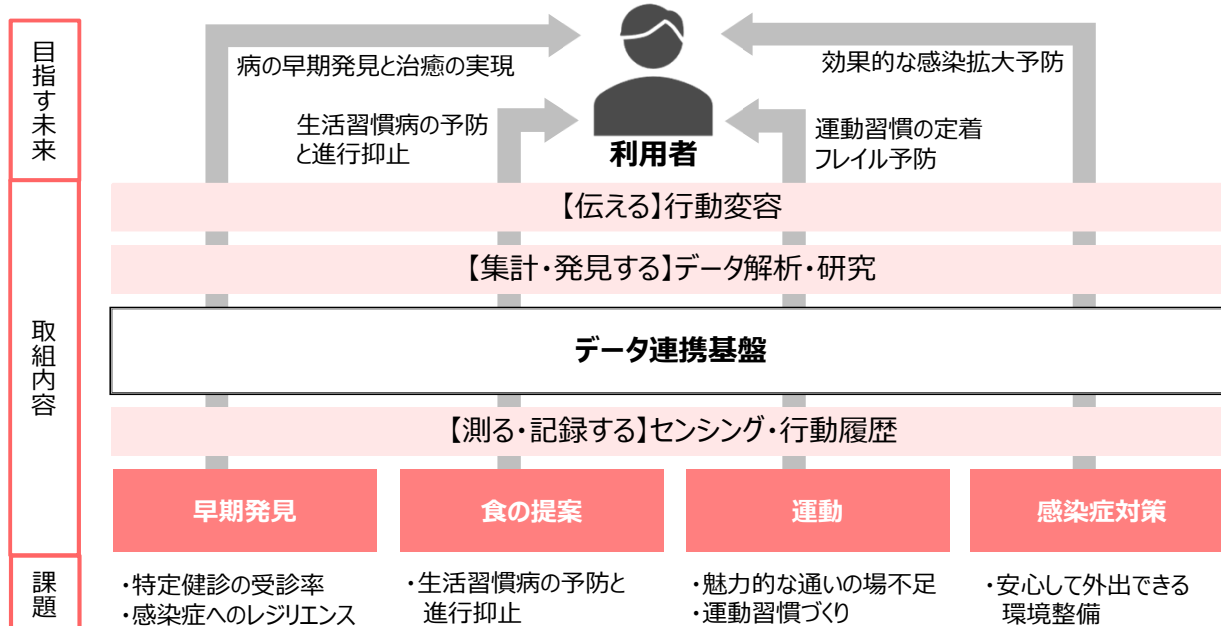
つくば市が抱える問題

- 高齢者の病気療養や要介護の期間が長期化（平均寿命と健康寿命とのかい離）
- 標準化医療費全体に占める生活習慣病は約5割であり、茨城県の標準化医療費よりも高額
- 特定健診の低受診率
- 高齢者の外出の機会や意欲が低下。他方、感染症の流行下では、外出を自粛するなどの活動縮小が必要

目指す未来と取組内容

- 生活情報と医療情報に基づいた食のレコメンドを実施し、糖尿病等の生活習慣病を予防・進行抑止
- コミュニティの形成支援と運動の習慣化により、外出意欲を創出、運動習慣の定着とフレイル予防を実現
- 行動タイプ別の勧奨通知を行い、病の早期発見と治療を実現
- 体温管理等による健康予報により、効果的な感染拡大予防

① 医療情報や生活習慣情報活用による健康寿命延伸



食事の内容が個人に合った食材が自動で配送され、顔認証で本人確認の上、受け取るイメージ▼



▲ウェアラブル・デバイスで日々の運動情報やバイタルデータを送信するイメージ

規制の特例措置

（臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設）

- 検体測定室で得られた測定結果の診療利用を可能とすること。

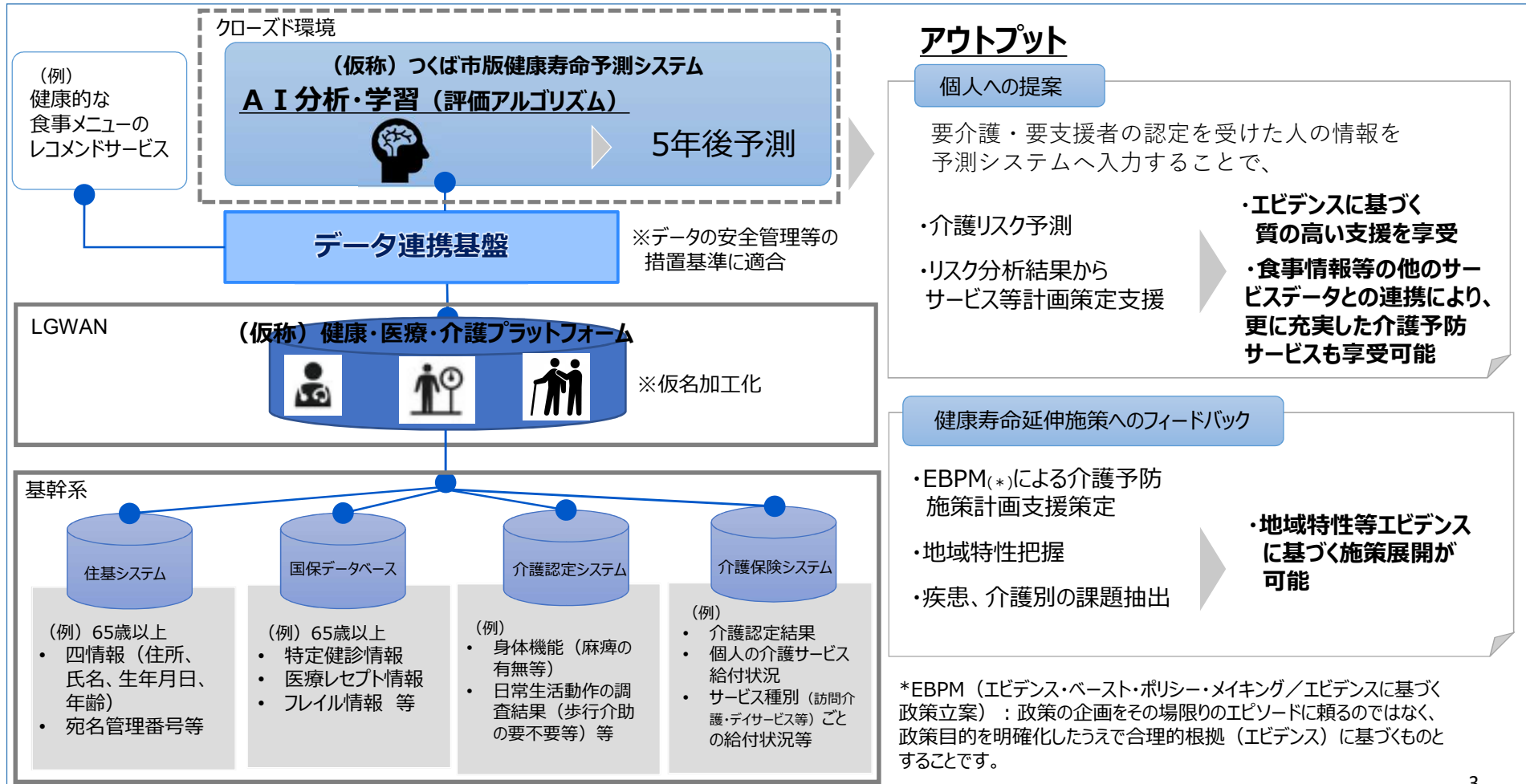
ユースケースの概要

＜ユースケースの例＞

健康・医療・介護関連の情報データを活用した「（仮称）つくば市版健康寿命予測システム」

効率的な介護予防に資するアプローチを行うには、科学的根拠に基づいた効果的な取組を行うことが課題となっている。高齢者の健康状態や活動に関する情報についてデータベース化し、経年的な評価やAI分析を活用することで科学的根拠に基づく質の高い介護サービスを提供し、介護予防施策を効果的に推進する。

※このユースケースは検討段階の想定であり、この形態で事業化を決定しているものではありません。



ユースケースにおける出力情報イメージ

・エビデンスを基にしたAIによる分析結果のイメージ（案）

個人課題別カテゴリーアプローチ

介護リスク分析結果から、個別に想定される支援内容、支援概要、関連アセスメントやモニタリング項目、関与すべき専門職等を出し、サービス等計画策定を支援

【概要版（項目一覧）】疾患別ケア：脳血管疾患1期（病状が安定し、自宅での生活を送ることが出来るようになる時期）

大項目	中項目	小項目	想定される支援内容	支援の概要、必要性	適切な支援内容とするための関連するアセスメント/モニタリング項目		関与すべき専門職
					主なアセスメント項目 ※内容の詳細や留意点は本編を参照	主なモニタリング項目 ※内容の詳細や留意点は本編を参照	
1 再発予防	1-1 血圧内服薬の管理の支援	1-1-1 基本的な疾患管理の支援 ※基本ケアも重複するが特に留意して実施	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。 定期的な受診を維持することで、治療の効果を高める。病状に対する不安を軽減し、生活習慣を改善する。 本人・家族等日常生活の負担を軽減し、適切な管理を行うことで、再発の発生、病状悪化の早期発見も可能。	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。 定期的な受診を維持することで、治療の効果を高める。病状に対する不安を軽減し、生活習慣を改善する。 本人・家族等日常生活の負担を軽減し、適切な管理を行うことで、再発の発生、病状悪化の早期発見も可能。	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。 定期的な受診を維持することで、治療の効果を高める。病状に対する不安を軽減し、生活習慣を改善する。 本人・家族等日常生活の負担を軽減し、適切な管理を行うことで、再発の発生、病状悪化の早期発見も可能。	医師、看護師、介護職	
		1-1-2 血圧等の体調の確認	血圧の変動が異常に高い場合、医師に相談し、適切な治療を受ける。1期では病状の状況を確認することも重要。	血圧の変動が異常に高い場合、医師に相談し、適切な治療を受ける。1期では病状の状況を確認することも重要。	血圧の変動が異常に高い場合、医師に相談し、適切な治療を受ける。1期では病状の状況を確認することも重要。	医師、看護師、介護職	
	3 家庭（日中）血圧・脈拍等の把握が可能な体制を整える	血圧の変動は日常生活の範囲で観察し、家庭血圧は治療方針の決定に大きな影響を与え、適切な治療を受ける。不安や疑問の発生時の対応も必要。	血圧の変動は日常生活の範囲で観察し、家庭血圧は治療方針の決定に大きな影響を与え、適切な治療を受ける。不安や疑問の発生時の対応も必要。	血圧の変動は日常生活の範囲で観察し、家庭血圧は治療方針の決定に大きな影響を与え、適切な治療を受ける。不安や疑問の発生時の対応も必要。	医師、看護師、介護職		
	1-1-3 環境整備	環境変化が大きい再発リスクが高まるため、まずは生活の状況、中心となる生活空間（居室）の環境を整える。 再発リスクの低い生活空間（浴室、トイレ）を整える。 移動が困難な場合は、必要に応じて介護用具や手すりなどを設置する。 居室での一日の生活リズムを整え、夜間の起立、再発リスクの低い生活空間を整える。	本人の身体状況（歩行能力、視覚、聴覚）に応じた環境整備（手すり、歩行補助具、浴室・トイレの環境整備）が必要。 居室での生活空間（浴室、トイレ）を整える。 移動が困難な場合は、必要に応じて介護用具や手すりなどを設置する。 居室での一日の生活リズムを整え、夜間の起立、再発リスクの低い生活空間を整える。	本人の身体状況（歩行能力、視覚、聴覚）に応じた環境整備（手すり、歩行補助具、浴室・トイレの環境整備）が必要。 居室での生活空間（浴室、トイレ）を整える。 移動が困難な場合は、必要に応じて介護用具や手すりなどを設置する。 居室での一日の生活リズムを整え、夜間の起立、再発リスクの低い生活空間を整える。	看護師、PT/OT、介護職		
	1-1-4 その他の脳血管疾患の管理の支援について別途提供する	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。（※各疾患の個別的管理は本編の別表を参照）	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。（※各疾患の個別的管理は本編の別表を参照）	再発予防や生活の質向上のために、起こらない生活習慣の管理の支援が必要。（※各疾患の個別的管理は本編の別表を参照）	医師、看護師、管理栄養士		

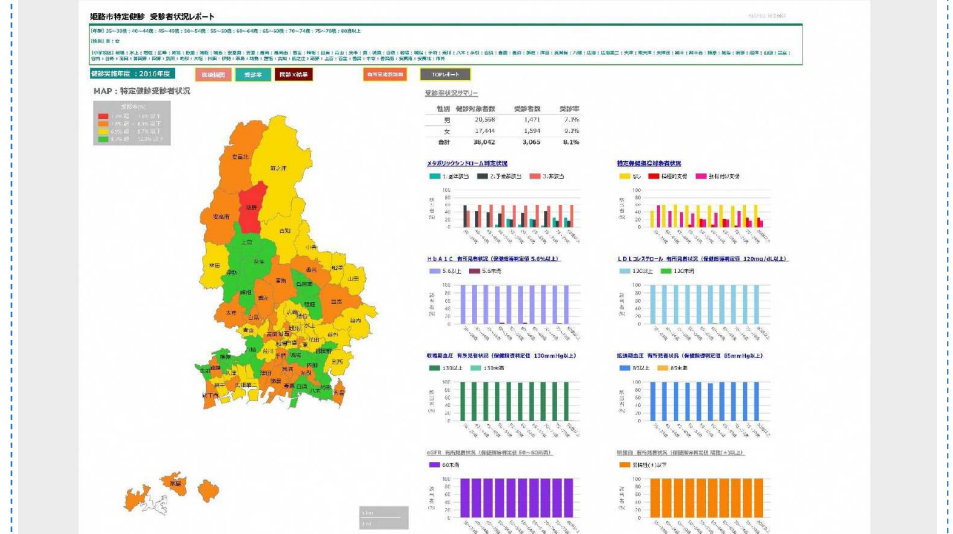
出典：株式会社国際社会経済研究所
令和3年度 老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
ホワイトボックス型AIを活用したケアプランの社会実装に係る調査研究報告書

地域分析イメージ

介護リスク分析結果から、市の地域特性や疾患、介護別の課題抽出し、EBPMIによる介護施策の展開に活用

市内に閉じたデータ利用の具体例 姫路市分析基盤

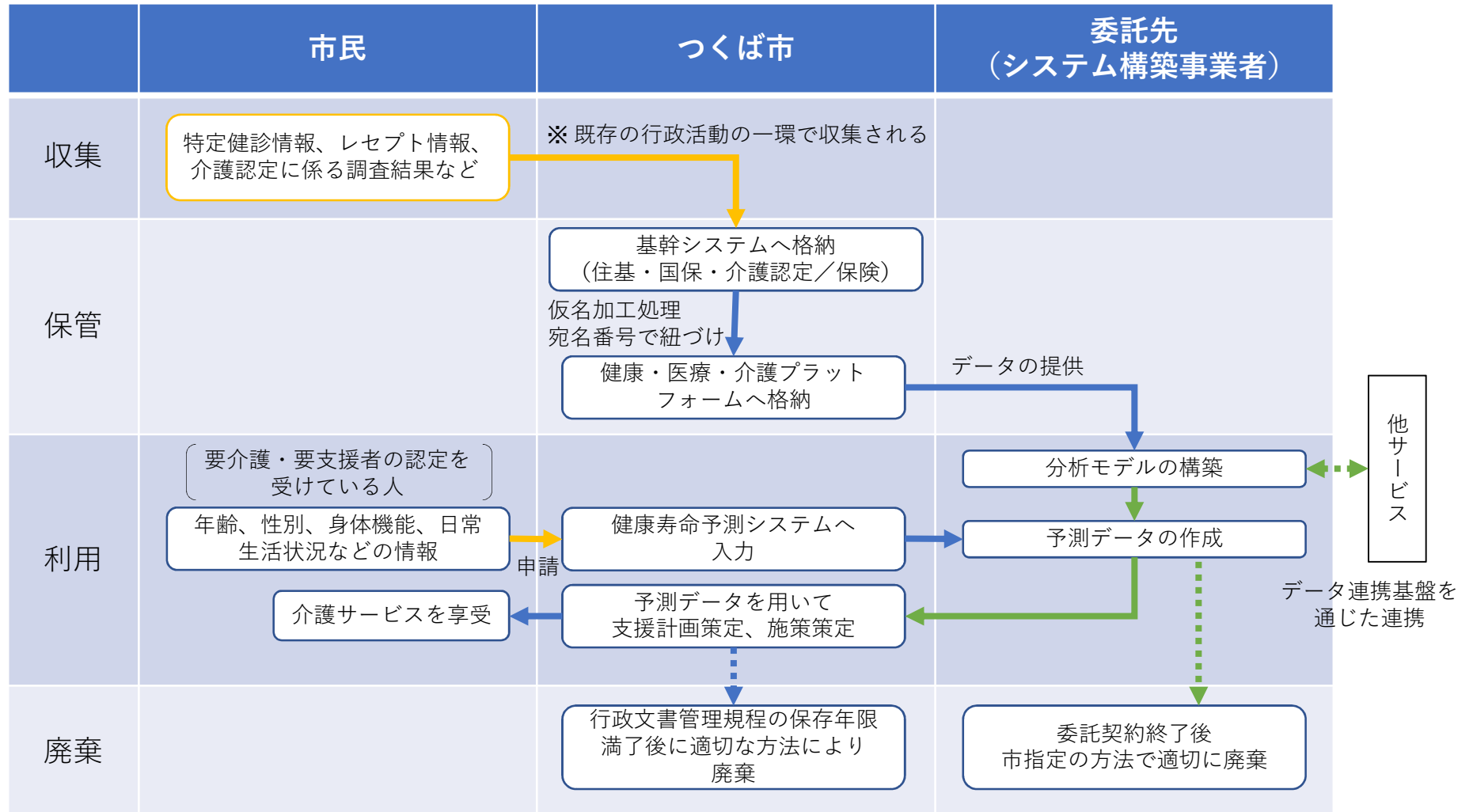
※数値はダミーです



出典：地方公共団体情報システム機構市町村職員による情報化に関する研究会
「地方公共団体におけるデータ活用推進に関する研究報告書」

ユースケースの個人情報の処理フロー

< 個人情報のフローの整理 >



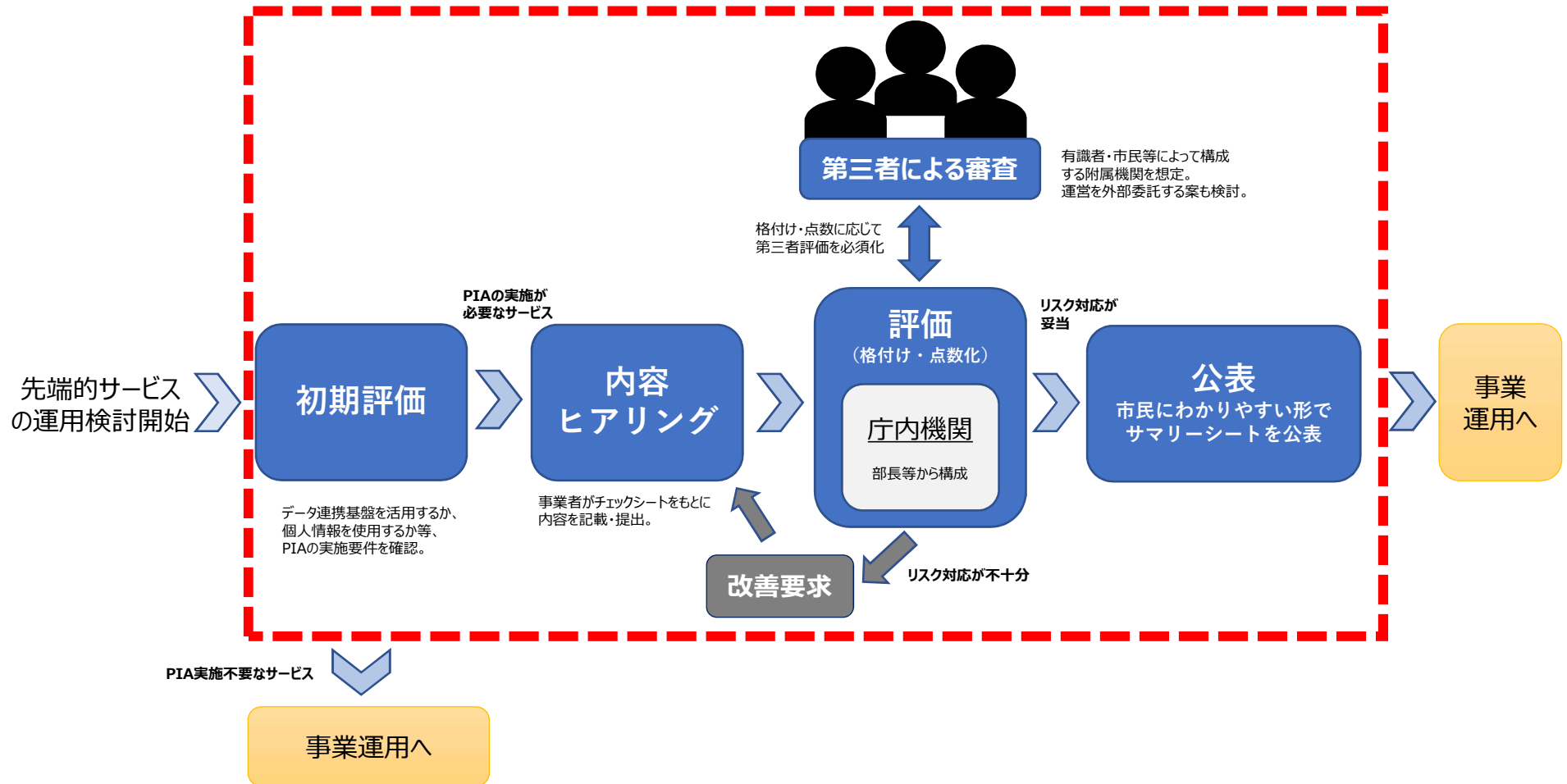
ユースケースがもたらすベネフィットとリスク

		ステークホルダー	
		市民	市
事業	ベネフィット	<p>【一般市民】病気にならないように気を付けるべきことが、今まで以上に分かるようになる。</p> <p>【要介護者】介護計画の質の向上が期待でき、今まで以上に、自分に寄り添ったケアを享受できる。</p>	<p>【財政】より健康な市民が一人でも増えることで、財政支出の低減を期待できる。</p> <p>【政策立案】EBPMに基づく実態に即した介護施策を効率的に実施できる</p>
	リスク	<p>【要介護者】新たに採り入れられた計画が自身に合わず、ストレスとなる。</p>	
プライバシー情報のリスク (例)		<p>【保管】「(仮称)健康・医療・介護プラットフォーム」がサイバー攻撃等を受けるなど、何らかの理由で「宛名管理番号」を含むプライバシー情報が漏洩、かつ担当者の不手際で庁舎内で管理している基幹システムの紙帳票を紛失するなどして外部流出したことで、「宛名管理番号」に該当する個人が紐づけられてしまった場合、市民個人の病歴など機微な情報が漏洩してしまう。</p> <p>【利用】「(仮称)つくば市版健康寿命予測システム」を利用する担当者が条件入力を入れ間違えたため別の市民を想定したレポートが出力、それが介護計画に反映されてしまった。</p>	

事業の実施にあたって、プライバシーリスクに対して対応可能なか否かの評価が必要

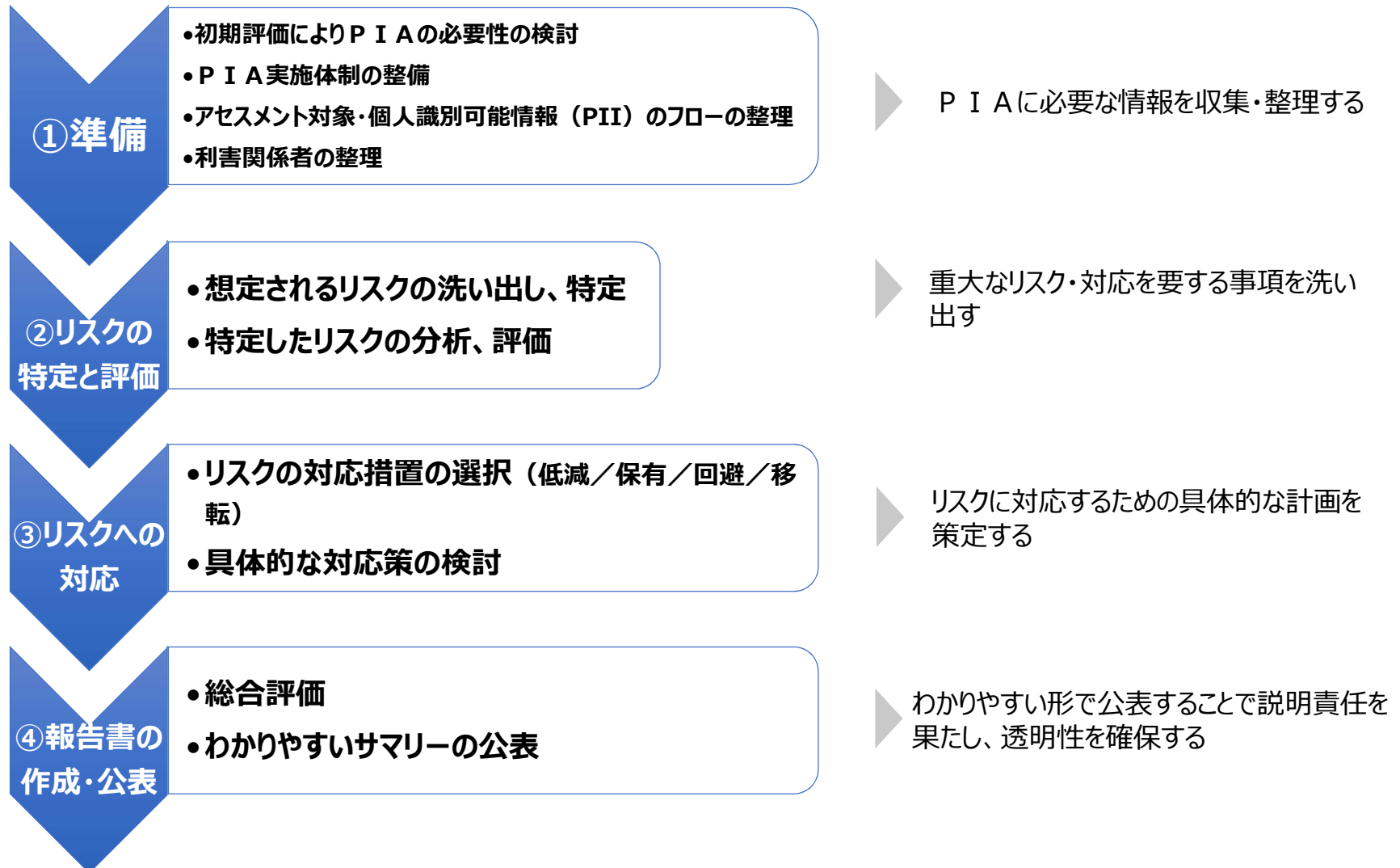
議題2 つくば市プライバシー影響評価制度案について

つくば市プライバシー影響評価制度の全体像（案）



PIAのプロセス（全体の流れ）

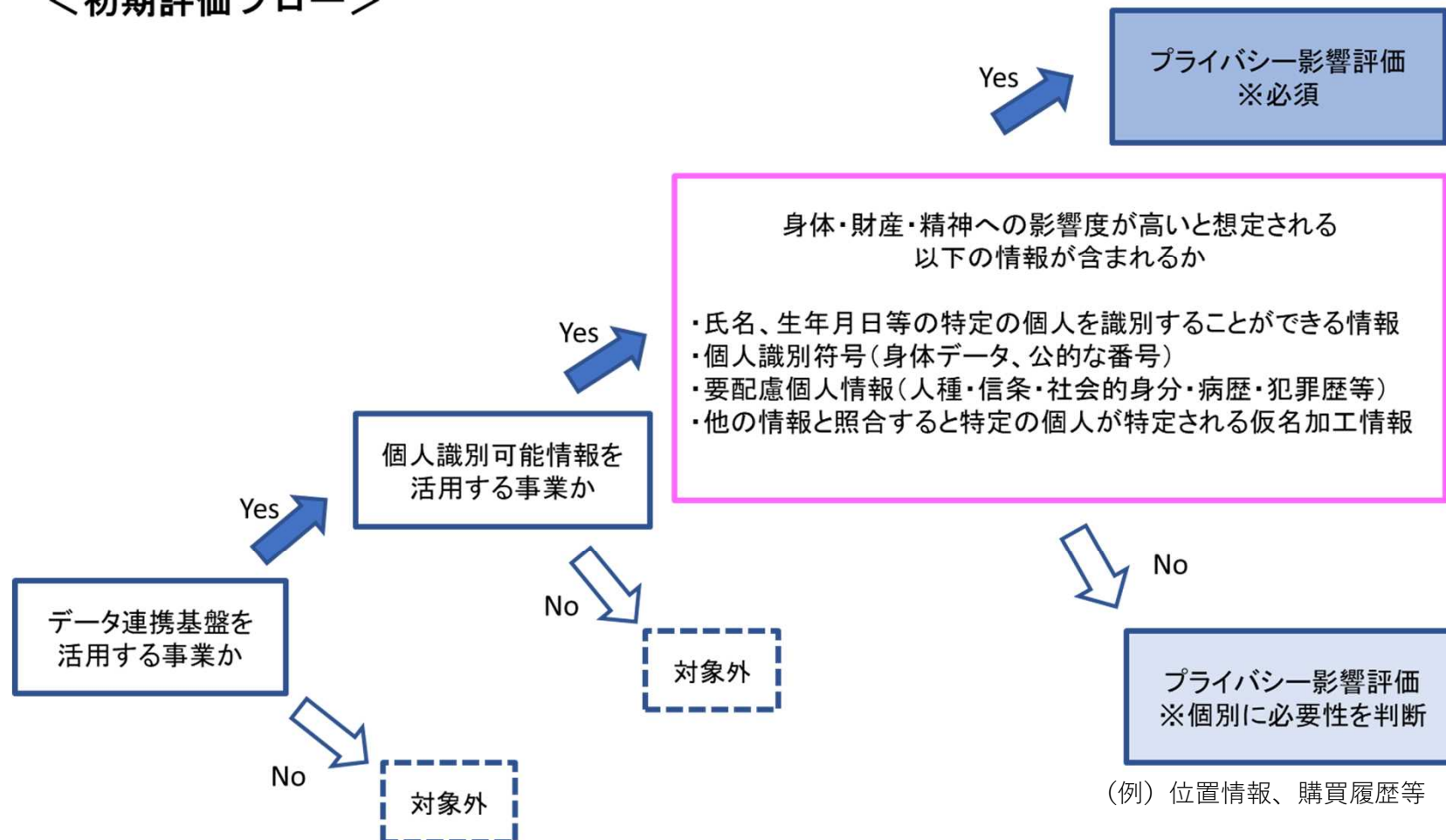
以下のようなプロセスでPIAを実施することを想定する。



PIAのプロセス（①PIAの実施要否の検討、準備）

- 個人を識別可能な情報を取り扱う事業の実施もしくは見直しにあたって、PIAを実施する必要があるのか否かを検討する。（初期評価）
- PIAが必要と判断された場合、収集・保管・利用・廃棄のプロセスごとに、個人情報等のフローを整理する。また、利用者や委託先等の利害関係者（処理によって影響を受ける可能性のある人、処理する可能性のある人）を特定する。

<初期評価フロー>



PIAのプロセス（②-1 リスクの特定）

- 整理したフローの段階ごとに、事業者側・利用者側の双方に想定されるリスク要因を洗い出して明示する。

【リスク特定の着眼点（例）】

- 利用目的の通知や同意が本人に分かりやすい形で行われているか。
- 本人が、自らの個人情報等がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できるか。
- 個人情報等が過剰に収集される可能性がないか。
- 本人からの各種請求への対応は滞りなく行われるか。
- 権限のない者が個人情報等に不正にアクセスする可能性がないか。
- 個人情報等の紛失、盗難又は不正に持ち出される可能性がないか。
- 不適正な個人情報等の編集、紐づけ、分析等の利用が行われる可能性がないか。
- 不必要に保有し続ける情報がないか。

【引用】令和3年9月14日開催

個人情報保護委員会資料

「個人情報保護のための民間の自主的取組の促進について」

	想定されるリスク要因
収集	<ul style="list-style-type: none"> 同姓同名など、他人の情報と誤って基幹システムへデータ入力してしまう。 ：
保管	<ul style="list-style-type: none"> 収集された各種データの一部が不備のある状態で保管され、その内容が以後の分析フェーズなどでもそのまま用いられる。 ：
利用	<ul style="list-style-type: none"> 担当者が条件入力を入れ間違えたため別の市民を想定したレポートが出力、それが介護計画に反映されてしまった。 ：
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 委託期間終了後も事業者側がデータ廃棄を怠った結果、不正アクセス等で一部情報漏洩が発生する。 ：

PIAのプロセス（②-2 リスクの評価）

- ・ 特定したリスクについて、「影響度」及び「起こりやすさ」の観点で評価を実施

・ 影響度

レベル		データ主体への影響	影響を受けるデータの性質
4	甚大	不可逆的な結果に直面する可能性（債務不履行、長期の心身疾患、死亡等）	不正開示・滅失等によりデータ主体の存在・健康・自由・生命に影響が及ぶもの（刑罰、人事評価等）
3	重大	対処可能だが、深刻な困難を伴う重大な結果に遭遇する可能性（資金横領、健康状態悪化等）	不正開示によりデータ主体の評判に影響が及ぶもの（所得、社会保障データ、罰金情報等）
2	限定的	対処可能だが、困難を伴う重大な不都合に遭遇する可能性（余分なコスト発生、体調不良等）	アクセスに正当な利益を要するもの（限定公開のファイル等）
1	無視できる	影響なし、または煩わしさや苛立ちを覚える可能性	一般的にアクセス可能なもの（電話帳など）

・ 起こりやすさ

レベル		起こりやすさ
4	頻繁	脅威の実現は極めて容易である （例：ロビーに保管された紙文書の盗難）
3	起こり得る	脅威の発生可能性がある （例：入館手続きを要する部屋からの紙文書の盗難）
2	起こりにくい	脅威の発生は困難 （例：入館証読取機で保護された部屋からの紙文書の盗難）
1	起こらない	脅威の発生可能性はない （例：入館証読取機とアクセスコードで保護された部屋からの紙文書の盗難）

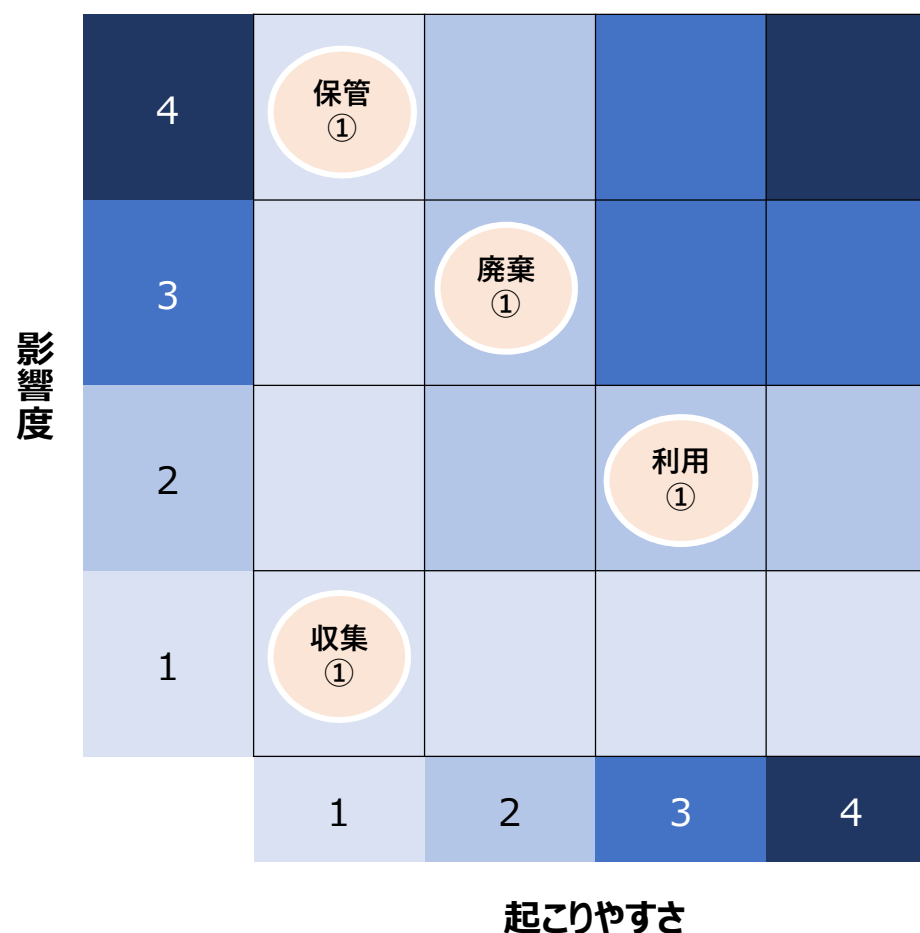
PIAのプロセス (②-2 リスクの評価)

- ・ 想定されるリスクについて、影響度・起こりやすさを分析する。
- ・ 影響度、起こりやすさにより、リスクをマッピングして評価する。

<リスク分析例>

プロセス	リスクシナリオ	取組状況	影響度	発生度
収集	①事業に不必要な情報を収集していないか。 :	分析に必要最低限の情報を収集するよう入力フォームを設計する。	1	1
保管	①サイバー攻撃を受け、情報が漏洩する。 :	I SMSを取得している。	4	1
利用	①不特定多数の者が情報にアクセスできる形になっていて情報が漏洩する。 :	使用する担当者を限定する運用にしている。	2	3
廃棄	①委託業者が過去のデータを残存させていて情報が漏洩する。 :	委託期間終了後には速やかに事業者から市側にデータを返却させる。	3	2

<リスクマッピングイメージ例>



PIAのプロセス (③リスクへの対応)

- 分析結果を「影響レベル」と「起こりやすさ」の2軸からなる「プライバシーリスクマップ」に落とし込み、リスクの状況を俯瞰できるようにする。
- 影響度が高く、発生可能性も高い場合は、事業の前提条件の変更などリスク回避策を検討する。【①】
- 影響度は低いものの、発生可能性が高い場合、もしくは影響度は高いものの、発生可能性が低い場合は、適切な対策を実施することでリスクを移転または低減する方法を検討する。【②】【③】
- 影響度が低く、発生可能性も低い場合は、追加的な対策や特段の見直しは行わず、そのままリスクを保有する。【④】

【プライバシーリスクマップからの対応検討イメージ】



PIAのプロセス (④報告書の作成・公表 - 総合評価)

参考資料編
: P14-15

総合評価の見せ方 案1

● リスクシナリオ別評価

「スマートシティセキュリティガイドライン」(2021年総務省発行)で記載される対策一覧

リスクシナリオ	リスク分類 ①身体への影響 ②財産への影響 ③精神への影響	影響レベル		起こりやすさ		リスクマップ	プライバシーリスク対応計画				対策度合い	安全レベル評価
		レベル	理由	レベル	理由		対策要件ID	対策区分	対策要件	実際の対策状況		
データの送受信に用いる専用ネットワークの保守においてマルウェアに感染した保守端末が接続され、当該ネットワークがサイバー攻撃を受け、プライバシー情報が漏洩する。	①(既往歴等のデータを悪用した上での犯罪) ③(健康に関するデータが他人に見られることによる精神的苦痛)	4	既往歴等を悪用した犯罪リスク顕在化の可能性が否定できないため。	1	保守業者のパッチ適用頻度は一般的にみても十分であり、リスクは最小化されているため。	c	CPS-MA-1	MA:保守	・IoT機器、サーバ等のセキュリティ上重要なアップデート等を、必要なタイミングに管理されたツールを利用して適切に履歴を記録しつつ実施する	保守業者は1か月に1度程度、セキュリティバッチ更新有無を確認し、必要があれば最新のものを適用している。	1	A
データベースにアクセスできる職員が誤ってデータを削除し、プライバシー情報が消失する。	②(消失した情報を再度収集するための余剰コストの発生)	(仮)2	(仮)再度同データを収集・保管する人的コストが生じる。	(仮)3	(仮)当市においても過去●年に●回、同様の事例が発生しており可能性は高い。	c	CPS-AT-1	AT:意識向上及びトレーニング	・自組織の全ての要員に対して、セキュリティインシデントの発生とその影響を抑制するために割り当てられた役割と責任を遂行するための適切な訓練、教育を実施し、その記録を管理する	人的ミスに起因するインシデントへの対応訓練は実施されておらず、研修等も一部行っているが十分とは言えない。	2	C

● 最終評価

案	ロジックの概要	メリット	デメリット
①	複数あるリスクシナリオのうち、「安全レベル評価」がWORSEとなるリスクシナリオにおける評価を「総合評価」とする。(上記ケースの場合:「C」)	最悪を採用する形となるので、市民に対して過度の安心を与えない。また、業務関係者を慢心させず、緊張感を付与することができる。	ベネフィットよりもリスクの方が大きい印象を与えやすく、市民に過度の不安を与える可能性がある。結果、サービスの利用率等に悪影響を及ぼす可能性がある。
②	複数あるリスクシナリオの「安全レベル評価」をそれぞれ行い、それらの平均値を「総合評価」とする。(A=3点(2.5以上)、B=2点(1.5以上2.4未満)、C=1点(0.5以上1.4以下)、D=0(0.5未満)点とする。)(上記ケースの場合:(3+1)÷2=2(B))	平均を採用するので、市民を比較的安心させる見え方となる。サービスが与えるベネフィットがリスクを上回っているという印象を与えやすく、サービスの利用率等に好影響を及ぼす可能性がある。	業務関係者に過度の安心を与え、運用等での緊張感を緩めてしまう可能性がある。

【リスクマップ】

4	c	b	a	s
3	d	c	b	a
2	e	d	c	b
1	f	e	d	c
	1	2	3	4

起こりやすさ

【安全レベル評価】

f	B	B+	A
e	B-	B	A
d	C+	B-	A
c	C	C+	A
b	C-	C	A
a	D+	C-	A
s	D	D+	A
	3	2	1

【対策度合い】

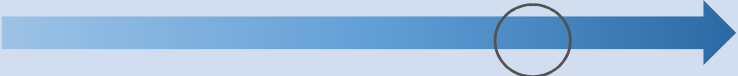

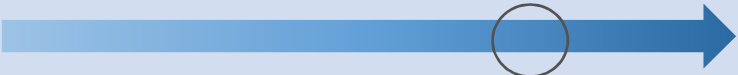
対策レベル	定義
1	十分な対策ができています
2	対策は進めているが、一部不十分
3	対策はできていない

【リスクマップ】の結果

【対策度合い】の結果

総合評価の見せ方 案2

- 身体的危険、経済的損失、精神的苦痛の観点でコメントを付す。
- リスク対策の実現性をコスト、時間、費用対効果等の観点でチェックする。
- 安全レベルを総合的に「A」「B」「C」「D」で評価する。

総合評価	リスク対策の実現性
<p>A：低リスク／問題なく実施可 B：中リスク／一部リスク有も実施可 C：中～高リスク／実施再検討 D：高リスク／実施すべきでない</p>	<p>リスク対策の実現性</p> <p>①回避策 高</p>  <p>②移転策 高</p>  <p>③軽減策 高</p> 

総評コメント	
①身体への影響（身体的危険レベル）	○○のような点が懸念される。
②財産への影響（経済的損失レベル）	特に懸念点なし。
③精神への影響（精神的苦痛レベル）	○○のような点が懸念される。

PIAのプロセス (④報告書の作成・公表 — 報告書)

- 総合評価に至った根拠となる評価情報を、要点をまとめて市民に分かりやすい形で公表

【項目案】

- ◆ 評価の範囲・対象
- ◆ サービスの概要
- ◆ サービスで期待される効果
- ◆ 業務フロー図
- ◆ 扱う個人情報の種類・目的・収集・保管・利用・廃棄について
- ◆ 住民への不利益処分の有無 (不利益がないか)
- ◆ 個人情報の外部提供の有無
- ◆ 個人情報の漏洩対策
- ◆ 本人同意の有無
- ◆ 安全管理体制、技術体制
- ◆ 外部委託先の有無
- ◆ 条例との適合性
- ◆ 第三者コメント

水町議員提供資料①

総務省実証事業における姫路市行政情報分析基盤
個人情報リスク評価PIA⁺⁺
(Privacy Impact/Risk Assessment)

8 個人情報に漏えいしないか

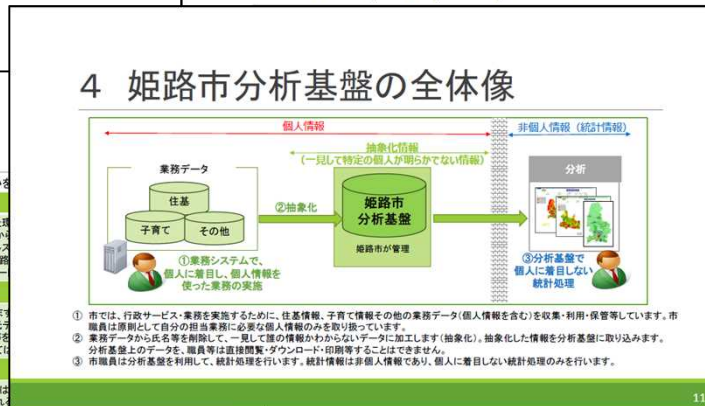
分析基盤では、住民の方等の個人情報を保持しますが、個人情報の漏えい

技術面

- 総務省実証事業において分析基盤はLIGWAN-ASPというインターネットから遮断された姫路市独自環境(オンプレミス環境)にあり、インターネットから遮断されたLIGWAN系からアクセスされるため、インターネット経由等での不正アクセスやコンピュータウイルスの感染リスクが低減されています。
- 通信経路における盗聴対策として、データはHTTPSにより暗号化された状態で通信経路を利用者認証は事前に許可された市職員のみアクセスできるよう、認証カードとパスワードシステム設計・運用面
- 業務データを分析基盤に取り込む際は閉域ネットワーク内で許可された職員が行います。分析基盤に入力された業務データは定期的に匿名化データに変換され、元の匿名化データはDBに保持されますが、通常利用する分析基盤APからデータの変更等でデータの改ざんや漏えいは発生しません。DBサーバに対する直接の攻撃については

法制度面

- 既述の通り、市職員は法律上守秘義務を負い、違反した場合は2年以下の懲役又は個人情報保護条例(58~62条、地方公務員法60条2号)。市によって懲戒処分がなされ



イメージ例：総務省実証事業における姫路市行政情報分析基盤 個人情報リスク評価PIA 17

第3回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会の論点

議論いただきたい主なポイント

- P I Aの全体の流れ（枠組）
 - ・ P I Aの評価全体の枠組として不足している視点はないか。
- 想定されるリスク
 - ・ ユースケースで示した想定リスクの他に、どのようなリスクが考えられるか。
- 評価方法
 - ・ 総合評価の見せ方として案1、案2のどちらが分かりやすいか、不足している視点はないか。
 - ・ どういう評価項目が示されると市民は安心か。
- 評価体制
 - ・ 評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。（第三者機関の妥当性等）
 - ・ 第三者機関にどこまで権限を持たせて、審査させるべきか。
- その他

参考資料編：つくば市プライバシー影響評価制度案の詳細

【前提】PIAの枠組み

…評価手法が詳細に定義されたJISを基礎とし、「モデルポリシー」の長所（倫理や公平性等に配慮する必要性）および特定個人情報保護評価の長所（分かりやすさ）を採り入れる。

- JIS X 9251：2021 情報技術
－セキュリティ技術－プライバシー影響評価のためのガイドライン

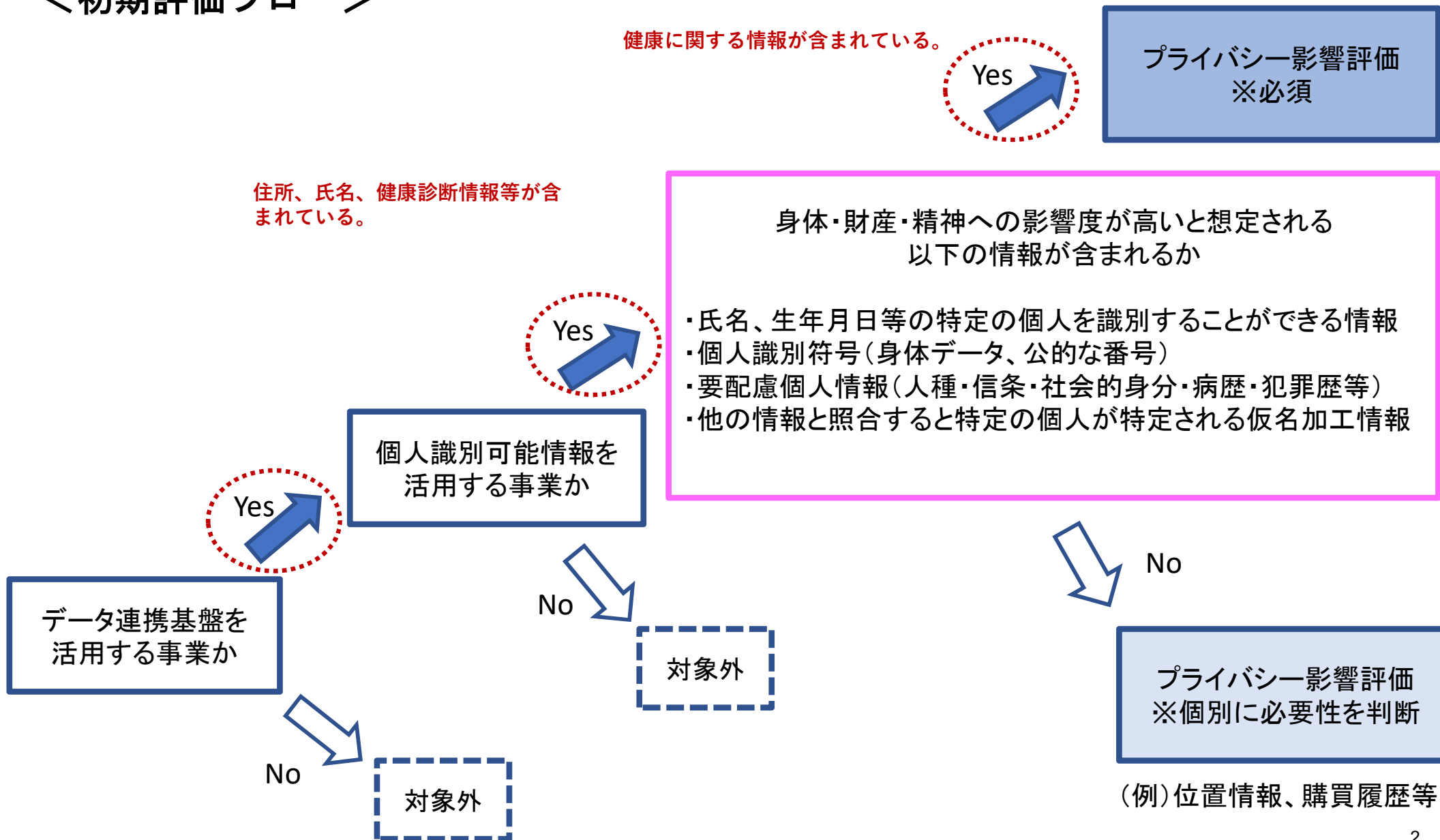
ステップ	実施内容
【ステップ1】 PIAの必要性の決定	しきい値分析
	PIAの実施要領及び範囲の判断
【ステップ2】 PIAの事前準備	実施責任者の任命
	リスク基準
【ステップ3】 アセスメント対象の説明	アセスメント対象のビジネスプロセス、情報システムの説明
【ステップ4】 ステークホルダーのエンゲージメント	ステークホルダーの特定
	協議及びコミュニケーション計画
	ステークホルダーからのフィードバックの共有
【ステップ5】 プライバシー安全対策要件の決定	PII情報フロー
	ビジネスプロセス内の利用者のユースケース(USE CASE) の調査結果
	プライバシー安全対策要件のリスト
【ステップ6】 プライバシーリスクアセスメント	プライバシーリスクの特定
	プライバシーリスクの分析結果
	プライバシーリスクマップ
【ステップ7】 プライバシーリスク対応の準備	プライバシーリスクに対する対応措置のリスト
	管理策のリスト、対応措置の実装
【ステップ8】 PIAのフォローアップ	PIAパブリックサマリ
	PIA報告書

以降、一般市民にも分かりやすくするため、規格等にて「PII」と書かれている用語は「プライバシー情報」に置き換える。

【ステップ1】PIAの必要性の決定

※プライバシー影響評価の実施を決定する。

＜初期評価フロー＞



【ステップ2～5】

ステップ	実施内容
【ステップ2】 PIAの事前準備	実施責任者の任命
	リスク基準
【ステップ3】 アセスメント対象の説明	アセスメント対象のビジネスプロセス、情報システムの説明
【ステップ4】 ステークホルダーのエンゲージメント	ステークホルダーの特定
	協議及びコミュニケーション計画
	ステークホルダーからのフィードバックの共有
【ステップ5】 プライバシー安全対策要件の決定	PII情報フロー
	ビジネスプロセス内の利用者のユースケース(USE CASE) の調査結果
	プライバシー安全対策要件のリスト

【ステップ3】 アセスメント対象の説明

GSCA構成要素2

GSCA構成要素3

※期待されるアウトプット：アセスメント対象のビジネスプロセス及び情報システムの説明。

＜ビジネスプロセス及び情報システム＞

項目		回答 ※【】内は取得元DB名称、個人情報を含むものは「★」
1	処理されるプライバシー情報	<p>★【KDB】被保険者番号、性別、年齢、レセプトデータ（入院または外来の分類、費用、疾患有無および疾患名称）</p> <p>【介護認定システム（スタンドアローン型）身体機能（麻痺の有無等）、日常生活動作の調査結果（歩行介助の要不要等）等</p> <p>【介護保険システム（基幹系システム）】介護認定情報（結果）、個人の介護サービス給付状況、サービス種別（訪問介護・デイサービス等）ごとの給付状況等</p> <p>★【住民基本台帳システム（基幹系システム）】住所、氏名、生年月日、年齢、宛名管理番号等</p> <p>以降、上記4種のDBを「DB群」と表記</p>
2	処理の目的	
3	プライバシー情報の処理により、プライバシー情報の主体者や社会にもたらされる便益	
4	プライバシー情報の受領者	
5	プライバシー情報のこの処理によって実行されるビジネスプロセス	
6	プライバシー情報のこの処理の影響を受けるプライバシー情報の主体者	
7	プライバシー情報の主体者への通知方法	
8	プライバシー情報の主体者の同意有無	

※PIA実施者によるヒアリング、または関係者による入力

出所：JIS X 9251 6.3.3 アセスメント対象の説明、7.3.1.2 システム要件情報、7.3.1.3 システム設計情報、7.3.1.4 運用計画及び手順に関する情報
一部の項目は別ステップでの記載内容と重複するため割愛。

【ステップ3】 アセスメント対象の説明

GSCA構成要素2

GSCA構成要素3

＜ビジネスプロセス及び情報システム＞

項目		回答	
9	プライバシー情報が依存する資産	利用者のハードウェア及びソフトウェア	「ビジネスプロセス」における利用者は、仮説的に「つくば市 ○○部 ○○課」と想定して以下例を記載 【ハードウェア】 デスクトップPC、プリンタ 【ソフトウェア】 Microsoft Excel
		コンピュータ通信ネットワークの種類	
		サポートする資産である紙資産の種類	
		文書を伝送する手段	
10	プライバシー情報が依存する資産の運用計画及び手順	IDの管理、及び利用者管理の方法	
		作業場所（オンサイトか、外部か）	
		下請事業者の利用有無、利用場所及びプライバシー情報へのアクセスの程度	
		メタデータ（作成者やコメント履歴などの情報）の使用、ログ取得、バックアップ及びリカバリ	
		データの保有、削除及び媒体の廃棄要領	
		システムを廃止する際の要領	

※PIA実施者によるヒアリング、または関係者による入力

出所：JIS X 9251 6.3.3 アセスメント対象の説明、7.3.1.2 システム要件情報、7.3.1.3 システム設計情報、7.3.1.4 運用計画及び手順に関する情報
一部の項目は別ステップでの記載内容と重複するため割愛。

【ステップ4】ステークホルダーのエンゲージメント

＜利害関係者の一覧＞

※期待されるアウトプット：特定されたプライバシー利害関係者。

	利害関係者		該当	代表的な個人・所属
処理する可能性のある人	1	自治体内の従業者		(仮) つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課
				(仮) つくば市 ○○部 ○○課
	2	下請事業者・ビジネスパートナー		
3	上記以外の、アプリケーション、データベース管理者			
4	上記以外の、コンピュータ又はネットワーク管理者			
処理によって影響を受ける可能性のある人	5	プライバシー情報の主体者		
	6	労働者及び消費者の代表者		

※PIA実施者によるヒアリング、または関係者による入力

出所：JIS X 9251 6.3.4 利害関係者のエンゲージメント
一部の項目は別項目での記載内容と重複・類似するため糾合または削除。

【ステップ4】ステークホルダーのエンゲージメント

利害関係者	該当	代表的な個人
自治体内の従業者	(仮) つくば市 ○○部 ○○課[アプリケーション作 業者]	(仮) ○○課長、・・・

協議計画		協議結果	
協議のタイミング・内容	協議 予定日	プライバシー影響評価の実施者が作成した ドラフトに対する、利害関係者のコメント	協議 実施日
1 プライバシーリスクシナリオの洗い出し			
2 プライバシーリスクの評価案レビュー			
3 PIA 報告書のドラフト案レビュー			

※PIA実施者による入力

【ステップ5】 プライバシー安全対策要件の決定

＜プライバシー情報のフロー＞

※期待されるアウトプット：プロセス内のプライバシー情報のフローに関する調査結果の概要。

プロセス		取り扱う情報				実施方法	プライバシー情報の保護方法	プライバシー情報の利害関係者	
大項目	小項目	個人情報	仮名加工情報	個人関連情報	匿名加工情報			実施者	管理/承認者
収集	プライバシー情報の収集	●				(仮) ① (KDBの場合) プライバシー情報の主体が医療機関を受診した際に、国保連合会が医療DB (仮称) へ当該データを格納。 ②①とデータ連携の上、国保中央会でのデータ加工処理の上KDBにデータ蓄積 ③データ格納庫を通じ、健康・医療・介護プラットフォーム (仮称、以下PF) が匿名加工情報に変換された②を取得	(仮) ・ (KDBの場合) 本市、国保連合会、国保中央会感のデータの送受信は、すべて専用回線を用いて実施される。 ・ DB群からPFへのデータ格納は、随時ではなく定期的に行われる。 ・ 個人情報および個人関連情報は、PF上およびAI分析の段階では暗号化される。	(仮) つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課	XXX
保管	プライバシー情報の保管	●			●	(仮) ①DB群から定期的にデータが「データ格納庫」へ個人情報を含むデータが時系列に蓄積される。 ②「データ格納庫」からPFへ①のデータが格納され、その際に個人情報が匿名加工情報に変換される。	(仮) ・ 「データ格納庫」の委託先には市標準レベルの情報管理ガイドラインを遵守させている。 ・ PFでは個人情報を匿名加工情報に変換し、漏洩時のリスクを最低限としている。	(仮) つくば市 政策イノベーション部 科学技術戦略課	XXX
利用	プライバシー情報の移転								
	プライバシー情報の処理 (加工)								
	プライバシー情報の提供								
削除	プライバシー情報の削除								

※PIA実施者によるヒアリング、または関係者による入力

【ステップ5】 プライバシー安全対策要件の決定

- アセスメント中のプログラム，情報システム又はプロセスから生じる，**関係する利害関係者に対するリスク**を特定する。

■C・I・A観点でのプライバシーリスク

- PIIへの認可されていないアクセス（機密性（C）の喪失）
- PIIの認可されていない変更（完全性（P）の喪失）
- PIIの紛失，盗難又は認可されていない持ち出し（可用性（A）の喪失）

■その他観点でのプライバシーリスク

- PIIの過剰収集
- PIIの認可されていない又は不適切なひも付け
- PII主体の認識又は同意なしにPII を処理すること
- PII主体の同意なしに，第三者とPII を共有又は目的を変更すること
- PIIの不必要な長期保有

【ステップ6】 プライバシーリスクアセスメント

<リスクシナリオ（利用者行動視点）>

プロセス		No.	リスクシナリオ	影響の及ぶ先			現在の対策状況
大項目	小項目			身体	財産	精神	
収集	プライバシー情報の収集	ア	（仮）データの送受信に用いる専用ネットワークの保守においてマルウェアに感染した保守端末が接続され、当該ネットワークがサイバー攻撃を受け、プライバシー情報が漏洩する。	●		●	（仮）保守業者は1か月に1度程度、セキュリティパッチ更新有無を確認し、必要があれば最新のものを用いている。
		イ	（仮）DB群専用端末にアクセスできる職員のログインID/PWが窃取されまたは流出し、悪意のある第三者が当該端末を利用したため、プライバシー情報が漏洩する。	●		●	（仮）当市ではID/PWの管理については各人に委ねており、特別な対策は講じていない。
		ウ	（仮）専用回線で数時間にわたる障害が発生し、データ収集担当者に大幅な残業が発生する。			●	（仮）1
保管	プライバシー情報の保管	エ	（仮）DB群専用端末や「データ格納庫」のサーバが経年劣化により誤作動を生じ、保管されたプライバシー情報が消失する。			●	（仮）当市では耐用年数以内での機器リプレースを実施し、委託業者にも同水準での対応を要請。
		オ	（仮）DB群専用端末にアクセスできる職員が誤ってデータを削除し、プライバシー情報が消失する。			●	（仮）当市では本件について特別な対策は講じていない。
		カ	（仮）収集された各種データの一部が不備のある状態で保管され、その内容が以後の分析フェーズなどでもそのまま用いられる。	●		●	（仮）データの編集はロックを解除しないとできない設定にしているが、完全な誤編集の防止はできていない。
利用	プライバシー情報の移転						
	プライバシー情報の処理（加工）						
	プライバシー情報の提供						
削除	プライバシー情報の削除						

※PIA実施者によるヒアリング、または関係者による入力

【ステップ6】 プライバシーリスクアセスメント

GSCA構成要素6

GSCA構成要素11

※期待されるアウトプット：分析されたプライバシーリスク（すなわち、影響及び起こりやすさのレベルの説明及び推定）。

※各リスクシナリオについて、「リスク基準」を用いて評価する。

<プライバシーリスク分析結果>

プロセス		No.	リスクシナリオ	影響の及ぶ先			影響度		起こりやすさ	
大項目	小項目			身体	財産	精神	レベル	理由	レベル	理由
収集	プライバシー情報の収集	ア	(仮) KDBデータの送受信に用いる専用ネットワークの保守においてマルウェアに感染した保守端末が接続され、当該ネットワークがサイバー攻撃を受け、プライバシー情報が漏洩する。	●		●	(仮)4	(仮) 既往歴等を悪用した犯罪リスク顕在化の可能性が否定できないため。	(仮)1	(仮) 保守業者のパッチ適用頻度は一般的にみても十分であり、リスクは最小化されているため。
		イ	(仮) DB群専用端末にアクセスできる職員のログインID/PWが窃取されまたは流出し、悪意のある第三者が当該端末を利用したため、プライバシー情報が漏洩する。	●		●	(仮)4	(仮) 既往歴等を悪用した犯罪リスク顕在化の可能性が否定できないため。	(仮)3	(仮) ID/PW等の窃取による不正アクセスは国内外で頻繁に発生しているため。
		ウ	(仮) KDB専用回線で数時間にわたる障害が発生し、データ収集担当者に大幅な残業が発生する。		●		(仮)1	(仮) データの滅失や不正利用は発生せず、担当者の業務不可が一時的に増加するのみの影響であるため。	(仮)4	(仮) 年に2~3度程度このような事例が発生しており、今後も同様に発生すると考えられるため。
保管	プライバシー情報の保管	エ	(仮) DB群専用端末や「データ格納庫」のサーバが経年劣化により誤作動を生じ、保管されたプライバシー情報が消失する。		●		(仮)2	(仮) 再度同データを収集・保管する人的コストが生じる。	(仮)1	(仮) 当市では耐用年数以内での機器リプレースを実施しており、リスクは最小化されているため。
		オ	(仮) DB群専用端末にアクセスできる職員が誤ってデータを削除し、プライバシー情報が消失する。		●		(仮)2	(仮) 再度同データを収集・保管する人的コストが生じる。	(仮)3	(仮) 当市においても過去●年に●回、同様の事例が発生しており可能性は高い。
		カ	(仮) 収集された各種データの一部が不備のある状態で保管され、その内容が以後の分析フェーズなどでもそのまま用いられる。	●	●		(仮)3	(仮) 誤った分析結果に基づく施策立案がなされ、市民の健康を害する恐れがあるため。	(仮)2	(仮) 誤編集を防ぐソフトの導入後当市でインシデント未発生だが、仕様上完全に誤編集を防止できないため。
利用	プライバシー情報の移転									
	プライバシー情報の処理(加工)									
	プライバシー情報の提供									
削除	プライバシー情報の削除									

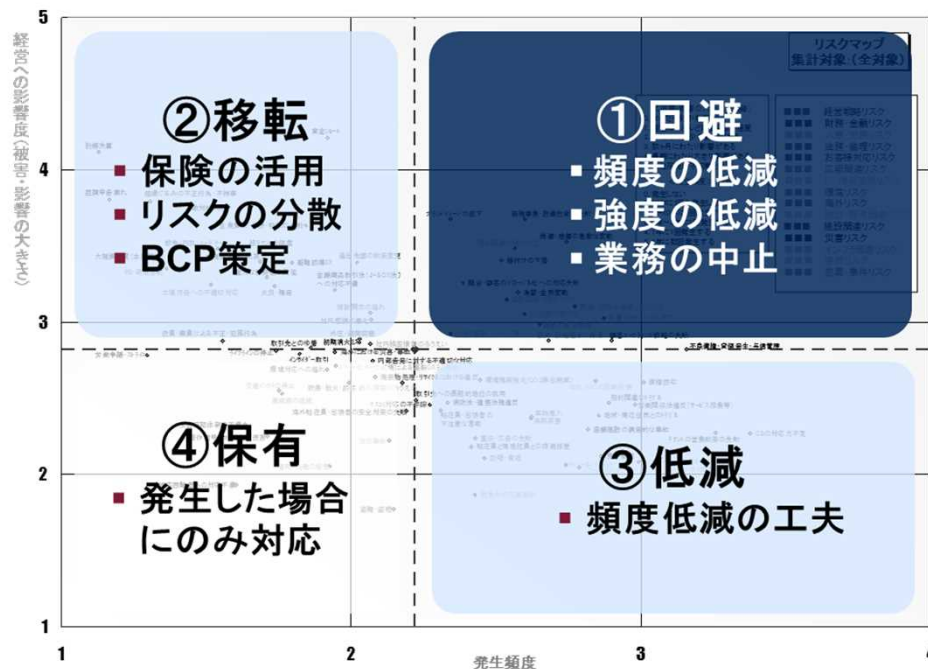
※PIA実施者による入力

【ステップ6】 プライバシーリスクアセスメント

プライバシーリスク対応の準備

- 特定されたプライバシーリスクの優先順位を決める。
- 分析結果を「影響レベル」と「起こりやすさ」の2軸からなる「プライバシーリスクマップ」に落とし込み、リスクの状況を俯瞰できるようにする。
- 許容が困難なプライバシーリスクについては、リスクが顕在化しないための対応策、または顕在化した後の影響を極小化するための対応策を検討し、リスト化する。

リスクマップからの対応検討イメージ

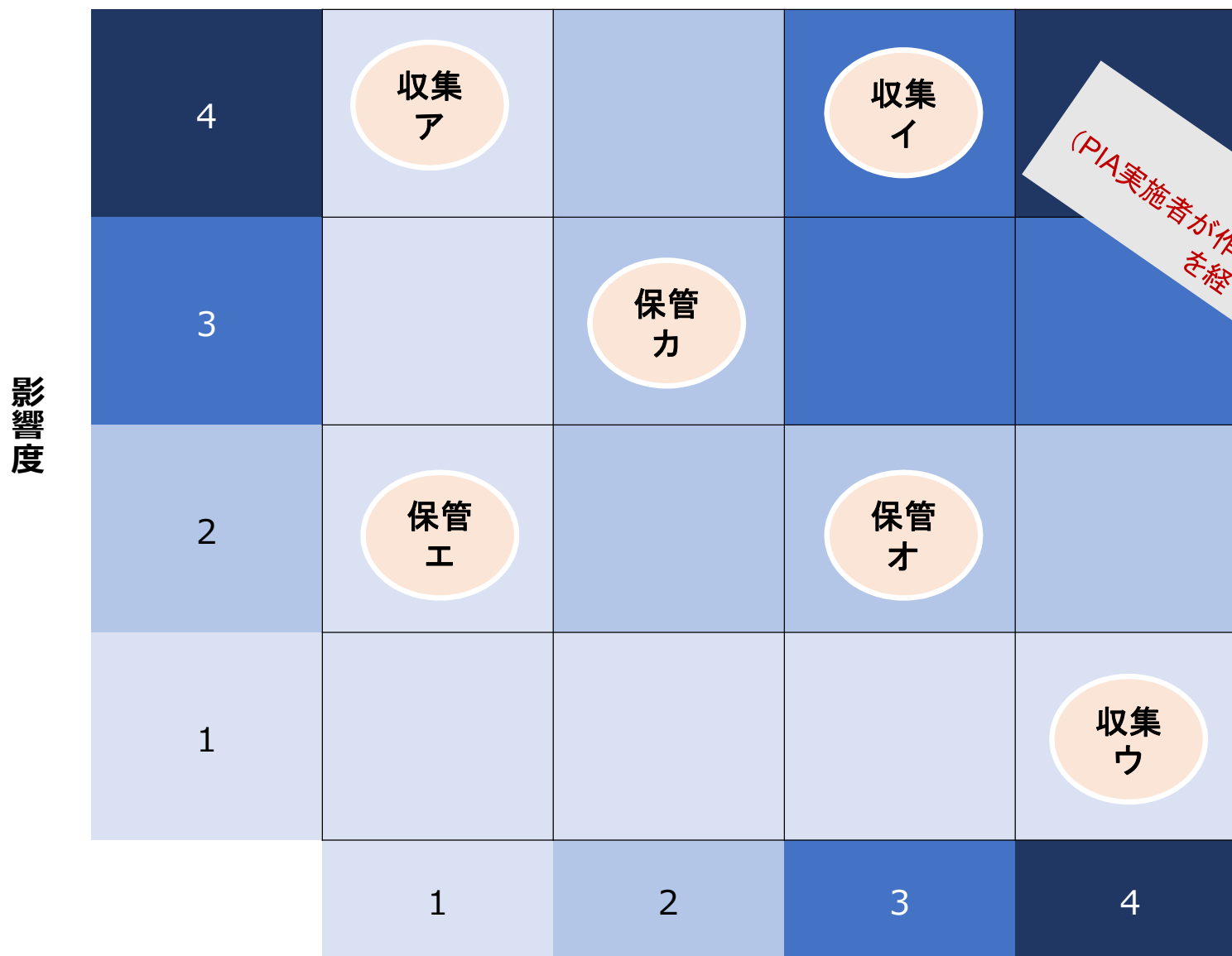


- 各象限ごとの優先順位
 - ①「回避」の象限に属するリスク項目の対策を最優先に検討
 - ②「移転」③「低減」の象限に属するリスク項目の対策を検討
- 各象限内での優先順位
 - 「影響度」と「起こりやすさ」が高いリスク項目から対策を検討

【ステップ6】 プライバシーリスクアセスメント

＜プライバシーリスクマップ＞

※期待されるアウトプット：プライバシーリスクマップ。



TBD
 (PIA実施者が作成後、利害関係者との協議を経て確定する)

凡例
 「収集ア」は前々頁のリスクシナリオ「KDBデータの送受信(...)情報が漏洩する」を指す。

※「リスクシナリオ」をプロットする。

※優先順位は、リスクがマップ上にある場所（優先順位が高い順）及びリスク基準に基づいて設定する **起こりやすさ**

【ステップ7】 プライバシーリスク対応の準備

※期待されるアウトプット：アセスメントされたプライバシーリスクに対する最も適切な対応措置のリスト。

＜プライバシーリスク対応計画＞

「スマートシティセキュリティ
ガイドライン」（2021年総務省
発行）で記載される対策一覧

リスクシナリオ	リスク分類 ①身体への影響 ②財産への影響 ③精神への影響	影響レベル		起こりやすさ		リスク マップ	「スマートシティセキュリティ ガイドライン」（2021年総務省 発行）で記載される対策一覧 プライバシーリスク対応計画				対策 度合い	安全 レベル 評価
		レベル	理由	レベル	理由		対策 要件ID	対策 区分	対策要件	実際の 対策状況		
データの送受信に用いる専用ネットワークの保守においてマルウェアに感染した保守端末が接続され、当該ネットワークがサイバー攻撃を受け、プライバシー情報が漏洩する。	①（既往歴等のデータを悪用した上での犯罪） ③（健康に関するデータが他人に見られることによる精神的苦痛）	4	既往歴等を悪用した犯罪リスク顕在化の可能性が否定できないため。	1	保守業者のパッチ適用頻度は一般的にみても十分であり、リスクは最小化されているため。	c	CPS-MA-1	MA:保守	・IoT機器、サーバ等のセキュリティ上重要なアップデート等を、必要なタイミングに管理されたツールを利用して適切に履歴を記録しつつ実施する	保守業者は1か月に1度程度、セキュリティパッチ更新有無を確認し、必要があれば最新のものを適用している。	1	A
データベースにアクセスできる職員が誤ってデータを削除し、プライバシー情報が消失する。	②（消失した情報を再度収集するための余剰コストの発生）	(仮)2	(仮) 再度同データを収集・保管する人的コストが生じる。	(仮)3	(仮) 当市においても過去●年に●回、同様の事例が発生しており可能性は高い。	c	CPS-AT-1	AT:意識向上及びトレーニング	・自組織の全ての要員に対して、セキュリティインシデントの発生とその影響を抑制するために割り当てられた役割と責任を遂行するための適切な訓練、教育を実施し、その記録を管理する	人的ミスに起因するインシデントへの対応訓練は実施されておらず、研修等も一部行っているが十分とは言えない。	2	C

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
1	レコード種別	国保DB(健診受診者情報)
2	番号	国保DB(健診受診者情報)
3	保険者番号	国保DB(健診受診者情報)
4	地区コード	国保DB(健診受診者情報)
5	被保険者証	国保DB(健診受診者情報)
6	介護保険被保険者証	国保DB(健診受診者情報)
7	氏名	国保DB(健診受診者情報)
8	性別	国保DB(健診受診者情報)
9	年齢	国保DB(健診受診者情報)
10	生年月日	国保DB(健診受診者情報)
11	住所	国保DB(健診受診者情報)
12	生活習慣病	国保DB(健診受診者情報)
13	脳血管疾患	国保DB(健診受診者情報)
14	虚血性心疾患	国保DB(健診受診者情報)
15	人工透析	国保DB(健診受診者情報)
16	糖尿病	国保DB(健診受診者情報)
17	高血圧症	国保DB(健診受診者情報)
18	高尿酸血症	国保DB(健診受診者情報)
19	脂質異常症	国保DB(健診受診者情報)
20	腹囲	国保DB(健診受診者情報)
21	身長	国保DB(健診受診者情報)
22	体重	国保DB(健診受診者情報)
23	BMI	国保DB(健診受診者情報)
24	空腹時血糖値	国保DB(健診受診者情報)
25	HbA1c	国保DB(健診受診者情報)
26	随時血糖	国保DB(健診受診者情報)
27	採血時間	国保DB(健診受診者情報)
28	中性脂肪	国保DB(健診受診者情報)
29	HDL	国保DB(健診受診者情報)
30	LDL	国保DB(健診受診者情報)
31	non-HDL	国保DB(健診受診者情報)
32	収縮期血圧	国保DB(健診受診者情報)
33	拡張期圧	国保DB(健診受診者情報)
34	喫煙等	国保DB(健診受診者情報)
35	既往歴	国保DB(健診受診者情報)
36	服薬歴	国保DB(健診受診者情報)
37	GOT	国保DB(健診受診者情報)
38	GPT	国保DB(健診受診者情報)
39	γ-GTP	国保DB(健診受診者情報)
40	尿酸	国保DB(健診受診者情報)
41	尿糖	国保DB(健診受診者情報)
42	血清クレアチニン	国保DB(健診受診者情報)
43	eGFR	国保DB(健診受診者情報)
44	尿蛋白	国保DB(健診受診者情報)
45	心電図	国保DB(健診受診者情報)
46	眼底検査	国保DB(健診受診者情報)
47	ヘマトクリット値	国保DB(健診受診者情報)
48	血色素	国保DB(健診受診者情報)
49	情報提供	国保DB(健診受診者情報)
50	受診勧奨	国保DB(健診受診者情報)
51	保険者番号	介護認定syst.
52	被保険者番号	介護認定syst.
53	申請種別コード	介護認定syst.
54	被保険者資格区分コード	介護認定syst.
55	年齢	介護認定syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
56	生年月日	介護認定syst.
57	性別コード	介護認定syst.
58	被保険者カナ氏名	介護認定syst.
59	被保険者漢字氏名	介護認定syst.
60	郵便番号	介護認定syst.
61	住所	介護認定syst.
62	前回認定審査会結果	介護認定syst.
63	意見書依頼日	介護認定syst.
64	意見書入手日	介護認定syst.
65	意見書「短期記憶」	介護認定syst.
66	意見書「認知能力」	介護認定syst.
67	意見書「伝達能力」	介護認定syst.
68	意見書「食事行為」	介護認定syst.
69	意見書「認知症高齢者の日常生活自立度」	介護認定syst.
70	調査依頼日	介護認定syst.
71	調査実施日	介護認定syst.
72	一次判定日	介護認定syst.
73	一次判定結果	介護認定syst.
74	一次判定結果(基準時間の検み足し後)	介護認定syst.
75	要介護認定等基準時間(基準時間の積み足し以外)	介護認定syst.
76	要介護認定等基準時間(食事)	介護認定syst.
77	要介護認定等基準時間(排泄)	介護認定syst.
78	要介護認定等基準時間(移動)	介護認定syst.
79	要介護認定等基準時間(清潔保持)	介護認定syst.
80	要介護認定等基準時間(間接ケア)	介護認定syst.
81	要介護認定等基準時間(問題行動)	介護認定syst.
82	要介護認定等基準時間(機能訓練)	介護認定syst.
83	要介護認定等基準時間(医療関連)	介護認定syst.
84	要介護認定等基準時間(積み足し時間)	介護認定syst.
85	中間評価項目得点第1群	介護認定syst.
86	中間評価項目得点第2群	介護認定syst.
87	中間評価項目得点第3群	介護認定syst.
88	中間評価項目得点第4群	介護認定syst.
89	中間評価項目得点第5群	介護認定syst.
90	参考指標(認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価%)	介護認定syst.
91	廃用の程度から推定される給付区分	介護認定syst.
92	状態の安定性(認知機能・廃用の程度の評価結果)	介護認定syst.
93	二次判定日	介護認定syst.
94	二次判定結果	介護認定syst.
95	認定有効期間(開始)	介護認定syst.
96	認定有効期間(終了)	介護認定syst.
97	特定疾病コード	介護認定syst.
98	要介護1の場合の状態像	介護認定syst.
99	審査会意見	介護認定syst.
100	審査会意見有無	介護認定syst.
101	現在のサービス区分コード	介護認定syst.
102	現在の状況	介護認定syst.
103	訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護認定syst.
104	訪問入浴介護	介護認定syst.
105	訪問看護	介護認定syst.
106	訪問リハビリテーション	介護認定syst.
107	居宅療養管理指導	介護認定syst.
108	通所介観(デイサービス)	介護認定syst.
109	通所リハビリテーション	介護認定syst.
110	短期入所生活介護(ショートステイ)	介護認定syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
111	短期入所療養介護	介護認定syst.
112	特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
113	福祉用具貸与	介護認定syst.
114	特定福祉用具販売	介護認定syst.
115	住宅改修(介護給付)	介護認定syst.
116	夜間対応型訪問介護	介護認定syst.
117	認知症対応型通所介護	介護認定syst.
118	小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.
119	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護認定syst.
120	地域密着型特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
121	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護認定syst.
122	介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護認定syst.
123	介護予防訪問入浴介護	介護認定syst.
124	介護予防訪問看護	介護認定syst.
125	介護予防訪問リハビリテーション	介護認定syst.
126	介護予防居宅療養管理指導	介護認定syst.
127	介護予防通所介護(デイサービス)	介護認定syst.
128	介護予防通所リハビリテーション	介護認定syst.
129	介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護認定syst.
130	介護予防短期入所療養介護	介護認定syst.
131	介護予防特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
132	介護予防福祉用具貸与	介護認定syst.
133	特定介護予防福祉用具販売	介護認定syst.
134	住宅改修(予防給付)	介護認定syst.
135	介護予防認知症対応型通所介護	介護認定syst.
136	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.
137	介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護認定syst.
138	麻痺(左上肢)	介護認定syst.
139	麻痺(右上肢)	介護認定syst.
140	麻痺(左下肢)	介護認定syst.
141	麻痺(右下肢)	介護認定syst.
142	麻痺(その他)	介護認定syst.
143	拘縮(肩関節)	介護認定syst.
144	拘縮(股関節)	介護認定syst.
145	拘縮(膝関節)	介護認定syst.
146	拘縮(その他)	介護認定syst.
147	寝返り	介護認定syst.
148	起き上がり	介護認定syst.
149	座位保持	介護認定syst.
150	両足での立位	介護認定syst.
151	歩行	介護認定syst.
152	立ち上がり	介護認定syst.
153	片足での立位	介護認定syst.
154	洗身	介護認定syst.
155	つめ切り	介護認定syst.
156	視力	介護認定syst.
157	聴力	介護認定syst.
158	移乗	介護認定syst.
159	移動	介護認定syst.
160	えん下	介護認定syst.
161	食事摂取	介護認定syst.
162	排尿	介護認定syst.
163	排便	介護認定syst.
164	口腔清潔	介護認定syst.
165	洗顔	介護認定syst.

No.	データ項目	出所
166	整髪	介護認定syst.
167	上衣の着脱	介護認定syst.
168	ズボン等の着脱	介護認定syst.
169	外出頻度	介護認定syst.
170	意思の伝達	介護認定syst.
171	毎日の日課を理解	介護認定syst.
172	生年月日をいう	介護認定syst.
173	短期記憶	介護認定syst.
174	自分の名前をいう	介護認定syst.
175	今の季節を理解	介護認定syst.
176	場所の理解	介護認定syst.
177	徘徊	介護認定syst.
178	外出して戻れない	介護認定syst.
179	被害的	介護認定syst.
180	作話	介護認定syst.
181	感情が不安定	介護認定syst.
182	昼夜逆転	介護認定syst.
183	同じ話をする	介護認定syst.
184	大声を出す	介護認定syst.
185	介護に抵抗	介護認定syst.
186	落ち着きなし	介護認定syst.
187	一人で出たがる	介護認定syst.
188	収集癖	介護認定syst.
189	物や衣類を壊す	介護認定syst.
190	ひどい物忘れ	介護認定syst.
191	独り言・独り笑い	介護認定syst.
192	自分勝手に行動する	介護認定syst.
193	話がまとまらない	介護認定syst.
194	薬の内服	介護認定syst.
195	金銭の管理	介護認定syst.
196	日常の意思決定	介護認定syst.
197	集団の不応	介護認定syst.
198	買い物	介護認定syst.
199	簡単な調理	介護認定syst.
200	点滴の管理	介護認定syst.
201	中心静脈栄養	介護認定syst.
202	透析	介護認定syst.
203	ストーマの処置	介護認定syst.
204	酸素療法	介護認定syst.
205	レスピレーター	介護認定syst.
206	気管切開の処置	介護認定syst.
207	疼痛の看護	介護認定syst.
208	経管栄養	介護認定syst.
209	モニター測定	介護認定syst.
210	じょくそうの処置	介護認定syst.
211	カテーテル	介護認定syst.
212	障害高齢者自立度	介護認定syst.
213	認知症高齢者自立度	介護認定syst.
214	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護認定syst.
215	看護小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.
216	前回結果麻痺(左上肢)	介護認定syst.
217	前回結果麻痺(右上肢)	介護認定syst.
218	前回結果麻痺(左下肢)	介護認定syst.
219	前回結果麻痺(右下肢)	介護認定syst.
220	前回結果麻痺(その他)	介護認定syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
221	前回結果拘縮(肩関節)	介護認定syst.
222	前回結果拘縮(股関節)	介護認定syst.
223	前回結果拘縮(膝関節)	介護認定syst.
224	前回結果拘縮(その他)	介護認定syst.
225	前回結果寝返り	介護認定syst.
226	前回結果起き上がり	介護認定syst.
227	前回結果座位保持	介護認定syst.
228	前回結果両足での立位	介護認定syst.
229	前回結果歩行	介護認定syst.
230	前回結果立ち上がり	介護認定syst.
231	前回結果片足での立位	介護認定syst.
232	前回結果洗身	介護認定syst.
233	前回結果つめ切り	介護認定syst.
234	前回結果視力	介護認定syst.
235	前回結果聴力	介護認定syst.
236	前回結果移乗	介護認定syst.
237	前回結果移動	介護認定syst.
238	前回結果えん下	介護認定syst.
239	前回結果食事摂取	介護認定syst.
240	前回結果排尿	介護認定syst.
241	前回結果排便	介護認定syst.
242	前回結果口腔清潔	介護認定syst.
243	前回結果洗顔	介護認定syst.
244	前回結果整髪	介護認定syst.
245	前回結果上衣の着脱	介護認定syst.
246	前回結果ズボン等の着脱	介護認定syst.
247	前回結果外出頻度	介護認定syst.
248	前回結果意思の伝達	介護認定syst.
249	前回結果毎日の日課を理解	介護認定syst.
250	前回結果生年月日をいう	介護認定syst.
251	前回結果短期記憶	介護認定syst.
252	前回結果自分の名前をいう	介護認定syst.
253	前回結果今の季節を理解	介護認定syst.
254	前回結果場所の理解	介護認定syst.
255	前回結果徘徊	介護認定syst.
256	前回結果外出して戻れない	介護認定syst.
257	前回結果被害的	介護認定syst.
258	前回結果作話	介護認定syst.
259	前回結果感情が不安定	介護認定syst.
260	前回結果昼夜逆転	介護認定syst.
261	前回結果同じ話をする	介護認定syst.
262	前回結果大声を出す	介護認定syst.
263	前回結果介護に抵抗	介護認定syst.
264	前回結果落ち着きなし	介護認定syst.
265	前回結果一人で出たがる	介護認定syst.
266	前回結果収集癖	介護認定syst.
267	前回結果物や衣類を壊す	介護認定syst.
268	前回結果ひどい物忘れ	介護認定syst.
269	前回結果独り言・独り笑い	介護認定syst.
270	前回結果自分勝手に行動する	介護認定syst.
271	前回結果話がまとまらない	介護認定syst.
272	前回結果薬の内服	介護認定syst.
273	前回金銭の管理	介護認定syst.
274	前回結果日常の意思決定	介護認定syst.
275	前回結果集団の不応	介護認定syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
276	前回結果買い物	介護認定syst.
277	前回結果簡単な調理	介護認定syst.
278	前回結果点滴の管理	介護認定syst.
279	前回結果中心静脈栄養	介護認定syst.
280	前回結果透析	介護認定syst.
281	前回結果ストーマの処置	介護認定syst.
282	前回結果酸素療法	介護認定syst.
283	前回結果レスピレーター	介護認定syst.
284	前回結果気管切開の処置	介護認定syst.
285	前回結果疼痛の看護	介護認定syst.
286	前回結果経管栄養	介護認定syst.
287	前回結果モニター測定	介護認定syst.
288	前回結果じょくそうの処置	介護認定syst.
289	前回結果カテーテル	介護認定syst.
290	前回結果障害高齢者自立度	介護認定syst.
291	前回結果認知症高齢者自立度	介護認定syst.
292	前回結果一次判定結果	介護認定syst.
293	前回結果一次判定結果(基準時間の検み足し後)	介護認定syst.
294	前回結果要介護認定等基準時間(基準時間の積み足し以外)	介護認定syst.
295	前回結果要介護認定等基準時間(食事)	介護認定syst.
296	前回結果要介護認定等基準時間(排泄)	介護認定syst.
297	前回結果要介護認定等基準時間(移動)	介護認定syst.
298	前回結果要介護認定等基準時間(清潔保持)	介護認定syst.
299	前回結果要介護認定等基準時間(間接ケア)	介護認定syst.
300	前回結果要介護認定等基準時間(問題行動)	介護認定syst.
301	前回結果要介護認定等基準時間(機能訓練)	介護認定syst.
302	前回結果要介護認定等基準時間(医療関連)	介護認定syst.
303	前回結果要介護認定等基準時間(積み足し時間)	介護認定syst.
304	前回結果中間評価項目得点第1群	介護認定syst.
305	前回結果中間評価項目得点第2群	介護認定syst.
306	前回結果中間評価項目得点第3群	介護認定syst.
307	前回結果中間評価項目得点第4群	介護認定syst.
308	前回結果中間評価項目得点第5群	介護認定syst.
309	前回結果状態の安定性(認知機能・廃用の程度の評価結果)	介護認定syst.
310	前回結果参考指標(認知症高齢者の日常生活自立度の蓋然性評価%)	介護認定syst.
311	前回結果廃用の程度から推定される給付区分	介護認定syst.
312	前回結果二次判定日	介護認定syst.
313	前回結果現在のサービス区分コード	介護認定syst.
314	前回結果現在の状況	介護認定syst.
315	前回結果訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護認定syst.
316	前回結果訪問入浴介護	介護認定syst.
317	前回結果訪問看護	介護認定syst.
318	前回結果訪問リハビリテーション	介護認定syst.
319	前回結果居宅療養管理指導	介護認定syst.
320	前回結果通所介護(デイサービス)	介護認定syst.
321	前回結果通所リハビリテーション	介護認定syst.
322	前回結果短期入所生活介護(ショートステイ)	介護認定syst.
323	前回結果短期入所療養介護	介護認定syst.
324	前回結果特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
325	前回結果福祉用具貸与	介護認定syst.
326	前回結果特定福祉用具販売	介護認定syst.
327	前回結果住宅改修(介護給付)	介護認定syst.
328	前回結果夜間対応型訪問介護	介護認定syst.
329	前回結果認知症対応型通所介護	介護認定syst.
330	前回結果小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
331	前回結果認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護認定syst.
332	前回結果地域密着型特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
333	前回結果地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護認定syst.
334	前回結果介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)	介護認定syst.
335	前回結果介護予防訪問入浴介護	介護認定syst.
336	前回結果介護予防訪問看護	介護認定syst.
337	前回結果介護予防訪問リハビリテーション	介護認定syst.
338	前回結果介護予防居宅療養管理指導	介護認定syst.
339	前回結果介護予防通所介護(デイサービス)	介護認定syst.
340	前回結果介護予防通所リハビリテーション	介護認定syst.
341	前回結果介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護認定syst.
342	前回結果介護予防短期入所療養介護	介護認定syst.
343	前回結果介護予防特定施設入居者生活介護	介護認定syst.
344	前回結果介護予防福祉用具貸与	介護認定syst.
345	前回結果特定介護予防福祉用具販売	介護認定syst.
346	前回結果住宅改修(予防給付)	介護認定syst.
347	前回結果介護予防認知症対応型通所介護	介護認定syst.
348	前回結果介護予防小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.
349	前回結果介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	介護認定syst.
350	前回結果定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護認定syst.
351	前回結果看護小規模多機能型居宅介護	介護認定syst.
352	被保険者番号	介護保険syst.
353	サービス提供年月	介護保険syst.
354	事業者番号	介護保険syst.
355	サービス種類コード	介護保険syst.
356	サービス種類	介護保険syst.
357	入力識別	介護保険syst.
358	様式番号	介護保険syst.
359	様式名称	介護保険syst.
360	作成区分	介護保険syst.
361	性別	介護保険syst.
362	生年月日	介護保険syst.
363	号区分	介護保険syst.
364	要介護状態区分(国保連)	介護保険syst.
365	認定有効開始年月日	介護保険syst.
366	認定有効終了年月日	介護保険syst.
367	旧措置	介護保険syst.
368	給付率	介護保険syst.
369	公費負担者番号1	介護保険syst.
370	公費受給者番号1	介護保険syst.
371	公費負担者番号2	介護保険syst.
372	公費受給者番号2	介護保険syst.
373	公費負担者番号3	介護保険syst.
374	公費受給者番号3	介護保険syst.
375	サービス回数(明細)	介護保険syst.
376	サービス実日数(集計)	介護保険syst.
377	短期入所日数(集計)	介護保険syst.
378	入所日数(基本)	介護保険syst.
379	保険点数	介護保険syst.
380	公費点数1	介護保険syst.
381	公費点数2	介護保険syst.
382	公費点数3	介護保険syst.
383	保険出来高医療点数	介護保険syst.
384	公費出来高医療点数1	介護保険syst.
385	公費出来高医療点数2	介護保険syst.

(仮称)つくば市版健康寿命予測システム 主な使用データ項目

資料3

No.	データ項目	出所
386	公費出来高医療点数3	介護保険syst.
387	保険請求額	介護保険syst.
388	公費請求額1	介護保険syst.
389	公費請求額2	介護保険syst.
390	公費請求額3	介護保険syst.
391	保険出来高医療請求額	介護保険syst.
392	公費出来高医療請求額1	介護保険syst.
393	公費出来高医療請求額2	介護保険syst.
394	公費出来高医療請求額3	介護保険syst.
395	保険利用者負担	介護保険syst.
396	公費利用者負担1	介護保険syst.
397	公費利用者負担2	介護保険syst.
398	公費利用者負担3	介護保険syst.
399	保険出来高医療利用者負担	介護保険syst.
400	公費出来高医療利用者負担1	介護保険syst.
401	公費出来高医療利用者負担2	介護保険syst.
402	公費出来高医療利用者負担3	介護保険syst.
403	費用額	介護保険syst.
404	食事	介護保険syst.
405	食事	介護保険syst.
406	食事	介護保険syst.
407	食事標準負担日額	介護保険syst.
408	食事標準負担月額	介護保険syst.
409	限度額管理対象点数	介護保険syst.
410	限度額管理対象外点数	介護保険syst.
411	品目1	介護保険syst.
412	品目2	介護保険syst.
413	品目3	介護保険syst.
414	品目4	介護保険syst.
415	品目5	介護保険syst.
416	再審査回数	介護保険syst.
417	過誤回数	介護保険syst.
418	審査年月	介護保険syst.

会 議 録

会議の名称		第4回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会		
開催日時		令和5年(2023年)12月20日 開会 17:00 閉会 19:00		
開催場所		つくば市役所2階職員研修室(オンライン併用)		
事務局(担当課)		政策イノベーション部 科学技術戦略課		
出席者	座員	坂下座長、落合座員、鯉沼座員、鈴木座員、富田座員、橋本座員、平山座員、水町座員、稲葉次長(藤光座員代理)		
	事務局	政策イノベーション部 中山戦略監 政策イノベーション部 科学技術戦略課 前島課長、大垣課長補佐、高橋課長補佐、中村係長、東泉係長、岡崎研修員		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		0名		
非公開の場合はその理由		-		
議題		(1) 評価項目と評価基準について (2) 評価体制について		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 評価項目と評価基準について (2) 評価体制について 3 その他 4 閉会			

1 開会

事務局（前島課長）：ただいまから第4回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を開会いたします。会議に先立ち、当懇話会座員の政策イノベーション部長の藤光が欠席のため、代理で政策イノベーション部次長の稲葉が出席しておりますので紹介いたします。

〔稲葉次長挨拶〕

事務局（前島課長）：ここからは、つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項の規定に基づき、座長に進行をお願いしたいと思います。坂下座長、よろしく申し上げます。

坂下座長：本日の予定を申し上げます。本日の議事は2件ございますのでよろしく願いいたします。ここで、会議の公開・非公開についてですが、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により法令又は条例で定めがある場合を除き、原則公開となります。本日の懇話会は非公開事由に該当しないため、公開で進めてまいります。また、会議記録のため事務局において zoom 録画及び写真撮影をさせていただいておりますので、御了承ください。本日は、落合座員、鈴木座員、平山座員、水町座員、橋本座員がオンラインでの御出席、富田座員、鯉沼座員、稲葉次長が会場での御出席になっております。次第に本日の配付資料一覧がありますので、御確認いただき、過不足のある場合には事務局までお知らせください。今回の懇話会の進行は、資料1に沿って進めていきます。

2 議事

(1) 評価項目と評価基準について

坂下座長：それでは、「議事(1) 評価項目と評価基準」に移ります。事務局から、資料の説明をお願いいたします。

〔議題1について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございます。まず一旦、ここまでのところで、用語等の質問がありましたらお願いします。特によろしいでしょうか。大丈夫ですか。

稲葉次長：一点確認だけさせていただきます。

坂下座長：稲葉さんお願いします。

稲葉次長：資料の4ページの影響度のこのレベルの中で、イメージがちょっと沸かない点がありまして、身体への影響の「甚大」として、死に至るといような影響があるということかと思いますが、プライバシーデータが流出することによって死に至りましたというケースはどんな場合があるのでしょうか。

坂下座長：「甚大」というのは、基本的に取り返しがつかなくなるという部分を「甚大」という分類にしていますが、JISでも出てきますけど、身体の影響の中で死んでしまうリスクがあることがあります。例えば、自動運転の車でニューラルネットワークのAIを使っていて、そのAIの制御がうまくいかなかった場合に、相手を死傷させる可能性があるというPIAの評価はドイツの会社がついていて、そういうものが該当すると思います。ただ今回、つくば市のユースケースではここに該当するのは多分ないと思うので、一般論としてこの評価はまとめられていると思います。

稲葉次長：プライバシーデータの流出が死に至るといようなケースはそうそう考えられないということでしょうか。

坂下座長：これもリスクの問題ですね。

稲葉次長：リスクの種類としては、身体面では死が考えられますよという整理だということでしょうか。

坂下座長：ゼロではないということです。よろしいでしょうか。他に用語等で御質問ありますか。なければ次の6ページを事務局から御説明いただきます。では事務局お願いします。

〔議題1について事務局から続きを説明〕

坂下座長：ありがとうございました。整理すると、つくば市プライバシー影響評価項目の案をJIS等様々なものの共通項から引っ張り出して一覧にまとめ

たということで、これについて過不足はないかを事務局としては確認したいというのが一つ目です。ユースケースベースに評価をしてみると、項目 22、26、32 について、こういう考え方でまとめてみたので、それに対して、影響度や起こりやすさという考え方に助言がないかというのが二つ目です。三つ目に最後の総合評価は議題 2 の話として一旦置いておいて、最初の項目と影響度・起こりやすさのユースケース評価の部分につきまして、座員の皆さんから意見を伺いたいと思います。本日はオンラインで多く参加されておりますので、鈴木座員から順番に指名しますので、御意見ありましたらぜひお願いいたします。ではまず鈴木座員をお願いします。

鈴木座員：ありがとうございます。内容はすごくよくわかりました。まず全体として伺いたいののが、今回は評価という形で行っていると思います。まさしく評価することと審査をすることは大きく違っていて、ただ審査をするだけであれば、「3ですよ、2ですよ」という形でやるというよりは、例えば、「私たちは実施したいから、Bであると信じてBで出します」というのを「いや、そうじゃないです」というのは審査のように見えるのですが、実際には評価なので、向こうもわからない中でこうやって出すという形になり、それに対して、フィードバックをして、是正をするというのが少し気になります。重要なところは何かというと、CからBになりましたというのは、あまり関係ないのですけれど、外の人に対しては、やっぱりプライバシー評価なので、ここは単に出てきたものに対して、「これはBですよ」と言った場合も、「どうしてAじゃないのかという点で懸念があります」という点でBでした。Cがつく場合には、例えばこの評価であれば、IT面の管理の脆弱性でこの点がリスクとして考えられるので、総合的にはCになりましたっていうことを、ちゃんと理由を書くことで十分評価になるのではないかと私は思っています。審査というのは理由がなくてもいいはずなので、合格か不合格か。でも今回は評価なので、こういった影響がありまして、特に「3だった

場合にはそれが理由です。2だった場合にもそれが理由です。」というのが、ちゃんとわかるように返すということが前提なのではないかと思います。ちょっと是正してサービスを実施するという観点からは、切り離す方がいいのではないかと思いました。他に細かい点もありますが、一番大きな点は評価の立ち位置というか、評価の位置づけについて議論できればいいと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。事務局、今の御意見について何かありますか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。鈴木先生がおっしゃった点は、一つ議論としてあるかと思っています。ただ現状我々が検討していた立ち位置としましては、冒頭も申し上げましたけれども、今回我々がこの制度化にあたっては、大きく分けて二つの目的があると思っています、まずは可能な範囲でリスクを低減させることと、リスクの状態について市民に広く公表して、その情報に基づいて利用するかしないかを選択してもらうことの二点が、今我々として考えていたところですが、後者の「市民の方々にこういうリスクがこのサービスについてはありますよ」という部分だけで留めるのであれば、リスクの状態について、結果をお伝えするだけで済みますが、前者の「リスクを可能な限り、わかっているリスクについては、低減させる」というところまで含めるとなると、ある程度その改善要求ないしは、是正要求といったところまで、制度として取り組んだ方がいいのではないかと、一旦は考えているところになります。

鈴木座員：ありがとうございます。議題2にも関わるのですが、この段階でもはっきりさせていただきたいのが、今、高橋さんがお話しされたのは、PIAの実施主体としての意見なのではないかと思います。PIAの結果に基づいて是正をする等、うちの市ではこういうレベルでしかできないということを決めていくのはやはりPIAの実施主体の方であって、今のこの議論のリスクマッ

プは一番左のPIAの評価委員会で出すものということなので、評価委員会が是正までするのはちょっと難しいという気が私はしていました。プライバシー評価委員会の話であれば、私は第三者的に「これはこういうリスクがある」というだけがいいのではないかと思います。その結果を得た後に、例えば先ほどのようにDであったとしてもやらなければいけないサービスがいっぱいある。自動運転だって、この車に乗るということは、交通事故があった時に死ぬ可能性がありますというリスクなので、毎回事故があるDは困りますが、医療などDのサービスもあるので、是正するかどうか、もしくはそれをどう伝えるのかというのはまた別に、評価委員会としては、問題を簡略化した方がいいのではないかと私は思っていました。なので、ここもプライバシー影響評価という点では、本当に評価だけでレベル「A」、「B」、「C」と出すのではなくて、理由も付けてあげることで、ちゃんと評価しました。その評価に基づいてPIAを実施すべきだと思って、そのサービスの実施主体の方で是正をするのかどうかというのを考えるというふうに分けるのはいかがかというのを考えておりました。

坂下座長：ありがとうございます。PIAは二段階で十分性を見ているので、実際自分で評価して十分かをまず評価して、それを独立した会議体に預けて、そこで十分かを評価しますから、そこは区分けをして考えましょうと鈴木先生はおっしゃっていると思います。鈴木先生は18時で退出と聞いていますが、項目等の方は何か御意見ありますか。

鈴木座員：はい、先ほどの項目について、完全な意見ですが、22の「-」は、これはしょうがないと思います。LGWANは、私個人では「2」なのではないかと普通に思っておりました。インターネットとたとえ繋がっているとしても、それを言い始めると、あらゆるものは目で見ただけでも繋がってはいなくはないというか、コピーすればできる等あるので、そこまで言わなくてもいいと思います。なぜかという、多分LGWANの中で何かやるサービスっていうの

も、インターネット上でやるサービスの方が多いかと思うので、そこはあえてしなくても、隔離された環境であって「2」でもいいかと思いました。三行目の長期保有が発生しないかということの「3」は、私もやり過ぎかなと思いました。これは約束違反なので、約束違反をするかもしれないということで、見るのはいいけど、それを起こりやすいと言ったら困るなと思います。しかしこれにはもう一つ意見があって、信頼ではなく信用の考え方が大事なのかなというものです。例えばこの場面であれば、「この会社は ISO 取得しているからこれは2かな」とか、「この会社は分からないからさんなのだな」ということで、その相手側を評価しなければいけない。医療機器の管理をする企業が権限や認証を取るのには、それによって、これを2だと思ってほしいというようなことがあるので、これは相手によって変えた方がいいものではないかと思いましたので、一様にして「3」というよりは、例えば「この会社は物品管理上では ISO があります」、「マイナンバーカードを使った情報のセキュリティの要件がある会社であればここは2だけれども、それが無い場合には3又は4になります」などという形で、個別になりますが、そういう方法で評価されるのではないかと思いながら聞いておりました。

坂下座長：ありがとうございます。平山座員お願いします。

平山座員：鈴木座員からもお話しあった点は私も気になっている点で、事前に事務局ともお話ししたのですが、今回チーフプライバシーオフィサーがどの権限で、何をどこまでやり切るのかというところを確認したいと思っていました。先ほどの事務局の説明ですと、一旦評価した結果を市民に提供して、最終的に対応するかしないかは、民間企業側の判断だというようなところがあったと思いますが、まさにこの辺の扱いがポイントになってくるのかと思っています。データ連携基盤を活用した事業ということなので、実際にデータ連携基盤を、民間企業が独自に使ってやるケースを、私はあんまり想定できないというか、おそらく自治体がメインで事業主体になるものがほとんど

になるのではないかと考えています。その場合はほとんどのケースが、自治体としてこのような対応を取りましたということがうたわれて、最終的にはゴーサインが降りていくのかと思うのですが、市としては最終的には民間の対応に委ねるといった部分があるのかなと考えています。一応私たちのモデルポリシーのPIA構成要素の7番に記載を読み上げると、「組織の価値観とリスク許容度〔リスクの軽減や移転・共有、回避、受容など〕を踏まえて、特定されたリスクへの市の対応を記述すること。」というのがあります。「最終的に市としてはこう考えています」というところまで、踏み込んで市民にお話しされるのであれば、それは一つなのかなと考えて聞いてはいました。逆にこれがないと、「こういうリスクがありますがどうぞ」というか、やや無責任にも映りかねないと思って聞いてはいました。全体として、御説明はよくわかりますが、最終的には、チーフプライバシーオフィサーを設定するのであれば、その権限やチームの権限としてどこまで踏み込むかというところの定義と、今の最終的な御説明あった部分が、どこまで擦り合っているかということになると思いますが、その関係性が少し気になりました。

坂下座長：ありがとうございます。平山座員は、評価の項目は問題ないけど、実際にそれを履行するときどこまでの権限を組織的に持たせるかという観点ですから、議題2で議論しましょう。では、水町先生、何か御意見ありましたらお願いします。

水町座員：2ページ目、「国内外の標準・ポリシー・事例」で姫路市の事例というより特定個人情報保護評価が出てくるべきではないかと思います。また、国内外の事例を精査したら90項目あったとの御説明でしたが、それを資料としていただけないでしょうか。この中から何を抽出されて資料2になっているかというプロセスが見えないので、そこをいただきたいというのが要望です。今回の事務局資料は基本的に丁寧に御検討いただいていると思いますが、資料2の項目の内容はもう少し御検討いただいてもいいと思いま

す。具体的には、15 から 20 の安全対策と 23 から 26 が多分重複しているのではないかと思います。例えば漏えい・滅失・毀損がないように、15、19 などがあるわけですね。漏えい・滅失・毀損がないように、サイバーセキュリティ対策やネットワークがどうなっているか、通信がどうなっているか、システム側の設置がどうなっているか等という話が 19 で、管理者・利用者、管理方法というのが、結局は 24 のアクセス権限の管理の話なのか。15 が何か分からず、何を書くのかがわからないというところです。16 も結局作業場所によって 23 の漏えい・滅失・毀損リスクを抑えているわけです。18 は可用性、安全性の話、安全性だと 25 と重複ではないか。23 と 26 の整理等、要はセキュリティリスクとプライバシーリスクが重複する部分と重複しない部分があると思うのですが、漏えい・滅失・毀損は、セキュリティ寄りではありますが。ただ漏えいしてしまったらプライバシーリスクにもなるので、それを防ぐための具体的方法をどの項目に書くのかがわからなくて、15、19 と 23 は結局内容が被ってしまうのではないかな等の精査が必要なのではないかと思います。あと足りない項目としては、「不正提供がないか」等がないです。22 の第三者提供は、不正提供も入っているのですか。適法かどうかは、そもそも評価しないでよく、適法ではなかったら評価対象にもならないと思います。法令上認められていないのに提供を行ってしまったり、33 の目的外利用も適法ではない目的外利用をされたりすると、PIA で評価する段階ではないので、そこは 5 の「法令との適合性」で事前にやっておいてもらった方がいいです。あと第三者提供は民間の話で、その第三者の定義をどうされるのかですが、実施主体は市で、委託先や事業上民間企業に協力を求めるだけであれば、個人情報保護法上の行政機関等への規制がかかってくるわけです。その場合に第三者提供の概念は無くても、目的外提供の概念になってきます。公的機関向けの規制と民間向けの規制がごっちゃになっているように見えなくはないので、事業実施、PIA の主体にもよりますが、

その部分の整理も必要かと思いました。33の目的外利用も目的外利用自体が適法にできなくはないです。そもそもこのモデルケースが目的外利用だと思います。国保のレセプト情報は、審査支払に使うのが目的だと思いますが、それを目的外利用してAIで学習させて、介護リスク予測をするので、そもそもこれが目的外利用になるので33はどう考えればいいのか。31も「同意なしに」とありますが、市役所の場合、基本同意はいらんのではないかと思います。ごく稀に実証事業等では同意を取っていると思いますが、市役所は公権力として法律に基づいて、同意なしに個人情報を扱っている場所だと思うので、同意というのがどういう考え方なのか。30（アクセス権の確保）も、同意後に選択・削除ということは多分できない。違法行為がないと削除請求できないと思うので、リスクシナリオとヒアリング項目の関係性がわからないというところがあります。市役所に適用される法律と評価項目の関係、個人情報保護担当者と一緒に検討いただいて、民間向けの規制ではなく市役所向けの規制でお考えいただいた方がいい。13の「本人同意」も同じで同意が取れるのかという話です。もう一度精査されるといいのと、15からの「セキュリティ対策」と、23からの「プライバシーリスク」の重複等の関係性を整理いただく。あとは不正提供や業務外利用、権限がある市役所職員がストーカー目的で利用する、探偵に売却する等といった権限者による不正はどこで評価するのか等が気になりました。資料2はもう少し整理いただくといいかと思います。あと、評価の当てはめ、数値の当てはめのところで一点申し上げると、7ページ目ですが、影響度のところで1、2、1と付いていますが、これは「認知症である」等も分かる情報だと思います。認知症である、人に知られたくないような病気である、麻痺している、歩行介助が必要、介護認定度合い、こういう介護サービスを受けている等というのは、知られたくない方はやはり知られたくないと思います。結構重要な情報だと思うのですが、身体への影響は「1」で、精神への影響は「2」の不安

・ストレス程度でいいのかということと、財産への影響も、要介護度や認知症の方の情報が漏洩して、詐欺被害が来たらと思うと1でいいのか、そこまで考える必要はないのか等どこまで考えればいいのか難しい。盗難されて盗難先でどのような利用がされるかはわからないので、そこでどんな被害があるかは何とも言えないので、1でいいのかちょっとわかりませんでした。管理の脆弱性のIT面が、委託会社にIDパスワードを与えていれば必ず「3」になってしまうと、委託会社が出てくれば絶対3になるのではないかというのがあり、数値の付け方が難しいと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。事務局に質問ですが、ユースケースのAIの健康寿命予測サービスの主体は自治体ですか。

事務局（高橋補佐）：はい、サービスの主体は自治体です。自治体が委託事業者
にAIシステムを作ってもらうこととなりますが、あくまで主体は自治体で、つくば市が提供するサービスとして検討しています。

坂下座長：水町先生が御指摘の項目は、確かに自治体であれば不要な部分がありますので、そこは精査して良いと思います。あと、先ほどの影響度の数値の付け方は、実際に対策をどうしているかから、逆算して出す場合もありますから、ここはもう一回見直してもいいかと思います。次に進めますが、橋本座員、御意見ございましたらお願いします。

橋本座員：議題1に関するものについては特段ありません。ありがとうございます。

坂下座長：ありがとうございます。富田座員、御意見ございましたらお願いします。

富田座員：今回の最初の資料は、すごいわかりやすく拝見しました。資料2が自分の頭の中で何をしているかわからなくて、私の個人的な要望としては、「何を防ぎたいか」ということを最初に挙げていただいて、そこから情報を提供していただけると私にはわかりやすいと思いました。また、LGWANにつ

いて、一部ネットワークにつながっていても、もしそこから経由して取られるということがないのであれば、そこは安全としていいのではないかと思います。あと、総合評価をするときに、出していただいた例が、「リスク「中」だったものを総合評価として「小」にします」ということですが、個人的な意見ですが、意図的に「リスク小」に入れているのではないかと感じるところもありました。

坂下座長：ありがとうございます。今の御意見は、リスクシナリオの部分を含めてある方がわかりやすいですね。では、鯉沼座員、お願いします。

鯉沼座員：はい、こちら、議題2に入るかもしれないのですが、例えば、将来的にプライバシー影響評価委員会ができた際に、こちらの今入力していただいた数値は、入った状態からスタートするのか、この数値も委員会の中で、「これは1で」と行うのか等、今お考えの体制は後ほど聞きたいのが一点です。あと、先ほどの話だと、これは今こういう管理しているから、「2です」とか「1です」という場合に、例えばプライバシー影響評価委員会の中で「その対策では少し弱いので、ここは3にしよう」となった時に、その情報が事業者側にフィードバックされるようなシステムなのかどうか。つまり、例えば一次評価はこの数値で、総合評価「B：リスク小」となった時に、なぜそうなったのかという経緯等をどのような形でレポートするのかは、議題2で後ほど聞きたいなと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。ひととおり座員から意見を伺いましたが、事務局から何かコメントはありますか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。まず、水町座員からいただいた90項目を提示してほしいというのは、まさにそのとおりだと思いましたが、事後にはなりますけれども、90項目のリストは皆様にメールで送付させていただきたいと思います。複数の座員の方からありましたとおり、今資料2でお示ししました33項目については、まだ粗い点もございますので、この点に

については、我々の方でも継続的に作業を進めたいと思います。一点補足と言いますか、我々の説明が足りていなかったというところが、反省としてありまして、今回のPIA制度にける事業の対象として、おそらく多くは、市が主体となってやる事業になると思っています。ただ、今後将来的にわたって、市の事業だけがPIAに関わってくるのかというと、市が直接関わっていないけれども、民間ベースでデータ連携基盤を活用してサービス化される事業もあるのではないかと想定しておりまして、つくば市のPIAの制度としては、そういった民・民のサービスについても、評価の対象としては含めていきたいと思っています。ただ、水町座員からありましたとおり、第三者提供の考え方、目的外の考え方、要は法の27条か69条かといったところが、今一つに合わさって作ってしまっているんで、若干分かりづらくなっている部分があるかと思うので、その点は修正していきたいと思っています。

坂下座長：行政が主体でやる場合のPIAと、民間がやる場合のPIAでは、項目が違ってきますから、まずは行政の方で確立をして、その後民間の方に、また改めて議論するというようにした方がいいかもしれません。ありがとうございます。

(2) 評価体制について

坂下座長：それでは時間も限られておりますので、次の「議題(2) 評価体制」に入っていきたいと思います。既に皆さんから御意見が出ておりますが、評価体制について、事務局から御説明をお願いします。

〔議題2について事務局から説明〕

坂下座長：説明ありがとうございました。まず、PIAの流れとしてしっかりできているかどうかについて、皆さんから御意見をいただきたいと思っています。市としては、最終決定権をCPO市長に委ねたいという話がありますが、ここはちょっとこの後考えていきましょう。最初に先ほどのフローについて皆さん

から意見を取る前に確認します。つくば市と「データ連携基盤整備主体」との関係はどういう関係になりますか。

事務局（高橋補佐）：スマートシティ協議会については、実態として事務局はつくば市が運営していますが、つくば市とは別の組織です。ただ、データ連携基盤を運用するための費用については、今、つくば市が負担金で提供している状態になっています。負担協定を市と協議会で結んでいる関係性になっていまして、先ほど来申し上げているとおり、協議会側で制限をかけるといったところを協定の中に盛り込んでやってもらう等の関係性は築けるのではないかと。ただ協議会も、つくば市だけで運営しているわけではないので、他の民間の理事等と合議で決定することになりますけれども、市と協議会の関係性についてはそういった形になります。

坂下座長：市民委員もいらっしゃるのですが、もう少し単純に言っていたきたいのですが、資料のグリーンとオレンジは一体ですか。

事務局（高橋補佐）：別です。

坂下座長：別の頭を持っている。では、イエローの「サービス事業者」というのは、ここは市とは委託の関係ですか。

事務局（高橋補佐）：市の事業であれば委託の関係になります。

坂下座長：ここは一体でわかりました。先ほどの御意見も踏まえまして、実効性があるものにするかどうかについては次の段階にしましょう。まずこのフローを御覧いただいて、御意見をいただきたいと思います。落合座員はいらっしゃるらないようなので、平山座員お願いします。

平山座員：特段、この表について、私は意見ありません。

坂下座長：ありがとうございます。では水町座員いかがでしょうか。

水町座員：私も綺麗に整理いただいていたと思いました。一点意見をいうとすると、パブコメは入れないのでしょうか。市民委員が評価委員会に入っているということですが、パブコメを入れられるのであれば入れた方がいいかと

思いました。

坂下座長：ありがとうございます。橋本座員何か御意見ございますか。

橋本座員：フロー自体については、特段の意見はないですが、体制で先ほど評価委員に市民が入っていることが重要で意味があるとおっしゃっていただいたのですが、項目自体を見ますと、市民の視点で評価できる項目はあんまりないような気もしていたというのが正直なところですが、特定されたリスク等に対して、十分な対策が取られているかどうかは、市民としては非常に興味があるところですが、どういう項目で評価できるのかと思いました。対策が十分かという点について一番興味があるのですが、それに対する評価ができるのかが気になりました。

坂下座長：ありがとうございました。重要な御指摘だと思います。富田座員いかがでしょうか。

富田座員：内容整理と追加ヒアリングという部分で一次評価がされて、それがプライバシー影響評価委員会に回されるということが、今分かりました。

坂下座長：ありがとうございます。鯉沼座員、いかがでしょうか。

鯉沼座員：先ほど座長にも聞いていただきましたが、つくばスマートシティ協議会の構成メンバーとしては市もいる以外に、データ自体を運用している民間の業者の集合体というような認識でよろしいですか。具体的な協議会のメンバーがどんな方々かをイメージしづらいところがあります。

事務局（中山戦略監）：今、50数社入会していて、スマートシティのサービスやデータ連携に関する方策を協議しながらサービスを作っていくという任意団体になっております。

坂下座長：任意団体なのですね。

事務局（中山戦略監）：今のところですが。

鯉沼委員：ありがとうございます。

坂下座長：落合先生、御意見ございますか。

落合座員：全体としては良い形で御説明いただいていると思いますが、一点質問がありまして、評価委員会自体の事務局は基本的に市が担われるということとよろしいかということと、委員会との関係では、実際にはPIA 実施不要の場合は、対象外通知を行って終わりでもいい気はしますが、全体としてどういう形でその辺の運用がされるのでしょうか。年に一回や半年に一回ぐらいでもいいと思うので、評価委員会にも連絡があってもいい気もしましたが、いかがでしょうか。

坂下座長：まだ想定だとは思いますが、事務局から御意見ありますか。

事務局（高橋補佐）：まず、一点目の評価委員会の運営については、つくば市が事務局を担います。二点目は、今座長からもありましたとおり、実際に動かしていないため、想定になります。その点については確かに御指摘のとおりだと思いますので、定期的に評価委員会にフィードバックする形を取りたいと思います。

落合座員：そういう形にさせていただけるといいと思います。実施不要の水準も後で実施状況を見ながら調整していくこともあり得るのかと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。座長が質問してはいけないのですが、⑤の矢印のところの「PIA 評価申請（PIA 必要情報提出）」というのは、評価書は委託先のサービス事業者が書くということによろしいですか。

事務局（高橋補佐）：ここで言っているのが、我々が先ほど来 33 項目出したような内容で必要となる情報を聞き取り又は資料で提出してもらうことを想定しているので、それに情報を提供してもらった上で、評価書自体は市で行う想定をしていました。

坂下座長：わかりました。大変だと思うので、市と一体であれば事業者に書いてもらえばいいと思います。次のページも含め、また一順で意見を聞きたいと思います。評価体制のイメージについて、「客観性・専門性・透明性を担保する体制になっているか」、「CPO・市長にどこまでの権限と責任を

持たせるべきか」、「『D』評価の場合に再評価が必要か」ということが事務局から聞きたいところとのことですが、これ以外でも結構ですので、御意見いただければと思います。では、平山座員お願いします。

平山座員：まさに、チーフプライバシーオフィサーにどこまでの権限を与えるかが、大きな論点かと思います。絶対的に死守しなきゃいけない権限としては、「PIAを実施する」ということです。PIAを実施するということは、サービス提供者に対して必要なデータやいろいろな説明を求めることだと思うので、それさえ担保しておけば、最低限のPIAはできるだろうと思っています。その上で最終的にどこまで踏み込むのかは、先ほど事務局も悩まれているということで次回に持ち越しなのかと思います。しっかりとPIAをやることがうたわれていて、その権限がチーフプライバシーオフィサーにあるということが条例でうたわれると、一旦は成立するのではないかと聞いておりました。

坂下座長：平山座員からは、条例を作って形を作った方がいいという御意見です。では、水町座員いかがでしょうか。

水町座員：そもそも事業の最終責任を負うのは誰かというところだと思います。最終責任を負うのが市であれば、市長の権限で判断するのでよろしいかと思っています。民間企業がPIAをやる事案があるというお話もありましたが、市の関与度合いがわからないのですが、市が何らかに関与する又は市の情報を出すということがあれば、やはりそこは市長が権限を持っている、つまり是正させる等ができる状態は必要かと思いました。条例化までいるのかというと私は別に条例化しなくてもいいかとは思いますが、先ほど結局「協定や契約で」というお話がありましたけれども、つくばスマートシティ協議会が様々な組織から構成される任意団体で、理事の判断とかが出てきしまうと、理事の判断で「できません」となった時に、市として市民に責任を負えるのかという話にはなってくるので、そこは、協定なり、契約なり、条例なり、何らか

の形で、市の判断として是正が必要だとなれば、市として要求できるような根拠が必要かと思います。ただし、プライバシー影響評価委員会にその権限があるかという、これは市民からの負託があるわけでも、選挙で選ばれたわけでもなく、公務員でもないため、是正権限まで委員会が持つというのは、法制上は不思議な印象を持ちますので、市長でよろしいのではないかと思います。一般的な審議会であれば、諮問・答申という形で、諮問は尊重するというのが通常だと思うので、そういう市の通常組織に倣えばよろしいかと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。今、かなり重要な指摘がありました。稲葉次長、御意見ありますでしょうか。

稲葉次長：条例、規則、要綱など市の方法としていろいろな種類がありますが、是正をどう進めるのかでやり方が変わってくると思います。リスクが「D甚大」という評価があるにも関わらず、最終的な責任をスマートシティ協議会に負わせるというのにはあり得ないですし、市が当然負うべきところとして、さらには、例えば市が関与しない民間事業者のサービス提供があったときに、そこで民間事業者の違反や不正の部分はどう制度検討していくのかという点で、条例化が必要なのか、規則なのか、罰則が必要なのかもやはり議論しなくてはならないと思います。まだ、事務局としてもそこまでの議論までは進んでいないところなので、今後検討していかなければいけないと思っています。

坂下座長：ありがとうございます。ぜひ御検討いただいて、この場でまた議論させていただければと思います。では続きまして、橋本座員、何か御意見ございましたでしょうか。

橋本座員：先ほどお伝えした以上は特にはないです。

坂下座長：ありがとうございます。では、富田座員いかがでしょうか。

富田座員：私も大丈夫です。

坂下座長：鯉沼座員いかがですか。

鯉沼座員：大丈夫です。

坂下座長：落合先生は、御発言できますか。

落合座員：ありがとうございます。条例を作るかどうかという点については、実際の内容がどういうものがあり、どういう規律を定めるかによると思います。一方でやはり、「市が」というよりも「事業主体が」決めていくということが基本だと思いますので、ガバナンスの一つとしては、その内容をどう公表していくかをまず諮っていくことがあるかと思います。また、その実施の適正性を担保するために、手続の適切な履践や真実に基づいて必要な情報を提供していない等に対して、罰則をかけるとすればあり得るのではないかと聞いておりました。

坂下座長：ありがとうございます。落合座員のおっしゃっていたガバナンスの部分はとても大事だと思います。ガバナンスで説明責任を負っているわけですから、その説明責任を担保する意見を市民からも聞かなければいけないと思います。それが先ほど橋本座員がおっしゃった市民としての意見を聞かなければいけない点だと思います。これは従来の JIS 等には入っていないところで、オリジナルとして考えなければいけないだろうと思います。まだ多少時間がありますので、全体を通じまして、皆さんから御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

平山座員：確認ですが、条例か規則かというところがあったと思いますが、PIA を今実施していない時は、データ連携基盤を活用して事業者が事業をしようと思った時に、市役所はどこまで情報にアクセスできるのかということだと思います。「一般的なデータの流れがどうなっているか」、「どこのサーバーに保存していた」等の情報は、基本的には市役所が何もないとアクセスができないのではないかと思うのですが、そこでアクセスできる方法は一般的にあるものです。市の事業の調達等で定められていれば、それは確認できる

のかとは思いますが、そういうものではないとすると、「PIA を対外的に正しくやるので情報にアクセスします」、「評価するためにこの情報を出しなさい」というプロセスが必要なのではないかと思ったのですが、誰に聞いたらいいいのかわからないのですが、これは何か別に行う方法があるのでしょうか。

落合座員：私がコメントした方がいいかもしれないです。一般的に考えられる点として、連携基盤を利用する場合は必ずあるようであれば、連携基盤の利用規約等において情報開示等の義務を定めておいて、この PIA の委員については、例えば、市から委託を受けているという構成にすることによって、一応アクセスをできるようにしておくこと自体は、一般的には考えられるかと思えます。ただ、ガバナンスの観点から、条例にしておいた方がより見える化されていて、いろいろな運用に関する是正も最終的に民主的コントロールにより近い手続きに服している言い方がいいかどうかを踏まえて、条例にしておいた方がいいのかどうかを判断することはあろうかと思えます。もちろん、条例になくても今のような根拠の整理で取得できると思えますし、条例に書いておくことで書類の提出を義務づけるという平山座員がおっしゃられたような方法もいずれもあり得ると思えます。ただ、いずれにしても、事前に事業者には分かるような形にしておいて、そういうルールであると納得して出していただくこと自体も重要だと思えます。

平山座員：起こり得ることとして定めたとして、書いてこない、報告しない、言わないといったケースがあり得るのでしょうか。

水町座員：私の経験上は、多数あると思えます。ただ、結局、「何県のどこのセンターのこの区画」といった細かい情報は知らない。別に住所がほしいわけではなく、入退室管理、持ち込み制限、ネットワーク制限等の話であるということ説得して出してもらおう。あとは面倒で出したくない、何を言えいいかわからない等の様々な理由があるので、かなりのやり直しは発生すると思えます。

平山座員：私も条例かどうかはどちらでもいいと思いつつも、事業者が納得してくれるようにしないといけないので、そのコミュニケーションをどう取ると一番良いのかという議論があっただけいいのではないかと考えています。

坂下座長：他に御意見ございましたらお願いします。

水町座員：7 ページ目の 32 番のところの評価がわからなかったので教えていただきたいのですが、項目としては「不必要な長期保有が発生しないか」になっていますが、対策状況はプラットフォームで「削除されない」となっています。予測システム上はその委託事業者に削除させるという話ですけど、プラットフォーム上は残り続けるのに、どうしてこの評価なのか。廃棄を失念したというリスクシナリオが違うのでしょうか。プラットフォーム上に残り続けるのは不必要な長期保有ではないと思います。ただ永年保管はさすがに不必要なのではないかと思えますので、保存期間は切らないといけません。保存期間が例えば 10 年、20 年等の文書規則があると思うので、それに沿って保存期間があって、その保存期間になったら失念されないように対策が取られているというのが対策状況に書かれるべきことです。また、予測システム側の廃棄証明書も、担当者印、社印又は社長印などの廃棄証明書のレベル感もあります。「廃棄しました」と言いつばなしではなく、市の確認をどこまでやるかの度合いによって、その対策がどの程度強固かが決まってくるように思います。ヒアリング項目と対策状況の対応関係と残り続けることのリスクは、数値的にはどこで評価されるのかという流れが見えなかったので教えていただきたいと思いました。

坂下座長：ここは、圧縮したので途中が抜けているような気がしますが、「不必要な長期保有が発生しないか」は、一般的には「規定があるから大丈夫」ということが回答になっていて、でもリスクとしてはその規定を忘れてしまった職員がいて、消し忘れていたということがあるわけです。その横に対策状況が書かれていて、ただこの書き方もちょっと文章は後で考えなくてはいけ

ないのですが、「データベース化され削除されない」と書いてしまうと、永遠に残ることになってしまうので、そこは少し書き方を注意した方がいいかと思います。事務局でここは何かありますか。

事務局（高橋補佐）：いえ、我々の方で詰め切れてない部分で申し訳ないのですが、今AIのプラットフォームについても、まだ一部想定の部分があって、このような書き方になってしまっているところはあります。現状想定していたのは、住基システムにしる、国保データベースにしる、ここには基本的に生存している限り、その人の情報は残り続けています。その情報をもとに、プラットフォーム上に、氏名は数字等に変えた状態での情報が上ってくるので、基本的には生きている限りは削除されないという前提だったもので、削除されないという表現をとっていたのですが、ただ一方で、削除されないのにも関わらず、「1」がついているのはやはり矛盾はしているとも思うので、ここについてはもう少し細かく見直したいと思います。

坂下座長：なるほど、存命のうちは消さないという意味だったんですね。

水町座員：基幹系からはほぼ削除しないというのはありえて、住基システムで150年消除といった話と同等かなと思います。他方で、LGWAN上の健康医療介護プラットフォームからの削除はまた別だと思うので、それを記載しないと評価として完全ではないかと思いました。あとは、私はこれを拝見して後出しで言っているのでこういうことを言えるだけで、記載するのは大変だということとはとてもよく承知しています。私は昔、評価項目等を決める側の間人でしたが、評価項目は抽象的なものからどんどん考えて、落とし込んで作る。抽象的なもの時はこれでいいなと自分でも思うのですが、実際当てはめてみると、「あれ？これとこれはなぜこうなっているのだろう、ちょっとおかしいな」となってしまいます。もちろんこのユースケースは想定だというのはわかるのですが、国保等の既存機能システムでもいいと思うので実在のもので書いてみるといい。そうするとここは何書けばいいかわからないから、

こう直すべき等がわかると思います。次の会議までにというスパンではなくていいので、実運用になるまでの段階でそれをやってみていただければいいかと思います。

坂下座長：非常に示唆のある御指摘ですが、事務局何かございますか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。御指摘のとおりです。我々としてもやはりこれを基準として設けたときにはこれでいいと思っていながらも、実際に当てはめてみると当てはめきれないようなところが多分にあつたので、その点については、検討を続けたいと思います。

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見はございますか。落合先生お願いします。

落合座員：今の点伺っていて思いましたのが、健康医療関係のもの自体は、リスクが高いとしても、一生涯置いておくこと自体に意味があるようなものもあるとは思いますが、保存期限を定めることが必要かどうかは内容によってくるかとは思いますが。リスク自体は高いものは高いという形で評価をしていった上で、対策がしっかりなされているかどうかは重要だと思いました。またその影響度の見方として、身体、精神、財産で分けていただいている点ですが、どちらの方に出るのが結局状況によって、実は若干わからないこともあり得る気はしております。例えば、健康情報であっても、保険に入らなくなるということがもしあれば、財産的被害があるのかもしれない。あまりないとは思いますが、仮に生体認証の情報が一致してしまうと財産的被害になってしまうかもしれないこともあるでしょう。身体に障害がある場合に、精神面にも当然ながら多少なりと比例したようなものも出てくると思いますので、あまり細かく数字をつけすぎるというよりも全体として総合的に見て数字を付けていくという形がいいと思います。分けないと評価しにくいということがあると思うので、付けていただいている気はするのですが、細かいところの多少の高い低いというのは、見方や前提の置き方によって若

干変わってきそうな気もしますので、そこは厳密に見過ぎず、ただリスクが高いのか低いのか中程度なのかといったアセスをなるべく間違わないようにするための補助ツールであると位置づけて、この細かい項目を利用していただくのが良いと思いました。

坂下座長：どうもありがとうございます。貴重な御意見だと思います。他いかがでしょうか。稲葉次長、全体を通じて何か御意見ございますか。

稲葉次長：いろいろ御議論いただいてありがたく思っております。全体的にどのように市民のプライバシーデータを活用しながら良いサービスができるかという一方で、市民のプライバシーデータをどうやって守っていくかというところが非常に難しい。うまくこの制度が確立できたら本当にいいものになるというところが両極端にあると思いつながりながらお伺いしておりました。なんとかいいものを作ればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

坂下座長：ありがとうございます。他御意見大丈夫でしょうか。それでは本日も長時間にわたり御議論ありがとうございました。今日の資料の中では、全体のPIAのフローについては、皆さんの合意形成が得られたと理解しています。資料2の項目や先ほどのリスクの評価につきましては、もう少し事務局で精査していただきまして、次回につなげたいと思います。また全体のガバナンスをどう効かせるかという体制につきましても、次回また議論したいと思います。最後に、水町座員からも御助言がありましたように、既存で動いているもので、一回PIAの評価書を書いてみて、そこからデータ連携基盤でやるものを考察してもいいという御意見がございましたので、これも事務局で御検討いただければと思います。また、評価のところで市民が評価会議に出ても、意見がなかなか言えるポイントがありませんという御意見もありましたが、ガバナンスを効かせるためには、市民の意見は絶対に必要ですので、そこをどのような項目で聞き出すのかということについても事務局でお考えいただければと思います。お時間の限りもございますので、その他御意見

御質問がある座員がおられましたら、事務局までメールでお知らせください。本日予定した案件はこれで全て終了いたしましたので、進行を事務局に戻します。

事務局（前島課長）：長時間に渡り、御議論いただきありがとうございました。非常に有意義な議論ができたのではないかと考えております。次回の懇話会は、2月から3月頃の開催を予定しています。ちょうどこの時期に議会がありますので、その予定を見つつ開催ができればと考えています。今回は、御意見いただいた点を踏まえ、市民への公表内容や制度化の方法について、資料をお示しして御議論をいただきたいと考えております。後ほど、事務局から座員の皆様に日程調整のメールをお送りさせていただきますので、御回答のほどよろしく願いいたします。以上で、第4回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を閉会とします。ありがとうございました。

第4回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会

日時：令和5年(2023年)12月20日(水)17時～19時
場所：つくば市役所2階職員研修室(オンライン併用)

次 第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 評価項目と評価基準について
 - (2) 評価体制について
- 3 その他
- 4 閉会

○配布資料

- 資料1 評価項目・評価基準・評価体制
- 資料2 つくば市プライバシー影響評価項目(案)

資料1

議題(1) 評価項目と評価基準

評価すべき内容 ～選定の経緯～

- ① プライバシー影響評価に関する国内外の標準・ポリシー・事例における要求事項を洗い出し
- ② 上記に沿う、具体的なリスクシナリオを網羅的に作成
- ③ 具体的なリスクシナリオをもとに、つくば市としての評価対象を選定

① 国内外の標準・ポリシー・事例

発行機関	タイトル
JIS (日本産業規格)	情報技術－セキュリティ技術－プライバシーフレームワーク（プライバシー保護の枠組み及び原則） JIS X 9250：2017（平成29年6月20日制定）
世界経済フォーラム G20 Global Smart Cities Alliance	Model Policy Privacy Impact Assessment
個人情報保護委員会	個人情報保護のための民間の自主的取組の促進について（令和3年9月14日） PIAの取組の促進について－PIAの意義と実施手順に沿った留意点－（概要）（令和3年6月30日） PIAの取組の促進について－PIAの意義と実施手順に沿った留意点－（2021年6月30日）
内閣府	「データ連携基盤に求められる互換性・安全性・プライバシーに関する事項」（令和5年9月26日）
姫路市	総務省実証事業における姫路市行政情報分析基盤 個人情報リスク評価PIA++（改訂2018年5月）

② リスクシナリオの作成

・スマートシティに関するセキュリティリスクを網羅的に記載している総務省のガイドラインから、①で抽出したプライバシー情報に関するリスクを抜き出し*、具体的なリスクシナリオを作成

・総務省「スマートシティセキュリティガイドライン」（2021年6月）

想定されるセキュリティインシデント	リスク源	
	脅威	脆弱性
（監視が行き届かない場所に設置された機器の運用中、あるいは廃棄後の盗難等の後）改ざんされたIoT機器がネットワーク接続され、故障や正確でないデータの送信等が発生する	・盗難等により不正な改造を施されたIoT機器によるネットワーク接続・悪意を持った自組織内外のヒトによる不正改ざん・センサーの測定値、閾値、設定の改ざん	・IoT機器の廃棄時に、データを削除（または読み取りできない状態）にする手順がない
（監視が行き届かない場所に設置された機器の運用中、あるいは廃棄後の盗難等の後）改ざんされたIoT機器がネットワーク接続され、故障や正確でないデータの送信等が発生する	・盗難等により不正な改造を施されたIoT機器によるネットワーク接続・悪意を持った自組織内外のヒトによる不正改ざん・センサーの測定値、閾値、設定の改ざん	・自組織の情報システムや産業用制御システムに接続している機器の状態を把握できていない
（監視が行き届かない場所に設置された機器の運用中、あるいは廃棄後の盗難等の後）改ざんされたIoT機器がネットワーク接続され、故障や正確でないデータの送信等が発生する	・盗難等により不正な改造を施されたIoT機器によるネットワーク接続・悪意を持った自組織内外のヒトによる不正改ざん・センサーの測定値、閾値、設定の改ざん	・自組織内外のヒトによるIoT機器に対する物理的な不正行為を防げない

・リスクシナリオ（一例）

「不正アクセスによりプライバシー情報が改ざんされた上、公開されてしまう」

*抜き出せない場合は、リスクシナリオを事務局で作成

③ 評価対象

を選定

（資料2）

リスク評価様式（案）（※抜粋）

項目番号	ヒアリング項目（案）	リスクシナリオ （想定される事態）	対策状況 （※起こりやすさに反映）	影響度			起こりやすさ				
				身体への影響	精神への影響	財産への影響	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性 IT面	業務面	
21	情報の開示請求が可能か。その対応窓口を設置しているか。	—	※対策状況を記載	—	—	—	—	—	—	—	—
22	第三者へデータを提供・共有するか、する場合はどのような条件か。また、同意を取るか。	法令上、第三者提供が認められていないのに、第三者提供を行っている。第三者提供を実施することが利用者に明確に伝わっていない、十分に理解されていない。									
23	データの漏洩・滅失・毀損はないか。	データの物理的又はシステムの管理・保管及びバックアップが不十分であるため、データが漏洩・滅失・毀損する。									
24	個人情報への許可されていないアクセスが発生しないか。	アクセス権の付与・管理が徹底されていないことで、許可されていない者に権限が設定される、許可を取り消すべき者に権限が付与され続けている、権限付与について然るべき管理者が承認していない、等の原因により、不正なアクセスが発生する。									
33	目的外利用が発生しないか。	入手したプライバシー情報を当初の目的以外で活用して利用者の意図しない用途で使用されてしまう。									

評価基準

影響度

性質によって異なる取扱情報の影響レベル（以下、【参考】参照）も加味した上で、各想定される事態の影響度を以下の基準で判定する。

レベル	定義	身体への影響	精神への影響	財産への影響
4 甚大	市民の身体、精神、財産に重大又は不可逆的な結果に直面する可能性がある	就業不能、長期に渡る身体的疾患、死	長期に渡る心理的疾患（うつ等）	返済不能債務
3 重大	市民の身体、精神、財産に深刻な困難を伴いながらも対処可能な重大な結果に遭遇する可能性がある	身体的な健康状態の悪化	心理的な健康状態の悪化	財産が大幅に減少 物的損害、失業
2 限定的	市民の身体、精神、財産にいくつかの困難にもかかわらず、対処できる重大な不都合に遭遇する可能性がある	体調不良	不安、ストレスが発生	余分なコスト負担が発生
1 無視できる	市民の身体、精神、財産に影響を受けない／何ら問題なく対処できる不都合程度に遭遇	煩わしい手間が発生、いら立ち	煩わしい手間が発生、いら立ち	煩わしい手間が発生、いら立ち

【参考】取扱情報の影響レベル

レベル	取扱情報の性質	イメージ例
4	不正な開示・変更等により、存在・健康・自由・生命に影響を及ぼす可能性のある情報	刑罰、人事評価、健康データ等
3	不正な開示により、評判に影響を及ぼす可能性がある情報	財産情報（所得、社会福祉給付、税金）、罰金等
2	アクセスに正当な利益を必要とする情報	限定公開ファイル 等
1	一般的にアクセス可能な情報	電話帳情報 等

評価基準

- ・ **起こりやすさ** 各想定される事態の起こりやすさを以下の基準で各脆弱性（※）の面から判定する。

※脆弱性…プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって発生したセキュリティ上の弱点

レベル	定義	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性	
				IT面	業務面
4 容易	インシデントが容易に発生しうる	プライバシー情報は誰でも入れる場所に保管されている。	プライバシー情報は外部ネットワークに接続されているが、セキュリティ対策に課題が存在する。	プライバシー情報は出力でき、プライバシー情報にアクセスするためにID、パスワードは設定されていない。	人手が行う業務は委託会社により行われ、「入力」と「確認」が同一社員により行われている。
3 起こり得る	インシデントが発生する可能性はある	プライバシー情報は入館手続きを要する部屋に保管されている。	プライバシー情報は外部ネットワークに接続されているが、セキュリティ対策は網羅的に施されている。	プライバシー情報は出力できるが、アクセスするID、パスワードは限られた職員、委託会社のみと与えられている。	人手が行う業務は市の職員が行うが「入力」と「確認」が同一職員により行われている。
2 起こりにくい	インシデントは発生しないとは言いきれないが、可能性は低い	プライバシー情報は施錠された場所に保管されている。	プライバシー情報はネットワークに接続されているが、外部ネットワークには接続されていない。	プライバシー情報は出力できるが、アクセスするID、パスワードは限られた職員のみと与えられている。	人手が行う業務は「入力者」「確認者」が分離されている。
1 無視できる	インシデントが発生する可能性は極めて低い	プライバシー情報は入館手続きを要する部屋に保管されており、かつ施錠された場所に保管されている。	プライバシー情報はネットワークに接続されていない。	プライバシー情報は出力（印刷・ファイル転送・スクリーンショット）ができない状態にある。	人手が行う業務は「入力者」「確認者」「承認者」が分離されている。

※JISX9251（ISO/IEC29134）を参考に事務局作成

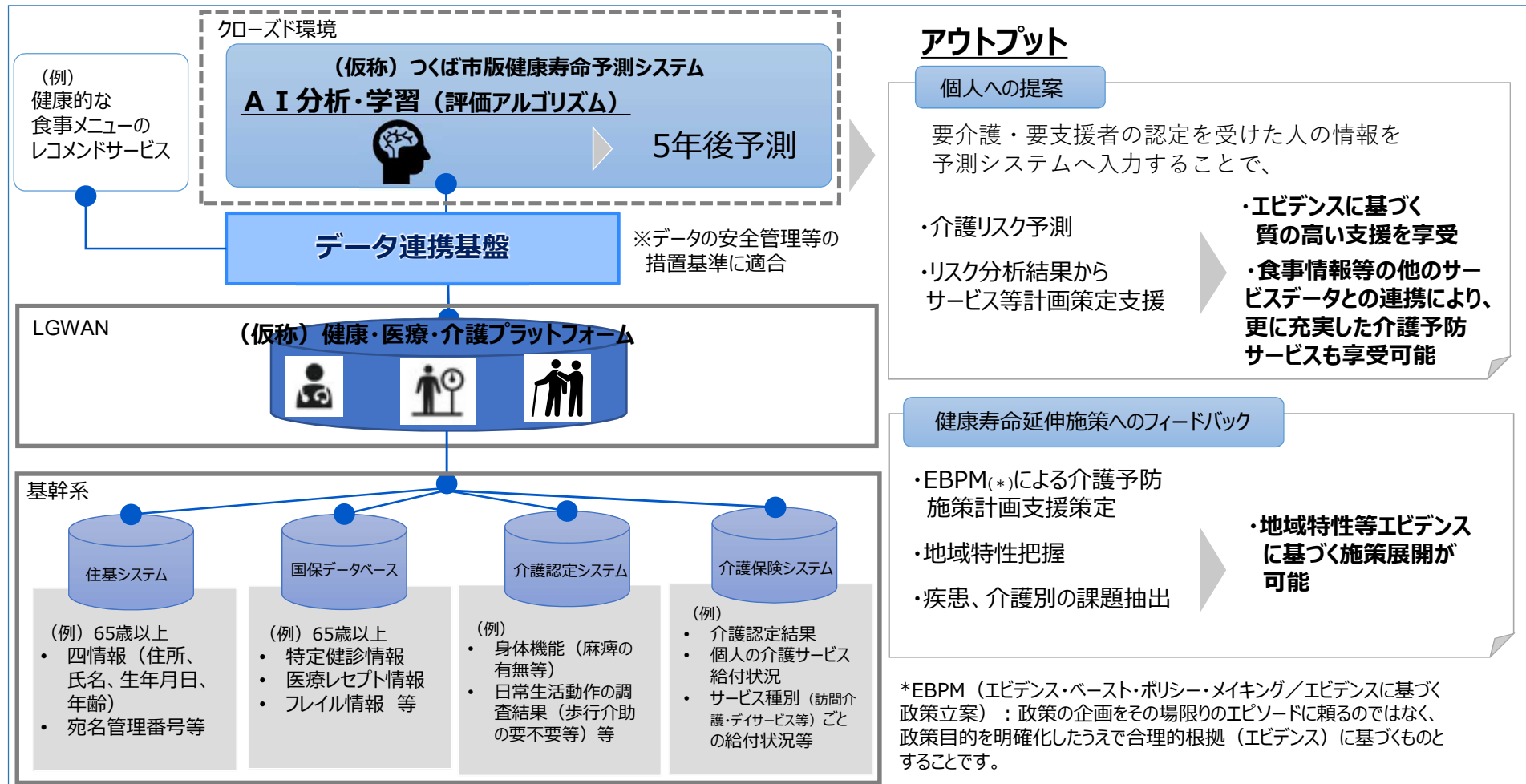
(再掲) ユースケースの概要

<ユースケースの例>

健康・医療・介護関連の情報データを活用した「(仮称) つくば市版健康寿命予測システム」

効率的な介護予防に資するアプローチを行うには、科学的根拠に基づいた効果的な取組を行うことが課題となっている。高齢者の健康状態や活動に関する情報についてデータベース化し、経年的な評価やAI分析を活用することで科学的根拠に基づく質の高い介護サービスを提供し、介護予防施策を効果的に推進する。

※このユースケースは検討段階の想定であり、この形態で事業化を決定しているものではありません。



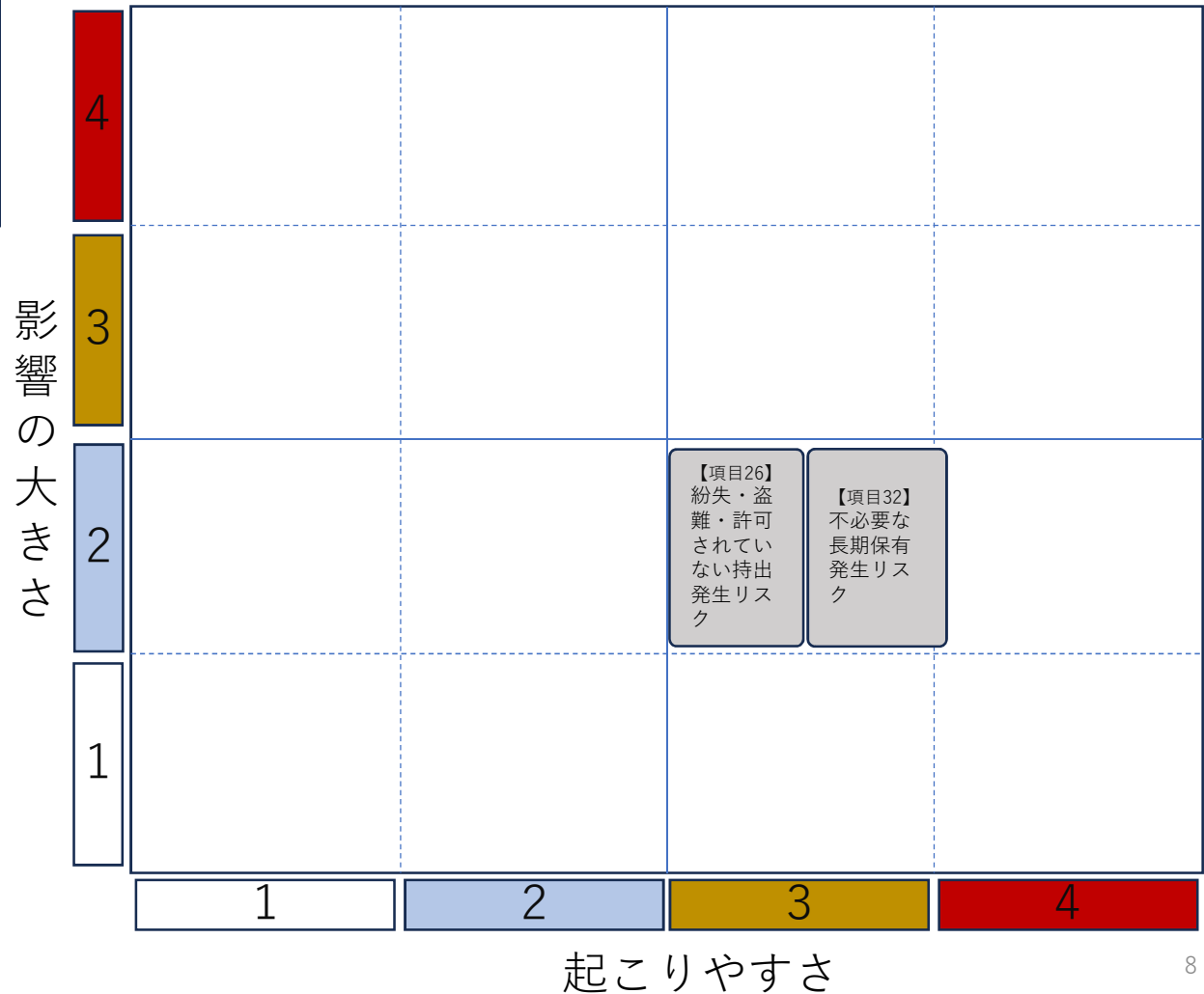
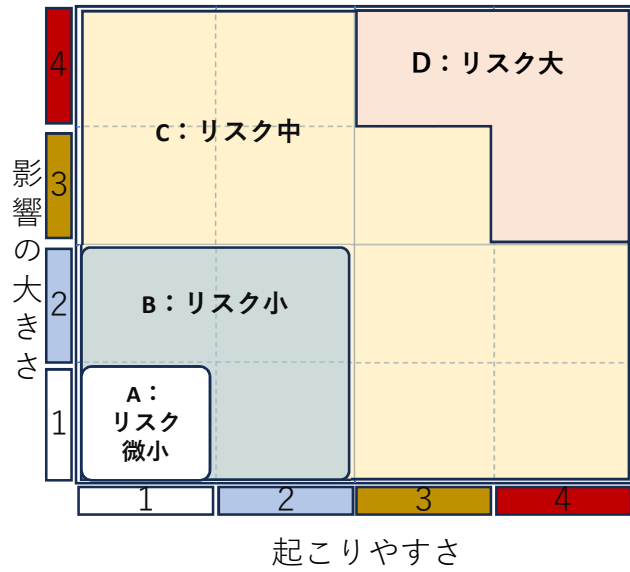
ユースケースの評価

- 全33の評価項目（ヒアリング項目案）の内、3項目の評価事例を記載。
- 総評では、一番数字が大きいリスクを採用。

項目番号	ヒアリング項目（案）	リスクシナリオ	対策状況 (※起こりやすさに反映)	影響度			起こりやすさ			
				身体への影響	精神への影響	財産への影響	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性	
									IT面	業務面
22	第三者へデータを提供・共有するか、する場合はどのような条件か	法令上、第三者提供が認められていないのに、第三者提供を行っている。 第三者提供を実施することが利用者に明確に伝わっていない、十分に理解されていない。	・第三者提供は行わない。 (事業者等の第三者に出力情報が提供されることはない)	-	-	-	-	-	-	-
26	紛失、盗難又は許可されていない持ち出しが発生しないか	紙や媒体で保持されているプライバシー情報の管理において、保管場所が施錠管理されていない、誰でも立ち入れる場所に置かれている、外部持ち出しの規定がない等の原因により、プライバシー情報が紛失/盗難される。	【プラットフォーム】 ・インターネットと分離され、行政に閉じられたネットワーク(LGWAN)内に保管され、つくば市セキュリティポリシーに基づく管理を徹底。 【予測システム】 ・端末は許可を受けたデバイスのみを使用し、システムはセキュリティの高い鍵付きの部屋で取扱う。アクセス権限のある者のみがシステム接続可。 ・介護計画にいかすためのレポートは紙出力されるが、関係者のみが取扱い鍵付きのキャビネットに施錠して管理。 ・委託先の介護計画担当者がレポートを持ち出して使用する可能性はあるが、市同様に施錠管理を徹底。	1	2	1	2	2	3	1
32	不必要な長期保有が発生しないか	廃棄を失念したことにより、サービスの提供終了後もサービスに関する案内が元利用者へ届き、プライバシー情報管理のずさんさが露呈、信頼が損なわれる。	【プラットフォーム】 ・事業の特性上、プライバシー情報はデータベース化され、削除されない。(氏名は番号に置換されるが、他のプライバシー情報は残る) ・LGWAN内に保管。 【予測システム】 ・委託契約終了後速やかに復元できない状態で廃棄・消去し、市が確認する。	1	2	1	1	2	3	1

結果	影響度			起こりやすさ			
	身体への影響	精神への影響	財産への影響	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性	
				IT面	業務面		
結果	1	2	1	2	2	3	1

ユースケースの評価 ~プライバシー情報リスクマップ~



ユースケースの評価 ～評価結果～

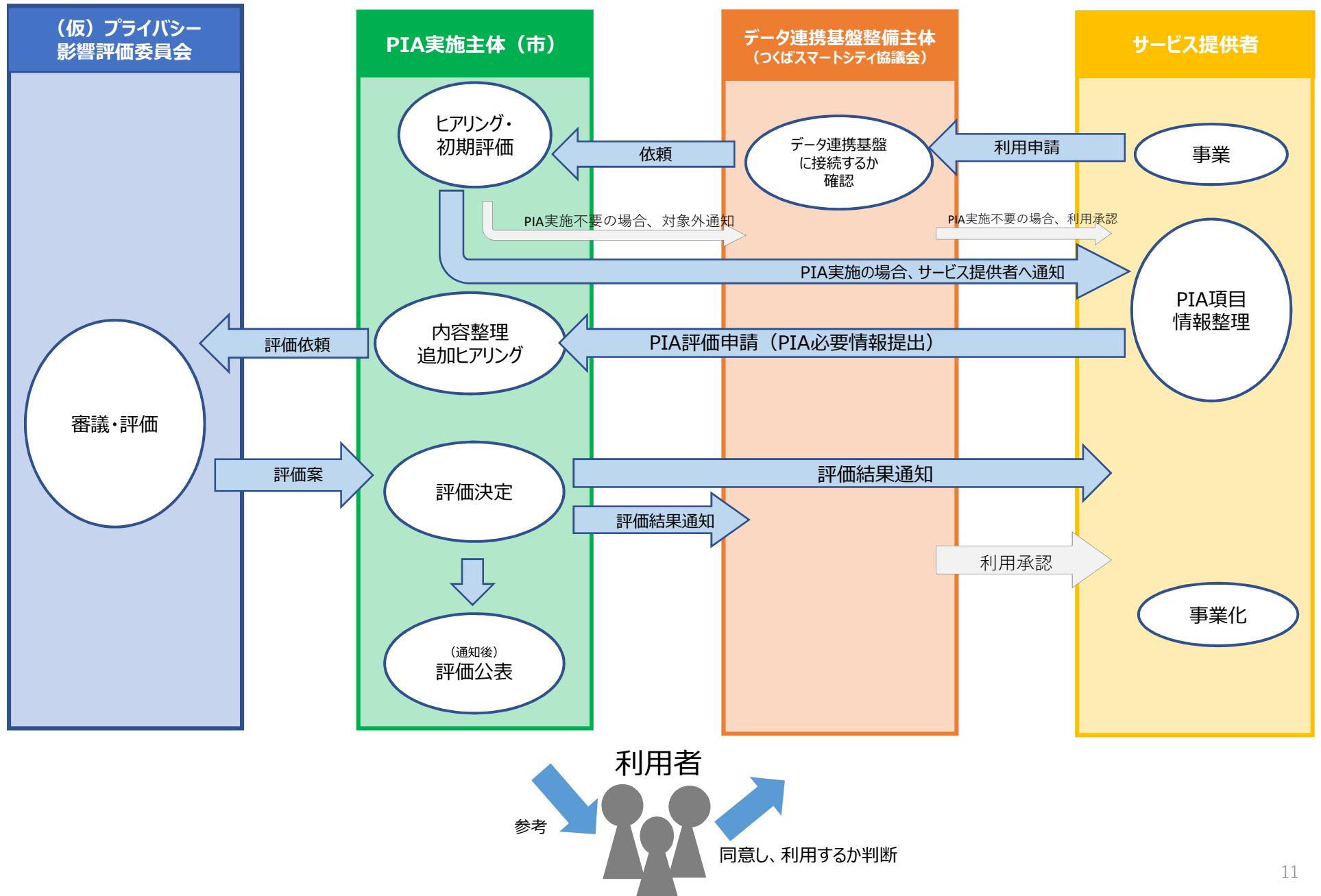
一次評価	影響の大きさ			起こりやすさ			
	身体への影響	精神への影響	財産への影響	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性	
						IT面	業務面
C：リスク中	1	2	1	2	2	3	1



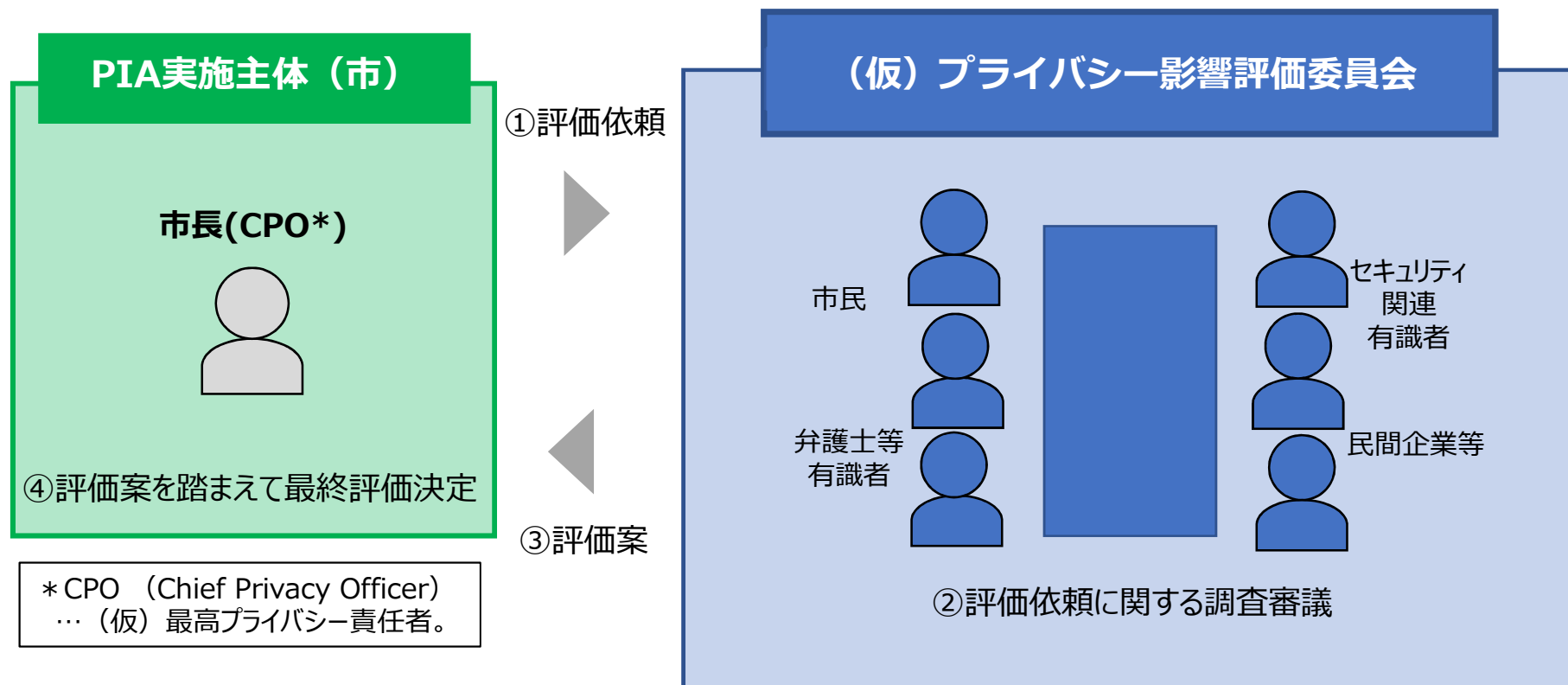
総合評価	評価変更理由（評価委員会の見解）
B：リスク小/実施可	「C：リスク中」とされたリスクが2つ挙げられたが、その他ヒアリング項目を通して、つくば市との業務委託契約において市セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策が遵守されていること及び委託会社においても厳重にパスワード管理がされているなどの体制が確認されたため、総合評価「B：リスク小/実施可」とし、本事業はこのまま実施可能と判断する。

議題(2) 評価体制

PIA実施の流れ



評価体制のイメージ



【市長 (CPO)】

<権限>

- 評価決定に際しては、評価委員会の評価案を参考として、最終的な評価結果を決定する。
- リスク対策が不十分な場合、必要に応じて是正要求等を行う。

CPOは、データ連携基盤整備事業者と連携し、是正要求に従わないサービス事業者が基盤を通じてプライバシーデータを使用できない措置を講じるものとする。

【評価委員会】

<目的>

- 有識者、市民、民間企業等の第三者の視点を取り入れる。

<機能>

- 市長の依頼に応じて、PIAを実施する。必要な調査審議を行い、評価案をまとめる。

大項目（目次）	確認する目的	ヒアリング項目	リスクシナリオ（想定される事態）
1	PIA実施について	PIA実施責任者は誰か。	-
2	サービスの概要	サービスの実施主体者・責任者（リスク管理責任者・セキュリティ責任者も含む）は誰か。 ※管理体制図を添付。	-
3	サービスの概要	サービスの目的と内容はどのようなものか。 ※サービスを受ける対象者・サービスの関係者を記載し、関係図にまとめること。	-
4	サービスの概要	サービスで期待される効果は何か。 ※サービス利用者のメリットを明確にする。	-
5	法令との適合性	適合している法令等は何か。（つくば市プライバシー、倫理規定、個人情報保護法等）	-
6	扱う個人情報	扱う個人情報の種類は何か。また使用する目的・利用は何か。	-
7	扱う個人情報	個人情報を誰がどこまでの範囲で扱うか。また、その管理者は誰か。	-
8	業務フロー図	個人情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示。 ※利害関係者を組み込む。	-
9	収集・利用・保管・廃棄	「収集」のサイクルで実施する内容を明示。	-
10	収集・利用・保管・廃棄	「利用」のサイクルで実施する内容を明示。 ※情報処理方法も記載。	-
11	収集・利用・保管・廃棄	「保管」のサイクルで実施する内容を明示。	-
12	収集・利用・保管・廃棄	「廃棄」のサイクルで実施する内容を明示。	-
13	本人同意	個人情報の取り扱いについて、いつ利用者に通知されるか。利用者本人に同意を取得するか。同意を得ない場合はその根拠を明示。	-
14	住民への不利益処分の有無	住民に不利益がないかを確認する。 ※テクノロジーによる、市民の権利と自由に与える潜在的な影響と、社会的弱者への潜在的な差別的効果の影響が、どのように考慮・軽減されるかを記述すること。	-
15	セキュリティ対策	システム面のセキュリティ対策を明示する。 システムの管理者・利用者は誰か。どのように管理されているか。	-
16	セキュリティ対策	システム面のセキュリティ対策を明示する。 システムの作業場所はどこか。（市役所内部か・外部か等）	-
17	セキュリティ対策	システム面のセキュリティ対策を明示する。 システム上でログは取得されるか。	-
18	セキュリティ対策	システム面のセキュリティ対策を明示する。 システムのバックアップ体制及びリカバリ体制はどうなっているか。	-
19	安全対策	サイバー攻撃への対策を明確にする。 サイバー攻撃からの保護策はどのように設定しているか。	-
20	安全対策	点検・監査体制について確認する。 点検・監査体制はどのようになっているか。	-

大項目（目次）		確認する目的	ヒアリング項目	リスクシナリオ（想定される事態）
21	問い合わせ先（開示請求）	利用者に対しての本件における相談窓口、苦情受付、開示請求等の対応窓口を明示する。	情報の開示請求が可能か。その対応窓口を設置しているか。	-
22	第三者提供	第三者へのデータ提供について明確にする。	第三者へデータを提供・共有するか、する場合はどのような条件か。また、同意を取るか。	法令上、第三者提供が認められていないのに、第三者提供を行っている。 第三者提供を実施することが利用者に明確に伝わっていない、十分に理解されていない。
23	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	データの漏洩・滅失・毀損はないか。	データの物理的又はシステムの管理・保管及びバックアップが不十分であるため、データが漏洩・滅失・毀損する。
24	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	個人情報への許可されていないアクセスが発生しないか。	アクセス権の付与・管理が徹底されていないことで、許可されていない者に権限が設定される、許可を取り消すべき者に権限が付与され続けている、権限付与について然るべき管理者が承認していない、等の原因により、不正なアクセスが発生する。
25	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	個人情報の許可されていない変更が発生しないか。	情報の登録・変更権限の管理が徹底されていない、アクセス権者が誰でも登録・変更できるようになっている、登録・変更について然るべき管理者が承認するプロセスになっていない、等の原因により、プライバシー情報が改ざんされる。
26	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	紛失、盗難又は許可されていない外部への持ち出しが発生しないか。	紙や媒体で保持されているプライバシー情報の管理において、保管場所が施錠管理されていない、誰でも立ち入れる場所に置かれている、外部持ち出しの規定がない等の原因により、プライバシー情報が紛失／盗難される。
27	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	個人情報の過剰収集が発生しないか。	サービス提供に必要な情報以外も収集の対象としていたため、情報漏洩等のインシデントが発生した際の影響が大きくなる。
28	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	個人情報ごとの許可されていない又は不適切な紐づけが発生しないか。	興味本位での紐づけや本来は別々で管理しているプライバシー情報を統合し保持したため、情報漏洩等のインシデントが発生した際の影響が大きくなる。また、誤った情報が提供される可能性がある。
29	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	処理目的に関する情報が不十分でないか。利用者にわかりやすく説明しているか。	利用開始時の説明が不十分であったことから、利用者が処理目的について理解できていない。
30	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	利用者が同意後に、使用する個人情報を選択したり、削除したりできるか。（アクセス権の確保）	自身のプライバシー情報の活用状況について利用者が開示を求めたところ、対応出来ないと言われる。 自身のプライバシー情報を削除してほしいと申し入れたが、断られる。
31	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	個人情報主体の同意なしに、情報利用の目的を変更することが起こらないか。	利用者の認識していないところで、情報利用の目的が変更され、利用者が意図しない情報の使われ方をされてしまう。
32	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	不必要な長期保有が発生しないか。	廃棄を失念したことにより、サービスの提供終了後もサービスに関する案内が元利用者へ届き、プライバシー情報の管理がずさんさが露呈、信頼が損なわれる。
33	プライバシーリスク	プライバシーリスクを特定する。	目的外利用が発生しないか。	入手したプライバシー情報を当初の目的以外で活用して利用者の意図しない用途で使用されてしまう。

会 議 録

会議の名称		第5回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会		
開催日時		令和6年(2024年)3月15日 開会 10:00 閉会 12:00		
開催場所		つくば市役所2階職員研修室2 (オンライン併用)		
事務局(担当課)		政策イノベーション部 科学技術戦略課		
出席者	委員	坂下座長、落合座員、鯉沼座員、鈴木座員、富田座員、橋本座員、平山座員、藤光座員(代理:稲葉座員)、水町座員		
	その他	(オブザーバー) 内閣府地方創生推進事務局 牟田企画調整官、田原主査		
	事務局	政策イノベーション部 中山戦略監 政策イノベーション部 科学技術戦略課 前島課長、大垣課長補佐、高橋課長補佐、金塚係長、金山係長、東泉係長、岡崎研修員		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由		-		
議題		(1) 評価項目・評価基準について (2) 制度化について (3) 公表について (4) 第5回までの中間とりまとめについて		
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 評価項目・評価基準について (2) 制度化について (3) 公表について (4) 第5回までの中間とりまとめについて 3 その他 4 閉会			

1 開会

事務局（前島課長）：それでは定刻となりましたので、ただいまから第5回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を開会いたします。本日の御出席は、現地6名、オンライン3名の予定となっております。なお、座員の政策イノベーション部長の藤光が欠席のため、代理で政策イノベーション部次長の稲葉が出席となります。それでは早速ですが、ここからは、つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会設置要項の規定に基づき、座長に進行をお願いします。坂下座長、よろしくお願いいたします。

坂下座長：本日の予定を申し上げます。本日の議事ですが、この後4件ありますので、よろしくお願いいたします。会議の公開・非公開についてですが、「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により、法令又は条例の定めがある場合を除いて、原則公開となります。本日の懇話会は、非公開事由に該当しないので、公開で進めさせていただきます。また、会議記録のために事務局でzoomの方の録画と写真撮影をさせていただきますので、御了解ください。なお本日、本懇話会設置要項第10条の規定に基づいて、座員以外の方の出席者として、内閣府から牟田様とオンラインで田原様にも御参加いただいております。せっかくですので、ここで牟田様から一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

牟田企画調整官：ありがとうございます。内閣府地方創生推進事務局でスーパーシティの担当しております企画調整官の牟田です。いつもお世話になっております。よろしくお願いいたします。時間も限られるので簡潔に御挨拶させていただきます。改めて言うまでもありませんけれども、データ連携基盤の活用によって様々なデータを活用して、サービスを創出していく取組は、スーパーシティを進める上では、非常に重要な取組だと思っていますので、今後、つくばのスーパーシティにおいても、データ連携基盤の活用を本格化して、サービスの提供につなげていくことを期待したいと思っています。一方で、やはりパーソナルデータ、個人関連情報を扱ったサービスを検討していく上では、法律に基づいて個人情報保護に万全を期すということは当然の前提で、いわば最低ラインになると思っていますので、むしろそれだけではなく、

市民に安全・安心を感じていただきながら進めるということが、スーパーシティにとっては重要であると内閣府としても考えているところでございます。そういった観点から、このPIA 懇話会を今年度5回開催して、進めていただいていることについては、我々の立場からも改めて感謝を申し上げたいと考えております。また、そういった趣旨から市民委員の方々に御参画いただいているというのは、非常に意味がある、意義深いことだと思っておりますので、本日も積極的に御議論をお願いしたいと思っております。また本日、今年度5回に渡る御議論の中間取りまとめをされるとお聞きしていますので、しっかりと取りまとめていただけることを期待したいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂下座長：次に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。次第に本日の配付資料の一覧がありますので、事前に皆さんに御説明の機会もいただきましたので、何かプラスアルファで質問等があればお願いいたします。議題の4番目は、今後に向けての話になりますので、名簿順に指名させていただきますので、皆さんのお考えを述べていただいて、多分時間が余ると思うので議論したいと思います。

2 議事

(1) 評価項目・評価基準について

坂下座長：では、懇話会の進行は「議事 (1) 評価項目・評価基準について」に進めてまいりたいと思っております。

〔議題1について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございました。それでは、事務局から説明があった論点を踏まえて、各委員の御意見、御質問を伺いたいと思っております。事前の説明もありましたので、質問、御意見がある方は、会場の方はそのまま直接お話しください。オンラインの方は、挙手機能で手を挙げてください。では、水町先生、お願いします。

水町座員：これまでの会議で、私の方でいろいろ自由にコメントさせていただきましたが、それを踏まえて、このように非常に真摯に取り組んでいただい

て、受け止めていただいて、短期間でこんな整理された資料を作っていたという事は、本当に大変だったと思います。ありがとうございました。その上でさらにお話して申し訳ないですけども、すごく整理されて分かりやすくなって良いと思うのですが、気になったのが、起こりやすさの判定基準のところでは、22から12個、33までの項目を拝見すると、ちょっとセキュリティに寄りすぎかという印象を持ちました。一応エクセル資料上は、22等の前半部分はプライバシーリスクとまとめてはいただいていますけども、結局その対策を見ると、セキュリティ対策だと思います。22は結局既存リスクの話で、23、24も機密性の話ですよ。25の変更発生もやはりセキュリティかという感じで、ここの中でプライバシーが多分26、27、28、30ぐらいかという気がします。プライバシー影響評価なので、セキュリティに寄らずプライバシーリスクをもう少し追加した方がいいかと思いました。具体的にはエクセルの方で様々な基準を踏まえていただいているとは思いますが、例えばOECD 8原則ですと、セキュリティの観点は一観点ぐらいだと思いますからOECD 8原則等を踏まえて、もうちょっとプライバシーリスクを足していただいた方が、プライバシー影響評価として相応しいのかという気がしました。もう一つは、起こりやすさの判定基準のそれぞれのやるべき項目についての意見です。これは1、2、3、4ととても判定しやすく、やるべきことがまとまっているという点からは、素晴らしい。これかなり大変だったと思います。ただ、実際に評価となると、多分これ全部「○」になるはずで、これをやっていないベンダーはちょっとさすがに…。1個ぐらいやってないという可能性はあっても、多分「これ全部やっています」となると思います。そうすると結局起こりやすさは、「無視できる」に全部なる気がしています。あと、観点自体は素晴らしく、ちゃんと検討していただいていると思うのですが、例えば、「22. 毀損リスク」で言えば、紙が多い業務ですと、この1から4だけではちょっと厳しくて、いわゆる市役所業務で言えば、住民票の窓口業務のような交付等が多いもの、住民税の給与報告書等の紙が来てしまうものはやはり紙の紛失リスクっていうのは結構多いと思うのですが、1から4だとちょっとそれが観点として入っていない。4だと「持ち歩き」になってしまっている。業務上通常取扱場所での紛失リスクというのもあると思

います。そのほか誤交付もちょっとリスクが違います。また、媒体利用が多い業務等、紙ではなくて、USB での受け渡し、委託先や違うネットワークへの受け渡しが多い業務だと、通常業務内でも紛失リスクがあると思いますが、それが入っていない等、案件によって、ちょっと観点が違ってくる可能性があるのですが、具体案件によって、この1から4以外でも、観点を足せる仕組みがあった方がいいというのが一つです。

あとは少し大きめの意見になりますが、そもそもこの1から4がセキュリティ対策になっていて、これで十分なのかという問題がどうしても残ってしまうと思います。今の紙等であればまだいいですが、もう少し対策を足した方がいいのではないかといいのもあると思います。そういうときに、この1から4のような観点で、過不足ないかというのを、評価委員会で継続検討していくというのは結構荷が重いような気もして、セキュリティ対策が主になってしまうので、セキュリティ対策ですと、例えば市のセキュリティポリシーの方が詳しいと思います。また、ISMSの認証取得企業なら、ISMSの方がもっと細かくやっているように思います。例えば、起こりやすきは「無視できる」と評価したのに、結局漏洩が起こってしまったというときに、「観点足りてなかったね」となると、「市のセキュリティポリシーにはでも準拠してないよね、そこは評価できてない」等、ハレーションが生じるような気もします。せっかくまとめていただいて、こういう意見を言うのは何ですけれども、1から4というものの十分性が、やはりセキュリティ基準として、これまで積み上げてきたものとの整合性を踏まえて、ちょっと検討が必要かと思いました。それぞれについてやはり少し足すべきことがパッと見ただけでもあります。例えば23で委託先や派遣労働者、その委託先リスクはおそらく全て入っていない。派遣労働者をどうするか。32 監査とありますが、そのシステム監査だけでなく運用面の点検も必要ではないか。24 アクセス権限を付与されている人の異動や退職リスクをどうするか。25 変更権限の設定や変更手順の制定が必要ではないか。26①をどのようにチェックするのか。27 データベース上やIDで繋がってしまうリスクがあるのではないか。28 利用目的の特定を足すべきではないか。やはりこの①からいくつという中で足さないといけないことが結構出てくるような気がして、その対応をどうするかが

課題かなと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。事務局、この今の資料1-②に書いてある日本語は、事例ですか、それともフィックスですか。

事務局（高橋補佐）：ありがとうございます。我々の提示案としては、これをフィックスの形で使うという御提案ではありましたが、今水町先生から御指摘のあったとおり、セキュリティに寄りすぎというのは確かにその通りかと思えます。我々がこれを作った時にも、つくば市のセキュリティポリシーをある程度参考には作っていましたので、現状セキュリティに寄りすぎているというのはまさにその通りだと思っております。あと水町先生もおっしゃっていましたが、セキュリティポリシーは本来遵守すべき事項なので、基本守られている前提になっているところから引っ張ってきているという、我々も矛盾なところは感じていたのですが、そんな観点で作ってしまったところは反省すべきところだと感じております。先生からいただいた観点を足せる仕組みのようなものは当然必要なのかなと思ったのと、やはりこういった基準を一つ一つ用意してしまうこと自体に無理が生じているのかということも若干感じておりました。そこが今少し難しいかと事務局としては正直思っているところです。

坂下座長：安全と安心について、安全は定規です。定規を当てて測ります。安心は形が分からないから、巻き尺で測るのです。その目盛を作っているのが自治体のセキュリティポリシーです。その目盛は、実際業務を測っているので、定規でも測れ、巻き尺でも測れる。でも、ここでやっているのは、何をサービスにするかの議論がないので、そこに定規の形だけ作っても、当てた時には足りないものがあるということが水町先生の話です。今回の充分性がどこまであるかというのは、議論は尽くせなくて、ユースケースに寄ります。今日御示唆いただいた中では、市のセキュリティポリシーに準じて、そこから定義を考えた方が漏れがないという話と、巻き尺の目盛についてはもうちょっと足した方がいいという話があるので、その点を汲み取っていただいて、検討を進めてもらうことがよいかと思いますが、落合先生いかがですか。

落合座員：ありがとうございます。毎回いろいろなユースケースが出てくると、そのたびごとにこういう部分があったのではないかと気づいていく方が自然

です。一回作ってフィックスするというよりは、評価のたびに、そこで気づいた事項をフィードバックして直していく、というプロセスを明示的に入れていくということです。具体的なユースケースを当てはめてそれほど議論していませんので、今の時点ではやりすぎてもしょうがないですが、次年度実施する際に具体のケースも分析すると思うので、そこで見つかった観点については特に足していくという対応を明示的に決めていくのが一つの対策かと思えます。

巻き尺の目盛が、難しいところがあると思うのは、市のセキュリティの水準がどのレベルにあるかということ、大企業より高い場合もあるかもしれません。市の依頼するベンダーだととりあえず満たしていないと困るということになり、それは水町先生もおっしゃっていました。このサービスの中で、商店街や、もしくは例えば小規模介護事業所は医療介護のガイドラインを満たしていないといけないということにはなっていますが、実態がどうかとなると、また別の話になる世界があります。情報銀行の議論の際にも、商店街に情報銀行が渡した時に情報が守られるのかという話がありました。しかし、商品券の付与等で、何かの情報を渡さないで困るということがありえます。その時の情報の渡し方で工夫しましょうという話は、全部の情報は渡さないようにするとか、渡している端末で対策するということがあると思えます。そういう意味で、一般的に直接市と取引があるところまでは市の水準そのままでもいいと思えますが、どこまで同じに評価するかによると思えますが、市の中にいる、いろいろな中小規模の事業者の方と組んでいくという時に、本当につくば市の物差しを全部満たしているかということ、そうではないこともあるかとは思いますが、少なくとも直接の取引先は満たしておいてほしいということはありますが、その先の時には、リスクを認識したら、その対策とセットで行ってくださいということもあると思えます。リスクの低減措置をしていますか、ということ議論していくといいのかなとは思いますが、最後に、OECDの8原則の点などもおっしゃっていただいた部分について、そのプライバシーの巻き尺という点もございましたが、8原則についてはあまり明確に書きにくいところがあります。例えば「(6)公開の原則」は、そもそもこういう取組を公開して評価をしているということ自体が、そもそも実

施しているように思います。「(7)個人参加」については、広い意味での市の施策としては、こういう議論を公開して市民の方にも入っていただいて、外で見えるようにしているという意味でいいと思います。ただ一方で個別のプロセス、個々人のデータ主体との関係ではということはあるとも思います。原則2から4や7のような、いわゆるプライバシーと言っても、個人情報保護法のようなデータの範囲をどう限定するかというのが、表の中で言いますと、1-9から18、7~13あたりが関係すると思います。ライフサイクルは見えますが、ライフサイクルに対して価値観を示してないところが、多分プライバシーっぽくないのではないかと感じられる部分だと思います。これを検討する際に、要するに原則2から4や7のような部分で書かれていることを、適切に取り組んでいるか、評価項目の中に入れておくということだと思います。「(1)収集制限の原則」も、1から4や7は読み込んでいくということかだと思います。いきなり1から考えてくださいとなると大変かと思いましたので、組み込み方についても御提案させていただいたつもりです。

坂下座長：ありがとうございます。他御意見いかがでしょうか。事務局も今のコメントにありますか。

事務局（高橋補佐）：先生方のコメントを踏まえまして、特に起こりやすさの基準については、さらに見直しが必要なところを考えたいと思います。ありがとうございます。

坂下座長：それでは、今お話がありましたけれども、セキュリティやプライバシーの部分でもう少し足したほうが良いという話がございしますが、その辺については、落合先生からお話があったように、ユースケースによって変わるところもありますので、これについては来年度にまた議論していければいいと思います。あくまでも定義と巻き尺を作っています、まず形はこうしましょうということ、ここはまとめたいと思います。ありがとうございました。

(2) 制度化について

坂下座長：それでは次の議題に進みたいと思います。議事の2番目は「制度化」についてです。事務局から説明をお願いします。

〔議題2について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございます。今の資料3については、冒頭でこういう体制で進めていきたいという話と、先生方に御意見いただきたいのは、PIAの結果でD評価がついたときの対応をどうすればいいかということです。もう一つは、条例と要項では、要項で進めたいという事務局の案ですが、御意見等ございましたら、会場の方は直接お話しください。オンラインの方は挙手機能を使ってください。よろしくお願いします。

平山座員：口火を切りましょうか。

坂下座長：平山座員、お願いします。

平山座員：基本的に大きな異論はない中で、結局PIAは何のためにやるのかを常に確認していこうとした時に、市が必要なサービスを提供するために市民の情報を収集するというところで、いろんなスマートシティに関する技術、カメラ、センサーなど、いろんなデバイスがあると思うのですが、そういったものを設置した際に、どういう情報の取り方をするというのを正しく伝えていくと、ひいてはそういったもののデータがどういうふうに使われていくかということ、市民に分かりやすく説明していくということが、メインの目的だとしたときに、先ほど議論の点であった、D評価だった時にどうするかということだと思います。結局それも私たちが以前、PIAのモデルポリシーをグローバルで構築していく中での議論で申し上げると、プライバシーリスクがあるから絶対やってはいけないというよりも、もちろんリスクは、最大限、排除できるようにしながらも、それを上回るような便益があるのであれば、それは実行するケースもあるだろうという議論がありました。最終的にはその評価者、評価するチームに多様性がある、しっかりと市民の中から構成されていたり、そのコンセンサスが得られるような状態であると、もちろんそれがすごく独善的であったり、一部に寄ってしまっていると、それはなかなか市民の理解を得られないだろうということで、最終的にはそのコミュニティが、うんと言っていればいいという世界なのかなという気はします。D評価だから絶対にダメというよりは、今回の市の決定で、それでもやれる可能性はあるというふうになっているというのは、別に私はそれで違和感はないのではないかと思います。ただ、つくば市さんがこれからしばらくやっていくであろうデータ連携基盤の中で、そういったような状況が起

こり得るかという、基本的には起こり得ないような気がするので、あまり今ここでその議論をするというよりは、1個前の議論でもそうでしたけど、PIA ポリシーをリリースというか、出した後、毎年なり、毎回なり、きちんと見直ししていけるという状態にしておいて、別に何か不備があれば、それは直していけるというふうにして、とにかく早くローンチなりリリースなりをして、実際1回目をどんどんやってみるという方向にシフトした方が、なんとなくいいのではないかという気はしました。

坂下座長：ありがとうございます。石橋をあまり叩かないようにという話だと思えます。他に御意見はございますか。水町先生お願いします。

水町座員：評価結果の取扱いについては、柔軟にしておくのがいいかと思いついて、接続不可とする場合もあれば、再評価でもいいかと思いついて、ただ、原則、平山委員がおっしゃっていることは理解できるのですが、公務員目線で考えると、せっかくD評価出したのに、ベンダーが何もやらないで無視という可能性もなくはなく、そうすると市役所が困ってしまいますので、原則、接続不可だけれど、状況に応じて再評価とか、対応できますよという形にする。要は市役所側に権限がそれくらいないと、PIA をやった意味がないということにならないかなという気もするので、そういう是正指示に従わない、指示通りにやらないベンダー対応も考えた方がいいかなと思いついて、そういう点で言いますと、この協定書とか利用規約の違反の場合の措置というのが重要だと思います。接続許可を出さないということですが、許可しなくても、もし接続してしまった場合にどうするのか。例えば損害賠償なり事業停止命令なりを出す等の市の権限を規定しておくことが重要であると思いついて、あと、接続許可だけに頼っておくと、若干危険な気もして、要はデータ連携基盤には接続しないのだけれど、スーパーシティ事業はできるという事業もなくはないと思う。他のデジ田を見ていると、接続しなくても回るスキームはあり得なくないと思いついて、その場合でも市の権限を確保した方がいいので、接続許可だけでなく、市が報告・聴取をする権限、市の是正指示に従う等、接続だけでなく幅広い、セキュリティ確保、プライバシー確保の観点からの権限というのを付けていた方がいいかと思いついて、

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見ありますか。では落合先生お願いします。

落合座員：ありがとうございます。D評価をどう位置づけるかということ自体に実は寄っているかとも思います。Dをつけた場合には、実施させない場合もあり得ると思います。Dの場合は必ずそうしてしまうとして、何か改善すれば実施していいということがある場合は、C以上で書くという方がいいのではとも思います。一番低い評価なのに、実施していいと言うというのが、後々見た人から分かりにくいのもかもしれないので、改善すれば実施していいという範囲であれば、少なくともC以上につけておくという実務的な評価の運用をしていって、Dの場合は原則不可という整理もあるかとも思います。どの範囲で接続していいと考えるかは、具体的に評価しないとわからないと思います。私も平山座員が言われたのと同じような程度で利用ができるようにした方がいいと思うのですが、殊更Dという一番下の評価をつけて、接続許可というのはわかりにくいと思います。それはそうした上で、CなりBなりの場合には、適切な改善があるなど、少し様子を見てから接続していただくというようにしていくといいかと思いました。

水町先生がおっしゃっていた中で、②協定書と③利用契約の部分を適切に作っておくということが、おそらく重要だろうと思います。要するにこの中に、条例の形ではないとするのであれば、契約上、是正や場合によって利用権限の解除をできるようにしておくことを入れておく、ということだと思います。②と③の内容を適切に定めるのであれば、別に条例という形でなく十分で、③で言うところの(2)、(3)の運用もC評価の場合にできるのかと思いますので、そういう形で御整理いただくといいかと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見いかがでしょうか。稲葉さんお願いします。

稲葉次長：ありがとうございます。平山座員、水町座員、落合先生がおっしゃるとおりなので非常に難しいところかとも思います。行政側の立場としては、やはりDという評価をしても接続していいとなかなかしづらい部分があります。あとは、今落合先生が御説明いただいた、利用規約の中で市に権限を持たせるとなると、ただ契約期間が締結した事業者とスマートシティ協議会が

利用規約を締結するという形になるので、そこに市の権限というのを入れるのはちょっとおかしい話になってしまうのかなという不安がありました。

落合座員：その点について補足させていただきますと、市は直接サービス提供事業者との間で契約関係がないので、直接指示はできない作り込みにしな
いのだろうと思います。一方で、つくばスマートシティ協議会に対して、もし市で気づいてこういう是正措置をしてほしいといったときに、②（協定書）に基づいて指示はできる。それがあった時は、つくばスマートシティ協議会は、サービス提供事業者
に③（利用規約）に基づいて、必要な対応を求めるとのことだと思います。条文の内容からすると、②（協定書）と③（利用規約）も、違反行為があった場合には解除できるとします。②（協定書）の中では、スマートシティ協議会又はその接続事業者において、何らかの事象があったような場合には、是正指示などをできるものとします。その是正指示などに対して、従わなかった場合には、協定書違反がつくばスマートシティ協議会にある状況になります。その場合には、解除等の権限を行使してくださいという内容に協定書をしておけば、間接的にはありますが、事実上、協議会が適切に動かれるという前提であれば、協定書を解除されるような行動はしないはずですので、そうすると利用規約で解除するなり、是正措置を求めに行くということになるので、これで契約上の担保が連鎖することになるという考え方です。

稲葉次長：ありがとうございます。最終的には、利用者である市民に対しての説明は、市が当然行う部分になってくると思うので、そういう部分についても、つくば市とスマートシティ協議会の関係と、サービス提供事業者とスマートシティ協議会の関係と、そこに関わってくる利用者の市民という関係性というのは、うまくやり方があるかと思うので、そういう部分も検討していければと思います。ありがとうございました。

坂下座長：では鈴木先生、お願いします。

鈴木座員：ありがとうございます。いろいろ議論を聞かせていただいて、だんだん分からなくなってきたのでお伺いしたいのですが、そもそもPIAというのがどこまで含むのでしょうか。プライバシー影響評価というのは、今回のサービスのプライバシーに対する影響を評価するのであろうと思っていたの

ですが、それとそのサービスをやるのかどうかは分けて考えているのかと思ったのです。おそらく今の議論は、制度の話をしていただのではないかと思うので、そこは分けて話すのが良いかと思いました。この資料5で言おうかと思ったのですが、先ほど平山先生がおっしゃったような、ここの目的が何になってくるのだろうと、だんだんわからなくなってきました。もちろん今の話ですと、その目的はリスクがあるから、そのサービスをやらせるかどうかの是非を判断するための一助になるということ。それはもちろん、スマートシティ協議会が行わないとか、市が行わないとか、プライバシー影響評価とは私の中では独立というか、Dならやらないっていうのも多分サービス内容にもよるし、市としてはDのサービスでもやらなきゃいけないからやりますという場合もあるかもしれないし、Bでもこれはやらないという場合もある。例えば、Bでも、ただ面白いからやるというふうなサービスはやめてくれって言いたくなると思うのです。プライバシーの影響評価とは、やるかどうかとは独立でもいいのではないかと思いながら聞いておりました。そこを明確に観点にするのは、目的の明示化だと考えておりました。資料4に評価概要についても、市民側の立場から見れば、一番重要なのは、リスクがどうなるかであって、Aや少ないというのは嬉しいですけども、リスクがとても少なくても、例えば「市役所の科学技術戦略課の成果が上がります」という目的の事業に、「リスク小」でも「なんでデータを俺が出すのだ」となると思うので、そういう意味では、目的に関する議論、安心と安全の巻き尺の方は、やはりセキュリティや安全の方は何かの規約によって決めていいよねと。でも安心の方は「このぐらい不安だけれど、このために私が頑張ろう」と思わせるようなことは、やっぱりこの目的にかなり書いているので、これも目的では、「AIの推奨に基づく介護計画の実施等によって解決することを目的としています。」というように、ここの目的を書くことが、PIA制度の目的の中にあんまりないと思います。「安心して主体的にサービスを利用できる」というサービスから受ける恩恵と比較した上で、できる恩恵のことを書いているのかという感じです。特許法が、われわれの産業の発展とか、そういったものに期するためにやるということを前提にしているように、やっぱりPIAが、個人情報を実は有用で、あなたの病歴情報なりが、次の未来

の子どもたちに資するという、PIA をやることの目的をもう少し明確にすると、住民目線としては良いと思います。セキュリティの議論に終始すると、難しくなってくるというよりは、「そこは担保しておいてくれ」という頭しか市民目線ではない。「市の情報セキュリティに沿っています」だけでも、危ないものをやるわけがないだろうということで市民としては OK で、それ以上にリスクと恩恵をちゃんと判断できるようにするということが大きな目的かと思って、先ほどから聞いておりました。

坂下座長：ありがとうございます。「原点をちゃんと忘れずに」ということですね。つくばスーパーサイエンスシティ構想があるので、その目的の中にこのPIA が位置づけられているはずなので、その枠の中で考えないと、PIA が目的ではないという話だと思います。ありがとうございます。他に御意見はございますか。そうしましたら、今御意見いただきまして、原則Dは不可でしょという話で、C以上にしましょうという話があって、ただ、中のサービスを柔軟に考えていかなければいけないので、それはやはりケースバイケースで議論しましょうということで、皆さんから御意見をいただきました。また、違反の場合の措置も、ちゃんと決めておかなきゃいけないという話がありまして、今回のこの資料3の1ページ目にありますが、市がこれは説明しています。協議会があって、協定書があるということは、ここは業務提携と読めますから、業務提携の場合にはスマートシティ協議会の方が、履行する側の責任を負っていて回すわけですね。ただスマートシティ全体は、つくば市の政策として行われていますから、そのガバナンスは市が負っているはずで、その中をどうやって整理をして提供するのかというところになるのだと思います。今年度はその辺の頭の体操をやったわけですから、来期は実際に具体的にどうするというのを議論できればと思っております。他にもし御意見がないようでしたら、次の議事の4番目に進みたいと思いますが、よろしいですか。

鈴木座員：水町先生がおっしゃられた、今の建付けは、データ連携基盤を活用するか否かということだけで、話の前提になっていましたけれども、それ以外のことも進めるべきではないかという議論がありましたが、あの点はどのように決められるのでしょうか。

坂下座長：そこは市と協議の上で決めなければいけない。この場でこうしろということとは言えないと思いますので、今回出た意見を市で議論して、検討していただいて、来年度の方向性にいかしてもらいます。

落合座員：この部分については、より難しい部分があると思っていて、先ほど申し上げた形であれば、権利義務関係的に指導や勧告できるのではないかとこのスキームを整理して申し上げました。全然関係ない方に指導できるかどうかは、そこに権限があるのかどうかという話になってくると思います。そうすると、場合によっては条例まで行かないと、そこは難しいのではないのでしょうか。条例になったときに、個人情報保護条例 2000 個問題との関係で、どう評価するのかという話になると思うので、直ちにまとめてこういうふうにできるというのは難しいと思うので、課題として認識して進むというのが、今の時点では適切なのではないかと思います。

水町座員：補足させていただくと、幅広という意味ではなくて、スーパーシティ事業やスーパーシティの予算内でやるような事業を、例えば今のこの PIA のユースケース例になっているような AI 学習など、データ連携基盤も使うのだけれど、そのデータ連携基盤を使わなくても、サービスのほとんどが実現できてしまうような、デジタル田園都市国家事業やスーパーシティ事業もあると思います。接続できないとなっても、接続しないでも 9 割回るなら、別に接続はいらないから直さないでいいやということにならないようにというような意味なので、そこまで幅広に関係ない人にまで権限を持たせるというような意味ではございませんでした。

落合座員：わかりました。ありがとうございます。今おっしゃっていただいた内容ですと、おそらくつくば市が何か実施主体になっていて、調査委託だったり補助金を出していたりするときに、その要項の中で同様の是正措置を設けるといったことはあり得るかと思います。そうすると、実際に実施できる可能性はあります。ただ、内閣府から直で受けていたりすると、あまりつくば市の方でどうこうできないとは思いますが、そこはあくまでつくば市が何らかの主体で関わっている場合ということになるかと思いますが。

鈴木座員：内閣府の事業の中でも、特にスーパーシティに関する事業においては、つくば市が実施することに同意しますと同意書を出すので、同意書を出

す条件として、今は付けてないですけども、市がPIAの実施を必要とした場合には、しっかりとPIAを受けた上で事業を実施することを定めるのを条件、そうする形で、補助金など制約がつくのであれば、その幅広な対応ができるというので、水町先生の御意見わかりました。

落合座員：たしかに同意書を出すプロセスがあれば、その事実上の前提条件にはできると思います。法制的にも対応の余地があると思いました。

坂下座長：今出た意見について、市でも御検討いただいて、対応について、論点をまず抽出するというのをやっていただければと思います。

(3) 公表について

坂下座長：それでは次の「議事(3) 公表」に移りたいと思います。御説明をお願いいたします。事務局から説明をお願いします。

〔議題3について事務局から説明〕

坂下座長：御説明ありがとうございました。それでは、今の御説明で、座員の皆さんから御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。市民委員、いかがでしょうか。こういうものが、市から出てきた時、読んだ時、分かるかということでございます。

富田座員：「総合評価を『X』としました」というこの一文がありますが、ただ単に「総合評価はなんとか」とパッと出ていた方が私はわかりやすいかと思いました。

鈴木座員：これは本当に各論ですが、「高齢者の病気療養や介護期間の長期化といった課題を、AIの推奨に基づく介護計画の実施等によって解決する」というのが難しい。

坂下座長：2ページ目ですね。項目ではなく、中身ということですね。

鈴木座員：項目がきれいになっているのはすごく良いと思います。それは間違いないというか、安心・安全の更に上位にある「なぜスーパーシティをやるのか」ということに近いのですが、「データを適切に活用すれば、こういう良いことがある」ということを説明していかなくてははいけませんし、その上で良いことだけではなくて、ちゃんとリスクがあるということの表にはなっているのが事実だと思います。やはり最も重要なのは、市民的に言えば、

最終的には危ないことはしないようにちゃんと市は見てくれていて、その上で最終的に判断を市民に委ねる時には、こんな良いことになるということをもうちよっと言ってほしいという気がします。

坂下座長：ありがとうございます。市民委員で鯉沼座員と橋本座員がオンラインで入っていると思うのですが、もし今投影しているような公開をしたいという話になった時に、こうした方がいいのではないかという意見がありましたらお願いいたします。

鯉沼座員：表紙にあたるスライドですけども、一番市民の目に留まるのですが、こちら各論になってしまいましたが、今のスライドで、普段目にしてしているような単語があると嬉しいという素朴な要望です。例えば「AIが介護計画に関する推奨事項等を出力します」と言われても、具体的にイメージしづらいということがあります。やはり1ページ目は、よりもっと噛み砕いて皆さんにわかるような言葉にしてくれた方が非常にありがたいと感じました。

坂下座長：ありがとうございます。他に御意見ございますか。

橋本座員：同じような観点になるのですが、おそらく今後のAIやビッグデータを活用してこういうことをやっていきますということの事例が増えてくると思うのですけれども、ここに書いてあるような文章ですと、AIを機械学習させるとかビッグデータを使って、ここに書いてあるような具体的な事例にあまり結びつかないというか、分かりにくいと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。落合先生、お願いします。

落合座員：今の御意見を伺っておりまして、たくさん見ている人は、こういうことをするだろうと推測をされていて、この会議に出ている専門家のメンバーもいろいろ聞いたことがあるので、多分こういう分析をするのだろうと推測をすることができて、かつ当たらずとも遠からずのため、これでもわかるのではないかと思いついてしまうところだと思います。「評価の対象」で何をどう分析するとどう変わるのか、そこが書かれていないと難しいかもしれません。1ポツと2ポツの間に激しく大きい段差があるような課題があるのはわかりますが。課題までは、漢字が多いのはどうかとは思われます。ある程度、最初の1文まではなんとかわかる気もしなくはないですが、2文が何を意味しているのかが、なかなかわからないように思います。こういうことを

しようとしているということ、もう少し書いておかないといけないように思います。短くした方がいい一方で、これだと段差が大きすぎるので、おそらくわからないのでは、ということに気がつきました。

坂下座長：鈴木先生、お願いします。

鈴木座員：私は両方の目線でやろうとしています。逆に専門家から見れば、これではAIが何をやるか全くわからないと思う。もっと専門家から見ると、これはあくまでみんなに出すものです。倫理審査的に言うと、倫理委員に出す実施計画書と、同意を取得するときに実際の患者さんに出す同意書では文章は同じ内容ですが、変えて普通出すので、これは実施計画書がそのままコピーされているような印象を受けてしまう。逆に市民側に出す、同意書に出すのは結構難しく、お子さんである場合にはふりがな振りましょうとか、そういう配慮まで全部入ったものなので、結構これは大事なのではないかと思います。レイアウト等々は後に議論するとしても、先ほどもあったように、富田委員の意見は、「PIA評価委員会」でも、PIAというのはプライバシー影響評価であるということすら、最初に見た人は、PIAは何だと絶対出てくると思う。「プライバシーの影響評価」と言ったらまだわかるかもしれない。「PIA評価委員会」って言ったら、CIAの日本版か等、危ういものが出てくるようなレベルで結構詰めて考えなければいけないのではないかというのはいました。

落合座員：すみません、その意味で言うと仮名加工情報と匿名加工情報は何が違うのかということもあると思います。

坂下座長：ありがとうございます。御意見いかがでしょうか。これもやはりサービスによると思います。すごく簡単なユーザーサービスだったら、多分みなさんスマホで見ると思うので、スマホのときは、ゴールドやシルバーとサービスを保証するマークのようなものが出ていれば、それでも分かってしまうと思う。ここに出ている高齢者の場合は、フレイルにならないように予防しましょうという話を言っていて、説得的な説明をしなきゃいけないので、家族や市の職員がその対象者のところに行って説明をして、その中の補足資料としても使っていくと思います。そういう使い方もいろいろあると思います。受容性の考え方を議論しなければいけないというのが先生方から出てい

る話ですから、それを来年度にやっていく中で特にこのAの下に「リスク微小」とは書かないというところは考えていきたいと思います。他、よろしいでしょうか。

落合座員：この評価概要はサービス概要と一緒に出すのですよね。そこと合わせて後で作り込んでいくときに、わかりやすいか見た方がいいような気がします。おそらくそこはさすがに提案者側が作ってくると思うのですが、おそらく提案者側に作ってもらうのに対してコメントをする視点等を適切に作っておいて、両方セットで分かるようにすると、少しわかりやすくなるかと思っています。

鈴木座員：先生がおっしゃったように、これはプライバシー影響評価だけなので、サービスの評価は独立、そういった面で目的として何かというと、単にここはプライバシー影響評価なので、あなたがデータを拋出することによるメリットとデメリットということだけに集中した方がいいかというのが、このプライバシー影響評価だと思っていました。その上でサービスをやるかどうかは、全く別な観点です。どのような目的でこのデータを使おうとしているのか、自分のデータを使って自分に良いことがあることは当然で、ただ自分のデータを使うことによって、皆に何か良いことがあるから、こういうデータを使いたいということをやるというところが明確になったらいいと思います。

坂下座長：他、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、今、座員の皆さんからいただいた意見を集約して、次の取組にいかしていこうと思います。

(4) 第5回までの中間とりまとめについて

坂下座長：それでは、時間も迫っておりますので、次の議題に進みたいと思います。「議事(4)第5回までの中間取りまとめ」に移ります。これは、先ほど冒頭で申し上げましたように、必ず全員から意見をいただきたいので、リスト順に御指名させていただきます。御意見をいただければ幸いです。

〔議題4について事務局から説明〕

坂下座長：ありがとうございます。今事務局で御説明がありましたように、この中間とりまとめで、今年度皆さんと議論してきたものをまとめて市民に

公開をしていく形になります。このまとめの中身につきまして、皆様から一人ずつ御意見いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

落合座員：今回いろいろ検討を行っていく中で、本日もまだ議論していくとうか、今後も議論していくべき項目もありましたが、一方で一定程度取りまとめができ、またリスク分類に関しても整理がかなり進んできた部分があったと思っております。そういう意味では、非常によい内容になっているかと思えますし、私の方でもいろいろ関わらせていただいておりますが、本当にしっかり検討した結果、このような内容になってきていると思っております。公表して市民に見ていただくという観点でいうと、やはり先ほどの一つ前と同じで、専門家や事業者はこれでいいような気がしますけど、やや難しすぎる可能性があるかと思いました。適切に検討した結果、こういうものがありますということ自体は大事なので、これはこれで出していただいた方がいいと思えますが、対話用のものはもう少しわかりやすく、難しくない内容で出していただければと思いました。

もう一点ですが、今回の検討内容自体はこういう内容でいいかと思えますが、先ほどの一つ前の公表資料の中でも、坂下座長もおっしゃっていましたが、資料4の1ページの方で、「×」と書いてあって、「・・・」と書いてあり、これは何を言っているかよくわからないということがあると思えます。実はこのリスクの大・中・小もたぶんこの1ページと同じなのではないかという気がしまして、そういう意味では2ページがあったので、ここが分かりにくいのではないかとはい思いますが。詳細にはこの会議でも議論していないので、あまり整理しにくいとは思いますが、こう使うのですよというものを、多少合わせておいていただいた方が、市民と議論をするという観点ではいいかと思えます。その他の個別具体的内容は本日議論した内容を踏まえて修正されることはあろうかとは思いますが、この議題との関係で特に追加のコメントはございません。

坂下座長：この資料の概要版がいるということですね。ありがとうございます。では、鯉沼座員をお願いします。

鯉沼座員：改めて、こちらの取りまとめの資料を見させていただいて、先ほども議論されていたのですが、今回、プライバシー影響評価なので、先ほどお

っしやっていた通り、影響のA判定、B判定というのと、サービスを適用させるかしないかの議論は、別で考えた方がいい気がしました。あくまでこの制度だと、リスクをAかBか、そのサービスを適用させるかどうかは、先ほどD判定の時、接続をさせないという議論をした時に、一市民からしたら、そこまで責任を負いたくないな、と内心想いまして、そこは分けた方が、今までのまとめ資料の流れから見てもいいのかなというような気持ちがしました。私からは以上です。

坂下座長：ありがとうございます。では、鈴木先生お願いします。

鈴木座員：たくさんの資料を本当にありがとうございました。今までの議論が反映されているのは間違いないと思います。最後に先ほどと同じように、目的をはっきりさせると考えると、やはりこういったスーパーサイエンスシティをなぜやるのかということは、これまで個人情報保護法があって、なんとなく個人の情報をすごく丁重に扱わなきゃいけない、それによって実を言うと、「みんなで力を合わせればできること・できないことがあって、みんなに了解してもらおうとこんな良いことがあるのです」という少し前向きな言葉もほしいなというのが気持ちとしてあります。それでも絶対嫌だという人は世の中にいると思いますが、大多数の人は「みんなのために良いことだったらやろうよ」と思ってくれると思うので、ここは絶対忘れないようにしなければいけないと思います。

あと、評価する委員も、なんでこんなに頑張ったかという、例えば企業が目線から見れば今度は、こういうのがあれば助かると思います。変な話、ガイドラインを示してくれればそれに則ればいいから、自分たちでも自信なくてやっていたりする場合があります。市民に向けてはリスクで判断できます、一緒にやる企業については、ただプライバシーを守れと言われるのではなくて、「こういうガイドライン作ったからこれでできませんか」というような形でやれば、それを満たしてくれると思います。行政としては、こういったものに合わせて、ちゃんと判断ができるようになって、専門家の意見が取れて、みんなが良いシステムだということが、取りまとめのところで分かると思います。極論、リスクを考えて「悪い人たちがいるから、それを防ぐようにしよう」という考えはもちろん大事ではあるのですが、そ

の反面、これを行っている目的というのが、やっぱり99%はいい目的で、1%の悪いことをする人たちをちゃんと抑えながらも、市民に安心して協力してもらおうということが、こういうPIAをやる目的だとい。個人情報保護法や法律の専門ではないのですが、一市民目線から見ると、安全に使ってくれてみんなにいいデータだったら、使いたいと思う。データ寄付、そういうような意味合いがちゃんと伝わっているといいと思いました。

坂下座長：ありがとうございます。では富田さん、お願いします。

富田座員：私はPIA評価委員会というのがどこまでするのかというのは気になっていて、利用停止の命令を出せるというのが、この資料だと2ページ目のこの図を見ると、「できるの？」という単純な疑問を持ちました。やるとしたら、スマートシティ協議会と協定を結んでいる市なのですかね。だから、それをなんでPIA評価委員会が評価するのかなというのは、疑問があると思いました。あとは、論点整理も、細かくまとめていただいて、ゆっくり読ませていただきます。あと、影響度の表がすごくきれいになっていて、とても見やすいです。資料1-①の1、2、3ページ目の上の図が、これだったら見る気になります。あとは、このアプリの画面みたいなものも、何のためにこれをするのかとか、どんな良いことがあるかということを知れると、ポチッとする気になるのかなと思います。あと、単純に思ったのは、あまりプライバシー、プライバシーと言いつぎると、「そんなに危険性あるの？」という気持ちもちょっと起きてくるから、こういう評価をしましたよというのは、わかりやすくなっていればいいのかと個人的には思いました。

坂下座長：ありがとうございます。とても大事なコメントをいただきました。

事務局の苦勞が報われますね。橋本委員、お願いします。

橋本座員：ありがとうございます。これまで参加させていただいていて、市民が参加することの意義についてずっと考えていたのですがけれども、評価項目等を見ましても、情報セキュリティの項目が多い等、一般の市民でなかなか評価できる項目が少ないかと感じていました。ただ一方で、市民が評価することによりあまり引張られなくてもいいのかなとも思っていて、先ほども議論の中にありましたけれども、例えばリスクがD評価と出たとしても、意義があつて、何か目的があつて、進めなきゃいけないことがあれば、そこを

市民の評価の部分が引っ張らなくてもいいのかなと思っています。一方で市民にどうやって納得してもらうのか、説明や納得ができるプロセスを踏んでいるのかというところが結構重要視されるかと思っています。そういった意味では、このPIAのプロセスや体制が十分に議論されて、体制ができているというところについては一定の理解は示せると思うので、そういった意味では、この今までの活動が意義のあるものだったかと思っています。

坂下座長：ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。では、平山座員をお願いします。

平山座員：私も大変きれいにまとめていただいている、懇話会の中で議論すべきことは概ね出し尽くしているのではないかと思っております。これ以上のところは、基本的には事業をしてしっかりとPDCAを回していく、アジャイルに何か足りない部分があれば最適化していく。そういうやり方がよりフィットしていくのではないかなと思っております。基本的には来年度いよいよ事業体などが立ち上がっていくでしょうから、しっかりこういったものを活用していくというフェーズに移っていくのかなということで理解しています。ありがとうございます。

坂下座長：ありがとうございます。水町座員をお願いします。

水町座員：この中間報告自体ですね、今日の資料と、丁寧にまとめていただいたので、私からは特に追加の意見はございません。私、持ち時間をいただいたので、3点お話ししたいと思います。今、話を伺っていて思ったのが、市とPIA評価委員会の関係性、これを来年度以降、説明する資料というのがあるといいと思いました。というのも、接続させないという判断を下すのは市ですよね。評価委員会というのは、個人情報保護審議会のように、市民ないし専門家が入っている外部の第三者の委員会であって、そこは市から意見を聞かれて、こうだと思えますという答申を出して、その答申を踏まえて、市が助言を受けて、市の責任において判断するという行政の中でよくある関係性ではあります。この図自体はとてもきれいに描いていただいて、行政に慣れた人間は分かるのですが、その関係性がおそらくちょっと分かりづらいのかなと思うので、そこを御説明いただくといいのかなと思ったのが1点です。

もう1点は、今御意見あった、市民が参加する意義というところですけども、これまでかなり細かいことを話していて、申し訳なかったんですけども、私がPIAにおいて市民にお願いしている点というのは、細かいセキュリティリスクというよりは、取組、評価対象であるサービス、これであればAIで介護計画を作るというサービスについて説明を聞いていただいて、「怖いな」、「大丈夫なのか」、「本当にこれでいいのか」と感じるような素朴な観点がまさにプライバシーリスクであって、そこに対してどのような対策を取っているかを考えていくことが、多様なステークホルダーとの対話を通じたプライバシーリスク対策だと思います。でもどうしてもリスク基準作っちゃうと細かくなりがちなので、そもそもというところがなかなか分かりづらくなってしまうと思います。個人情報保護審議会も、もともとはそういう意味合いだと思います。市民委員に入っていて、市の個人情報の取組を聞いていただくことで、ここは大丈夫か。それが例えば誤解のこともあると思います。これは怖いなと思ったけど、そこは誤解、こういうことやっていると納得いただいたり、あとは市の方でその観点が抜け落ちたりしている可能性もあるので、それを知っていただくような市民委員の参加の方法ができるといいです。ただ、それを基準に埋め込むというのは難しい話だと思うんですけどもというのが1点です。

あと、最初の時に時間があったらお話したいと言っていた、影響度のところを最後にお話ししたいと思います。資料1-①の3スライド目で、「評価基準（見直し案：詳細）」で、影響度、縦軸：財産、横軸：心身の例示のところ、縦3-横2のところ「ソーシャルセキュリティナンバー」があるので、それは削除だと思います。ソーシャルセキュリティナンバーはアメリカの話ですかね。マイナンバーだったら、話は違ってきますので。あとは、縦2-横4に「持病」というのがありますが、縦2-横3の1個左のマスには「病歴」、「手術歴」、「看護記録」とある。「持病」との重複が見られるので、その整理が必要かなというのと、同じマスの1個下に「身体／知的障害情報」というのがあります。1個右のマス行くと、「精神障害情報」というのがあって、言いたいことはなんとなくわかるのですけれども、いわゆる3障害のうち、「精神障害」だけランクを変えるっていうこと自体、差別的な気

もしないではないので、「身体障害」だと視覚的に分かるものもあるとか、そういう観点を踏まえているのか、ちょっと分からない。そうすると「知的障害」がなぜマスが違うのかっていうのは分からない、障害の分類によってマスを分けるのはどうなのかなっていうのを思いました。あとは、隣のマスですね、縦2－横3のマスでいうと、上から4行目のところに「人種・民族」、その1行下に「国籍」というのがあるのですが、人種差別はありますから、甚大－限定的のマスに入れた方がいいのではないかと思います。これは「政治的見解」と同じぐらい重要な情報ではないか。あとそのマスの2行目の「DNA情報」。これまた「病歴」とも違う、DNAが全部出てしまうと、かなりの情報になる可能性もある。あとちょっと細かくて申し訳ありませんけど、1個左のマスに行っていただいて、縦2－横2のマスの中の下の行の「位置情報」。位置情報にしてはちょっとランクが低すぎるのではないか。あと、縦1－横1のマスの「体力測定値」も「水栓番号」と一緒にいいのか、それよりは「体重」とかと一緒にじゃないのか。このページについての具体例については意見がありましたので申し上げました。この点も含めて、やはり評価委員会で、こういう基準についても定期的に見直せるような仕組みがあるといいかなと思います。起こりやすさだけでなく、影響度についても定期的に見直しができる仕組みがあるといいかと思いました。

坂下座長：はい、どうもありがとうございます。これはJNSAの表をコピーしたのですよね。今の先生の意見はJNSAにお伝えしようと思います。ありがとうございます。では、稲葉次長、お願いします。

稲葉次長：今年度末最後、中間取りまとめということで、ここまでやらせていただきました。皆様から、きれいにまとめていただいて、よくここまで進んだというような御意見をいただいて、非常にありがたく思っております。事務局としてもやはりこれまで取り組んだことのないような話をどうまとめるかということ、非常に難しく担当者も仕事しております。これからもまだ来年度も引き続き、当然細かいところも含めまして、いろいろ検討していかなくてはならないところで、中間取りまとめというのをまとめられたということ非常にありがたく思っております。事務局、つくば市という行政立場としまして、より良い制度というものを作っていくかなくちゃいけないという

で、やはりいいことだからいいよねということではなくて、安全・安心、そのもとでしっかりやっていると、その一助になるものがこのPIAという形ではないかと思っておりますので、この部分をしっかりとスーパーシティで作っていくということは必要だと思います。また、スーパーシティに限らず、全国多くの地域でデータ連携基盤を活用するということが進められているわけですが、つくばで今検討されているように、PIAの取組を制度化して取り組もうと、そこまでできている地域はまだないと思っております。まさに御議論いただいているこの制度の検討というのは、つくばならではの先進的な取組だと思っておりますし、すごく難しいチャレンジをいただいていると思っております。難しいチャレンジであるからこそ、本日の御意見にあったように、まずはしっかり議論した上で制度化を一旦試みて、やりながらまた良くしていくということも必要かと思っておりますので、本日の中間取りまとめを深める形で、まずは制度化に向けて引き続き来年度も御議論いただきたいと思いますと思っております。また、本日の議論にもあったとおり、やはりもう少し、例えばこういうケースではどうかという具体例があった方が、さらに議論が深まる場所、例えば公表資料も市民委員の皆様から見て、こういうケースだったら、こういう資料の方が分かりやすい等、多分いろいろあると思いますので、民間ユースケースも含めて、もう少し議論を深めるためにもユースケースをベースで少し議論をした方がいい部分もあるのかと我々としても感じております。そういったところもございまして、御説明いただいたように、今年度一旦中間取りまとめをいただきましたけれども、それを一層深めるような形で、さらに御議論をいただきたいと思います、スーパーシティを進める内閣府としても考えております。来年度、つくば市と一層連携を深めて、データ連携基盤の利活用について、内閣府の立場でもしっかり進めていきたいと思っておりますし、その中でこのPIAについても市とともに協力して、ユースケースも検討してまいりたいと思っておりますので、引き続きお願いをしたいと思います。しっかり全国のモデルになるような、つくばらしいPIAの制度というものを、来年度、しっかりできるように内閣府としても努力してまいりますので、皆様御尽力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

坂下座長：どうもありがとうございました。今御説明いただきました件につきまして、委員の方々から何か御意見がありましたらお願いいたします。平山さんお願いします。

平山座員：すみません、ありがとうございます。今お話があった民間のユースケースが、私の中であまり理解がうまくできてないのですが、民間が実施するサービスは多々あると思う。タクシー会社がある日突然自動運転のサービスをどこかで始めるということをするケースがあると思うのですが、それを市の事業として別に特に採択もせず、関与もしていない状態のものをつくば市のPIAで、何か諮りに行くみたいなことをイメージされているのでしょうか。そうじゃないとすると、基本的に全て採択事業者とやる事業は、民間が実施主体であっても市の事業の範囲だと思います。それがデータ連携基盤につながり込むものがあるのであれば、PIAの対象に自動的になりますし、そうじゃなければ特にデータ連携が発生しないということで、PIAの対象にならないということにしかならない気がしていて、来年度の6月でやる民間を含めたイメージがいまいちわからなかったのですけれども、具体的にどんなものがあるのでしょうか。

牟田企画調整官：具体的なところは、これから市の方と御相談かなと思っておりますが、内閣府として発言の趣旨は、今回の例えば中間取りまとめ案の3ページで言えば、評価体制のところ、この右のサービス提供事業者のところ、民間事業者と書いていただいておりますけれども、まさに民間事業者が何かサービスをするときに、データ連携基盤に接続して、パーソナルデータを使いながらサービス提供していく。今回の5回の御議論では、こういったケースはあまり想定していなかったかと思っておりますが、今後のスーパーシティの取組ではこういったことも十分想定されるかと思っておりますので、その部分で何か違うのか違わないのか、考慮した方がいいことがあるのかないのかという部分は、来年度にも引き続き御検討いただきたいと思いますところでは。

平山座員：市の事業、今回の範囲で議論している内容じゃないかと思っていて、データ連携基盤を使うかどうかで中身をどちらにするということで、それは市が直接データを触りに行くケースもあれば、民間事業者がやるケースって

いうのも別にあると思うのですけれど、あえて来年の6月に予定されている民間を踏まえたという部分が、これまでの議論では本当に外れていたのかどうかということ一度考えないといけないのかと思っていて、あまりそこに具体的に当たるケースが存在しえないような気がしていて、そこは今の時点でもちょっとよくわからない。

坂下座長：おそらくユースケースオリエンティッドに議論しなきゃいけないフェーズに入ったという話をしていると思います。ユースケースをベースに考えなきゃいけない。委託事業でつくば市が参加するときには、データ連携基盤を使うという前提ですから、PIAもパーソナルデータを使うのであれば自動的に実施することが入ってくると思います。それ以外に、こんなケースも他でやっているというのがあったら、そういうユースケースも当てて議論したらどうですかという話だったと思います。ただ問題は、第6回、第7回と2回会議がありますけれど、今の粒度で2回で大丈夫かというのがあると思いますので、そこはまた追って皆さんと御相談をさせていただくことになるかと思っています。他皆さんから御意見がございいますか。

それでは、お時間の限りもございいますので、御意見や御質問がある座員がおられましたら、事務局までメールでお知らせください。私、今回この座長をやらせていただきました。市民委員の方が入った会議は初めてでした。“（座長が）勤まるかな”と思ってやっていたのですが、皆さんの御協力のおかげで、なんとかフレームワークをまとめるところまでできたと考えております。どうもありがとうございました。今、パーソナルデータの話をしておりますが、日本は人口縮退をしていて、どんどん人が減っていくわけです。昨日、ある会社が私のところに訪ねてきて、皆さんのパーソナルデータを使うと、医療でどんなことが起きるのかという御質問がありました。今、皆さんがかぜ薬を買ったときに、裏に処方書を書いてあって、“15歳以上、3錠飲んでくれ”という説明が書いてあると思います。細かいパーソナルデータが集まってくると、人それぞれ処方量が変わります。今はジェネリック医薬品で医療費を下げているんですけど、本当に細かいパーソナルデータを集めてくると、あなたの風邪薬は1錠でよかったり、この人は3錠飲まなきゃいけなかったり変わってくる。それによって医療費が削減されていくというのが、パーソ

ナルデータを使った場合の医療費の影響等ができるような世界に日本も早くならないといけないと考えています。タイが出生率2.0を切りましたから、世界的にもパーソナルデータの活用が求められていますので、つくば市の本件も皆さんと頑張って進めていきたいと思えます。今回皆さんと議論しているのは、先ほど内閣府から話があったように、パイオニアです。初めてやっている試みですから、壁もいっぱいありますし、議論も発散するのですが、資料上ぜひ今後とも御協力いただければと思えます。座長の私から、5回の委員会お付き合いいただきましてありがとうございました。最後に御礼申し上げます。それでは進行を事務局に戻したいと思えます。

事務局（前島課長）：本日は長時間にわたり、そして1年間にわたって御議論いただき、本当にありがとうございました。前例がない事業ではあったのですが、おかげ様でかなり整理が進んできたと感じております。一方で先ほど、今後の進め方についての説明をいたしましたけれども、また次年度、懇話会を継続させていただきますので、よろしく願いいたします。次年度の懇話会につきましては、夏ごろの開催というのを予定しています。次回については、説明にもありましたけれども、民間ユースケースをお示しいたしまして、民間ユースケースを踏まえた評価体制、評価基準等について、また、公表について御議論いただきたいと考えています。次年度以降の日程調整につきましては、後日、事務局から座員の皆様にメールをお送りさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。以上をもちまして、第5回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会を終了いたします。本日はありがとうございました。

第5回つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会

日時：令和6年(2024年)3月15日(金)10時～

場所：つくば市役所2階職員研修室2

(オンライン併用)

次 第

1 開会

2 議事

(1) 評価項目・評価基準について

(2) 制度化について

(3) 公表について

(4) 第5回までの中間とりまとめについて

3 その他

4 閉会

○配付資料

資料1-① 評価基準(見直し案)

資料1-② 「起こりやすさ」の判定基準

資料2 つくば市プライバシー影響評価項目一覧(見直し案)

資料3 運用面における体制(案)

資料4 PIA報告書概要版(案)

資料5 中間とりまとめ(案)

資料6 今後の進め方イメージ

評価基準について

第4回懇話会時点

① 影響度

性質によって異なる取扱情報の影響レベル（以下、【参考】参照）も加味した上で、各想定される事態の影響度を以下の基準で判定する。

レベル	定義	身体への影響	精神への影響	財産への影響
4 甚大	市民の身体、精神、財産に重大又は不可逆的な結果に直面する可能性がある	就業不能、長期に渡る身体的疾患、死	長期に渡る心理的疾患（うつ等）	返済不能債務
3 重大	市民の身体、精神、財産に深刻な困難を伴いながらも対処可能な重大な結果に遭遇する可能性がある	身体的な健康状態の悪化	心理的な健康状態の悪化	財産が大幅に減少 物的損害、失業
2 限定的	市民の身体、精神、財産にいくつかの困難にもかかわらず、対処できる重大な不都合に遭遇する可能性がある	体調不良	不安、ストレスが発生	余分なコスト負担が発生
1 無視できる	市民の身体、精神、財産に影響を受けない／何ら問題なく対処できる不都合程度に遭遇	煩わしい手間が発生、いら立ち	煩わしい手間が発生、いら立ち	煩わしい手間が発生、いら立ち

【参考】取扱情報の影響レベル

レベル	取扱情報の性質	イメージ例
4	不正な開示・変更等により、存在・健康・自由・生命に影響を及ぼす可能性のある情報	刑罰、人事評価、健康データ等
3	不正な開示により、評判に影響を及ぼす可能性がある情報	財産情報（所得、社会福祉給付、税金）、罰金等
2	アクセスに正当な利益を必要とする情報	限定公開ファイル 等
1	一般的にアクセス可能な情報	電話帳情報 等

評価基準（見直し案）

JNSA（日本ネットワークセキュリティ協会）が個人情報の損害評価に用いている手法「JOモデル」（JNSA Damage Operation Model for Individual Information Leak）を活用する。「精神への影響」（JOモデルでは「精神的苦痛レベル」）、「財産への影響」（JOモデルでは「経済的損失レベル」）に該当する「取扱情報」を基準表に例示することで、影響度を具体的に判定しやすくする。

変更案

① 影響度

- 性質によって異なる取扱情報が漏洩・改ざん等した場合などに与える「心身への影響」「財産への影響」を加味し、各想定される事態の影響度を以下の基準で判定する。（氏名とともに漏れてしまったら、という前提）
- 匿名化や仮名化により氏名を識別できなくなった場合は、影響度のレベル判定を落とすことも可能とする。

レベル	影響	取扱情報（例） ※詳細は次ページ			
4 甚大	返済不能な債務が発生		口座番号&暗証番号など	借入記録など	犯罪歴など
3 重大	財産が大幅に減少		クレジットカード番号など	現金残高など	持病など
2 限定的	財産が脅かされる可能性が発生	社員番号など	健康保険証番号など	健康診断結果など	精神障害情報など
1 無視できる	いら立ち程度	体力測定値など	身長など		
財産への影響 心身への影響		煩わしい手間が発生、いら立ち程度	不安、ストレスが発生	心理的な健康状態が悪化	長期に渡る心理的疾患（うつ等）が発症
		身体に関する影響は、案件ごとに（仮）評価委員会で議論のうえ判定			
		1 無視できる	2 限定的	3 重大	4 甚大

評価基準 (見直し案：詳細)

① 影響度 (詳細)

「財産への影響」

レベル		取扱情報の詳細 (例)		
4 甚大		口座番号 & 暗証番号、クレジットカード番号 & カード有効期限、金融系Webサイトのログインアカウント & パスワード、決済機能付きのサイトの顧客登録情報	遺言書、借り入れ記録、借金	前科前歴、犯罪歴、与信ブラックリスト
3 重大		パスポート情報、購入記録、ISPのアカウント & パスワード、口座番号のみ、クレジットカード番号のみ、金融系Webサイトのログインアカウントのみ、印鑑登録証明書、ソーシャルセキュリティナンバー、サービス申込 (加入申請) 情報	所得、資産 (固定資産税など)、建物、土地、現金残高、所得、賞与額、納税金額、税・保険・保育費などの未納金額、購入履歴	
2 限定的	(スポーツクラブなどの) 会員番号、社員番号	住所、生年月日、性別、住民票コード、メールアドレス、健康保険証番号、年金証書番号、免許証番号、電話番号、ハンドル名、健康保険証情報、年金証書情報、介護保険証情報、所属会社名、所属学校名、会社の役職、職業・職種、身体特性、写真・肖像、音声、家族構成、ISPアカウント名、患者番号、受診科目・受診日、保険加入状況に関する情報、請求に係る金額 (払戻しの請求金額など)、位置情報、寄付金額	健康診断結果、病歴、手術歴、妊娠歴、看護記録、身体検査記録、レセプト情報、DNA情報、身体/知的障害情報、生体認証情報 (指紋、静脈、声紋、虹彩、網膜、顔画像等)、スリーサイズ、人種・民族、地方なまり、国籍、趣味、特技、嗜好、賞罰 (交通違反切符など)、職歴・学歴 (求職に関する書類含む)、会社・学校の成績・試験得点、日記・メール内容 (内容による)、児童相談に関わる情報、高齢者医療保険や介護保険の還付金額	加盟政党・政治的見解・加盟労働組合、信条・思想・宗教・信仰、本籍、持病 (結核医療に関する情報など)、保有感染症、カルテ (エックス線写真も含む)、認知症情報、精神障害情報、介護度
1 無視できる	体力測定値、水栓番号	身長、体重、血液型、心理テスト結果、性格診断結果		
	1 無視できる	2 限定的	3 重大	4 甚大

「心身への影響」

※身体に関する影響は、案件ごとに (仮) 評価委員会で議論して判定する。

参考：JNSA「JOモデル」、JISX9251 (ISO/IEC29134) 3

② 起こりやすさ 各想定される事態の起こりやすさを以下の基準で各脆弱性（※）の面から判定する。

※脆弱性・・・プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって発生したセキュリティ上の弱点

レベル	定義	物理的な脆弱性	技術的な脆弱性	管理の脆弱性	
				IT面	業務面
4 容易	インシデントが容易に発生しうる	プライバシー情報は誰でも入れる場所に保管されている。	プライバシー情報は外部ネットワークに接続されているが、セキュリティ対策に課題が存在する。	プライバシー情報は出力でき、プライバシー情報にアクセスするためにID、パスワードは設定されていない。	人手が行う業務は委託会社により行われ、「入力」と「確認」が同一社員により行われている。
3 起こり得る	インシデントが発生する可能性はある	プライバシー情報は入館手続きを要する部屋に保管されている。	プライバシー情報は外部ネットワークに接続されているが、セキュリティ対策は網羅的に施されている。	プライバシー情報は出力できるが、アクセスするID、パスワードは限られた職員、委託会社のみと与えられている。	人手が行う業務は市の職員が行うが「入力」と「確認」が同一職員により行われている。
2 起こりにくい	インシデントは発生しないとは言いきれないが、可能性は低い	プライバシー情報は施錠された場所に保管されている。	プライバシー情報はネットワークに接続されているが、外部ネットワークには接続されていない。	プライバシー情報は出力できるが、アクセスするID、パスワードは限られた職員のみと与えられている。	人手が行う業務は「入力者」「確認者」が分離されている。
1 無視できる	インシデントが発生する可能性は極めて低い	プライバシー情報は入館手続きを要する部屋に保管されており、かつ施錠された場所に保管されている。	プライバシー情報はネットワークに接続されていない。	プライバシー情報は出力（印刷・ファイル転送・スクリーンショット）ができない状態にある。	人手が行う業務は「入力者」「確認者」「承認者」が分離されている。

② 起こりやすさ

各リスク評価項目で設定された観点を、どの程度満たすかによって判定する。
各観点は、以下の3段階で評価する。

- ：観点を満たす対応が実施されている
- △：対応が実施されているが、一部の観点を満たさない
- ×：対応が実施されていない

上記「観点」の個数は、リスク評価項目によって異なるため、以下の記載割合を目安にレベル判定する。
その上で、（仮）評価委員会において案件の内容を踏まえ議論し、総合的に判定する。

レベル		定義	評価指標
4	容易に起こり得る	インシデントが容易に発生し得る	下記以外 (非該当項目を除き、対応が実施されていない観点がある or すべての観点について対応が実施されているが7割以上で観点を満たさない)
3	起こり得る	インシデントが発生する可能性はある	すべての観点について対応が実施されているが、一定数の項目 （非該当項目を除き、観点数の3割以上7割未満） を満たさない
2	起こりにくい	インシデントは発生しないとは言い切れないが、可能性は低い	すべての観点について対応が実施されているが、いくつかの項目 （非該当項目を除き、観点数の3割未満） を満たさない
1	無視できる	インシデントの発生する可能性は極めて低い	すべての観点について満たす対応がされている （非該当項目を除く）

評価のマトリクス（変更案）

- 影響度又は起こりやすさのいずれかが「1 無視できる」の場合の評価について、リスクの大きさも少なくなることが見込まれるため、評価段階を一部緩和する。

（旧）第4回懇話会での案

影 響 度	4 甚大	D：リスク大 (勧告対象)			
	3 重大	C：リスク中			
	2 限定的	B：リスク小			
	1 無視 できる	A： リスク微小			
		1 無視できる	2 起こりにくい	3 起こり得る	4 容易に 起こり得る
		起こりやすさ			

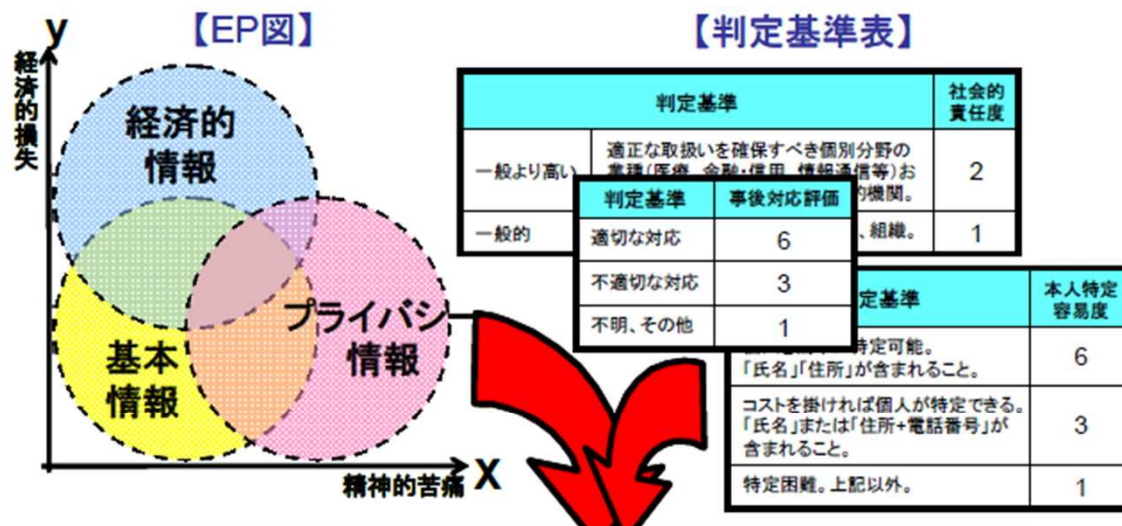
変更案

影 響 度	4 甚大	D：リスク大 (勧告対象)			
	3 重大		C：リスク中		
	2 限定的		B：リスク		
	1 無視 できる	A：リスク			
		1 無視できる	2 起こりにくい	3 起こり得る	4 容易に 起こり得る
		起こりやすさ			

<参考資料> 評価基準（影響度）

JOモデル（JNSA Damage Operation Model for Individual Information Leak）

$$\begin{aligned} \text{想定損害賠償額} &= \text{漏えい個人情報価値} \\ &\times \text{情報漏えい元組織の社会的責任度} \\ &\times \text{事後対応評価} \end{aligned}$$



$$\begin{aligned} \text{損害賠償額} &= \text{漏えい個人情報価値} \\ &\times \text{情報漏えい元組織の社会的責任度} \\ &\times \text{事後対応評価} \\ &= (\text{基礎情報価値} \times \text{機微情報度} \times \text{本人特定容易度}) \\ &\times \text{情報漏洩元組織の社会的責任度} \\ &\times \text{事後対応評価} \\ &= \text{基礎情報価値}[500] \\ &\times \text{機微情報度}[\text{Max}(10^{\text{max}(x)-1} + 5^{\text{max}(y)-1})] \\ &\times \text{本人特定容易度}[6, 3, 1] \\ &\times \text{社会的責任度}[2, 1] \\ &\times \text{事後対応評価}[2, 1] \end{aligned}$$

図 5-4 : JO モデル

< 参考資料 > 評価基準 (影響度)

JOモデル (JNSA Damage Operation Model for Individual Information Leak)

(1) 漏えい個人情報の価値

個人情報に漏えいした際に被害者に与える影響を、「経済的損失」と「精神的苦痛」という2種類の尺度で分類した。影響の大きさを定量化するため、縦軸 (y 軸) に「経済的損失」の度合いを、横軸 (x 軸) に「精神的苦痛」の度合いを持たせたグラフを作成した。このグラフを便宜上 EP 図 (Economic-Privacy Map) と名づける (図 5-2)。x 軸の正の方向の位置によって精神的苦痛の大きさを、y 軸の正の方向の位置によって経済的損失の大きさを表現する。

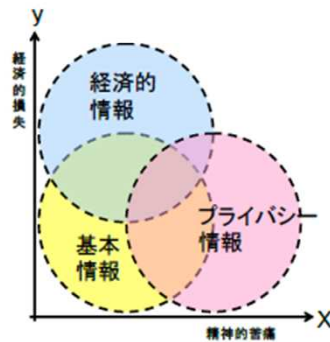


図 5-2 : EP 図 (Economic-Privacy Map)

経済的損失レベル

3	口座番号&暗証番号、クレジットカード番号&カード有効期限、金融系Webサイトのログインアカウント&パスワード、決済機能付きのサイトの顧客登録情報(アカウントにメールアドレスを使用する場合も含む。)	遺言書	前科前歴、犯罪歴、与信ブラックリスト
2	パスポート情報、購入記録、ISPのアカウント&パスワード(アカウントにメールアドレスを使用する場合も含む。決済機能のないサイトのアカウント&パスワードも含む)、口座番号のみ、クレジットカード番号のみ、金融系Webサイトのログインアカウントのみ、印鑑登録証明書、ソーシャルセキュリティナンバー、サービス申込(加入申請)情報	年収・年収区分、所得、資産(固定資産税など)、建物、土地、残高、借金、所得(生活保護に関わる情報含む)、借入れ記録、購入履歴(スタンプやポイントは除く)、給与額、賞与額、納税金額、寄付目的・金額、税や保険、保育費などの未納金額	
1	氏名、住所、生年月日、性別、金融機関名、住民票コード、メールアドレス、健康保険証番号、年金証書番号、免許証番号、社員番号、会員番号、電話番号、ハンドル名、健康保険証情報、年金証書情報、介護保険証情報、会社名、学校名、役職、職業、職種、身長、体重、血液型、身体特性、写真、肖像、音声、声紋、体力測定値、家族構成、ISPアカウントのみ、患者番号、受診科目・受診日、水検番号、保険加入状況に関する情報、請求に係る金額(払戻しの請求金額など)	健康診断結果(結核検査記録など)、心理テスト結果、性格判断結果、病歴、手術歴、妊娠歴、看護記録、その他身体検査記録、治療法(治療に係る記録映像含む)、レセプト情報(治療に係る金額)、身体障がい者手帳情報、DNA情報、身体障がい情報、知的障がい情報、指紋、生体認証情報(静脈、声紋、虹彩、網膜顔面画像等)、スリーサイズ、人種、地方なまり、国籍、趣味、特技、嗜好、民族、賞罰(交通違反切符など)、職歴(求職に関する書類含む)、学歴(求職に関する書類含む)、成績(教務手帳を含む)、試験得点(解答用紙など含む)、日記、メール内容(内容によって、どの情報に該当するかを判断すべし)、位置情報、児童相談に関する情報、高齢者医療保険や介護保険の還付金額、プライベート(恋愛)情報	加盟政党、政治的見解、加盟労働組合、信条、思想、宗教、信仰、本籍(戸籍附票、住民票に記載される本籍も含む)、病状(結核医療に関する情報など)、保有感染症、カルテ(エックス線写真も含む)、認知症情報、精神的障がい情報、性癖、性生活の情報、介護度、プライベート(不倫)情報(写真も含む)
	1	2	3

精神的苦痛レベル

図 5-3 : シンプル EP 図

<参考資料> 評価基準（影響度）

JOモデル（JNSA Damage Operation Model for Individual Information Leak）

ただし、単純に情報をシンプル EP 図上にあてはめて、その座標値（x 値、y 値）から漏えい情報の価値を推定するのではなく、実被害への結び付き易さを考慮して補正を加える必要があると考えた。その補正を加えた漏えい情報の価値を求めるための算出式を以下に示す。

漏えい個人情報価値 = 基礎情報価値 × 機微情報度 × 本人特定容易度

a. 基礎情報価値

基礎情報価値には、情報の種類に関わらず基礎値として、“一律 500 ポイント”を与えることとした。

b. 機微情報度

一般的に機微情報(センシティブ情報)とは、思想・信条や社会的差別の原因となる個人的な情報など、JIS Q 15001 で収集禁止の個人情報として定義されるような一部の情報に限定されることが多い。しかしこれら以外の情報でも精神的苦痛を感じる場合がある。本算出式では個人情報全体に対して 3 段階のレベルを設定し、その値からセンシティブの度合いを算定できるように定義した。また経済的損害を被る情報についても機微情報度の算出式に含めた。

機微情報度は、対象となる情報のシンプル EP 図上の (x, y) の位置 (=レベル値) を下記の式に代入して求める。

$$\text{機微情報度} = (10^{x-1} + 5^{y-1})$$

漏えい情報が複数種類ある場合は、全情報のうちで最も大きな x の値と最も大きな y の値を採用する。例えば「氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、病名、口座番号」が漏えいした場合、シンプル EP 図上の (x, y) は以下ようになる。

「氏名、住所、生年月日、性別、電話番号」= (1, 1)

「病名」= (2, 1)

「口座番号」= (1, 3)

この例で最も大きい x 値は病名の“2”であり、最も大きい y 値は口座番号の“3”である。これらの値を前述の数式に当てはめると以下ようになる。

$$(10^{2-1} + 5^{3-1}) = (10^1 + 5^2) = 35 \text{ポイント}$$

c. 本人特定容易度

本人特定容易度は、漏えいした個人情報からの本人特定のし易さを表すものである。例えば銀行の口座番号が単独で漏えいしても、氏名などの本人を特定する情報が伴わなければ実被害に結び付きにくいことから、本人特定容易度を本算出式に含めた。本人特定容易度は、以下の表 5-1 に示す判定基準を適用する。

表 5-1：本人特定容易度 判定基準

判定基準	本人特定容易度
個人を簡単に特定可能。 「氏名」「住所」が含まれること。	6
コストをかければ個人が特定できる。 「氏名」または「住所 + 電話番号」が含まれること。	3
特定困難。上記以外。	1

< 参考資料 > 評価基準（影響度）

(2) 情報漏えい元組織の社会的責任度

社会的責任度は表 5-2 に示すように、「一般より高い」と「一般的」の2つから選択する。社会的責任度が一般より高い組織は、「個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日 閣議決定)」に「適正な取り扱いを確保すべき個別分野」として挙げられている業種を基準とし、そこへ政府機関など公的機関と知名度の高い大企業を含めることとした。

表 5-2：情報漏えい元組織の社会的責任度 判定基準

判定基準		社会的責任度
一般より高い	個人情報の適正な取り扱いを確保すべき個別分野の業種（医療、金融・信用、情報通信など）、及び公的機関、知名度の高い大企業。	2
一般的	その他一般的な企業、及び団体、組織	1

(3) 事後対応評価

表 5-3 に基づいて、事後対応の評価値を求める。事後対応が「不明、その他」の場合、不適切な事後対応が露見しなかったと考え、適切な対応が行われた場合と同じ値とした。

表 5-3：事後対応評価 判定基準

判定基準	事後対応評価
適切な対応	1
不適切な対応	2
不明、その他	1

事後対応を評価する明確な基準がないため、過去の情報漏えいインシデントにお

ける事後対応行動を参考に作成した表 5-4 の対応行動例にあてはめて、事後対応の適切/不適切を判断する。

「起こりやすさ」の判定基準

本サービスを取り巻くリスクを確認するため、以下 12 の大項目について事業者
に書面での回答ならびに証拠の提出を求めるとともに、ヒアリング調査を通じ
たリスクの起こりやすさの確認を行う。

22. プライバシー情報が紛失・滅失・毀損し、使えなくなる可能性はないか。(Ⅱ-1)

起こりやすさ	1：4つ○	2：1つ△、それ以外○	3：2つ△、それ以外○	4：左記以外
物理的観点	① データ保管媒体は、自然災害（地震・水害・落雷等）および事故（火災・爆発等）による影響を可能な限り低減した場所で保管する。 ② データのバックアップ（クラウドサービスを用いたものを含む）は、正データと物理的に隔離されかつ①を満たす場所に保管されている。			
技術的観点	③ 重要な機器やネットワークを冗長化している。			
管理的観点	④ 業務外の端末等の持ち歩き等を必要最小限とする旨を組織内規程で定めている。			

23. プライバシー情報の漏洩・盗難・許可されていない持ち出しまたは外部への不適切な提供が発生しないか。(Ⅱ-4)

起こりやすさ	1：9つ○	2：1~2つ△、それ以外○	3：3~6つ△、それ以外○	4：左記以外
物理的観点	① ハードウェアや紙媒体での保存等、運搬可能な状態で保存されたデータの盗難対策を講じている（施錠された場所で保管、チェーンをつけて持ち運びできないようにする等）。 ② 各データを機密性にしたがって分類し、その分類がわかりやすく示されている（「関係社外秘」「社外秘」「公開」等の別が明らかになっている）。			
技術的観点	③ 適切な（IC カード方式、スマートフォン認証、生体認証等）入退室管理策を講じている。 ④ デバイスや記録媒体の接続制限がある。			
管理的観点	⑤ データや機器を取り扱うまたは保管する場所に非関係者が入室する場合は、入退室の記録を取る・身分証を携行させる等の管理を講じたうえで許可しており、組織内の従事者ではないことが見分けられるような措置（色の			

	<p>違う入退室カードを貸与する等)を講じている。</p> <p>⑥ 個人のスマートフォン等端末は原則として業務で用いない(除・BYODとしての利用、その他やむを得ない場合)また、必要な場合は執務室内への個人端末の持ち込みを制限する旨の組織内規程を定めている。</p> <p>⑦ データの不正閲覧防止に関する組織内規程を定めている(離席時の画面ロック、重要書類は短時間であっても机上に放置しない等)。</p> <p>⑧ データ持ち出しの際は組織内で許可を得る等の組織内規程を定めている。</p> <p>⑨ 従業員の異動・退職後も守秘義務を保持する旨を雇用契約で明記している。</p>
--	---

24. プライバシー情報への許可されていないアクセスが発生しないか。(Ⅱ-2)

起こりやすさ	1: 8つ○	2: 1~2つ△、それ以外○	3: 3~5つ△、それ以外○	4: 左記以外
物理的観点	<p>① ハードウェアや紙媒体での保存等、運搬可能な状態で保存されたデータの盗難対策を講じている(施錠された場所で保管、チェーンをつけて持ち運びできないようにする等)。</p> <p>② 各データを機密性にしたがって分類し、その分類がわかりやすく示されている(「関係社外秘」「社外秘」「公開」等の別が明らかになっている)。</p>			
技術的観点	<p>③ システム、アプリケーション、データベースへのアクセスの際は適切なログオン手順(パスワード、生体認証、ICカード等認証情報を確認するもの)を必須としている。</p> <p>④ 一定回数以上のログイン認証失敗によるロックアウトや、安全性が確保できるまで再ログインの間隔をあげる機能を実装する等により、IoT 機器、サーバ等に対する不正ログインを防止している。</p>			
管理的観点	<p>⑤ アクセス権の割り当てに関する手順・要領を組織内で整備しており、本サービスでもそれに従ってアクセス権を付与する。</p> <p>⑥ アクセス権は定期的に見直すこととしている。</p> <p>⑦ 本サービス実施に際しての事業者のアクセス権は、本サービスに関する契約の終了時、または市と事業者が合意するタイミングに削除されることになっている。</p> <p>⑧ ログオンに際しパスワードを用いる際、組織内でパスワード設定に関する(パスワードの変更サイクルを定めている、適切な文字種類を用いることとしている等)組織内規程を定めている。</p>			

25. プライバシー情報の許可されていない変更が発生しないか。(Ⅱ-3)

起こりやすさ	1 : 5つ○	2 : 1つ△、それ以外○	3 : 2~3つ△、それ以外○	4 : 左記以外
物理的観点	① データ保管媒体は、自然災害（地震・水害・落雷等）および事故（火災・爆発等）による影響を可能な限り低減した場所で保管する。 ② データのバックアップ（クラウドサービスを用いたものを含む）は、正データと物理的に隔離されかつ①を満たす場所に保管されている。			
技術的観点	③ イベントログを取得・保持するようになっている。 ④ 許可されていない、または意図せざる変更操作が試みられた場合、それを中断するしくみがある。			
管理的観点	⑤ データの重要な変更に関する承認・確認等のプロセスについて、社内規程を定めている。			

26. プライバシー情報の過剰収集が発生しないか（サービス提供に必要な情報以外も収集の対象としていたため、情報漏洩等のインシデントが発生した際の影響が大きくなる。）（Ⅱ-5）

起こりやすさ	1 : 1つ○			4 : 左記以外
物理的観点	非該当			
技術的観点	非該当			
管理的観点	① 収集する予定のすべてのプライバシー情報について、その必要性が事業計画段階で明らかにされている。「念のため」「参考として」収集する情報がない。			

27. プライバシー情報ごとの許可されていない又は不適切な紐づけが発生しないか。（興味本位での紐づけや本来は別々で管理しているプライバシー情報を統合し保持することがないことを説明すること。）（Ⅱ-6）

起こりやすさ	1 : 2つ○	2 : 1つ△、それ以外○		4 : 左記以外
物理的観点	非該当			
技術的観点	① API など、当該システムや DB に接続する手段が公開されていない。			
管理的観点	② 不適切な紐づけの防止につながる規程（事業 A で得たプライバシー情報を他事業に転用しない等）が定められている。または、案件ごとに担当者を分離し不適切な紐づけが発生しないようにしている。			

28. プライバシー情報の処理目的に関する情報が不十分でないか。利用者にわかりやすく説明しているか。（利用開始時の説明が十分であり、利用者が処理目的および範囲について理解できていることを説明すること。）（Ⅱ-7）

起こりやすさ	1：4つ○	2：1つ△、それ以外○	3：2つ△、それ以外○	4：左記以外
物理的観点	① HP等で本サービスに関する情報をいつでも閲覧できる。 ② 利用者向けの説明資料が用意されている。			
技術的観点	③ （該当する場合）アプリ上で処理目的を説明する場合、利用者の理解を確認する工程を必須としている（「理解しました」等のメッセージにチェックを入れる等）。			
管理的観点	④ 利用者向けの相談窓口を設置している。			

29. プライバシー情報の不必要な長期保有が発生しないか。（Ⅱ-8）

起こりやすさ	1：4つ○	2：1つ△、それ以外○	3：2つ△、それ以外○	4：左記以外
物理的観点	① 紙媒体で保存されたデータについては、定められた期限までに適切な方法（シュレッダー処理、溶解処理等）で廃棄する。また、本サービスでのみ利用するハード媒体（CD等）があれば、業務終了時に物理的に破壊する。			
技術的観点	② サーバ等で保存されたデータについては、適切な方法で消去する。			
管理的観点	③ データの廃棄期限等を契約段階で明記することとしている。 ④ 廃棄実施時には、その旨を市と確認することとしている。			

30. サービスを提供することにより不利益を被る住民がいらないか、不当な扱いを受けることがないか。（サービスが市民の権利と自由に与える潜在的な影響や、社会的弱者への潜在的な差別的影響があるか。ある場合は、どのように考慮・軽減されるかを記述すること。）（Ⅱ-10）

起こりやすさ	1：1つ○			4：左記以外
物理的観点	非該当			

技術的観点	非該当
管理的観点	① 本サービスが住民に与える影響について、コンプライアンス担当部門などが確認する体制がある。

31. サイバー攻撃を未然に防止、および攻撃に遭った際の被害の最小化が実現できるか。(Ⅱ-12)

起こりやすさ	1: 4 つ○	2: 1 つ△、それ以外○	3: 2 つ△、それ以外○	4: 左記以外
物理的観点	非該当			
技術的観点	<p>① サイバー攻撃防止のために一般的に必要とされる技術的対策（ファイアウォール、マルウェアおよび不正アクセスの検知ソフト、侵入したマルウェア等の駆除ソフトの導入）を講じている。</p> <p>② 本サービスの実施に関連するアプリケーション等について、常に最新のセキュリティパッチを当て、アップデートを実施している。</p>			
管理的観点	<p>③ （未然防止）利用中のシステム等の脆弱性に関する情報を適時受け取る体制があり、脆弱性が発見された場合は対処することができる。</p> <p>④ （被害最小化）セキュリティインシデントが発生した場合の報告および対応手順（システム停止、ネットワーク切断の要領を含むこと）が、組織内規程で定められている。</p>			

32. 情報システムの点検・監査により、情報セキュリティ体制が適切に管理されるか。(例：不正アクセス、不正通信についてのモニタリングは常時監視により行っている。また ISMS に基づき、内部監査を年に 1 回実施している。)(Ⅱ-13)

起こりやすさ	1: 4 つ○	2: 1 つ△、それ以外○	3: 2 つ△、それ以外○	4: 左記以外
物理的観点	非該当			
技術的観点	<p>① 外部との通信を常時モニタリングしている。</p> <p>② 情報システムの点検・監査に必要なログ（入退室記録、アクセスログ等）等を取得し、定められた期間保存している。</p> <p>③ ①②で取得する情報の正確性を担保している（時刻の正確性等）</p>			
管理的観点	④ ①②で取得した情報等を活用し、情報システム・セキュリティに関する内部監査を年に 1 回以上実施している。			

33. 本サービスを扱う担当者に対し、情報セキュリティ対策に関する適切な教育・研修を講じるか。(Ⅱ-14)

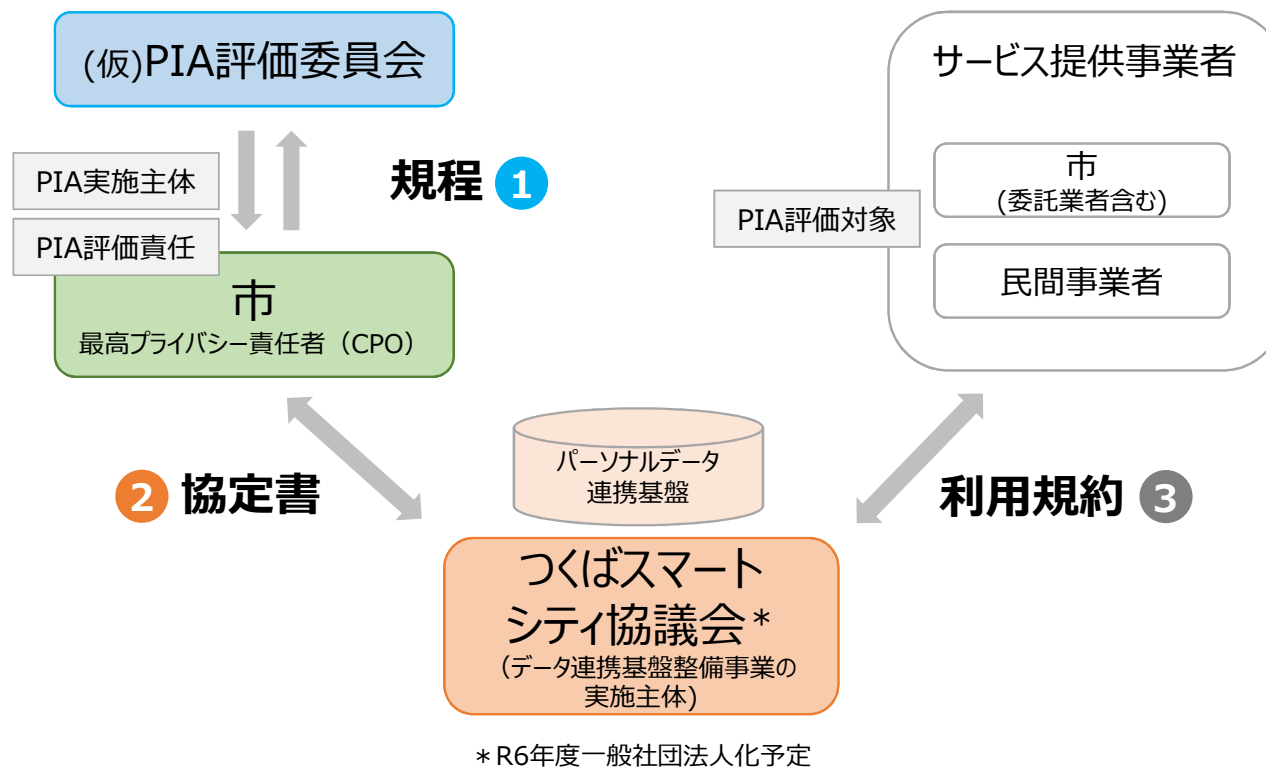
起こりやすさ	1: 1つ○	2:	3:	4: 左記以外
物理的観点	非該当			
技術的観点	非該当			
管理的観点	① 本サービスに従事する者全員に対し、各自の役職に適した情報セキュリティ全般の教育・研修を定期的に講じることになっている。			

つくば市のPIA項目として採用したいと考えている項目	通しNo.	識別子(変更不可)	大項目(目次)	確認・評価項目(案)	見直しの結果 (Ⅰ基礎情報/Ⅱリスク評価項目の重複確認)	確認方法・提出書類
○	1	I-1	サービスの概要	どのようなサービスか。(使用するハードウェア・ソフトウェア・アプリケーション等も含め説明)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの概要がわかる文書
○	2	I-2	サービスの概要	サービスの目的と内容はどのようなものか。	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの概要がわかる文書
○	3	I-3	サービスの概要	サービスで期待される効果(住民へのメリット)は何か。	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの概要がわかる文書
○	4	I-4	実施主体者・責任者	サービスの実施主体者・責任者は誰か。(リスク管理責任者・セキュリティ責任者も含む。)また、事業者の会社概要や取得している認証制度等についても記載。	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの実施体制および利害関係者がわかる資料
○	5	I-6	利害関係者	サービスの提供に関わる者、サービスを利用する者は誰か。(サービスを受ける対象者、サービスを提供する関係者を記載し、一覧表にまとめること。また、第三者提供の有無についても明らかにすること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの実施体制および利害関係者がわかる資料
○	6	I-5	法令との適合性	適合している法令等は何か。(例:個人情報保護法、つくば市スマートシティ倫理原則等)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスが適合する法令がわかる資料
○	7	I-9	業務フロー図	サービスを提供するための、業務の流れはどうなっているか。(業務フロー図で明示すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスの業務フローがわかる資料
○	8	I-10	情報フロー図	プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の流れはどうなっているか。(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)
○	9	I-12	情報のライフサイクル	「収集」のプロセスで実施する業務の内容はどうなっているか。(誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。また、収集するプライバシー情報の最新性・正確性をどのように担保するかについても記載すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)
○	10	I-13	情報のライフサイクル	「利用」のプロセスで実施する業務の内容はどうなっているか。(情報フロー図を補足するために記載すること。誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)

つくば市のPIA項目として採用したいと考えている項目	通しNo.	識別子(変更不可)	大項目(目次)	確認・評価項目(案)	見直しの結果 (Ⅰ基礎情報/Ⅱリスク評価項目の重複確認)	確認方法・提出書類
○	11	I-14	情報のライフサイクル	「保管」のプロセスで実施する業務の内容はどうか。(情報フロー図を補足するために記載すること。誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)
○	12	I-15	情報のライフサイクル	「廃棄」のプロセスで実施する業務の内容はどうか。(情報フロー図を補足するために記載すること。誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)
○	13	I-18	プライバシー情報の取り扱い	取り扱うプライバシー情報の種類は何か。(例：個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報)また使用する目的は何か。	特定のリスク評価項目に紐づかない基礎情報として、関連文書の提出を求める。	サービスにおける情報のライフサイクル、取り扱う情報の種類わかる資料(プライバシー情報における収集・利用・保管・廃棄の対応内容をフロー図で明示するとともに、誰が、どのタイミングで、どの情報を、どのように、どこで処理するのかを記載すること。)
○	14	I-27	情報セキュリティ環境	サービス提供のための情報システム運用・保守業務を行う場所はどこか。(市役所内部/外部等)	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	情報システムを取り扱う場所に関する情報
○	15	I-20	個人情報の取り扱い	第三者へデータ(個人情報)を提供・共有するか、する場合は同意を取っているか。 ※行政機関が実施主体となり、個人情報を利用する事業の場合、当初特定された範囲内で保有個人情報を第三者へ提供する際には本人同意は不要だが、当初特定された目的を超えて第三者へ提供する場合に本人同意が必要となる(個人情報保護法第69条)。	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	
○	16	I-21	個人情報の取り扱い	個人情報の取り扱いについて、いつ利用者に通知されるか。利用者本人に同意を取得するか。同意を得ない場合はその根拠を明示。 ※行政機関が実施主体となり、個人情報を利用する事業の場合、基本的に取り扱いに関する本人同意は不要だが、当初の目的以外で保有個人情報を利用・提供する場合に本人同意が必要となる(個人情報保護法第69条)。	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	
○	17	Ⅱ-9	プライバシーリスク対策	目的外利用が発生しないか。(入手したプライバシー情報を当初の目的以外で活用して利用者の意図しない用途で使用されてしまうことが無いことを説明すること。) ※行政機関が実施主体となり、個人情報を利用する事業の場合、個人情報保護法第69条2項に基づく適切な目的外利用であることを説明すること。	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	

つくば市のPIA項目として採用したいと考えている項目	通しNo.	識別子(変更不可)	大項目(目次)	確認・評価項目(案)	見直しの結果 (Ⅰ基礎情報/Ⅱリスク評価項目の重複確認)	確認方法・提出書類
○	18	I-22	プライバシー情報主体への対応	利用者が同意後に、使用するプライバシー情報を選択したり、削除したりできるか。(利用者の認識・意図・希望と異なる情報処理がなされないことを説明すること。)	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	
○	19	I-24	プライバシー情報主体への対応	情報の開示請求窓口(その他相談窓口を含む)が設置されているか。	民間サービスの場合に対象項目とすべきか 次年度継続論議とする。	
×	20	I-26	情報セキュリティ環境	情報システム上でログは取得されるか。(ログとは、操作ログ、認証ログ、アクセスログ等、関係者が利用した証左のことを指す。)	「Ⅱ.リスク評価項目」のうち特定の項目で確認するものため、 「Ⅰ.基礎情報の確認」からは除外する。	本サービス運用にあたって取得するログの一覧がわかる資料(操作、認証、アクセス、入退室等)
×	21	I-28	情報セキュリティ環境	データのバックアップ体制及びリカバリ体制はどうなっているか。(データとは、トランザクションデータ、プログラムデータの両方を指す。)	「Ⅱ.リスク評価項目」のうち特定の項目で確認するものため、 「Ⅰ.基礎情報の確認」からは除外する。	本サービスに関するデータおよびシステムのバックアップ体制、リカバリ体制がわかる資料
○	22	II-1	プライバシーリスク対策	データが紛失・滅失・毀損し、使えなくなる可能性はないか。(プライバシー情報の保存方法・媒体を問わず、本サービスに用いるプライバシー情報を参照・利用できなくなるリスクを防止できているか。)	別紙参照	
○	23	II-4	プライバシーリスク対策	データの漏洩・盗難・許可されていない持ち出しまたは外部への不適切な提供が発生しないか。	別紙参照	
○	24	II-2	プライバシーリスク対策	プライバシー情報への許可されていないアクセスが発生しないか	別紙参照	
○	25	II-3	プライバシーリスク対策	プライバシー情報の許可されていない変更が発生しないか	別紙参照	
○	26	II-5	プライバシーリスク対策	プライバシー情報の過剰収集が発生しないか(サービス提供に必要な情報以外も収集の対象としていたため、情報漏洩等のインシデントが発生した際の影響が大きくなる。)	別紙参照	
○	27	II-6	プライバシーリスク対策	プライバシー情報ごとの許可されていない又は不適切な紐づけが発生しないか。(興味本位での紐づけや本来は別々で管理しているプライバシー情報を統合し保持することがないことを説明すること。)	別紙参照	
○	28	II-7	プライバシーリスク対策	プライバシー情報の処理目的に関する情報が不十分でないか。利用者にわかりやすく説明しているか。(利用開始時の説明が十分であり、利用者が処理目的および範囲について理解できていることを説明すること。)	別紙参照	
○	29	II-8	プライバシーリスク対策	プライバシー情報の不必要な長期保有が発生しないか。	別紙参照	

つくば市のPIA項目として採用したいと考えている項目	通しNo.	識別子(変更不可)	大項目(目次)	確認・評価項目(案)	見直しの結果 (Ⅰ基礎情報/Ⅱリスク評価項目の重複確認)	確認方法・提出書類
○	30	Ⅱ-10	プライバシーリスク対策	サービスを提供することにより不利益を被る住民がいないか、不当な扱いを受けることがないか。(サービスが市民の権利と自由に与える潜在的な影響や、社会的弱者への潜在的な差別的影響があるか。ある場合は、どのように考慮・軽減されるかを記述すること。)	別紙参照	
○	31	Ⅱ-12	情報セキュリティ対策	サイバー攻撃を未然に防止、および攻撃に遭った際の被害の最小化が実現できるか。	別紙参照	
○	32	Ⅱ-13	情報セキュリティ対策	情報システムの点検・監査により、情報セキュリティ体制が適切に管理されるか。 (例：不正アクセス、不正通信についてのモニタリングは常時監視により行っている。またISMSに基づき、内部監査を年に1回実施している。)	別紙参照	
★	33	Ⅱ-14	情報セキュリティ対策	情報セキュリティ対策における本サービスを扱う担当者へ適切な教育・研修を講じるか。	別紙参照	



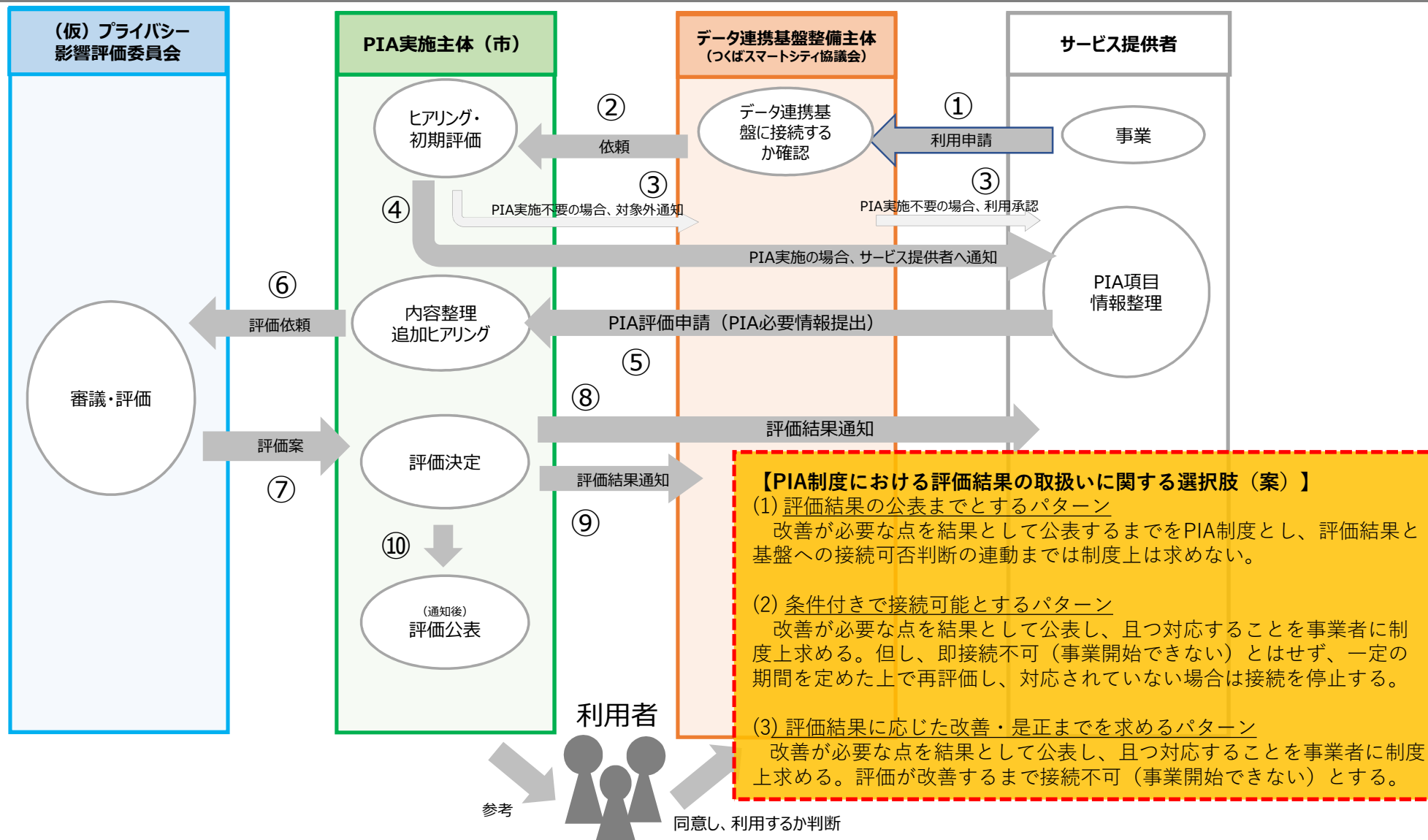
- <ポイント>**
- PIA実施主体はつくば市とし、最終評価の責任者として最高プライバシー責任者（CPO、市長を想定）を置く。
 - 有識者・市民・民間企業を構成員とした「(仮)PIA評価委員会」を設置する。委員会の評価案を踏まえて、市が最終的な評価を決定する。
 - 年1回程度、市から評価委員会に進捗状況を報告するとともに、個人情報保護法の改正等に合わせて必要な見直しを行う。
 - 市、データ連携基盤整備主体、サービス提供事業者間の関係をルール化し、一体としてPIA制度の実効性を担保する。

規定・協定書・利用規約の詳細

文書	対象	内容
1 規程 (要綱を想定) ➤ つくば市長が制定	市職員	<ul style="list-style-type: none"> ■ データ連携基盤に接続し、パーソナルデータを送受信してサービスを提供しようとするサービス提供事業者に対して、すべてPIAを実施すること ■ PIAの評価方法や評価体制（委員会設置等）を規定 ■ 年1回程度、評価委員会に全体状況を報告する（モニタリング）
2 協定書 ➤ つくば市とつくばスマートシティ協議会*で協定を締結	つくばスマートシティ協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 規程の実効性を担保するための運用を明確化 <ul style="list-style-type: none"> ➤ データ連携基盤に接続しようとするサービス提供事業者について市へ通知し、サービス提供事業者に市のPIAを受けさせること <p>（評価の結果に応じた接続可否を定める場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 以下の事項を利用規約に盛り込むこと <ul style="list-style-type: none"> ✓ PIA結果に応じてデータ連携基盤への接続許可（認証情報の発行）を行うこと
3 利用規約 ➤ つくばスマートシティ協議会の定める利用規約をサービス提供事業者が遵守	パーソナルデータ連携基盤に接続するサービス提供事業者	<ul style="list-style-type: none"> ■ データ連携基盤に接続するサービス提供事業者が遵守する項目を規定 <ul style="list-style-type: none"> ➤ データ連携基盤に接続する者の義務・責任、禁止事項、料金、手続き等 <p>（評価の結果に応じた接続可否を定める場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ PIAの結果、リスクが高いと評価されたサービスは、改善策が講じられるまで接続許可がなされない

*データ連携基盤整備事業の実施主体

PIA実施の流れ



運用面における体制（案）の議論ポイント

No.	議論のポイント
1	■ PIA実施主体とデータ連携基盤整備事業の実施主体が異なる中で、PIAの実効性・客観性を担保するために、体制を構築するに当たり、どのようなことに留意すればよいか
2	■ 市が定める規程の形式として、「条例」、「要綱」等様々な形式がある中で、メリット・デメリット踏まえ、取りえる形式として何がよいか
3	■ PIAの結果「D評価」だった場合、どのような取扱いとすべきか。 (1) 評価結果の公表までとするパターン 改善が必要な点を結果として公表するまでをPIA制度とし、評価結果と基盤への接続可否判断の連動までは制度上は求めない。 (2) 条件付きで接続可能とするパターン 改善が必要な点を結果として公表し、且つ対応することを事業者に制度上求める。但し、即接続不可（事業開始できない）とはせず、一定の期間を定めた上で再評価し、対応されていない場合は接続を停止する。 (3) 評価結果に応じた改善・是正までを求めるパターン 改善が必要な点を結果として公表し、且つ対応することを事業者に制度上求める。評価が改善するまで接続不可（事業開始できない）とする。

【参考】条例と要綱の違い

	条 例	要 綱
位置づけ	議会の議決によって制定される自治立法	行政機関内部における手続を定めるもの （例）行政実務上の処理方法等を規定、行政指導の指針、補助金交付要綱等 （※つくば市では「告示」により知らしめている）
制定手続	議会の議決	市長の決裁
制定スケジュール	市議会定例会（年4回）	随時
性質	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 義務を課す／権利を制限する内容を定められる。 ➤ 罰則（2年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金・拘留・科料・没収、5万円以下の過料）が定められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市職員に対する内部命令 ➤ 法的拘束力はなく、義務を課す／権利を制限する内容や罰則は定められない。

○定める内容の性質から「要綱」で整備することを想定

※整備主体の法人格は市とは異なるが、つくばスマートシティ協議会はデータ連携基盤整備事業（国家戦略特区法第28条の2等）の実施主体としてスーパーシティ型国家戦略特区を一体的に推進するパートナーであり、同協議会との協定によりPIAの運用ルールを統一し、実効性を担保

資料 4

【評価概要】 ●●事業に関するプライバシー影響評価結果

レイアウト案

事業者：つくば市（委託先：●●株式会社）

つくば市は「PIA評価委員会」の評価案を参考に、本事業の総合評価を「X」としました。

総合評価

X

XXX



評価の対象は？

☞P.XX参照

■ 事業の目的等を1~2文で説明

.....。

■ プライバシーデータの処理手順について、1~2文で説明

.....。

事業の対象者
取り扱う情報



評価の理由は？
(主なリスクとその対策状況)

☞P.XX参照

① リスクの名称を10文字程度で記載

- 総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明
-
-

② リスクの名称を10文字程度で記載

- 総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明
-
-

※主なリスクとして本欄に記載するのは~3点程度の想定。

例

【評価概要】 「つくば市版健康寿命予測システム」に関するプライバシー影響評価

事業者：つくば市（委託先：●●株式会社）

つくば市は「PIA評価委員会」の評価案を参考に、本事業の総合評価を「A：リスク微小」としました。

総合評価

A

リスク微小



評価の対象は？

☞P.XX参照

- このシステムは、高齢者の病気療養や介護期間の長期化といった課題を、AIの推奨に基づく介護計画の実施等によって解決することを目的としています。
- 市民の情報（特定健診の情報等）を個人が判別できないよう処理したうえで機械学習（AI）にかけ、AIが介護計画に関する推奨事項等を出力します。

事業の対象者	つくば市在住の高齢者（約3万人）
取り扱う情報	特定健診や介護認定結果等を個人が特定できないように処理した仮名加工情報・匿名加工情報



評価の理由は？
（主なリスクとその対策状況）

☞P.XX参照

①紛失・盗難・許可のない持ち出しのリスク

- ・市民の情報にアクセスできるのは限られた職員のみであり、アクセス者と閲覧履歴は保存されます。
- ・市民の情報は、電子媒体においては市役所内の閉鎖ネットワークに保管されており、SDカード・USBはアクセス制限があり取得できません。紙媒体の情報は施錠管理され、参照できる職員は限られています。

②不必要な長期保有のリスク

- ・AI学習のため、半永久的にデータ保存されますが、保存データは個人と特定できないよう加工されており、保存された情報のみが流出しても個人が特定できません。

「つくば市版健康寿命予測システム」に関するPIA（プライバシー影響評価） 報告書概要版 構成

- 【評価概要】 「つくば市版健康寿命予測システム」に関するプライバシー影響評価結果
- 構成
- 1. PIA評価の概要
 - PIAとは
 - 評価の手順
- 2. 評価対象となる事業の概要
 - 概要
 - 期待される効果、不利益がないことの明示（またはある場合の軽減策）
 - 業務のながれ
 - 本事業の関係者
- 3. 本事業におけるプライバシー情報の取り扱いと安全性
 - 扱う情報
 - 情報の収集、利用、保管、廃棄の方法
 - 第三者提供・目的外利用の有無と、ある場合の概要
 - プライバシー影響評価の結果
 - プライバシー影響評価の結果に基づく事業者の改善対応

記載内容の詳細をご覧になりたい場合は、本文中「▶本編〇ページ」の案内にしたがって本報告書本編版を参照してください。

PIA報告書本編版URL：
XXXXXXXXXXXX

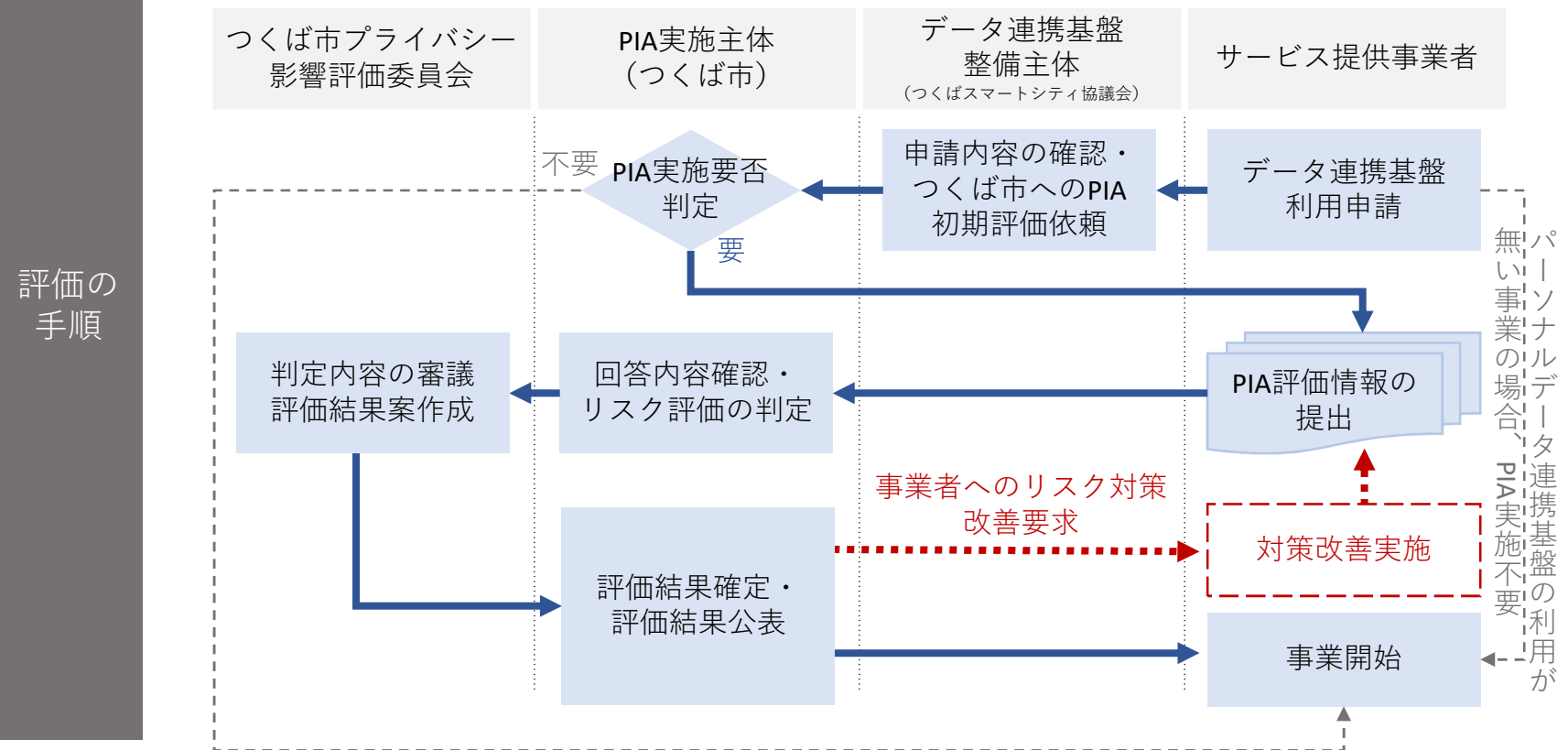
1. PIA評価の概要

PIAとは

- 新しい事業が市民のプライバシーに配慮されているか、事前に評価・公表する取組です。
- 「事業の効果・リスクと対策」を広くお伝えすることで、サービスの利用を安心して選択いただくことを目指しています。

- PIAが必要と判断された事業に対し、つくば市が主体となりPIAを実施します。

フロー図：PIA評価の手順



評価の
手順

2. 評価対象となる事業の概要

事業の概要

- 今回PIAの対象となったのは、健康・医療・介護関連の情報データを活用した「（仮称）つくば市版健康寿命予測システム」（以降「予測システム」）です。
- このシステムは、高齢者の病気療養や介護期間の長期化といった課題を、AIの推奨に基づく介護計画の実施等によって解決することを目的としています。

期待される効果と本事業による市民への不利益がないことの説明

- 科学的根拠に基づく介護支援計画が策定されることで、サービスの質の向上が期待できます。
- 科学的根拠に基づく健康・医療に関する施策が市で展開されることにより、市民の健康寿命延伸等、市民生活の向上が期待できます。
- 予測システムによる分析の結果を用いて、市民が既存の介護事業が一方的に終了される、現在実施中の支援事業とは異なる支援を強制される等の不利益を受けることはありません。

本事業の関係者

- システムを運用するのは、つくば市〇〇〇〇部〇〇〇〇課及び（委託先名）です。
- 出力結果を利用するのは、介護計画作成担当及び市民です。

2. 評価対象となる事業の概要

業務のながれ

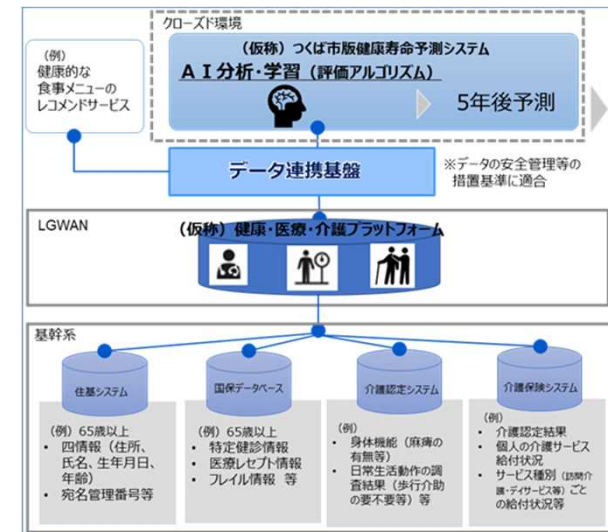
(I-9、I-10)

① 市の基幹システム（国保データベース等）に格納された市民の情報（特定健診情報等）を、行政専用のネットワーク「LGWAN」内にある「（仮称）健康・医療・介護プラットフォーム」に格納します。格納の際、個人の氏名は番号に置き換えます。なお、個人の氏名と置き換えた番号の対応表は、①のプラットフォーム内ではなく、LGWAN内で別に管理されます。

② 予測システムが「データ連携基盤」からデータを読み込み、機械学習（AI分析・学習）をさせ、その結果を画面上に出力します。

③ 2種類のレポートが出力されます。

- 「地域分析レポート」：市や地域別の課題等を記載
- 「個人課題別カテゴリーアプローチ」：各個人に推奨される介護支援内容等を記載



3. 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性

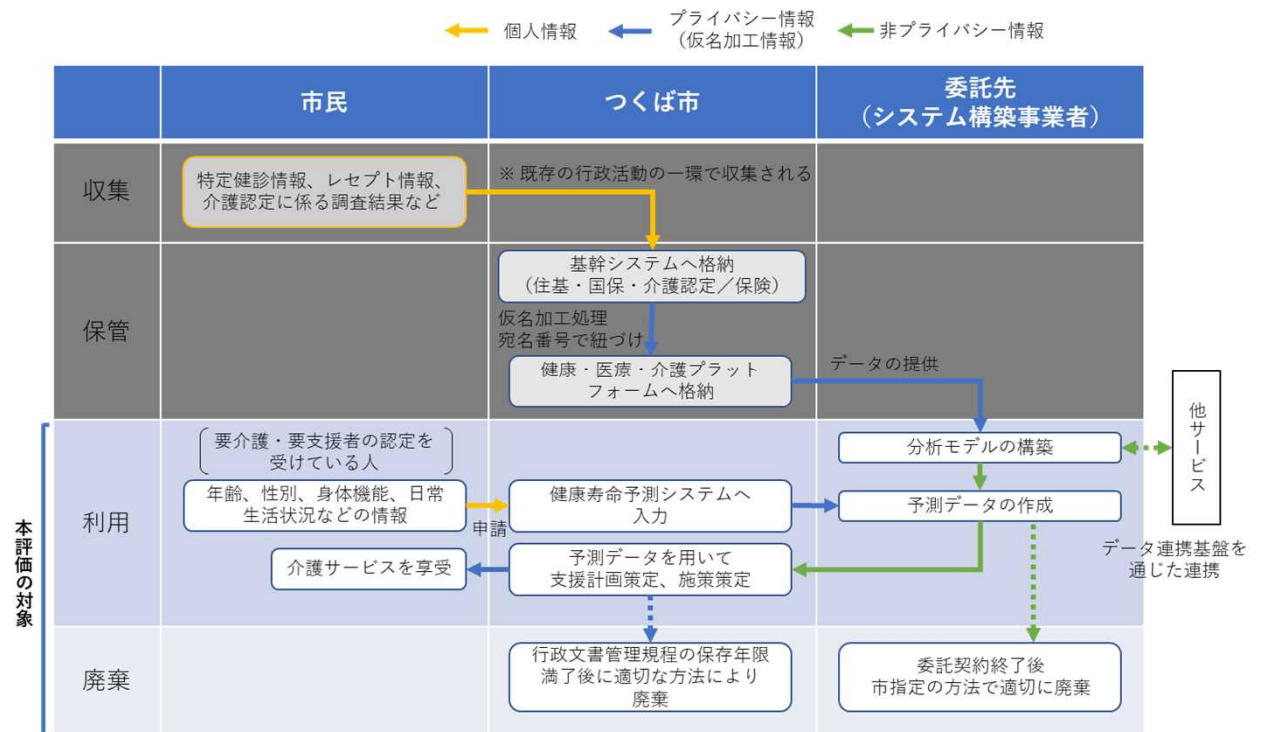
扱う情報

(I-18) 本事業で取り扱うプライバシー情報は次のとおりです。

- 仮名加工情報：市の基幹システムに格納された特定健診情報等のうち氏名の部分を「宛名番号」に置き換え、個人を特定できないよう加工した情報。ただし氏名と宛名番号の紐づけがわかる別表により、個人情報情報が復元できる状態。
- 匿名加工情報：上記の仮名加工情報を、個人情報への復元ができないよう加工（または氏名と宛名番号の紐づけがわかる別表を削除）した情報。

情報の収集、
利用、保管、
廃棄の方法

プライバシー情報を収集してから利用・保管し廃棄するまでの流れは右図のとおりです。



3. 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性

第三者提供・
目的外利用の
有無と、ある
場合の概要

- 「地域分析レポート」は、市の職員のみが使用します。
- 「個人課題別カテゴリーアプローチ」は、市の職員が出力後に地域の介護計画作成担当に仮名加工情報の状態で渡されます。地域の介護計画作成担当は、それをもとに対象となる市民にアドバイスを行いますが、出力した情報を市民や民間事業者等に渡すことはありません。

また、当初の目的を超えて収集したプライバシー情報を扱う予定はありません。

3. 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性

プライバシー
影響評価
の結果

- 評価委員会が、13のリスク評価項目に基づき本事業におけるリスクを審議・評価した結果、「影響度レベル1」、「起こりやすさレベル2」となり、総合評価は「A：リスク微小」と判定されました。

【主なリスクと対策状況】

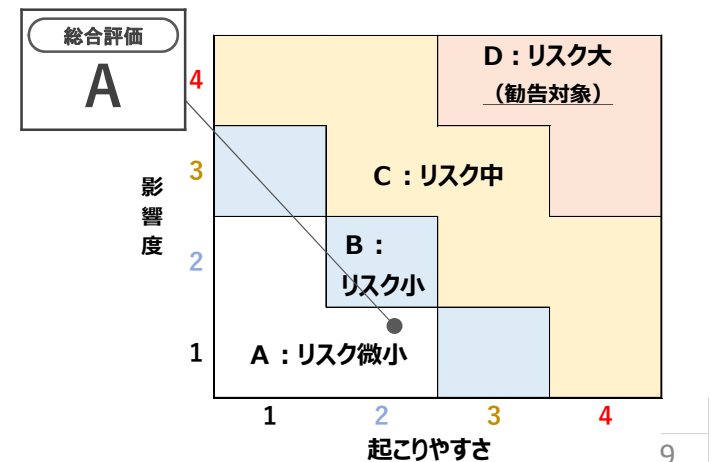
①紛失・盗難・許可のない持ち出しのリスク

- 市民の情報にアクセスできるのは限られた職員のみであり、アクセス者と閲覧履歴は保存されます。
- 市民の情報は、電子媒体においては市役所内の閉鎖ネットワークに保管されており、SDカード・USBはアクセス制限があり取得できません。紙媒体の情報は施錠管理され、参照できる職員は限られています。

②不必要な長期保有のリスク

- AI学習のため、半永久的にデータ保存されますが、保存データは個人と特定できないよう加工されており、保存された情報のみが流出しても個人が特定できません。

レベル	影響度 (市民の心身・財産に対する影響)	起こりやすさ
4	甚大（心理的疾患、返済不能な債務等）	容易
3	重大（市民の健康状態悪化、財産の大幅減等）	起こり得る
2	限定的（市民の不安、余分なコスト負担等）	起こりにくい
1	無視できる（手間、いらだち等）	無視できる



3. 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性

「D：リスク大」と評価されたリスクの詳細は以下のとおりです。

プライバシー
リスクの改善
要求と対応状
況

想定されるリスク (再掲)	つくば市による 事業者への改善要求事項
紛失・盗難・許可のない持ち出しのリスク： 影響レベル3に該当するプライバシーデータを紙で保持しているが、施錠されていない場所に保管する仕様であり、かつ外部持ち出しを制限する規定が形骸化しているとみられ、当該リスクが容易に生じうる。	少なくとも以下2点のうち1点以上を満たすよう改善を要求する。 ①施錠され非関係者が立ち入れない場所に当該データを保管すること ②当該データの外部持ち出し制限の規定を関係者が確実に遵守できるようにすること
不必要な長期保有のリスク： 影響レベル3のプライバシーデータを廃棄する期限、および廃棄忘れを防止する仕組みがないため、当該データの不必要な長期保有が容易に生じうる。	少なくとも以下2点のうち1点以上を満たすよう改善を要求する。 ①当該データ廃棄の期限を設定すること。 ②廃棄忘れを防ぐ仕組みを構築すること。

「つくば市プライバシー影響評価制度」策定に向けた 中間とりまとめ（制度案の概要）

本資料は、令和5年度「つくば市プライバシー影響評価制度検討懇話会」において検討している制度案の概要について、中間的に取りまとめたものです。市としては引き続き議論を深めてまいります。

【目次】

1 つくば市プライバシー影響評価(PIA)制度の目的	1
2 評価対象	1
3 初期評価	1
4 実施のタイミング	1
5 評価項目	1
6 評価基準	2
7 評価体制	3
8 公表	3
9 主要論点・主な意見・整理の方針・今後の整理事項	4

令和6年3月

つくば市

1 つくば市プライバシー影響評価（PIA）制度の目的

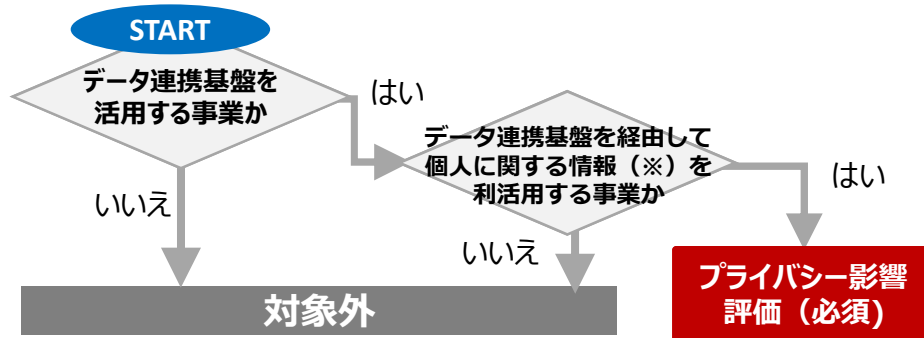
背景

- 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」の実現に当たり、都市の様々なパーソナルデータを利用することで、高度なサービスを提供することを想定している。
- 一方、パーソナルデータの使用に漠然とした不安感を抱く市民もいるため、プライバシー情報の取扱いを体系的に評価する仕組みが必要。

目的

- ① パーソナルデータ連携基盤を利用してサービスを提供する事業について、事前にPIAを実施することにより、大きなリスクを低減する。
- ② 市民が当該サービスのプライバシーリスクを適切に理解して、サービスから得られる恩恵と比較した上で、市民が安心して主体的にサービスを利用するかどうかを選択できるように、個人に影響を及ぼす可能性があるリスクの評価結果を市民に分かりやすく公表する。

3 初期評価



※生存する個人に関する情報のうち、『個人情報（特定個人情報を除く*）及び個人関連情報のうち趣味趣向、取引履歴、利用履歴、財産情報、身体・容姿に関する情報、位置情報等の個人特定につながる可能性がある情報』を利用する場合をPIA評価対象とする。（検討中）
* 特定個人情報を利用する場合は、法定の特定個人情報保護評価を実施

2 評価対象

- ・ パーソナルデータ連携基盤(※)に接続し、個人に関する情報を送受信するサービス全般を対象とする。
- ・ サービス提供事業者は官民を問わない。

※データ連携基盤は、つくばスマートシティ協議会が整備運用するが、パーソナルデータ連携基盤にサービスが接続される際には、市が策定したPIA制度に基づき、評価を実施する。
（詳細は「7 実施体制」を参照）

4 PIA実施のタイミング

- ・ 新規の事業を対象とする。
- ・ ただし、システム改修等大幅な変更があった段階でも再度PIAを実施する。

5 評価項目

- ・ 必要十分な評価項目とする観点から、JIS X9251、GSCA PIAモデルポリシー、特定個人情報保護評価の評価項目の共通部分を基準として項目（案）を作成。
- ・ 取得済みのセキュリティ等に関する認証については、基礎情報として、評価時に参考とする。
- ・ 項目ごとに記載内容、記載目的を明記する。
（ヒアリングシート／ガイドライン）

6 評価基準

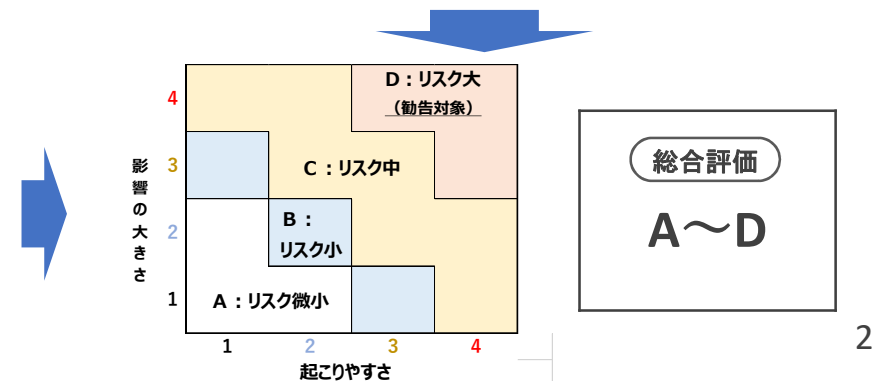
- 「影響度」と「起こりやすさ」の各レベルの判定結果（1～4）に基づき、総合評価（A～D）を判定する。
 - 「影響度」は、取扱うデータの種類によって財産への影響・心身への影響を判定する。（大きい方のレベルを採用）
 - 「起こりやすさ」は、想定リスクシナリオごとに用意する確認すべき観点を用いて判定する。（最も大きいレベルを採用）

<影響度>

レベル	影響	取扱情報			
4 甚大	返済不能な債務が発生		口座番号&暗証番号など	借入記録など	犯罪歴など
3 重大	財産が大幅に減少		クレジットカード番号など	現金残高など	持病など
2 限定的	財産が脅かされる可能性が発生	社員番号など	健康保険証番号など	健康診断結果など	精神障害情報など
1 無視できる	煩わしい手間が発生、いら立ち程度	体力測定値など	身長など		
財産への影響 心身への影響		煩わしい手間が発生、いら立ち程度	不安、ストレスが発生	心理的な健康状態が悪化	長期に渡る心理的疾患（うつ等）が発症
		1 無視できる	2 限定的	3 重大	4 甚大

<起こりやすさ>

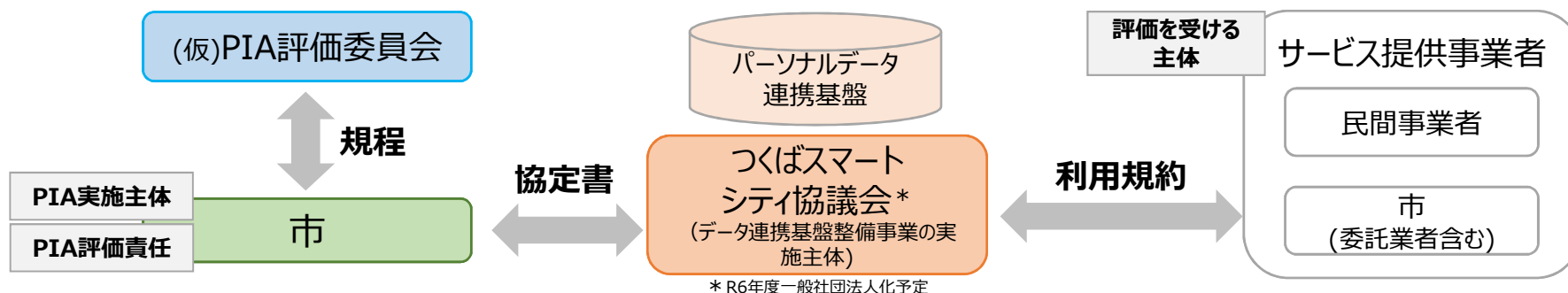
レベル	定義	評価指標
4 容易に起こり得る	インシデントが容易に発生し得る	下記以外 （非該当項目を除き、対応が実施されていない観点がある or すべての観点について対応が実施されているが7割以上で観点を満たさない）
3 起こり得る	インシデントが発生する可能性はある	すべての観点について対応が実施されているが、一定数の項目（非該当項目を除き、観点数の3割以上7割未満）を満たさない
2 起こりにくい	インシデントは発生しないとはいえないが、可能性は低い	すべての観点について対応が実施されているが、いくつかの項目（非該当項目を除き、観点数の3割未満）を満たさない
1 無視できる	インシデントの発生する可能性は極めて低い	すべての観点について満たす対応がされている（非該当項目を除く）



※身体に関する影響は、案件ごとに（仮）評価委員会で議論の上、判定
 参考：JNSA「JOモデル」、JISX9251（ISO/IEC29134）

7 評価体制

- **PIA実施主体はつくば市**とし、最終評価の責任者として最高プライバシー責任者（CPO、市長を想定）を置く。
- つくば市は有識者・市民・民間企業を構成員とした「**(仮)PIA評価委員会**」を設置する。「6 評価基準」に基づく**評価委員会の評価案を踏まえて、つくば市が最終的な評価を決定**する。（第三者の視点を入れることで評価の客観性を担保する）
- 年1回程度、つくば市から評価委員会に進捗状況を報告するとともに、個人情報保護法の改正等に合わせて必要な見直しを行う。
- **つくば市、データ連携基盤整備主体、サービス提供事業者間の関係をルール化**し、一体としてPIA制度の実効性を担保する。
 - **つくば市とつくばスマートシティ協議会の間で、データ連携基盤の利用規約においてサービス提供事業者にPIAの実施を義務づける**ことを定めた**協定書を締結**し、PIAの実施体制を確保する。
 - このほか、データ連携基盤の利用規約には、PIAの評価結果に応じて接続可否が決まることや、改善策を講じること等を盛り込み、**PIAの評価結果がサービス提供事業者によって適切に反映される体制**とすることも引き続き検討する。



8 公表

- 市民にわかりやすく伝えるために、詳細な評価結果に加え、**10ページ程度の概要版を作成し、事業の開始前に市のHPなどで公表**する。

概要版の構成（10ページ程度）

冒頭：【評価概要】「**●●事業**」に関する**プライバシー影響評価結果**

1. PIA評価の概要（PIAとは、評価の手順）
2. 評価対象となる事業の概要（概要、期待される効果、業務の流れ、事業関係者）
3. 本事業におけるプライバシー情報の取扱いと安全性
 - 取扱情報・情報の収集、利用、保管、廃棄の方法
 - 第三者提供・目的外利用の有無と、ある場合の概要
 - プライバシー影響評価の結果

(イメージ)

レイアウト案

【評価概要】 ●●事業に関するプライバシー影響評価結果 令和●年●月●日

事業者：つくば市（委託先：●●株式会社）

つくば市は「PIA評価委員会」の評価案を参考に、本事業の総合評価を「X」としました。

総合評価	事業の目的等を1~2文で説明
X	プライバシーデータの処理手順について、1~2文で説明
XXX	事業の対象者
	取り扱う情報

評価の対象は？

評価の理由は？
(主なリスクとその対策状況)

① リスクの名称を10文字程度で記載
総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明

② リスクの名称を10文字程度で記載
総合評価の根拠となったリスクの状況や対策状況について、2~3文程度で説明

冒頭は1枚で評価結果の要点が確認できる「まとめ」資料とする

※主なリスクとして本欄に記載するのは~3点程度の想定。

PIA制度策定の論点整理（案）

①目的

（第2回懇話会議論）

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■PIAの実施目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 現実的な問題として、セキュリティリスクがゼロにはならないが、限りなく低減させるための取組としての意義。 市民に対する透明性と説明責任の担保。 サービス提供の迅速性、利便性と人的リソースの課題の兼ね合い。 リスク低減策を踏まえて、市民が主体的に利用を選択できる制度の必要性。 	<ul style="list-style-type: none"> 「100%安全」は難しいが、<u>市民にできる限り安心してもらえるようにどのように取り組めるかが重要。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> パーソナルデータ連携基盤を使ってサービスを提供する事業について、<u>PIAを実施することにより、大きなリスクを低減し、市民が当該サービスのリスクを適切に理解してベネフィットと比較した上で市民が安心して主体的にサービスを利用するかどうかを選択できるように、市民に分かりやすく公表する。</u> 	<p>—</p>

②用語の定義

(第2回、第3回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> PIA対象の個人情報/プライバシー情報とは何か。 「個人関連情報」のどこまでの範囲を対象とすべきか。 適切な概念があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような目的で使うのか、<u>プライバシー情報はどこまでを指すのかをあらかじめ明示</u>してほしい。 <u>個人関連情報すべてを義務づけるのは対象範囲が膨大となり現実的ではない</u>。例えば義務付け対象は個人情報・仮名加工情報、プライバシーに影響を与え得る個人関連情報は推奨と対象を分けるとしてもよいのでは。 位置情報はセンシティブ情報であり、購買履歴等は個人情報に該当する可能性があるので、対象には加える検討をした方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に限定せず、<u>個人特定につながる可能性のある個人関連情報も対象</u>とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ <u>個人関連情報のうちどこまでを対象とするのか。</u> □ 個人情報保護法の定義と「センシティブ情報」、「プライバシー情報」との関係性の精査の上、含むべき事項がないか。 □ <u>PIAを適用する対象（初期評価基準）をどのように定めるか。</u> (定義案) 生存する個人に関する情報のうち、『個人情報（特定個人情報を除く）及び個人関連情報のうち趣味趣向、取引履歴、利用履歴、財産情報、身体・容姿に関する情報、位置情報等の個人特定につながる可能性がある情報』

③適用範囲

(第2回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■PIAの適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none">初期評価を行うか。評価対象はデータ連携基盤を使う事業でよいか。	<ul style="list-style-type: none">● 初期評価に関して、全数調査にするよりは<u>重要性判定基準を策定して対象事業をしぼった方がよい</u>。(例えば関係する人数、データ連携基盤を活用するのか等。)	<ul style="list-style-type: none">● <u>パーソナルデータ連携基盤(※)に接続し、個人に関する情報を送受信するサービス全般を対象</u>。 <p>※ つくばスマートシティ協議会がデータ連携基盤を整備運用するが、パーソナルデータ連携基盤にサービスが接続される際には、市が策定したPIA制度に基づき、評価を実施する。</p>	

④実施のタイミング

(第2回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■実施のタイミング</p> <ul style="list-style-type: none">対象とするプライバシー情報を扱うサービス、システムの使用開始前に行うことでよいか。既存事業もシステム改修/技術革新があった場合は実施すべきか。	<ul style="list-style-type: none">システム改修時、新技術開発時等、事業開始後どのタイミングでPIAを実施するかについては検討いただきたい。	<ul style="list-style-type: none">新規事業を対象。システム改修等大幅な変更があった段階でも再度PIAを実施する。	<ul style="list-style-type: none">再評価実施のタイミングはどの段階が適切か。「大幅なシステム改修」はどの程度で必要と見なすのか。

⑤ 評価項目

(第3・4回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■ 評価項目</p> <ul style="list-style-type: none"> • どのような評価項目が示されると市民は安心か。 • 評価項目一覧(案)は十分か。追加で確認すべき項目はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価項目の精査が必要。適法であるものを評価する前提で整理する。また、行政事業向け、民間事業向けの整理が必要。(項目間の重複、不正提供について問う項目の有無、第三者提供・本人同意・目的外利用は適法になりうる点) ● 事業者の取得している権限や認証は、評価の判断材料の一つになりうる。 ● 何を防ぎたいかを最初に挙げて、そこから情報提供するとわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> • リソースを最大限に活用するため、<u>JIS・GSCA・特定個人情報</u>の評価項目の最大公約数をベースとして項目(案)を作成。 • 取得している認証については、基礎情報として記載させ、評価時に参考とする。 • 項目ごとに記載内容、記載目的を明記する。(ヒアリングシート/ガイドライン)。 	<p>□ 民間ユースケースにおけるチェック項目の違い</p>

⑥ 評価基準 (1)

(第3・4回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■ 評価基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 「影響度」(身体・精神・財産の観点で分けて判定)と「起こりやすさ」を判断基準とすることが妥当か、改善点はないか。 総合評価の見せ方として分かりやすいか、不足している視点はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> データの種類によって個人に与える影響は大きく変わる。発生頻度が低くても主体に与える影響が大きい情報もある。 用語の使い方(LGWAN等)に注意する。リスク評価について、「起こりやすい」「起こりにくい」等カテゴリ分けすることが本当にいいのか。リスクを明示して利用者に注意喚起を促す記載にする形でもよいのではないか。 「起こりやすさ」「影響度」1～4をどのような基準で判断するのか。一定の基準を策定するのか、議論で決めるのか。 「認知症」という病状が漏洩した際の精神への影響は2でよいのか、身体への影響も詐欺被害につながる可能性を考慮すると1でよいのか。どこまでリスクを想定すべきかが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 評価基準については、「<u>影響度</u>」と「<u>起こりやすさ</u>」を基準として検討。 「<u>影響度</u>」をデータの種類によって評価するよう見直す。 「起こりやすさ」は、想定されるリスクシナリオごとに評価するよう見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民にとって安心を得られる基準かどうか。 民間ユースケースの場合に当該基準を使うことの齟齬がないかどうか。

⑥評価基準 (2)

(第3・4回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「影響度」（身体・精神・財産の観点で分けて判定）と「起こりやすさ」を判断基準とすることが妥当か。 総合評価は分かりやすいか、不足している視点はないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 起こりやすさ（管理のIT面）が、委託会社にIDパスワードを振っていただければ必ず3になると、数値のつけ方が難しい。 ● 影響度の数値のつけ方は、実際に対策をどうしているかから逆算する方法もあるので要精査。 ● <u>影響度・起こりやすさの評価は、細かく数字をつけすぎず、全体として総合的に見て付けていく形がよい。</u>補助ツールとして位置づけては。 ● <u>総合評価とその理由・根拠を明示したほうがよい。</u> ● 「絶対心配ない」「こういう心配がある」等簡易な表記にしてもらえるとわかりやすい。 ● 一次評価でリスク「中」だったものが総合評価でリスク「小」になると、意図的にリスクを下げているように感じ得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>総合評価については、評価委員会での審議の結果として提示されることとし、委員会からの評価案で評価理由を論理的かつ明示的に表現する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> □ <u>民間ユースケースの場合</u>に当該基準を使うことの齟齬がないかどうか。

⑦評価体制（1）

（第3・4回懇話会議論）

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■評価体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。 第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 責任者（CPO）を誰にするのか。 第三者評価と責任逃れの関係になることは防ぐべき。PIA実施のタイミングは事業が決まってからでは遅い。 ● 行政としてリスク保有が許されるのか。どこまでのリスク保有を容認するのか整理が必要。 ● 権限をどこまで持つか、手続にどう組み込むのか検討が必要。委託先の変更のみですべて評価しなおしとなると業務量が膨大となる。同種同様のリスクであればPIA省略可も検討しうる対応。 ● 「評価」と「是正してサービスを実施する」のは切り離して検討すべき。評価委員会は評価理由を明示して評価を出すものであり、是正はサービスの実施主体で行うものと分けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 最終評価の責任者（CPO）は、つくば市長。 ● つくば市は有識者・市民・民間企業を構成員とした「（仮）PIA評価委員会」を設置し、評価委員会の評価案を踏まえて市が最終的な評価を決定。 ● 評価委員会として第三者の視点を入れることで評価の客観性を担保する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 民間サービスを対象とした場合のPIAの実効性を担保するために体制構築に当たり留意すべき点 □ PIAはあくまでリスクを可視化し、可能な限り是正を求める手段であり、漏洩の責任は事業者にあると整理するかどうか。

⑦評価体制（2）

（第3・4回懇話会議論）

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。 第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織の価値観とリスク許容度（リスクの軽減・移転・回避・受容等）を踏まえ、特定されたリスクへの市の対応まで市民に明示するべき。評価だけではやや無責任に映りかねない。 ● 民間事業でも市が関与する／市の情報を利用するのであれば市長権限で、是正措置を講じられる状態は必要では。条例までは不要だが、何らかの形で是正要求ができる根拠は必要。評価委員会には是正権限はないものと認識。 ● PIAの実施は市の責任で死守すべき。PIA実施とその権限がCPOにあることを条例でうたわれると一旦成立するのではないか。 ● 条例かどうかは、定める規律内容による。事業主体が決めることが基本。実施の適正を担保するために、必要な情報を提供していない等に対して罰則をかけるとすればありえるのではないか。 	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ PIA制度の実効性を担保するため、運用面で協定・規約を整備する形でよいか。法的拘束力を有する条例ではなく、内規であるつくば市の要綱により制度化し、つくばスマートシティ協議会との協定の下、データ連携基盤利用規約でPIAの実効体制を確保する。 □ 評価を踏まえた対応をどのレベルまで行うべきか （各評価結果の評価後の対応はどうすべきか、D評価でもサービスリリースできるようにするのか、D評価の場合は基盤に接続させないのか等） □ 必要な情報提供をどのように行うか。

⑦評価体制 (3)

(第3・4回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>【前頁再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価の透明性を担保するためにどのような仕組みが必要か。 第三者機関にどこまで権限を持たせて審査すべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> PIA実施対象外も含め、年1・2回運用状況を評価委員会にフィードバックした方がよいのでは。実施不要の水準も、状況を見ながら調整していくこともありえるのでは。 パブコメの実施検討。 事業者が納得してPIA実施できるようなコミュニケーションをどのようにとるのかも論点の一つ。 是正の進め方で方法は変わる。市が責任を負うべき状況で、市が関与しない民間事業の違反や不正をどうするか、議論していく必要がある。 評価委員会に市民が参画しても、市民の視点で評価できる項目はあまりないのでは。十分な対策が取られているかは非常に関心が高いが、市民が評価できるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担軽減に配慮して必要な情報（目安のスケジュール等）を事前に示す。 	<ul style="list-style-type: none"> PIA制度の適切な運用をモニタリングするため、年に1度程度つくば市から（仮）評価委員会に制度の運用状況を報告するとともに、個人情報保護法の改正等のタイミングに合わせて必要な見直しを行う形でよいか。 制度的にはパブコメの対象ではなく、パブコメには時間を要し、サービスリリースが大幅に遅れることになるため、評価委員会において市民が参画することで市民の意見を反映させる形でよいか。

⑧公表

(第5回懇話会議論)

主要論点	懇話会における座員発言	議論を踏まえた整理	今後整理すべき事項と整理に当たってのポイント
<p>■公表</p> <ul style="list-style-type: none">市民にわかりやすく伝えるための公表様式、公表方法。 <p>■罰則</p> <ul style="list-style-type: none">接続させない対応、企業名の公表等の運用面で実効性を担保できるか。罰則まで求める必要があるか。			

PIAの今後の進め方

現状：当初、第4回懇話会までの議論を踏まえ、3月の第5回懇話会において、何らかの規程案を策定し、つくば版PIAとする想定。

課題：第4回懇話会終了後、スーパーシティのデータ連携基盤におけるPIAの在り方について内閣府と意見交換を実施。

- 内閣府としては、スーパーシティのデータ連携基盤にとってPIAは非常に重要な取組であり、つくば市のPIA懇話会を通じて検討された内容が、他の地域のモデルにもなることを期待しているとのこと。
- その上でスーパーシティにおいては、行政サービスだけでなく、民間サービスの実装も対象にしていることから、民間ユースケースを踏まえた評価体制・評価基準等について、もう少しご議論いただきたいとの助言を頂いた。

新方針：R6年度も懇話会を継続し、内閣府と連携の上、民間ユースケース検討し、R6年度末に制度化

